

親しく其光榮を實見し、薩長の内情をも洞察して居たから、勤王黨とか、佐幕黨などと云ふ、國內同胞の相闘く小對立を一擲して、平和の間に國家百年の大計を樹立すべきであるとし、藩主牧野忠訓父子に勸めて建白書を上つた程である。而も薩長を指して、名を尊王に借りる姦物とか、危険なる陰謀ありとか云つて、堂々意見を發表したから、薩長の連中よりは、極めて危険なる注意人物として忌避されて居た。

#### ○河井氏と官軍參謀岩村精一郎

彼此する間に、鳥羽、伏見の激戦は、脆くも幕軍の敗退となり、次いで勢に乗つた官軍は、なだれを打つて、越後路に進攻して來た。時の參謀には、山縣有朋、黒田清隆あり、西園寺公望の如きも、青年公卿として、其の軍の鎮撫使として奮闘して居た。特に上野の方から官軍の應援に來たのは、例の參謀岩村精一郎である。此の時、河井氏は自ら小千谷に至り、長岡藩を代表して、岩村と會見し、例の持論たる、國內相刻を一擲して平和的に國家百年の大計を樹立すべしと説いたが、何分にも岩村は土佐人で、土佐人一流の強剛性を有し、長岡藩の建白書の話なども聞いて河井氏も京都で岩村氏の活動を見て居たのだから、兩氏互に平かならず、寧ろ河井氏に對しては反感を有して居たからたまらぬ。散々議論の結果喧嘩別れとなり、遂に河井氏は、愈々官軍相手に一戦以て北越男兒の武勇を示すべしとの決心を固めるに至つた。此の談判の破裂の爲に長岡の地は兵馬の巷となりて多大の損害を蒙つた。併し之を百年の大計より見れば、節を持して屈せざる越後男兒の本性を最も良く表はすこととなり、其が後世の青年子女に對して大なる刺戟を與へ、向上の良藥ともなつたのである。特に長岡藩の名譽とする所は、何等他藩の尻馬に乗つたのでもなく、独自の識見を以て終始し、一貫の主張を徹底的にふりかざし邁進以玉碎したのであるから、長岡藩としても、河井氏としても、何等遺憾のないことであつた。如何にも立派なる最後であつた。

一説に河井氏が、嘆息して「米澤人は此際の騒動に乗じて、越後を侵略しよう」と云ふ態度があり、會津人は之を横合から嫉視すると云ふ風がある。余は奮戦して高田まで蹂躪したる、官軍と和するより外に道がないと思ふ」と云つて居たと云ふが、諸藩の聯合と云ふことは實に困難な話で、第一あれ程堅固な同盟の薩長でも、一時は蛤御門の合戦となつて、久坂玄瑞の如き名士が戦死して居るから、仲々云ふべくして、行はれないものである。無論あの際、東北同盟が完全に出來て居たら、勝敗仲々決せず官軍も頗る困惑したに違ひないけれども、事實、兵器の整備は薩長と各藩とは多大の懸隔あり、其は到底戦争にならぬ。實戦となつても、東軍が、陸路を中心として官軍を防禦する事に、専念して居る間に、官軍は早くも、海路を以て新潟方面に上陸し、東軍の背後を脅す丈の餘裕があつた。其は何も越後方面に限らず、秋田藩（羽後）に於ても、官軍の作戦は右の通りであつた。官軍には、強力なる海軍の應援があるのであるから、兩軍の大勢より見て、何としても東軍は敗れる運命に在つたものである。併し、運命の如何は天の事であるから、人にて如何とも爲し難い處である。要は人事を盡せば足るのである。

#### ○政治家としての河井氏

當時の各藩の内容を見るに、何處でもお家騒動、悪く云へば家老連中の政權争奪と、下級武士の現状打破運動との交錯で、寧日なき有様であつた。長岡藩でも然りであつた。互の反對、疑惧あり、且つ官軍に内應する者もあり、仲々藩論の統一などと云ふことは困難な仕事であつた。特に河井氏は小祿の出身であつたから、尙更、此の點には苦心が多かつたに違ひない。其でも家老として、重職に備はるや、直に諸般の改革を決定したそれより僅か、二三年の間に此の大事に遭遇しながら、良くもあれ丈の活動をしたものである。とても尋常政治家の及ぶ處でないと思ふ。



## ○河井氏の學風

當時の長岡藩としては、堀川派の古學を採用し、藩の學問を統一して來て居たが、其の學風は、一般に空理空論を排して實行を尊重するものであつたから、此藩からは、文章家などは出て居らずに、政治經濟方面に卓越した人物を多く輩出して居る。

河井氏は、山田方谷の門人で、陽明學に深い造詣を持つて居た。大體、陽明學と云ふのは、文章や或は經書の註釋を重視せず、知行合一を尙ぶ、所謂實際的な經世救國の理想を有する學派であるから、寧ろ幕府からは危険視されて居る學派であつた。例へば、陽明學の大家、熊澤蕃山、大鹽平八郎の如きは、幕府から見れば極めて危険人物にして、其の終りを良くしない方であつた。但だ長岡藩は代々幕府の樞要の椅子に備はる關係上、學風の事を幕府では大目に見て、之を看過して居たこと、思はれる。また當時の長岡藩は、主君が幕府の大政に參與する家柄であつた爲に、藩士なども、中央の政治知識を採取し、何としても伸藩に比し、政治的訓練が進歩して居たやうにも思はれる。兎に角、河井氏は此の陽明學を自己修養の根柢として、人格を鍛鍊し、あれ程迄の人物になつたもので、彼は唯だ一代の俊傑として、何處に出しても恥しくない人物である。彼は一長岡藩の誇りたるのみならず、實に越後人として、飽く迄誇つても良い人物である。

## ○西郷隆盛と河井氏

河井氏の最後が、餘りに悲惨であつた爲に、後世の人は談判の相手が、青年岩村でなく、大西郷たらしめば、或は必ずや、河井氏と折衝圓滿に行くこと、恰も江戸城引渡しに於ける、勝安房と大西郷の如くであつたらうと云ふ論を唱へる者も稀でない。大西郷は天空海淵の、史上稀なる雄大なる人物であるから、まさか岩村氏との談判の如き結末には到らな

つと思ふ。併しながら、政治上の談判と云ふことは、力の關係である。決して父子同胞の交渉の如く、愛情とか、仁義などと云ふ性質のものではない。縱令、愛情、仁義が其中に混在して居るとしても、當事者の豫期すべき性質のものではない。政治上の談判は、必ず力と力との實質關係であることを先づ知つて居らねばならぬ。

政治上の談判が、力と力との關係なりとすると、強者は弱き相手を、不利な條件で以て抑へつける。弱ければ弱い程、不利な立場に陥る。試みに思へ、獅子と虎の談判なるが、先づ五分と五分の立場である。然るに獅子と狼になれば、最早十と一との談判である。強者の權は忽ちに狼の頭上に落下する。かゝる理より推しても、長岡藩と官軍との交渉が、江戸城と官軍との交渉よりも、遙に困難なるものなることがわかつて思ふ。無論、長岡藩が一も二もなく屈服すると云ふのならば、何でもないが、相當の體面を維持して、平和的に解決すると云ふことは、仲々困難な話である。岩村軍監は、年少氣鋭、而も必勝の勢を以て臨んで居るのであるから、勝敗の豫測は最早戦はざるに、十中の十迄決して居るのである。江戸城と官軍ならば、作戰の方法とか、或は其他の各方面を綜合すると、江戸城必ずしも官軍に劣る譯でもなく、或はフランスの後援さへ得ると云ふ決心がつけば、猛然起つて雌雄を神奈川平野に決し得べく、フランスの武器、軍需品を以てすれば、必ず官軍に對して大なる痛撃を與へ得たこと十中の七八迄確かである。故に江戸城と官軍の談判は、獅子と虎の談判迄行かずとするも、獅子と熊位の談判にはなる。故に勝安房も最後の決意を腹に持つて、大西郷に對したからこそ、官軍も充分讓歩したのである。江戸城に對して、大いに讓歩した官軍が、會津に對しては、相當苛酷に出て居るのは、要するに強弱其の勢を異にして居るからである。故に長岡の小藩を以てすれば、勝安房と雖も河井氏以上の事が出來ない筈である。江戸城を以てすれば、河井氏も勝安房のやうな大賭博が打てた筈である。其地位とか、其仕事とか、かゝるものは其人の運命であるから、何とも致方ないのである。我々は唯何と云つても、河井氏に同情せざるを得ないのである。



### ○新發田藩の去就

新發田藩は、戊辰の役に際し、極めて曖昧の態度を持して終始した。官軍に参ぜんか、米澤藩及村上藩の軍が、既に新發田に到着して居る爲に、忽ちに其の砲火の洗禮を受けねばならぬ。然らば幕府方とならんか、初め新發田藩の兵は、多く京師に在つて、官軍に従ひ居るを以て、今更幕府方ともなりかねる。如何にも苦しい立場に在つた。

かゝる苦悶最中に、米澤藩及村上藩の佐幕黨は、新發田藩主溝口直正氏を拉して米澤に人質とせんとしたから、大騒動となり、而も村上藩兵二百、砲火を新發田に加へんとするの氣勢を示したから愈々事切迫し、藩民は自ら橋を撤去し、敵の來襲を防ぎ、藩主をして清水谷に避けしめた。其の間に長岡城陥落し、官軍の軍艦が松ヶ崎に來り、其軍新發田に入るもの續出し、村上の藩兵も、事終れりと爲して退陣したから、新發田は兵火より免れることが出來た。そこで今や、新發田藩も意を決して、官軍方となり北進を開始した。

時に官軍の先鋒は中條に到着したが、米澤藩兵は直ちに之を夜襲して、相當面白い局面を呈したが、赤手以て江河の流支へ難く、惜しくも敗退し、薩長、越前、加賀の諸藩兵は、潮の如く村上に嚮つた。當時、村上藩主内藤信民死し、其の嗣幼く、爲に藩論歸一する所なく、老臣烏井氏は割腹して、罪を官軍に謝し、藩中の佐幕黨は、莊内に合流したので、村上は忽ち官軍の爲に押收せられ、米澤も間もなく降つた。東北諸藩、概ね官軍に降つたが、會津獨り抗戦を持續した。

### ○津川口の戦

七月、保田方面より來侵して來た官軍は、赤坂城を陥れ、次いで石間關を襲撃した。東軍は致方なく津川に退却し、河を境にして陣を敷き、稍々兩軍睨み合つて居た。時に官軍の別隊は、又赤谷、綱木峠、諏訪峠を攻略して更に進み、兩方

面より會津の軍を討つた。會津の兵は何分にも決死の勢であるから、一般諸城の兵とは、趣を異にし、仲々退却せず、約五千の會津軍と一萬の官軍とは、大關相撲となつて四つに組んで動かさず、八月末迄一進一退、勝敗決せず、流石百戰百勝の官軍も、稍々困憊してしまつた。所が八月末になつて會津軍は白川口が敗れ、東山の官軍が城下に迫ると聞き、自ら軍營を焼いて退却したために、官軍之を追撃して會津に入り、會津軍も白虎隊の雄戦を最後に、花々しく落城してしまつた。是に於て越後は全く平定し、官は民政局を各所に設置して、明治の新政を布いた。



## 越佐拾遺

### ○竹内式部

徳川幕府の政策は、幕府第一、朝廷第二、諸藩第三の主義とも云ふべく、幕府の持續に有害なるものは、何物も犠牲に供せられた。幕府の學術は朱子學を以て其の本尊とした。併し、其は主君なる幕府に忠なるべしとの主義であつたのである。然るに時勢は變じ、國學の發達と共に、幕府の存在に對して多大の疑惑を抱く者も出て來た。我國體としては、朝廷第一、幕府第二が本體に非ずやと唱へる者も出て來た。かゝる思想は、無論幕府にとつては、危険極まる思想であるから陰に陽に彈壓した。特に畏多くも、皇室に對し奉つては、經學史學の如き、政治史はなるべく御讀みにならぬやう、また武事の如きも、かゝるものは野蠻なる技なれば、天子としては一切御研究なく、唯日本古來の風流の道、和歌こそ最も皇室にふさはしけれ、と云ふ主義で、而も皇室の御を制限し、公卿に對しても俸祿を成るべく少くして、以て其の自立の力なからしめると云ふ風に、一切の力を擧げて、皇室抑制策に盡したのである。

併し、世は轉々として、時は遠慮なく流れる。幕府の最も恐れた皇室中心主義は、却つて自己の枝流水戸藩光圀卿より出で、天下を指導するに至らんとは、如何に深謀遠慮の家康でも、自分の獎勵した朱子學から、却つて皇室中心主義の子孫を出さんとは、恐らく夢にも思はなかつたことと思ふ。一度皇室中心の思想出づるや、幕府に對して不平の徒は勿論、國學に造詣を有する智識階級が、次第に之を唱ふるに至つたのは是非もなき次第である。其の中に竹内式部の如きは、其の學識の深淵と人物の剛毅とを以て、幕府を、可成り畏怖せしめたのであつた。

式部は、名は敬持、羞庵と號した。式部と云ふのは、徳大寺家に仕へた後の名である。彼は正徳二年新潟に生れた。家は代々醫を以て業として居たと云ふから、當時のインテリ階級なることは明かである。式部は天資鋭敏、學を好み、長じて京都に遊び、玉木葦齋に従つて、神道と儒學を研究した。また彼は兵學を究めて、其の奥義に達し、尙武技にも秀でて居た。彼が如何に武技に精熟したかは、弓の矢の來る手に握ることが出来る程であつたと云ふ。

彼は初め、京都の徳大寺家に仕へて居たが、其學の進むに及んで、徳大寺大納言公城は、主として其の學を受けた。三條大納言公積、西洞院少納言時名、高野中將隆古、岩倉中納言恒具、坊城中納言俊逸、烏丸大納言光胤等は、相繼いで門に入つた。皆朝廷の近臣である。

式部の志は、皇室の衰微を挽回して、古の尊嚴に復せんとするのであつた。時に神代の卷を御前に講ぜんとする話があつた。時名、隆古、俊逸、公城等は、何れも其の講説の任に當るのであつたが、時名の如きは、御前講演の前に、必ず竹内式部と先づ質問討議し、充分に思想を練り、然る後講じたのであるから、聖上は深く之を嘉みし給ひ、式部の説が最も嘉せられ、他は以て聽くに足らずとされた。式部は無位の人であるから、素より帝前に入る資格はなかつたので、平生往來する公卿達をして自己の抱懐する思想を、聖聽に達せしめたのである。かくて至尊の式部を御信頼の叡慮は日に厚く、また徳大寺公城等は、大いに喜んで、「中興の大業また庶幾すべし」と叫び、大いに式部を優待した。

式部は人物方正端毅、思慮周密、敢爲の氣象勃々であつたが、其の言動は決して粗暴に陥らず、頗る優雅であつたから公卿は勿論のこと、四方の人士の彼に就いて教を受くる者日に増加した。式部は肇國建基の本源に遡り大義名分を闡明し大いに人心を鼓舞した。聽く者は皆雲霧を披いて天日を拜するが如く、悉く彼の説を會得し心中爽快を覺ゆるに至つた。併し、喬木風に折らるゝの譬あるが如く、式部の名聲四隣を壓すと共に、忽ちに其の反動は現はれた。曰く「式部の門に出入する者は黨を結び異圖あるが如し」と。時に一條關白は元來は垂加の學を悦ばず、然るに式部は山崎垂加再傳の弟子



なるが故に、關白一條道香の式部を好まざるは明かである。且つ其の式部の論ずる所は、皇室の威權を増大して幕府を抑制するにあるを以て、必ずや事端を滋くするの恐あるべく、然らば遂には承久の大亂の先例に陥るなすとせず。故に平生幕府黨たる一條關白は、式部を退け、神書の講筵を止めんことを、至尊に請ひ奉るに至つた。至尊之を許し給はず。一條關白は京都所司代と謀り、更に至尊に請ひ奉つて、遂に寶曆八年六月、式部を退け、神書の講筵を廢止するに至つた。且つ七月、更に所司代の棟腕は公卿に下り、三條大納言以下、二十三人の官職は削られ、十七人は薙髮屏居の憂き目を見るに至つた。この翌年、如何にもして、式部を罪に陥れんとし、之を逮へて糺治したけれども遂に何等の罪科を見出し難かつた。致し方なく、極めて小なる罪を故意に作り追放の刑に處した。時に寶曆九年五月である。

式部は追放せられて後、名を正庵と改め、伊勢宇治に赴き、權禰宜、蓬萊雅樂に依り、又御師鶴飼又太夫の邸に寓居した。後、明和四年八月、山縣大貳、藤井右門の獄起るや、人は式部も其謀に預ると誣告したものがあつた。是に於て再び捕はれて江戸の獄に繋がれた。山縣、藤井の獄には何等關係はなかつたが、嘗て禁を犯して京師に入つた廉を以て、罪せられて十二月八丈島に流された。式部は配所に赴き、船中に在つて濕疾に罹り、三宅島に上陸したが幾何もなく島中に歿した。時に同年同月である。享年五十六歳。

式部には一男一女あり。男は正計といひ其の行方は全く不明である。式部は、明治二十四年正四位を追贈されて、靖國神社に祀られた。近時新潟市人相謀り、白山公園に一大石碑を建てた。文は文學博士星野恒氏の撰である。銘に曰く、

幕府擅權	海内駭奔	邸第栢比	貢篋山屯	如何京師	事多悲酸	宮門不啓	軒埋晝昏
君策復古	立意葦美	先德後力	行絕譎詭	本立道生	慎終謀始	中興可期	君臣喜起
尊王斥霸	寔繁有徒	底之干行	君爲權輿	惜也中沮	橫罹罪辜	一時藏機	以俟後圖
爰迨明治	宿氛消蕩	百度一新	天人欣仰	鴻業攸由	恩逮泉壤	褒贈優渥	歲時穉亨

白山之園 信水之濱 青松交陸 白沙鋪銀 桓々豐碑 茲表偉人 銘辭無愧 永詔千春  
惟ふに、竹内式部の事蹟については、今だに其の詳細を盡すことが出来ぬ憾がある。當時重き刑罰に問はれ、殊に忌諱の多き徳川時代の習として、當然傳へ得ることも、語るにも書くにもお互に警戒して、仲々發表しないから、式部に關係する文學、評判は一切残らなくなつてしまつたのである。  
人は偉人に對しては、日常の生活や、學動や、容貌や、家族や、子孫の事を知らんと欲するのが、人情である。然し式部に關しては何事も傳はらぬ。彼の筆蹟は僅に残つて居るに過ぎない。彼の父母も明確には何とも判定し兼ねる。彼の妻の手紙も残つて居るが、其の最後は如何なつて居るか、全く不明である。實に遺憾極まりなきことである。

### ○佐渡の金山

日支事變の勃發以來、金の價值が急激に増大し、一匁元來五圓なるべき金が、昭和十三年の夏には、十四圓三十錢に上つて居る。正に平時の三倍である。其は對外爲替相場の維持の爲に、金の現送が必要缺くべからざるが爲に、かくの如く値上りしたものであるが、太古より何れの時代と雖も、金こそ寶物中の寶物として、人類の何人にも夢にも幻にもつきまといふ魔物である。然らば其の金の産地なるものは我等人類に對して、最も貴重なる泉なりと申しても敢て過言ではない。實に我が戰國時代に於ても、其の武力の背景に財力を必要としたことは、今と何等變りないが、其當時の英雄にして、金銀銅鐵を重視せぬ者は、一人もなかつた。甲斐の水晶や金山は皆信玄の獎勵に基くこと云ふ迄もないが、上杉謙信の如き鷹將が連年出兵して、而も尙財政の餘裕綽々たるものありしは、一に佐渡の金山を利用したるによる。

擬、佐渡の金は如何にして、採掘さるゝに至りしかと云ふに、今昔物語に、能登國で鐵を掘ることを業として居る者が佐渡の國に行つて、金を掘ると云ふ話がある。其に、(大意を説明す)



今は昔、能登の國に、鐵と云ふものを取つて、國守に獻するのを業とする者があつた。〇〇といふ國守の時に、其の従業者六人あつたが、ある日、つれづれの物語に、長の一人が佐渡國にこそ金の花咲く處ありと云うた。之を聞きつけた國守は、早速其の長を呼び寄せ、種々の物など與へ、尙よく問ひしらべたる後、「然らば取りに行つて來い、どんな物が入用か」と問うた。「只小舟一つに糧少しあれば宜しい」と云つて、長は人をも連れず、佐渡へ出かけた。二十日過ぎて、一月過ぎて戻らない。國守も今は呆れ忘れて居る處へ、例の長は現はれた。長く黒ばみたる〇〇に包んだ重たげなる物を國守に手渡したが、いかにせし事か、其後長の姿は消えてしまつた。人を東西に分けて尋ねたけれども、遂に行方は知れなかつた。而して包の中には、金千兩あつたと云ふ。

物語の作者は之に説明して、

然れば、佐渡國に金は掘るべしと、能登國の人云ひけるなり、其の長の後にも、必ず掘けんかし、遂に不聞で止にけりとなむ、語り傳へたるとや。  
と云つて居る。

右の如く、佐渡に金の出ることは、上代からして、人々の間に知られて居たらしく、而して此の作者の批評にもある如く、後にも掘つた人があつたけれ共、遂に歴史上にも書かれず、物語にも傳はらずに終つた。上杉謙信が佐渡の金を軍用に供したが、其は多く西三川村の砂金であると云はれる。古には火藥の用法が明かでないから、採鑛に鋤と鑿とのみを用いてこつ／＼とやるのであつた。

西三川村砂金山の採鑛に關しては、俳人曉臺且水が、其の佐渡日記に、

西三川村に砂金を出せる山あり、其様を見るに深く穿ち入るにはあらで、岨なるを穴取れる也。雲かゝる山も終に切りならせば、只ほろ／＼と其が砂に混りてあるを、高きより水を引き、ねこたに流して砂金を取るとぞ云々。

とあるやうに、全く原始的なるものであつた。

相川金山に關しては、同書に、

天文十一年の夏、越後國の商船、澤根の浦に纜を繋ぎて、終夜天を望むに、金銀の紫氣空中に現するを怪しみ、逆旅の主人に議りて、地頭本間氏に告げ、鑛脈を尋ね、鶴子山を開きけれども、功の成らざるを嘆じて、越後の國主上杉謙信にかくと訴へければ、入道が下知として、同國魚沼郡上田山の金掘人夫數百人を渡らしむ。天文の末弘治の頃までに、銀銅を得たる中に、金も少しく混りたれど、費用を補ふに至らず、年經て慶長六年、關東の御領に併せられしより、天も亦盛徳に感じけるにや、金銀を出す事年毎に多く

と書いてある。當時上杉謙信の發掘に際して、金の産出額大なるものがあつたならば、恐らく彼の活動は更に倍し、或は中原に天下を争ひ得たかも知れぬ。實に天は彼に運を與へずして、徳川に與へた。

家康の富力が、實に天下の諸侯中、最大のものであつたことは、日本耶穌教會年報に、

内府は日本に於ても京都に於ても、關東に於ても、最も豊裕なる君にして、巨額の金銀を集積し之が爲到る處、頗る人々に恐れらる。内府の京都方面に於ける住居、伏見の第に貨幣を貯藏したるに、數月前其の重量の爲めに、梁折れて一室陥落したり。此の莫大なる財寶は獨り豊富なる献上物に依るのみならず、主に金銀鑛山より來るものにして、内府は悉く之を獨占す。加之、近頃再び發見せられ毎年非常の富を掘り出す事になれり。

右の記事は、佐渡金山が大いに意味されて居ること明かだ、家康の富力以て想像し得るではないか。ナポレオンが嘗て、「戦に必要なるものは、一に金、二に金、三に金なり」と嘆じたが、資源貧弱なる國が其の戦ふに當りてや、内に自信なく、常に戦々競々として物資の缺乏を之恐るゝ有様である。歐洲大戰に際して獨逸の一敗地に塗れたるは、金力遂に英佛に敵せざりしによる。個人的活動も其の根本は黄金である。かゝる點より論ずれば、佐渡の金山も亦以て天下に影響する所頗



る大なるものがあつたと思ふ。

### ○良寛和尚

良寛和尚は、禪宗の僧侶で、國上山に居られた。實に奇行に富んだ、世にも稀なる愉快な和尚であつた。和尚は出雲崎の人で、家柄は代々地方の豪族であつた。父は左門と稱し晩年剃髮して以南と號した。皇典に通じ、和歌俳諧を善くす。嘗て京都に遊び皇室の式微を歎じ、「天真錄」と云ふ本を著はし、遂に悲憤の餘り水に投じて死んだ。良寛は其の長子である。

良寛は幼より、群兒と性を異にし、流俗の事を好まず。長じて寡慾澹如、最初光照寺の女乗の弟子となつたが、弟をして舊業を繼がしめ、自ら薙髮して良寛と稱し、大愚と號した。後郷里を出で備中玉島圓通寺回仙に従ひ、留まること數年佛道を極むること深かつた。其より海内を歴遊すること二十餘年、旅より還つて國上山に住した。併し晩年其地が幽僻で事に不便なる爲、居を山上乙子祠の傍に移し、破衲以て寒を禦ぎ、薄粥以て飢を凌ぐと云ふ風な簡單生活であつた。そして冬夏は庵を出ないで、氣候の良い、春秋のみ出て村内に托鉢するのを年中行事として居た。

良寛は一般人の如き嗜好を有せず。參禪の餘暇、吟詠筆墨を以て遊戯と爲して居たが、嘗て人に云ふ「吾の好まざるもの三あり、詩人の詩、書家の書、料理人の料理なり」と。彼が人工的細工を一切卻けて、唯天然自然、天真爛漫を愛するの情、以て想見すべきである。彼は平生兒童を愛し、村落を過ぐるや、常に童子を召集して共に遊び、或は鬼遊、或は隠れん坊を共にする等、全く兒女と心を等しうす。或時に於ては、隠れん坊の結果、和尚は熱中して積藁の中に隠れ、遂に里人が不思議に思ひて、搜すに、其が老人の良寛和尚であつたと云ふ逸話もある。彼は人の衣服を贈り、錢財を施す者あれば、遠慮なく之を受け、路に飢寒の者あれば、直ちに之を施す。嘗て良寛は、一民家で食事して居た。然るに當時破牢

の者ありとて、大騒動中であつたが、其が丁度良寛の頭髮蝟毛を見て、「之こそ盜賊なるべし」とて、村民集つて大いに罵り繩にて縛り將に之を穴の中に埋めんとした。而も和尚は一言の辯明もしなかつた。偶然良寛を知る者が来て大いに驚き此は盜賊に非ずして、名僧良寛和尚なりと説明したので、村民は大いに驚き直ちに縛を解いて陳謝した。其人が云うた。「貴僧は何故に辯明しないのであるか」と。然るに良寛は、「かゝる場合に辯明したればとて無効なるべし」と云うて、平氣であつた。

彼の家の床の下に筍が生へた。彼は床を撤し去り、家を毀ちて、筍を養ひ、竹となし、其の下で歌を作つて居た。彼は非常の能書家で、専門家と雖も仲々彼に及ばなかつた程であるから、人々は争つて彼の書を得んとしたが、彼は人には書を與へなかつた。唯子供等が球戯の役で之を乞ふと、喜んで書を與へた。

良寛は平生、論語を好んで読んで居たが、鈴木文臺と云ふ人に、論語中の一事を問うた。然るに其は、論語の註の中に出て居る事であつたから、「其は論語の註の中にあるに非ずや」と云つたら、良寛曰く、「余は註を読むを欲せず。註を読むと却つて其中に疑を生ずる」と。また或人は良寛に就いて和歌を學ばんとし、教を乞うた。良寛曰く、「須く萬葉集を読むべし」と。其人は更に尋ねた。「萬葉集は古くして、解し難し」と。良寛曰く、「其は汝の解する所の詞を以て、汝の思ふ所の事を述べれば足れり」と云うた。

龜田鵬齋は北遊して越後に來た事があるが、其の時、良寛の庵を訪れた。然るに其の時良寛は、坐禪して居たので、自らも坐して待つこと半日、良寛も鵬齋の俗士に非ざることを知り、大いに歡待した。鵬齋は「良寛の草書を得てより、漸く草書の妙を覺るに至つた」と云つて、良寛の書を常に神品とし、深く愛藏して居た。其後、良寛は江戸に至り、鵬齋に會せんとして其の門に入つたが、當時鵬齋は經書を講じて居たので、門番は素より良寛なるを知らず、良寛の弊衲破笠、乞食の如きを見て、刺を通じなかつた爲に、良寛は靈然として門を立ち去つた。後で鵬齋は其の話を聞いて、彼は必ず越



後の高僧良寛ならんと云つて、門生をして之を追はしめたが及ばなかつた。鵬齋は良寛を以て、「彼は瀟洒無爲、蓋し喜撰以後の第一人なり」とし、良寛もまた、鵬齋を以て個儻の士として、之を尊敬した。

### ○良寛の歌

良寛は、國上山の五合庵に靜居したが、其は山の中腹で、國上寺へ登る西坂の中段にある。彼の生活は如何に簡單であつたかは、一箇の摺鉢を以て米をとぎ、味噌をすり、顔を洗ひ、足をも濯いだと云ひ、客に出す茶碗がないので、近所の墓地から茶碗を拾つてきて用ひたと云ふ逸話もある。其の生活の淡泊なる推して知るべしである。

あしびきの、國上の山の、冬ごもり、日に日に雪の、降るなべに、往來の道の、跡も絶え、故里人の、音もなし、浮世をここに門さして、飛驒のたくみが、打つ繩の、只一筋の、岩清水、それを命にて、新玉の、今年の今日も、暮しつるかも。

此國の冬を知る者には、此の閑寂な、冬籠りの光景が思ひ出されるに違ひない。雪中に岩清水のちよろ／＼と流れる姿はなんと靜の極致ではないか。

山かけの岩間をつたふ苔水のかすかに我はすみ渡るかも

夜もすがら草の庵に我れをれば、杉の葉しぬぎ霰降るなり

山かけの草の庵はいとさむし柴をたきつつ夜を明かしてむ

小夜ふけて岩間の瀧津音せぬは高根のみ雪降り積るらし

夜は沈々と更け渡り、寒氣愈々増し來る冬の夜に、良寛は自ら起つて、柴をたき、其の火赤々と自分の顔を照す氣持良さに、うと／＼する其の山家の冬ののどけさ。實に羨ましい氣がする。

み山への雪ふりつもる夕ぐれは我が心さへ消ぬべくおもほゆ

柴の戸の冬の夕の淋しさは浮世の人のいかで知るべき

山蔭の眞木の板尾に音はせねど雪のふる日は空にしるけし

今よりは故郷人の音もなし峰にも尾にも雪の積れば

我等は右の歌を讀むと、良寛が自ら閑寂を愛好し、山中に隱遁しながら尙人里を戀ひ、人の我が庵に訪れるやうに、希つて居た様子が想像され、彼の心は、寒巖枯木とならずして、尙潑冽清新の氣を滿たされ、人情が油然と湧き出づる姿を見るのである。其處に良寛の誠の姿が見出されはしまいか。

わが宿は國上山もと冬ごもり往來の人のあとかたもなし

彼の冬ごもりの心境が、閑寂、寂寥、孤獨、何とも名狀し難いやうによく描寫されて居る。

長き北國の冬も漸く去らんとし、春は祕に訪れ來る。

子供等と手たづさはりて春の野の若菜をつめば楽しくもあるかな

こどもらと手まりつきつつ此の里に遊ぶ春日はくれすともよし

霞立つ長き春日を子供らと手まりつきつつ今日もくらしつ

陽炎の立つ春の野に、北國の色の白い無邪氣な子供達を相手にする良寛の姿は、何と平和なものであつたらうか。彼は穏つき、隠れん坊、おはじき、鬮草などをやつて、子供になつた氣持で遊びたはむれた。

彼の歌に、

春の野に董つみつゝ鉢の子を忘れてぞ來しあはれ鉢の子

とあるのは、春の野遊びに熱中して夕日に照されて歸る際に、托鉢の道具の鉢の子を忘れて來て惜しいと云ふのである。



尙、晩春の景としては、

草の庵に足さしのべて小山田の山田のかはづ聞くが楽しさ

夕暮に國上の山をこえ來れば衣手さむし木の葉散りつつ

飯乞ふと里にも出でず此頃は時雨の雨の間なくし降れば

水やくまむ薪やこらむ菜やつまむ時雨の雨が降らぬその間に

山田の蛙の聲を、足を投げ出して、ゆつくりと聞く彼の幸福な姿は何と羨ましいではないか。

この里の桃のさかりに來て見れば流にうつる花のくれなゐ

彼が桃の花見に來て、山重水複道なきかと疑ふと云ふやうな人里遠き場所で、平和に水流を見て居る有様が繪の如くに想ひ浮べられる。

去年の秋蟲の音聞きに來し野べに若菜つみつつ歸へる今日かも

今日もかも子等がありせばたづさへて野べの若菜をつまましものを

飯乞ふと我が來しかども春の野に董つみつつ時をへにけり

ゆくりなく我れ來にけらし春の野に若菜つみつつ君が家べに

更に彼は、

あしびきの片山影の夕月夜ほのかに見ゆる山梨の花

むらぎもの心樂しも春の日に鳥のむらがり遊ぶを見れば

山吹の花のさかりは過ぎにけり古里人を待つとせしまに

あしびきの國上の山をこえ來れば山時鳥をちこちに鳴く

五月雨の晴れ間に出でてながむれば青田すすしくなりにけるかも

秋もややうらさびしくぞなりにける小笹に雨のそそぐをきけば

秋風の尾花吹きしく夕暮は渚によする波かとぞ思ふ

飯乞ふと我れ來にけらしこの園の萩の盛りに逢ひにけるかも

いと早き月日なりけりいと早く年は暮れけり我れ老いにけり

と歌つて、秋の次第に深まり行く、國上山の邊の風物を叙し、兼ねて我が心境をも吐露した。

良寛が、禪宗の奥義に達して居たことは、素よりであるが、彼の歌には、此の佛道に關するものが相當多いから、参考

の爲に列擧して見ようと思ふ。勿論彼は、宗派は曹洞宗であるが、所謂宗派などには、絶対に拘らなかつた。彼には、禪

も、法華も、眞言も、念佛も、神道も何等拘泥するところがなかつた。

五陰皆空と照見して一切の苦厄を度すといふ心をよめる。

世の中は、はかなきものぞ、足びきの、山鳥の尾の、しだりをの、ながながし世を、百よつぎ、五百代をかけて、萬代に、きはめて見れば、枝にえだ、ちまたに巷、わかるへて、たどるみちなみ、立つらくの、たづきも知らず、をるらくの、すべも知らず、解き衣の、思ひみだれて、浮き雲の、行くへも知らず、言はむすべ、爲むすべ知らず、沖にすむ、鳴のはいろの、水鳥の、やさかのいきを、つきわつつ、誰に向ひて、うたへまし、大津のへに居る、大船のへづな解き放ち、とも綱とき放ち、大海原のへに、おしはなつことの如く、遠方や、繁木がもとを、やい録の敏録もて、うち拂ふことの如く、五つのかげを、さながらに、五つの陰と、知るときは、心もいれず、事もなく、わたしつくしぬ、世の事々も。

彼の歌に、



現し身のうつし心のやまぬかも生れぬ先にわたしにし身を  
津の國のなにはのことはよるべやし唯一足をすすめもろ人  
右の長歌の意味は、

世のなかといふものは、儂はなないものである、長い現世を、百代、五百代、萬代までも考究してみれば、枝から枝、道から道と分れ、いよいよ複雑多岐となつて、どの道を迎ればよいものか、判らなくなつてしまふ。考へれば考へるほど、立つても居てもをられぬ氣持となり、思ひ亂れ、進むことも、言ふことも、爲すことも方法が判らず、ただ溜息をついてゐるばかりで、この苦しみは誰に向つて訴へやうもない。これは一切空の理を悟らず、我に囚はれてゐるからだ。故に、港に碇泊してゐる大船の綱を解き放つて大海原へ押し放つが如く、また繁つてゐる木の根元を鋭い鎌で切り拂ふ如くに、我を捨て、一切空の理を悟るときには、心の迷ひも消え、障礙となる事もなく、世の中のすべても悟りつくすことが出来る。

また、短歌の方は、

現世に生きてゐる此身の現世心、すなはち自分の我を立てる心はなかなか止まぬものだ。生れぬ先に、すでに吾身ではなかつたもの、つまり吾といふものはもともと無かつたのであるのに、との意味で、

次の歌は、

いろいろな事はどうあらうとも諸人よただ一足を進めよ

と云ふのである。

また彼の歌に、

春雨のわけて其れとは降らねどもうくる草木のおのがまにまに

いかなれば同じ一つに咲く花のこくもうすくも色をわくらむ

白つゆはことにおかぬをいかなればうすく濃く染む山のもみぢ葉

右は差別の中に平等あり、平等の中に差別ある人生の姿を、觀察したものである。

ひさかたの雪野に立てる白鷺はおのが姿に身をかくしつ

世の中はなににたとへむぬば玉の墨繪にかけるをの白ゆき

世の中は何にたとへむ山彦の應ふる聲の空しきがごと

夢の世にまた夢むすぶ草枕寢覺さびしく物思ふかな

右は何れも、現世の儂なきことを詠んだ、無常觀の歌である。彼は更に死と云ふことに、直面して、如何に歌つて居るか

かと見るに、

○都良子が死にけりと人のいひければ

山風は時し知らねばもみぢ葉の色づかぬまを何かたのまむ

いと早く散れる紅葉におどろきて我が身の秋は思はざりけり

遅しとし何かわかつたむ空蟬のありてなき世と思ひ知らずや

ありてなき世とは知るとも空蟬の生きとしものは死ぬるなりけり

○里人のしきりに身まかりける時

忘れてはおどろかれけり紅葉ばのさきを争ふ世とは知りつつ

○人にかはりて

何事も皆むかしとぞなりにける花に涙をそそぐけふかも



○こぞは抱瘡にて子供さには失せにたりけり、世の中の親の心にかはりよめる  
人の子のあそぶを見ればにはたづみ流るる涙とどめかねつも

もの思ひすべなき時はうちいでてふる野におふるなづなをぞつむ

○子供のみまかりたる親の心に代りて

去年の春折りて見せつる梅の花今は手向となりけるかな

唐衣たちも居てもすべなきあまの刈る藻の思ひみだれて

五合庵に盗人が忍び入つた。所が何一つ盗む物もないのに、盗人もあきれ返つた。然るに良寛は、其は盗人に氣の毒である云つて、わざと蒲團からころがり出たので、盗人は好機逸すべからずとなし、蒲團を抱へて逃げ去つた。良寛は折から窓に射し入る月を眺めながら、

ぬす人にとり残されし窓の月

と詠んだと云ふ。彼の浮世を一切捨て、物心に我執なく、如何にも禪僧らしい心境の持主であつたこと、自分の境遇の不幸に對して、客觀的の觀方をして居る點から云つても、其の心の奥底に綽々たる餘裕あることを示すもので、到底凡庸世捨人の及ぶ所ではない。

人は良寛と、俳聖芭蕉とも比較するが、何れも藝術の奥義に達した、百世の偉人ではあるが、芭蕉は人に對して、一言も忽にせず、弟子に對しても謹嚴であつた。己を守るに實に用心深かつた。然るに良寛は、其の交際は女性にも及び、或は田舎の童子から、白髮の老婆にも至る。實に何等の隔てもなく、何人をも容れた。良寛の人柄は、人に憎まれると云ふやうな、心に棘あることは、微塵も見出されぬ、實に愉快な天真爛漫の人物であつたのである。血あり、涙あり、義心胸に溢れ、而も禪道の奥義に達して、一點の我執もなく、彼は世に最も珍らしい聖者であつた。

## 「北越雪譜」より

『北越雪譜』は越後に誇るべき郷土史なり。

### ○雪中の火

世に越後の七不思議と稱する其一つ。蒲原郡妙法寺村の農家爐中の隅石臼の孔より出る火、人皆奇として、口碑につたへ、諸書に散見す。此火寛文中、始めて出でしと舊記に見えれば、三百餘年の今において、絶ゆる事なきは、奇中の奇なり。天奇を出す事一ならず、おなじ國の魚沼郡に又一つの奇火を出せり。天公の機狀、かの妙法寺村の火とおなじ事なり。彼は人の知る所、是は他國の人のしらざる所なれば、こゝに記して話柄とす。

越後の魚沼郡五田町といふ驛に近き西の方に、低き山あり。山の裾に小溝在り。天明年中二月の頃そのほとり小童どもあつまりて、さまざまの戲をなして遊び倦み、木の枝をあつめ火を焚てあたりをりしに、其所よりすこしはなれて、別に火焰々と燃あがりければ、兒曹大におそれ、皆々四方に逃げ散りけり。その中に一人の童、家にかへり事の仔細を親に語る。此親心ある者にて、その所に至り、火の形状を見るに、いまだ消ざる雪中に、手を入れるべきほどの孔をなし、孔より三四寸の上に火燃る。熟覽しておもへらく、これ正しく妙法寺村の火の類なるべしと、火口に石を入れてこれを消し、家にかへりて人に語らず、雪きえてのち、再びその所にいたりて見るに、火のもえたるは、かの小溝の岸なり。火燧をもて發燭（つけぎ）に火を點じ、試に池中に投げいれしに、池中火を出せし事、庭燎のごとし。水上に火燃るは、妙法寺村の火より奇也として、驛中の人々來りてこれを視る。そのち錢にかしこき人、かの池のほとりに、湯屋をつくり、篋を



以て水をとるがごとくして、池中の火を引き、湯槽の竈に燃し、又燈火にも代る。池中の水を湯に沸し、價を以て浴せしむ、此の湯硫黄の氣ありて、能く疥癬の類を治し、一時流行して、人群をなせり。

按ずるに、池中に水脈と火脈とあり、地は大陰なる故、水脈は九分、火脈は一分なり。かるが故に火脈は甚だ稀なり。地中の火脈、凝結ぶところ、かならず氣息を出す事、人の氣息のごとく肉眼に見はえず、火脈の氣息に人間日用の陽火を加れば、もえて焔をなす。これを陰火といひ、寒火といふ。寒火を引くに、算の筒の焦ざるは、火脈の氣いまだ陽火をうけて火とならざる氣息ばかりなるゆゑなり。陽火をうくれば、筒の口より一二寸の上に、火をなす。ここを以て火脈の氣息の燃ゆるを知るべし。妙法寺村の火も是也。是余が發明にあらず、古書に據りて考へ得たる所なり。

### ○熊人を助く

人、熊の穴に墜ちて、熊に助けられしといふ話、諸書に散見すれども、其實地をふみたる人の語りしは、珍しければこゝに記す。

余若かりし時、妻有の庄に（魚沼郡の内にあり）用ありて兩三日逗留せし事ありき。頃は夏なりしゆゑ、客舎の庭の木かげに筵をしきて、納涼し居りしに、主人は酒を好む人にて、酒肴をこゝに開き、余は酒をば嗜まざる故、茶を喫して居たりしに、一老夫こゝに來り主人を視て、拱手て禮をなし、後園へ行かんとせしを、主呼びとめ、老父を指さしていふやう、此おやちは壯年時、熊に助けられたる人なり、危き命をたすかり、今年八十二まで健に長生するは、目出度き老人なり。識面になり給へといふ。老夫莞爾として、再び去らんとす。余よびとめ、熊に助けられしとは珍説なり。語りて聞せ給へといひしに、主人余が前に在りし茶碗をとりて、まづ一盃喫せよとて、酒を滿々とつぎければ、老夫筵の端に坐し、酒を視て、笑をふくみ續けて、三盃を喫し、舌鼓して大いに喜び、さらば話説申さん。我廿歳二月の始め、薪をとらんと

て雪車を引き、山に入りしに、村にちかき所は皆伐つくしてたまくあるも、足場あしき故、山一重踰て見るに、薪とすべき柴あまたありし故、自在に伐とり、雪車歌うたひながら、徐々に束ね、雪車に積みては縛りつけ、山刀をさしいれ低きに隨つて、今來りたる方へ乗下りたるに、一束の柴雪車より轉び落ち、谷を埋めたる雪の裂隙にはさまり（凍りし雪、陽氣を得て裂る事常也）たる故、捨て、歸らんも惜しければ、その所にいたり柴の枝に手をかけ、引上げんとするに、すこしも動かさず。落ちたる勢に、撞きいれたるならん。さらば重きかたより引上ると匍匐して双手を延し一聲かけて上げんとする時、足に踏む力なきゆる、己が力に己が體を轉倒し、雪の裂隙より遙の谷底へ墜けるが如く、雪の上を滑り落たる故、幸に疵は受けず。しばしは夢のやうなりしが、やう／＼に心付、上を見れば雪の屏風を建たるが如く、今にも雪積やせんと生たる心地はなく、暗さは暗し、せめては明るき方に出でんと、雪に埋りたる狭谷の間をつたひ、やう／＼にして空を見る所にいたりしに、谷底の雪中、寒烈しく手足もかゞまり、一步も運びがたく、かくては凍死すべしと、心を勵まし、猶途もあるかと、百歩ばかり行きたりけん、瀧ある所に至り、四方を見るに谷間の途極まり、藪に落ちたる鼠のごとく、如何ともせんすべなく、惘然として胸せまり、いかゞせんといふ思案さへ出ざりき。さて是より熊の話なり。今一盃たまはるべしとて、自ら酌してしきりに飲み、腰より烟草筒をいだして、烟を吹くなどする故、其次はいかにとたづねければ、老夫曰くさて傍を見れば、潜るべきほどの岩窟あり。中には雪もなき故、這入りて見るに、すこし温なり。此の時心附いて腰をさぐり見るに、握飯の辨當もいつかおとしたり。かくては飢死すべし、去りながら、雪を食ても、五日や十日は命あるべし。その内には、雪車歌の聲さへ聞ゆれば村の者なり。大聲あげて叫ばゞ、助くべし。それにつけても、お伊勢さまと善光寺さまをおたのみ申すよりほかなしと、しきりに念佛唱へ、大神宮をいのり、日もくれかゝりしゆゑ、こゝを寢所にせばやと、闇地を探り／＼、這入りて見るに次第に温なり。猶も探りし手先に障りしは、正しく熊なり。愕然して胸も裂けるやうなりしが、逃るに道なくとても、命の期なり。死も生も、神佛にまかすべしと覺悟をきはめ、如何に



熊殿我は薪とり谷へ落たるものなり。歸るには道がなく、生きて居るには、喰物がなし。とても死ぬべき命なり。引き裂きて殺さばころし給へ。もし情あらば助けたまへと、怖々熊を撫でれば、熊は起きなほりたるやうにてありしが、しばしありて、すゝみ出で我を尻にて押しやる故、熊の居たる跡へ坐りしに、其のあたゝかなる事、巨燧にあたる如く、全身温まりて、寒を忘れし故、熊にさまゝ禮をのべ、猶もたすけ給へと種々悲しき事をいひしに、熊手をあげて、我が口へ柔に押しあてる事たびゝなりしゆゑ、蟻の事を思ひ出し、舐て見れば、甘くて少し苦し。しきりになめれば、心爽になり、咽も潤ひしに、熊は鼻息を鳴して寝るやうなり。さては我を助るならんと心大いにおちつき、のちは熊と背をならべて、臥せしが宿の事をのみ思ひて、眠氣もつかず、思ひて後は、いつか寝入りたり。かくて熊の身動きをしたるに、目さめて見れば、穴の口缺ける故、夜の明たるを知り、穴を這ひ出で、もしやかへるべき道もあるか、山にのがるべき藤つるにもあるかと、あちこち見れどもなし。熊も穴をいで、瀧壺にいたり、水を飲みし時、はじめて熊を見れば、犬を七つもよせたるほどの大熊なり。又もとの窟へはいりしゆゑ、我は窟の口に居て、雪車歌の聲やすらんと、耳を澄して聞き居たりしが、瀧の音のみにて、鳥の音も聞かず。其日も空しく暮れて、又穴に一夜をあかし、熊の掌に飢をしのぎ、幾日たちも歌はきこえず。その心細きこと、いはんかたなし。されど熊は次第に馴れて、可愛くなりしと語るうち、主人は微酔にて、老夫に向ひ、其熊は牝熊ではなかりしかと、三人大いに笑ひ、又酒を飲ませ盃の献酬にしばらく、話消ゆるゆえ強いて、その次を尋ねければ、老夫曰く人の心は物に觸れて變るものなり、初め熊に逢ひし時は、最早此處で死ぬと覺悟をば極め、命も惜しくなかりしが、熊に助られてのちは、次第に命がをしくなり。助る人はなくとも、雪さへ消なば、木根岩角に絶てなりと、宿に歸らんと、雪の消ゆるをのみまぢわび、幾日といふ日さへ忘れて虚々くらせしが、熊は飼犬のやうになりて、始めて人間の貴き事を知る。

谷間ゆゑ、雪のきゆるも里よりは遅く、たゞ日のたつをのみうれしくありしに、一日窟の口の日の當る所に、虱をとり

て居たりし時、熊窟よりいで、袖を唾へて引しゆゑ、いかにするかと従ひゆきしに、はじめすべり落たるほとりに至り、熊は前に進みて、自在に雪を掻き掘り、一道の途をひらく。何處までもと従ひ行けば、又途を開き、人の足跡ある所に至り、熊四方を顧みて走り去りて行方しらす。さては我を導きたるなりと、熊の去りし方を遙拜し、篤く禮をのべ、此全く神佛のお蔭ぞと、お伊勢さま、善光寺さまを遙拜、うれしくて足の踏所もしらす、火點頃宿へかへりしに、此時近所の人々あつまり念佛申して居たり。兩親始め愕然せりき。幽霊ならんとて立さわぐ。其の筈なり。月代は養のやうにのび、面は狐のやうに瘦たり、幽霊とて立さわぎしも、のちは笑となりて、兩親は更なり、人々も喜び薪とりに出でし、四十九日目の待夜なりとて、いとなみたる佛事も、俄に目出たき酒宴となりしと、仔細に語りしは、九右衛門と云ひし、小間居の農夫なりき。其夜燈火に筆をとりて語りしまゝを記しおきしが、今はむかしとなりけり。

### ○狐を捕る

友人曰く、我が親しき者、隣村へ夜話に往きたる歸るさ、途の傍に、茶釜ありしが、頃しも夏の事なりし故、農業の人の置き忘れたるならん。さるにても腹悪きものは、拾ひ隠さん。持ち歸りて主を尋ばやと、釜を手にかけて、二町ばかり歩みしに、しきりに重くなり、釜の内に聲ありて、我をいづくへ連れ行くぞといふ。膽を消し釜をすて、逃さりしに、狐前にはしり、草の中へはしり入るといへり。こは彼が、一時の戯れなるべし。かゝる妖魅の術はありながら、人に欺かれて捕へらるゝは、如何。余答へていふ。鐵砲を以てするは論なし。香よき餌を以てすれば、彼は人の欺くを知れ共、慾を捨て、慎むこと能はず、其とは知りながら、此を喰ひ反つて人を欺かんとて捕へらるゝならん。是邪智深き故なり。豈狐のみならんや。人も又是に似たり。邪智あるものは、悪事とは知りながら、かく爲さば人はしるまじと己が邪智をたのみ、終には身を亡ぼすに至る。淫慾も財慾も、慾はいづれも身を亡すの香餌なり。至善の人は、路に千金を視、室に美人



と對すれども、心安に動かさるは、止ることを知りて、定る事あるゆゑなり。かゝる人は胸に明なる鏡ありて、善惡を照し視て、よきあしきを知りて、其獨を慎しむ。之を明德の鏡といふ。此の鏡は天道さまより、誰にもく與へおかるれども、磨かされば照さずと。吾若かりし時、ある經學者の教に聞きしと、狐の話につけ、大學の蹄にかけて風諫せしは、問ひし人弱年にて、而も身もちのくづれかゝりし者なればなりき。こゝには、無用の長舌なれど、思ひ出せしにまかせて、記せり。

さて我が里にて、狐を捕る術さまゝあるなり。小手を懐にして捕る術あり。その術如何となれば、春陽の頃は、積りし雪も晝の内は軟かなる故、夜なく狐の徘徊する所へ、麥など春く杵を雪中へさし入れて、二つも三つもきねだけの穴を作りおけば、夜に入りて此穴も凍りて、岩の穴のやうになるなり。さて彼が好く油揚などをちらし置き、かの穴にも入れ置く。さて夜ふけ、人静りたる頃、狐此處に來り、ちらしおきたるものを喰ひ盡し、猶足らざれば、必ず此の穴にあるをくらはんとし、身を沈め、倒になりて穴に入り、入れ置きたるものを喰ひ盡し、出でんとするに、尾の少しいづる程に作りまうけたる穴なれば、再び出づる事は叶はず。雪は深夜に隨ひてますゝこほり、彼が力には穴をやぶる事もならず、出でんゝとして、終には性を勞らし、捕へんとはかりしもの、これを見て、水をくみきたりて、あなに入る。氷りたる雪の穴なれば、早くは水も漏ず、狐は尾を振はして水にくるしむ。人は邊りにありて、彼將に死せんとする時、かならず尻をひるを避る。狐尾を揺さぶるを見て、溺死したるを知り、尾を探り、大根を抜くごとくして、狐を得る。穴二つも三つも作りおくゆゑ、折よき時は、二足も三足も狐を引抜く事あり。之は凍りて岩のやうなる雪の穴なればなり、土の穴は、彼が得意なれば、自在をなして逃げ去るべし。されば雪國にかぎる事なれば、雪のついでに記せり。

## ○狐 火

西陽雜俎に、狐鬪を戴き、北斗を拜し、尾を撃ちて、火を出すと云へり。かの國はともあれ、我がまさしく見しは、然らず。そは下にいふべし。

狐は寒を恐る物ゆゑ、我里にては、冬は見る事稀なり。春に至り、雪のふることあり、積りたる雪中食に飢ゑて、夜中人家に近づき、物を竊み喰ふ事甚だ惡むべし。今これを知る故、此に盜まれじとて、人智を以てしまひ置け共、すこしの間に奪ひ食ふ。其妖術、奇々怪々云ふべからず。時として、かれが來るところは鼠の如し、狐の妖魅をなすこと、和漢めづらしからず。云ふも更なれど云ふなり。

我が雲中國は、あかりをとらんため、二階の窓のもとにて、書案に倚る。或時故人鵬齋先生より菓子一折を贈れり、その夜寝んとする時、狐の事を思ひ、かの菓子折を苧繩にて強く縛し、天井へ高く釣りおき、かくては彼が術も施し難からんと、自ら傲りしに、さる朝に見れば、くゝしたる繩は依然としてもとの如く、菓子折は消失たる如し。猶憎むべきは、食ひし折は、人の置きたるやうに、書案の上にある。ひらき見れば、おほひたる紙もそのまゝにて、くひしは皆食ひ盡せり其の妖をなし、事、不思議なり。或時は、猫の聲をなして、猫を呼びだして淫し、且つ食ふ。老狐は婦女を妖して淫するものあり、淫せられし女は、必ず髪をみだし其處に臥して、熟睡せるが如し。その由を尋ねれども、一人も仔細をかたりし女なし。皆前後を知らずといふ。知らざるにはあるまじけれども、事を恥ぢて云はざるならん。

さて狐善く泳を聽くと云ふ事、西陽雜俎に見ゆ。こは本朝にても今猶諏訪の湖水は狐涉しを視て、人涉りはじむ。和漢相同じ。狐の火を爲す説は、さまゝあれども、皆信じがたし。我が目前に視しは、ある夜深更の頃、例の二階の窓の隙に、火のうつるを怪しみて、其の隙間より覗き見れば、狐雪の掘揚の上に在りて、口より火をいだす。よく見れば、呼息の燃るなり。その態、口よりすこし上にもゆる事、前にいへる寒火のごとし。をかしければ、しばらくのぞき居たりしが、火をいだす時と出さざる時あり。彼が肚中の氣に應ずるならん。彼が氣息、常に火をなさざるは勿論なり。石亭が雲根志



に、狐の玉のひかる事をいひしが、狐火は、玉のひかるにもあらずかし。狐の玉といふ物の光ると、常に見る狐火とは別なるべし。

## ○美人

百樹曰く、小千谷の因にいふ。余小千谷の岩居が家に旅宿せし時（天保七年八月）、或日、筆を採るに倦み、山水の秋景を觀ばやとて、獨歩いで、小千谷の前に流るゝ川に臨み、岡に登り、用意したる書をかく。毛氈を老樹の下に敷き、烟くゆらせつゝ、眺望ば、引舟は浪に遡りて、うごかざるが如く、下る舟は流に順うて、飛ぶに似たり。行雁字をならべ、歸樵畫をひらく。群木は少しく霜に染めて紅く、連山は僅に雪を載せて白く、寒國の秋景江戸の眼を新になし、おもは絶ず一を得などしてしばしながめたるをりしも、十六七の娘三人おのゝ柴籠をせおひ、山をのぼりて、こゝに言ひ交はして笑ふをきく。余は山水に目を奪はれたるに「火をかきなされ」と云ふ。烟管さしよせたる顔を見れば、蓬髮素面に、天質の艶色、花ともいふべく、玉にも比すべし。百結の鶉衣、此趙壁を羅む。余愕然し、山水を棄て、此の娘を視るに、一揖して去り、樹の下の草に坐して、足をなげ出し、きせるの火をうつして、娘三人ひとしく吹烟（たばこのむ）。双無鹽（ふたりのあくじよ）蜀の西施と語るは、葦葭玉樹によるが如く、皓齒燦爛としてわらふは、白芙蓉の水をいで、微風に搖ぐごとし。嗟乎惜しむべし。かゝる美人も是邊鄙に生れ、昏庸頑夫の妻となり、巧妻常に拙夫に伴はれて眠り、荆棘と俱に腐らん事、憐に堪たり。若江戸にいれば、米門に解語の花を開き、あるひは又青樓に搖泉樹の榮をなし、此隣國出羽に生れたる小野の小町が如く、美人の名をもなすべきに。此美人を此僻地に出すは、天公事を解さざるに似たりと、獨り歎息しつゝ言んとし、娘は去來とて、ふたび柴籠をせおひ、うちつれて立さりけり。目送す。

願ふに、越後には美人多しと人の口、實にいふもうべなり。は無他なし。水によるゆゑなり。されば織物の清白する、

越後の白縮に勝れるはなし。ことさら此邊は白縮を産する所なり。以て其水の至清なるをしるべし。江河潔清なれば、女は佳麗多しと、謝肇淵がいひしも理なりとおもひつゝ、旅宿に歸り云々の事にて、美人を視たりと岩居に語りければ、岩居いふやう、渠は人の知る美女なり。先生を他國の人と眼解、欺きて、たばこの火を借りたるならん。可憎く。一否々にくむべからず。吾たばこの火を借て美人にえん（烟・縁）をむすびしと、戲言ければ、岩居手を拍て、大に笑ひ、先生誤りなれば、○○の娘なりと聞く。再び愕然たり。蕪壤妖花を出すとは、かゝる事にぞいひしなるべし。

再び按ずるに、小野の小町は、羽州の郡司小野の良實の女なり。楊貴妃は蜀州の司戸元玉が女なり。和漢俱に北國の田舎娘世に美人の名をつたふ。北方に佳人ありといひしも、北は陰住なれば、女に美麗を出すにやあらん。二代目の高尾は萬治、野州に生れ、初代の薄雲は信州に産して、ともに北廓に名をなせり。されば越後に件の美人を見しも、北國なればなるべし。

## ○白鳥

前にもいへる如く、雪譜と題するものに他事をいふは、歌にいふ落題なれど、雪はまた末にいふべし。姑くおもひいだすにまかす。天保三年辰四月我が住む鹽澤の中町に鍵屋某が家のほとりに喬木あり。此樹に鳥巢をむすび、雛稍々頭をいだすころ、巢のうちに白き頭の鳥を見る。主人怪しみ人をして是を捕へしめしに、全身は鳥にして、白く鸞眼足は赤き鳥の雛なり。人々奇として集り觀る。主人俄に籠を作らせ、心を盡して養ひ、やゝ長じて鳴音も鳥に異ならず。我が近隣なれば朝夕これを觀たり。奇鳥なれば乞ふ人も多く、江戸へ出して觀物にせんなどいひしも有しが、主人をしみて許さず。かくて、其冬雪中にいたり、山の馳狐など、餌に乏しく人家にきたりて、食をぬすむ事、雪中の常なれば、此ものゝ所爲にや、籠はやぶれて、白鳥は羽ばかり椽の下にありしとき、初編に白熊の事を載たるゆゑ、白鳥もまた、こゝに記しぬ。



# 新潟縣行政

## 概説

本縣は越後及び佐渡の二箇國からなり、四市十六郡、五十二箇町、四十六箇村を管轄する。昭和十二年全縣人口は二百萬八千八百餘名、男女に分ければ男九十八萬八千三百餘名、女百二萬五百名であつた。其の面積は兩國合せて一萬二千五百七十八平方千餘、實に本邦總面積の約五十二分の一に該當する尨大な地域である。

### ○概説、越後地方

越後は其の面積一一、九〇〇平方千で、ほぼ北海道の半分を占め、若狹、越前、加賀、能登、越中の和に等しい大國であつて、石油の産地であり、日本一の米どころであり又雪の國、特殊な情緒の國として有名である。昔越後の名物と云へば、越後美人は未だしも、毒消し賣りと、湯屋の三助と、米搗きを連想したものであるが、今では時代變つて商工業をリードする多數の大實業家を産み出した國であり、また經濟界を支配する大産業地として裏日本に於ける重要な位置を占める國である。

越後の名物は何んと云つても米である。越後の職業構成率を調べて見ると、農業が六三・五パーセントを占め、テレスフィールドの最も發達した東頸城郡及び中頸城郡では七五パーセント以上に達してゐる。

米の産額は平年三百萬石餘であつて、消費高を二百萬石と見て餘分の百萬石は消費餘剰である。此の餘剰の米の周圍をめぐつて越後の經濟は構成され、生活の基礎が成立する。遠くは上杉謙信が此の米を中心に自給自足の經濟を確立して北國に覇を唱へ、徳川幕府は米を中心とする越後の經濟的潛勢力をおそれ、且つ頼み、封地の分割政策をとつた。そして此の分割政策と治水爭議抗爭が相伴つて越後人の鬭争心をあふり立て、何時か越後特有の調和性に乏しい氣質を生んでしまつた。

斯うした性質を持つた越後人は、また米に伴なつて外に流れる。關東に或は北海道に其の他に移動して、有名な季節の出稼ぎ人の風習をかもし出した。スキーに有名な上越は雪の國である。

長い冬の期間を雪中に閉ぢ籠められる此の地方の人達は遂に此の地方特有な勞働生活方法を築き上げた。季節的に出稼ぎ人の多いのも、山間部に織物を中心とする特殊工業の發達したのも、みな此の積雪の原因に基く。而して此等積雪の溶けて流れる初春には、河川水流が甚だしく増大する。越後人は其の治水工事の爲めにまた多大な血と汗を持つて過去を彩どつた。大河水分水の世界的事業を始めとして、其の他多くの治水史こそ、越後人は如何なる經濟と生活を持つたかを物語る、如實な文化史である。

此等血のにじむやうな努力は今や結晶して、精神的には勤勉で着實、隱忍であつて自重、確實な地歩を行く性質を生ましめ、實際的には實業となり商工業となつて、新潟を中心とする新時代の生産經濟を堂々と、華々しく押し廣めて來た。不可抗的な自然の脅威、寒冷積雪に對する烈しい生命の鬭争を繰り返した過去の賜は、たゞに現在の越後人の心情性格を築き上げたばかりでなく、結晶してまた將來の運命をも決定するものである。雪はただ越後の地理を決定するばかりではない。

越後の雪は山間では秋半ばに、海岸では晩秋に、先づ霰が、たまに霽でやつて來る。平地ではやうやく秋深くなる頃には濃緑の四面が一雨毎に黄に紅に變つて行く。暫くすれば國境の峯々が、其の頭から次々に白雪をいたゞいて來

る。此の情景は云ふに云はれないものであり、此れを「嶽廻り」と呼ぶ。

其の頃になると山鳴りや海鳴りが時々聞かれ、此れを地方では「洞鳴り」と呼ぶ。

いよ／＼雪が降れば、藁帽子、綿入帽子、紙帽子、藁はばき、藁はだき、胸掛、藁靴、つまがけ、かんじきなど、昔ながらの風習に其等を身につけ、或は櫓を引いて雪中を往來し、町には「がんぎ」を見、屋上の積雪は日毎「こすき」又は「すき」で拂ひ除けられるなど、たつぷりなローカル・カラーが隨所に發揮されるのである。又ラッセル車、ロータリ車、廣巾式排雪車、ジョルダンの往復、或は防風雪林、防雪柵、擁雪壁、雪覆など、其等は此の國の近代風景である。

越後は雪の國、米の國である。

同時に忘れる事の出来ないのは石油である。

海に山に掘鑿採油經驗の過去を持つ越後は、名だたる石油の産地である。曾つては一時百五十萬石を産出した記録をも持つが、現在では七十萬石を出でない。華々しい過去に比較すれば低下であるが、現在猶日本第二位の石油産地である。探鑿法の進歩と採鑿法の發達は爾來此の地に石油文化を燦然と織り出した。新津、長岡、柏崎などは石油によつて經濟生命を保つ都市だと云つてもいい程であり、石



油の消長は越後の活力を左右する。實に越後は石油と米で脈搏つ國であると云つても決して過言ではない。

### ○越後の地域

越後の國は其の面積一一、九〇〇平方軒であつて、ほぼ北陸道の半部を占め、北陸道の最東端に位置し、背後に北嶺山系を擁して他と離隔される。其の境界は西は越中、東は岩代、東南は上野、東北は羽前、西南は信濃であつて、西北は蜿蜒日本海に面し、海岸線凡そ二百七十五軒、南北凡そ百六軒、宛然蝙蝠の兩翼を擴げた如く、横に短く縦に長く、北東より南西に延び、其の趨勢と輪廓は本洲島の縮圖を思はせる。

單調で長い海岸線とほぼ平行して、國境を北東から南西に走る越後山系、三國山系あり、兩者の間に雁行して横たはる西山系と東山系とがあり、東に飯豊山、西に妙高山、南に八海山、守門嶽等の高峰が聳立して頗る峻嶒を極める。

其の蜿蜒屏障する山間溪谷の間に源泉を發する大小の河川は地上を縦横に貫流して信濃川になり、阿賀川になり、或は姫川、荒川、魚野川等の諸川となり、其の流出する土壤沖積は所謂越後平野を形成し、肥田沃野共に廣濶であり流域は灌溉運輸に頗る便利である。

此等縦行する山系と横行する水系は各自の配列を調整し

て、地形を上中下の川段に區劃する。即ち上越は高田市を中心にして米山以南を云ひ、中越は長岡市を中心にして米山より彌彦の間を指し、下越は新潟市を中心にして彌彦山より東北、國境に到る間の總稱である。

此の縦行性を主とし横行性を副とした配列の調整はまた人文景をも統制する。この趨向性は越後の地理景をも特色づける。

往時に於ける越後の文化はすべて之に支配された。東に高く西に低い越後地形分布は、緯度の相違よりも、むしろより多く氣候を支配し、更に氣候と最も關係の深い人文景をも統制して地理景の内容を特色づけた。

越後の中央、蒲原平野を扼して海岸に立つ彌彦山頂から東方の國境を望むと北東から南西に連らなる比較的均整された峻急な國境連山の屏立を見、其の前方には一段と低い同じく均整されたもう一つの屏立が國境連山と並立してゐるのを見る。後方の高山な山岳は飯豊山を中心とする越後山系で、前方の一段と低い並立は石油を含む第三紀丘陵地帯である。此の第三紀丘陵地帯が低い平野と高峻な國境山系との間に介在して段階地形を出現する。

後方の高い一郡は主にも砂山と粘板岩の累層から成る古生層を貴く花崗群を主體とする越後山系と、花崗岩、閃綠岩とを主體とする三國山系で、右側は花崗岩を基本とする

葡萄山系、左側は古生層及び花崗岩を本體とする飛彈山系

及び妙高山火山系である。また各山系の内側は火山岩を伴ふこともある第三紀丘陵地帯である。更に一段低い部分は蒲原及び頸城の大沖積平野である。文化の發達は此の平野から第三紀丘陵地帯へ、第三紀丘陵地帯から國境山脈系へと大體に於て順應しながら分布する。

此等地形の間を縫つて流れる信濃川、溪谷美に富む阿賀川を始め、北方の三面川、下越の荒川、姫川等は皆段階地形によつて統制される。第三紀丘陵地帯には信濃川本流を始め、其他の支流に見る如く褶曲走向に順應して縦走する溪谷が最もよく發達し、雁行的配列の好標本を見せてゐるし、國境山地の花崗岩を主成分とする地帯には阿賀川を始め、その以北の荒川、三面川の破間、魚野川縦谷以東の山地より流下する佐梨川に見るごとく、山嶺線に直交する横谷が發達してゐる。

以上の如く褶曲區域と花崗岩を本體とする區域とは、破間から魚野川系の大縦谷を南北に延長した一線で劃然と分離される。斯うして頸城の荒川以西の地域と共に、越後は三大地形區を最も合理的に區分する。即ち越後山系三國山系區域と、中央褶曲區域及び、妙高山系飛彈山系區域これである。

### ○佐渡の概説

佐渡は越後から海路三十二哩（自新潟至兩津）に位置する。島の廣袤は東西五十一軒、南北百二軒、周圍凡そ二一軒、方八百九十六平方軒からなる一大島嶼であつて、形状は恰も瑠璃の如く中央で緊縮し、北を大佐渡と云ひ、南を小佐渡と呼ぶ。そして大佐渡と小佐渡の間に國中と呼ぶ沖積平野を挟んでゐる。「北は大佐渡、南は小佐渡、中の國中米どころ」との俚語は簡にして明、よく地形を表現してゐる。

其の國中の北東からと南西からと奥深く灣入するのが兩津灣と眞野灣である。島の基底は古生層及花崗岩を不整合に被ふ角礫凝灰岩を主體とし、所々同じ第三系の頁岩砂岩等がこれを覆ふ所もあり、又是等と相前後して成立する火山岩類の共存する所もあり其の構成は實に複雑である。

大佐渡小佐渡の南東海岸は斷層海岸の特徴をよく現はすが全島は概して段丘の發達が著しく、最近の地質時代に間歇的隆起の起つた事を如實に示してゐる。

此の一段二段三段五段と段階を作つて海に落ちてゐる、臺地狀に擴がる南北の地塊は、佐渡の自然的景觀の特徴である。佐渡は幾多の優れた特色を持つてゐるが、それは全てこの段丘の美である。



この段丘が或は米田に或は牧場に利用せられながら、幾重にも展開しながら、其の海岸邊は激しく怒濤に洗はれ、絶佳の景觀を胚胎する。

猶段丘を刻む溪谷の徒に深いのは、水蝕輪廻の何如に若いかを訓へ、その若々しい段丘が昔の海蝕臺地であつた事を物語る。

#### 佐渡の人口自然統制

佐渡の大正十二年に於ける本籍人口は一二八、七八〇人現在人口は一一二、一六七人、同十四年には本籍人口一二八、八一五人、現在人口一〇六、六三八人、更に昭和五年では本籍人口一三三、一二八人、現在人口一〇六、二六二人であり、同十年では本籍人口一三八、一一四人、現在人口一〇九、三五一人であつた。

以上で見る如く本籍人口は年に約六〇〇乃至一、〇〇〇人づつ増加してゐるにも拘らず、現住人口の總和には大した變化を見せない。

これは明らかに經濟的意義のある人口統制が行はれてゐるからである。一人あたり米食量が一年一石とすれば、佐渡に十二萬石あれば足りる。而して其の産額は昭和八年度では二十萬石餘であつて、平年作で六萬石から八萬石までは島外へ出せるはずである。

猶地價一萬圓以上の者はたゞ一名に過ぎないが、國稅三

圓を収める者が二十五名に一人の割合であつて、富の平均せる事は日本一である。然るに島の人口は少しも増加しない。之は明らかに島の經濟に必ずしも餘裕があると云へない事を物語るものである。

人口が増加すれば經濟の個人的分配が減少する。それ故に剩餘の人口は年々島外に住するのである。佐渡の平和は現狀維持によつてのみ可能である。

## 縣政

### 自由黨改進黨時代

#### ○行政組織の變遷

明治元年から同五年に至る五年間の間は、朝令暮改、變更頻繁、新政の制定更始に忙しく、新政の基礎未だ定まらず、行政組織の如きも舊時の餘風を脱する事が出来ない有様であつた。

明治元年新裁判所を越後に置き、佐渡裁判所を佐渡に置いて佐渡統治の第一歩を踏み出したが、官軍の力が未だ長岡以北に及ばず、たゞ其の分布を見るだけであつた。

同六月、北陸道總督進んで柏崎に入り、新潟裁判所を改めて越後府となし、之を柏崎に置き、岩松滿次郎を以て知

事に任じたが、幾許もなく四條隆平を之にかはらしめ、幕府領地の越後に在るもの及び官軍に抗せる諸藩の地を収めて、川浦、柏崎、長岡、三條、出雲崎、新潟、水原、村上の各地に民政局を開き之を治めしめ、尋いで九月越後府を新潟縣と改め、佐渡裁判所を佐渡縣と改めた。

翌二年二月再び越後府を置き、柏崎、佐渡の二縣を廢し七月また佐渡縣を置き、越後府を改めて水原縣となし、新潟縣を廢して之に合し、更らに水原縣を割いて柏崎縣を置いた。

三年三月水原縣を廢して新潟縣を置き、十月長岡藩を廢して柏崎縣に合した。

踰えて四年七月十日に藩を廢して縣となし是に於て二國に分れて十三縣となり、十三知事をして之を分治せしめ、同年十一月國內の諸藩を悉く廢し、新潟、柏崎の二縣を越後に、相川縣を佐渡に置き、新潟縣は蒲原、岩船の二郡を、柏崎縣は頸城、古志、三島、刈羽、魚沼の五郡を、相川縣は佐渡を管轄する事になつた。

此の間明治元年には久我綱磨が柏崎縣知事であつた事があり、二年には廢藩置縣の詔あり。四年には諸侯の領土奉還あり、同年又平松時厚來つて新潟縣知事になつた事などがあつた。

斯くて明治五年に至り、始めて大小區制を定め、大區に

大區長、小區に小區長を置き、郡縣の施政稍々其の緒に就いた觀があつたが、然し、新潟縣の庶政を創定し、越佐の舊弊を一新して明治維新の實を擧げる事の出來たのは明治五年、楠本正隆が新潟縣令に赴任して後の事であつた。

#### ○民權思想の發達

明治五年楠本正隆が縣令となり、平松時厚の後を襲ひ新潟縣に赴任すると同時に、國內行政と人心の一新を圖り、維新後に於ける新政の基礎を確立せん事を期した。以て道路を開き橋梁を架し、病院を興し學校を置き、或は斷髮を勵行し、或は縣民に自治法を講ずるなど、銳意縣政に努力した爲めに縣民の自覺もまた顯著なものがあつた。特に教育事業に對しては縦横の手腕を揮ふと共に、同年十月には戸長、計算係を招集して地方財政の事を議せしめるなど、早くも新潟縣會の先驅を爲した。

此の前後より漸く民權自由の説都鄙を動かし、越佐の思想界をあふり、國會開設の運動に参加する者も漸時數を加へて來る状態となつた。

明治十三年四月、片岡健吉、河野廣中等相携へて國會開設請願書を閣下に奉らんとした所、岩船の木村時命、北蒲原の尾本二郎等も亦之に加はる。當に縣下民權の發達に對して眞の先驅者と云へるのだが、其の個人傳は明らかで



翌年民間有志の者結束して、國會開設期成同盟を興し、村松の赤澤常容、南蒲原の長井直太郎、新發田の柿本勤、佐渡の鶴飼郁次郎、高田の八木原繁社、西蒲原の山際七司等何れも其の地方の有志總代として蹶起し、其の勢亦盛んなるものがあつた。而して就中最も盡力した者は、西蒲原の山際七司、高田の八木原繁社の二人及び、小柳卯三郎であつた。

### ○自由黨

民権思想と共に相前後して起つたのは板垣伯を中心とする自由黨であつた。堀川信一郎、加藤貞盟、山際七司、島田茂、松村文二郎、稻岡嘉七郎、大竹貫一、萩野左門、高岡忠郷、齋藤捨藏、小柳卯三郎、小林雄七郎、加藤勝彌等皆黨中に頭角を顯はしてゐたが、特に縣下自由黨志士の中で、領袖の地位にあつた者は實に上越の鈴木昌司であつた。猶更に佐渡にあつては鶴飼郁次郎を中心として石塚秀策、池野最平等が専ら東奔西走し、盡力をなした。

民権説が次第に高潮するに従つて、當時の名士名流が越後に來遊する事が多くなり、其れが自由黨の勢力に油をそそぎ火をかける事になり、隨つて政府の壓迫も之に比例して其の重力を漸次強めて行く事になり、結果は遂にはあ

有名なる高田疑獄を生ずる有様となつたのである。

明治十六年北陸七州の自由黨懇親會が越中の高岡で開かれる事になり、越後の自由黨名士領袖も各地より急遽之に馳せ參じた。

一方、高田裁判所檢察事は密偵を會場に送り、其の秘密を探ぐらしめた所、頸城自由黨二十名が大臣暗殺の陰謀に參加したとの報告があつた。是に於て、八木原繁社、鈴木昌司、山際七司、江村正英、赤井景韶、今村致和、風間安太郎、江村正綱、堀川信一郎、笠松立太、清野迂策、横山環、森山信一加藤貞盟、小島周次、小林福宗、富澤喜文治、上田良平、岡崎直中、古川良治、土肥善四郎、樋口享太等皆捕はれ、更に井上平三郎、加藤勝彌も亦獄に投ぜられた。時に法官たま／＼赤井景韶の居を搜索した所、天誅黨趣意書なるものが發見された。

審問の結果は赤井景韶と之に與る二名の青年の外は悉く放還された。大臣暗殺陰謀は密偵の誣訴であつて、懇親會場で何等の秘密も探ることの出来ない遺憾からの捏造であつたと云はれ、赤井景韶の天誅黨趣意書なるものも國事を慷慨するの餘り、燈下筆を取つて一夜其の悶々の情を漏らしたに過ぎないものであつたと云はれる。

景韶は其の後破獄して逃れたが再び捕へられ、終に死刑に處せられた。

翌十七年九月新潟不動院に於て北陸七州懇親會があり、東京より星亨、加藤平四郎來たり會した。其の時星亨の演説が警官の忌諱にふれ、たま／＼中止に遭ふや、聽衆怒號して當局の專横を罵り聞かず、異狀なる紛亂を發した。此の夜官憲星亨を捕へんとしたが捕へる事が出来ず、翌日其の新發田に向ふを追ひかけ、遂に之を捕へ、官吏侮辱罪を以て新潟監獄に投じて、翌十八年十月を以て出獄する事が出来た。

此歳四月當時の縣令永山盛輝元老院議員に任ぜられ、篠崎五郎代つて來任し、翌十九年七月、官制改革せられて新潟縣知事となる。

當時民権黨の官僚を忌むこと益々甚しいものがあつた。其の爲す所凡て破壊し停止させなければ止まないの觀があつた。民費節減事業縮少は縣會の主題になり、其の爲めに一時大いに地方費の削減を見ると云ふ有様であつた。

### ○改進黨

是れより以前中央における民権黨は、一を東洋議政會と稱し、一を嚶鳴社と呼び、二者共に民権論の喚起に努むる團體であつたが、其中東洋議政會は自由黨となり板垣退助を其の首領となし、嚶鳴社は改進黨と改ためて大隈重信の政策を援助する状態をとつた。前者は、多血多感、實行

に急であつて往々常識を逸するものがあつたが、後者は小野梓、沼間守一、島田三郎、藤田茂吉、矢野文雄の如き俊才名を連ねて集まり、専ら智能見識の向上に努めると云ふ有様で、衿際相入れない著しい相異があつた。従つて熱血の徒は自由黨に馳せ參じ、穩健の士は改進黨におもむくと云ふ有様で、其の結果兩黨相嫉視し、お互に偽黨呼ばはりなをし、兩者の間は漸く深刻になつて行つたのである。斯くしてこの風潮は當然の理として新潟縣下にも波及し鈴木昌司一派の自由黨に對立して、上越の室孝次郎及び其の一派は奮起して改進黨の大旗を翻し、對抗の態度を執るに至つた。

室は其の始め官府に任へてゐたが、感ずる所あつて民間に退き部下を養成して政治思想を鼓吹してゐたが、自由黨の多血的行動が動もすると軌道を逸する状態を見て心甚だ憚ばぬものがあつた。中川源造、高橋文質、寺崎至等は皆室の流れをくむ者であつて、後年室は縣下改進黨の首腦となつてしまつた。

之と前後して中越の有力家山口權三郎も亦た同黨の中堅として東奔西走し、久須美秀三郎、内藤久寛、波多野傳三郎等相呼應して起つに及んで自由黨に一敵國を結成してしまつた。蓋し其初め山口、久須美、内藤等を主とせる殖産協會なるものあり、元は純然たる實業振興を目的として爲



れるものであつたが、時運に頼みて時流に善處す可く、其の同志樋口元周、玉井貞太郎、坂口仁一郎等の懇懇により同好會と改稱して廣く縣下に同志を募り、遂に改進黨として自由黨に對抗し、縣下の政争之が爲に一層の白熱を加へ双方相譲らざる深刻さを實現するに至つた。

猶佐渡にあつては島倉祐次郎、兒玉茂右衛門、磯部八五郎等が其の中堅となつて行動した。

### ○兩黨の對立

斯くして兩黨相刻して演説に文章に辯難攻撃至らざる所がないと云ふ有様となつてしまつた。自由黨の中央からは星亨、加藤平四郎等來つて遊説すれば、改進黨では尾崎行雄、吉田喜六、箕浦勝人等順次新潟新聞に寄つて其の所見を披瀝し、共に民衆の視聽を集め、其の普及に努力し、同志糾合に生命を惜しまなかつた。當時自由黨の名流としては前記諸士の外に丹後直平、松澤正治、脇屋辰三郎、大瀧傳十郎、關矢儀八郎等を擧げる事が出来、改進黨の方には波多野傳三郎、市島謙吉、丸山新十郎、二國萬次郎、小崎懋等がある。兩黨の領袖としては自由黨に鈴木、山際、松村、島田等が居り、改進黨には室、山口、樋口等を擧げる事が出来る。其の新知識として言論以外文章を以て貢献する所大なりし者は、前者に小林雄七郎、關矢儀八郎あり、

後者には市島謙吉、小崎懋があつた。又兩黨の何れにも偏せず、終始穩和平靜を持し、而かも常に重要視せられ要望を荷なつてゐたものに鈴木長藏を擧げる。新潟市より縣會議員として屢々選出せられ、また度々縣會議長を務めた人である。

### ○兩黨の軋轢

此の當時の政黨は壯士を使喚することが盛んであつたために、到る所の演説會と云ふ演説會、懇親會といふ懇親會等に暴行事件の起らないためしなかつた。暴行と集會とは物と影の如くつきまとふ有様であつた。

一方、官憲の政黨を見ること蛇蝎の如く、それがために各政黨は各政敵と戦ふ以外更に官憲と争はなければならぬと云ふ状態を出現し、此の間に處する志士の苦心は實に名狀すべからざるものがあつた。演説會場或は懇親會場の歸途を要し、反對黨を迫害するを事とする壯士の出沒は到る所に見られ、腥風慘雨、其の深刻さは到底今日に於ては想像を許さない。

更に政争の弊は縣會に於て議場の騷擾となり、兩黨の反目軋轢益々度を加へる有様となつた。

初め縣會は自由黨其の多數を占めてゐたが、當時同黨より選出された常置委員七名の收賄事件起り、改進黨新聞の

暴露する所となつて、遂に大疑獄となつた。所謂これを「七頭の豺狼事件」と呼ぶ。

又改進黨の勢力を得て樋口元周選ばれて縣會議長となつた當時、大竹、堀川、齋藤等議長席に迫り、大騷擾を極め遂に議長辭職の止むなきに至つた事件もあつた。

然るに、此の間中央の大隈伯條約改正問題の爲めに失脚し、餘勢は縣下の同志にも影響し、改進黨の黨勢萎靡し再び自由黨が勢力を挽回し、議長に大瀧傳十郎選ばれて席についた所、改進黨は奇策を用ひて議長の人格を議場に於て彈劾するなどの騷擾もあつた。

斯くして、政争暫くも息む時なく、縣會は其のために再三解散の止むなき有様を見るに至つたが、其の後教科書事件起つて改進黨選出の常置委員が投獄せられ、爾來同黨は縣會に多數を得る事が出来ず、政友會の勢力を維持して長年、猶政局の推移、人物の變遷は兩黨の上にもめまぐるしく、彼我共に幾多の盛衰を繰返した結果、遂に今日の狀勢を見るに至つた。

### ○兩黨の一致

爾來兩黨は中央政局の變移に従つて幾たびかの消長あり名稱の改變あり、自由黨より分離して國權派の一派となり改進黨が進歩黨となり、或は兩者合して憲政黨となり、更

に岐れて舊進歩黨の憲政本黨となり、また國民黨となるなど其の黨勢の盛衰は世人の知る如く、眞に多岐多端であつた。

此の間縣下政界で特に注視すべき現象は日清戰役後、伊藤内閣に對する遼東半島還附反對運動である。此の問題一度起るやさしも嫉視反目、事毎に對抗を持して來た改進黨由の兩黨が忽ち一致して政府攻撃を共にした。之が爲めに自由黨の機關紙自由新報及び改進黨の機關紙新潟新聞は當時屢々發行停止を命ぜられ、比較的穩健派と目され、自からも任してゐた鈴木一派の據る東北日報も亦共に筆禍を免かるる能はざる状態であつた。

### ○越 佐 會

今まで大猿其のもの間からであつた改進黨及び自由の二黨が、遼東半島非還附論によつて握手したのを見た改進黨の内藤及び坂口等は、此の機を利用して縣下政黨の大團結を策し、多年の政争軋轢を除去し、幾多の情弊を刷新しようとする目論んだ。

先づ國權派の大竹を説き、大竹を通じて自由黨の高岡を動かし、合同の事將に成らんとしたが、たま／＼自由黨中に異論者生じ、遂に同黨の參加合同を見る事が出来なかつた。然し改進黨と國權派は相抱擁して越佐會を興すに至つ



た。

此の當時新潟新聞に志賀重昂あり、會の成立に最も寄與する所があつた。

この越佐會は中央に於て進歩黨の先驅を成したものであつて、後幾許もなく中央政界亦た改進黨兩黨合同し、國民黨の前身である進歩黨の創立を見るに至り、是に於て越佐會は解散し、會員相擁して凡て進歩黨に馳せ參する事になつたのである。

### ○舊改進系及び同志會

進歩黨は其の後憲政本黨として自由黨と結び板隈内閣の組織と成つたが、遂に崩壊して自由黨は再び憲政黨と稱へ其れに對して進歩黨は憲政本黨と稱し、舊來の驕敵に返つた觀になつてしまつた。

此の時伊藤公が政友會を組織し、憲政黨は其の傘下に馳せ參する事になつた。

以上は中央政界に屬する事であるが、縣下黨員の集散消長はすべて中央の變移に影響されるを通常として居り、當時もまた其の例にもれなかつた。

此の間縣下に於ては大竹、坂口の改進黨及び國權派の合同聯盟破れて國權派は再び獨立し、舊改進系一派は國民黨に屬する事になつたが、桂公が同志會を起すに及んで更に

犬養を説いて一意之に趨かしめようと努力したが、この議は容れられず、坂口、目黒、中野、川合、川上の五代議士袂を連ねて同志會に赴き、同時に國民黨新潟支部は臨時大會を開催して之と行動を共にする決議をなした。

縣下の國民黨は上越の高橋文質、中越の内田三省、渡邊藤吉、下越の長場龍太郎一派が依然同黨に留まつた外、他は悉く同志會に馳せて後日の形勢を成すに至つた。

猶高岡忠郷は之より先、即ち進歩黨時代より同志として態度を共にして、其の後縣下同志會の重要な幹部となり遂には幹部中の元老となつた。

### ○舊自由系と政友會

伊藤公が下野して政友會を組織結成し、自由黨の怪傑星亨が全黨を擧げて之に合同し、西園寺侯の總理が成り、原敬の總理を見るに至つた。而して縣下の自由黨員は曾て後藤象次郎伯が大團圓結を唱へて全國を遊説し、たま／＼大石正已を伴つて縣下に赴いた當時から漸次之に和して相寄り、改進黨と政論上白熱戦を演じた事があつた。「非大同團結論」の著は當時同黨の市島謙吉によつて爲されたものである。然し其の後中央の政局に倣つて政友會に投ずる事になつた。

之より以前、中にも幾多種々の消長盛衰があつた。鈴木

## 當時の代議士と縣會議員

### ○第一期の代議士

明治二十三年初期の帝國議會に衆議院議席を有した本縣選出の代議士は左の如くであつて、自由對黨改進黨の勢力は十對三の割合であつた。

山際 七 司(自由)	鈴木 昌 司(自由)
丹後 直 平(自由)	加藤 勝 彌(自由)
高岡 忠 郷(自由)	西 潟 爲 藏(自由)
小林 雄七郎(自由)	長谷川 泰(自由)
松村 文治郎(自由)	鶴 飼 郁次郎(自由)
關矢 孫左衛門(改進黨)	本 山 健 治(改進黨)
室 孝次郎(改進黨)	

以上の如く自由黨は絶對多數を占め、當時改進黨の人材であつた樋口元周、久須美秀三郎、佐々木松坪、市島謙吉等其他落選した者が非常に多かつた。

其の後政界變遷の波に乗つて國民黨の最も優越な地歩を占めた時代もあつたが、同黨に屬した前掲の坂口、目黒、中野、川合、川上の五代議士脱黨してから形勢一變してしまつた。

一方政友會は黨勢扶植に便宜多く、從來中立の態度を執

山際、松村等は病歿し、堀川、稻岡等は失脚し、大瀧、關矢等は實業界に轉じ、其の他古きもの去り新人加はり、同志會の坂口に對して加藤勝彌全黨を統率するの概あり、黨中では上院議員佐藤友右衛門、新潟市の中心人物櫻井市作を兩頭首として、小池新三郎、大澤豊太郎、上田良平、小瀧寅次郎等が勢力を張つた。

佐渡では高橋元吉長年に渡つて領袖の地位を握つてゐたが、其の病歿後は同郡黨勢は思はしくないとともに、齋藤長三、本間一松等が主として主義の宣傳行動に奔走し、餘勢を保つた。

縣外に在るものに竹越與三郎、高橋光威、山本悌二郎の三者があつたが、縣民との關係は特記す可きものがない。

### ○中正會

中正會は舊國權派を代表して大竹貫一の同會に入會した爲めに行動を共にした一派であつて、其の當初重要な位置に居たものは、吉原義雄、高橋尙、鳥居錦次郎、中山五兵衛、小坂井茂市、小島太郎一、萩野左門等である。

然し程なく萩野左門、小島太郎の兩名は政友會に去り、鳥居錦次郎は同志會に轉じ、猶縣會にての中正會は、同志會に其の行動を寄せつつ歩む状態に見えた。



つてゐた新潟市の有力者も其の過半を擧げて入黨し、其の他の地方も亦入會し、一時縣下の大勢は政友會を以て風靡するの觀があつた。

### ○同志會時代

縣下を風靡した政友會も山本内閣瓦解を契機として漸次衰へ、民心次第に去つて、大隈内閣の出現するに及んで人望之に傾き、遂に同志會の勢力大いに伸びる所があつた。

中野 貫一(同志) 坂口 仁一郎(同志)  
久須美 東馬(同志) 飯塚 彌一郎(同志)  
目黒 孝平(同志) 鳥居 錦次郎(同志)  
齋藤 喜十郎(同志)  
高橋 光威(政友) 田邊 熊一(政友)  
川上 榮太郎(政友) 高鳥 順作(政友)  
丸山 豊治郎(政友) 山本 悌二郎(政友)  
大竹 貫一(中正)  
以上は、大正四年當時の、縣下選出衆議院代議士の状態である。

### ○縣會議員

新潟縣會は明治七年より開かれたが、當時は各大區に於ける戸長及び計算係各一名を以て議員としたものであつた

明治十一年府縣制の發布あつて、翌十二年初めて投票による議員選出をした。最初の議員は左の通りである

△北蒲原郡 佐藤儀八。野村喜右衛門。笠原重信。田邊久藏。下妻嘉平治

△中蒲原郡

曾我順二。桑原培三。佐々木松坪。本間新作

△西蒲原郡

小柳卯三郎。萩野左門。山際七司。山浦嘉平次

△南蒲原郡

大橋順一郎。小師橋郎。笠原永昌

△北魚沼郡

佐藤半左衛門。松村新三。櫻井長左右

△中魚沼郡

中澤久四郎。島田茂。津端守眞

△南魚沼郡

小林正吉。高橋藤九郎

△三島郡

久須美秀三郎。遠藤軍平。山田權左衛門

△古志郡

川上喜右衛門。川上金一郎。富川岩太

△刈羽郡

牧口莊三郎。松村文治郎。村山藤榮。山口權三郎

△東頸城郡

丸田定一郎。本山健治

△中頸城郡

大井茂作。加藤貞盟。鈴木昌司。笠原克太郎。小山定四郎

△西頸城郡

杉本茂右衛門。井合喜左衛門。磯谷健次

△岩船郡

佐藤玄信。本間於菟彦。加藤勝彌

△佐渡郡

菊地新九郎。兒玉茂右衛門。廣田幸作。梶原平藏

以上

の如く議員の定数は五十四人であつて、議長は刈羽郡選出の松村文治郎であつた。

其の後五十四名の定員が四十八名となり、大正四、五年頃縣會に於ての政黨勢力は兩々相伯仲の間にあつたが、中正會議員と上述國民黨の歩み寄りによつて同志會は著しく有利になり、猶其の上に中立も歩調を合せ、事實上常に議場の

大勢を左右するに至つた。

當時の縣會議員は左の如くである。

△北蒲原郡

立川 三五郎(政友) 傳 太左衛門(政友)

△北蒲原郡

立川 三五郎(政友) 傳 太左衛門(政友)

五十嵐 恭七(同志) 田中 八千代(國民)

姉崎 靜彌(同志)

△中蒲原郡

小野 周平(同志) 高地 豐藏(政友)

桑野 確次(同志) 野澤 卯市(同志)

小池 新三郎(政友)

△西蒲原郡

小島 太郎一(政友) 齋藤 喜七(同志)

平松 遮那一郎(同志)

△南蒲原郡

高橋 尙(中正) 小坂井 茂市(中正)

吉原 治平太(政友)

△東蒲原郡

清田 常太郎(同志)

△北魚沼郡

森山 汎愛(同志) 星野 只二(中立)

△中魚沼郡

増田 定助(政友) 桑原 重正(同志)

△南魚沼郡

岡村 信次(同志)

△三島郡

小林 甚次良(同志) 加藤 直重(同志)



- 協屋 亮作(政友)
- △古志郡 鈴木 義延(同志) 佐藤 務(政友)
- △刈羽郡 内藤 鷺郎(同志) 石黒 大次郎(同志)
- 宮川 文平(中立)
- △東頸城郡 羽深 信四郎(中立)
- △中頸城郡 林 彌一郎(國民) 丸山 新十郎(同志)
- 竹越 虎雄(政友) 岩佐 麟太(政友)
- △西頸城郡 笠原 廣吉(政友) 田原 助藏(政友)
- △岩船郡 海沼 英祐(同志) 加藤 勝彌(政友)
- △佐渡郡 齋藤 表三(政友) 北條 欽(政友)
- 土屋 六右衛門(同志)
- △高田市 神岡 文章(國民) 小滝 寅治郎(政友)
- △長岡市 今泉 鐸次郎(中立)

△新潟市 松井 郡治(同志) 松木 弘(政友)  
 以上の如くであつて、議長は西蒲原郡選出の平松遮那一郎であり、副議長は北蒲原選出の姉崎靜彌であつた。  
 猶縣參事委員は東蒲原郡の清田常太郎、刈羽郡の石黒大次郎、中蒲原郡の小池新三郎、中頸城郡の林彌一郎、西蒲原郡の小島太郎一、佐渡郡の北條欽、南蒲原郡の高橋尙の七人であつた。

### 縣會流血の慘劇

縣會始つて以來の紛擾は數へるに遑ない程であるが、其の最も凄慘を極めたのは大正元年の通常縣會である。恐らく空前にして絶後であらう。  
 時の内閣は西園寺、内務大臣原敬は森正隆を新潟縣知事に任命した。森知事來任すると同時に思ひ切つた縣費大削減を敢行せんとして縣豫算に大斧鉞を加へた。所が當時縣會に大多數を占めてゐた同志會議員は之を事實に適しない極端無謀の策であると論難した所、一方政友派は知事を輔けて其の志を通させようとし、兩派の間に軋轢を生じ、而も相互に下らなかつた。政友會の新潟毎日、華政友の新潟公友、中立の東北日報等削減を熱唱すれば、同志會派の新潟新聞、北越新報は反對論を力説し、論戰は痛烈を極め、

民論も又定まらず、縣會は日を追つて險惡化して行くばかりであつた。

議場に於ては削減反對派の同志會議員の方多數であつて政友派の方は兎角不利であつた。

十二月十四日、森知事は大勢の非なるを知つてゐながら猶提案に對して數時間の熱辯を試みた。其れに對して同志會第一の論客であり院内總務である野澤卯市起つて沈痛な反對意見をのべ、議長平松遮一郎將に採決しようとした時森知事は再び起つて辭色を勵まして反對意見を述べ席を蹴立てて退場した。此の時議長席附近を彷徨してゐた議員木村清三郎、樋口熊次郎、林圭介の三人は突如議長席に迫つた。同時に傍聽席から二名の壯漢が身を躍らして議場に闖入、議長を引下して包圍し、暴行を加へて頭部數ヶ所に負傷をさせ、更に一名は議員山本晋に迫つて輕傷を負はせ、議場は鮮血を以て彩られた。此の際傍聽席は怒罵叱咤に満ち、或は階上から椅子を投げるなど、喧々囂々の中に議員は右往左往して、不法を憤り叫び、混亂其の極に達した。

斯くして議事は中止となり、負傷者は別室で手當を受け同志會議員は一旦本部に引揚げて善後策を議し、飽迄議事を續行する事に決して議場に集まり、此の間檢事の出張檢證あり、後幾許もなく暴漢二名は捕縛され、議員木村、樋口、林も暴行嫌疑者として收監されたが審理の結果無罪と

なつた。

此事件は縣民の耳目を聳動させたと共に縣會史上類似のない事件であつた。

### 知事及縣會議長

楠本、永山の時代は姑く措き、降つて篠崎知事當時から政黨抗爭の餘波影響が知事の更迭を頻繁ならしめた。明治二十一年二月市町村制の發布があつて、地方自治の制度定まり、從來の數村を合して一村にし、全縣下一市四十八町五十村としたが、其の當時から知事と縣會は屢々衝突し、會て地方利益問題の交換を條件として妥協した傾向は一變して黨派勢力が事を決する有様になり、遂に多數黨の跋扈となり情弊百出の有様を出來するに至つた。加ふるに内閣の更迭は知事の更迭に相伴ひ地方行政の基礎其のために動搖して定まらない憾み甚しいものがあつたが、最近中央の方針革新の結果稍々其の弊を脱した觀がある。現知事關屋延之助就任は昭和十一年四月であつた。

### 置縣以來の長官

平松 時厚 明治四年十一月就任、在職期間は同五年五月まで其の間七ヶ月  
 楠本 正隆 明治五年五月就任、同八年八月迄、其



の間三年四ヶ月

永山 正隆 明治八年十一月就任、在職期間實に九年六ヶ月、明治十八年四月去る。

篠崎 五郎 明治十八年四月より同二十二年十二月迄、其の間四年九ヶ月。

千田 貞曉 明治二十二年十二月から同二十四年四月迄、一年五ヶ月。

籠手田 安定 明治二十四年四月より同二十九年二月迄、其の間四年十一ヶ月。

浅田 徳則 明治二十九年二月より三十年四月迄、一年三ヶ月。

勝間田 稔 明治三十年四月より三十三年一月迄で二年十ヶ月。

千頭 清臣 明治三十三年一月より三十三年九月迄九ヶ月。

柏田 盛文 明治三十三年九月より同三十六年二月迄、二年六ヶ月。

阿部 浩 明治三十六年二月より同四十年一月迄四年間。

清棲 家教 明治四十年一月より同四十五年三月迄五年三ヶ月。

森 正隆 明治四十五年三月より大正元年十二月

迄、十ヶ月。

伊澤 多喜男 大正元年十二月より同二年三月迄、四ヶ月。

安藤 謙介 大正二年三月より同三年四月迄、一年二ヶ月。

坂 仲輔 大正三年四月より同五年六月迄、二年三ヶ月。

北川 信従 大正五年五月より同六年十二月迄、一年八ヶ月。

渡邊 勝三郎 大正六年十二月より大正八年四月迄、一年五ヶ月。

太田 政弘 大正八年四月より同十二年六月迄、四年三ヶ月間在職。

小原 新三 大正十二年六月より同十四年十月迄、二年五ヶ月在職。

三松 武夫 大正十四年十月より昭和二年四月迄、一年七ヶ月在職。

藤沼 庄平 昭和二年四月より同三年二月迄、十一ヶ月間。

力石 雄一郎 昭和三年二月より同三年五月迄、四ヶ月間。

尾崎 勇次郎 昭和三年五月より同四年七月迄、一年

三ヶ月。

三松 武夫 昭和四年七月再任、五年八月迄、在職一年二ヶ月。

黒崎 眞也 昭和五年八月より同六年十月迄、一年三ヶ月。

中野 邦一 昭和六年十月より同六年十二月迄、三ヶ月。

小幡 豊治 昭和六年十二月より同七年六月迄、七ヶ月。

千葉 了 昭和七年六月より同十年一月迄、二年八ヶ月。

宮脇 梅吉 昭和十年一月より同十一年四月迄、一年四ヶ月。

關屋 延之助 昭和十一年四月より現在。

### 初代以來の縣會議長

初代	松村 文二郎	七	鈴木 昌司
二	山口 權三郎	八	樋口 元周
三	島田 茂	九	萩野 左門
四	山口 權三郎	一〇	稻岡 嘉一郎
五	同 人	一一	大瀧 傳十郎
六	同 人	一二	坂口 仁一郎

### 政黨及縣會

一三	高岡 忠卿	一九	平松 遮那一郎
一四	鈴木 長藏	二〇	同 人
一五	同 人	二一	松木 弘
一六	高岡 忠卿	二二	同 人
一七	同 人	二三	同 人
一八	上田 良平	二四	西 卷 進四郎

由來新潟縣は衆議院、及び縣會議員の選舉とも、與黨が勝を制する習慣である。

昭和二年政友會の組閣、田中内閣の下に行はれた縣會の改選の狀勢を見れば、政友會派二十五名、民政黨派十八名中立が二名で無産が三名であつたが、同年九月民政派の若槻内閣の下に行はれた改選の結果は、民政派三十二名に政友派十六で無産一名となつてゐる。前回の狀勢から見ると其の地位は逆轉も烈しい。

更に明治十年九月の選舉には政友二十三名、民政二十二名、中立二名、無産二名で、民政、政友相伯仲してゐるのも亦時局の反映と見るべきである。

衆議院は昭和三年二月の改選には民政九名、政友五名、革新一名であつたが、同七年には政友十名、民政四名、革新一名となり、これも亦位置をかへた。



縣會議員一覽

昭和十年九月二十五日を以て選舉された縣會議員當選者は左の通りである。

- 正八 志賀政雄 北蒲原郡新發田町六二七番戸 (民、得票五、五四七)
- 白井秀吉 北蒲原郡神山村大字天神堂三〇七番地(民、得票四、七四五)
- 井伊誠一 北蒲原郡新發田町字三の丸四八〇番地(無、得票四、七〇九)
- 八田三代吉 北蒲原郡葛塚町大字葛塚三、三〇六番地の一(政、得票四、〇三九)
- 從七 田邊正一 北蒲原郡安田村大字保田一、三七七番地(政、得票二、三七七)
- 玉井潤次 新潟市學校通二番町五、二七三番地の三(農、五、〇二九)
- 塚野健治 中蒲原郡五泉町大字五泉五、一九一番地(政、四、八二八)
- 小澤榮一 中蒲原郡石山村大字長湯二五番戸(民、四、七三八)
- 桂圭三 中蒲原郡新津町大字新津二、七九三番地(民、四、三三〇)

- 桑野確次 新潟市關屋(民、三、九五四)
- 多賀芳延 西蒲原郡彌彦村大字上泉一、八三〇番地(政、四、三五二)
- 保倉平太 西蒲原郡道上村大字打越甲三、三二七番地(政、四、三二六)
- 伊藤榮一 西蒲原郡和納村大字上和納三七二九番地(民、四、三二〇)
- 渡邊代太郎 西蒲原郡岩室村大字石瀨二、九五三番地(民、四、二六五)
- 議長 田下政治 南蒲原郡加茂町大字加茂六〇三番地(中、五、〇三八)
- 正八 山田寛明 南蒲原郡中之島村大字中條甲一、一五三番地(中、三、九五二)
- 石田宥全 中蒲原郡川東村大字笹堀一、三九六番地(農、二、六三〇)
- 三留市太郎 東蒲原郡津川町三、三九三番地(政、二、二〇五)
- 藤田善太 三島郡大河津村大字求草一、三一八番地(民、五、二八〇)
- 永井富一郎 三島郡來迎寺村大字來迎寺甲一、六六五番地(政、四、八八七)
- 吉澤勇次郎 古志郡上組村大字攝田屋二二六

番戸(民、無投票)

- 川上昌司 古志郡上組村大字攝田屋二、二九〇番地(政、無投票)
- 山本晋 北魚沼郡小千谷町二九九番地(民、四、六四五)
- 關屋孫一 北魚沼郡廣瀬村大字並柳乙の一〇番地(民、五、三一八)
- 副議長 上村守策 南魚沼郡鹽澤町大字思川二三五番地(民、無投票)
- 貝瀬高重郎 南魚沼郡中之島村大字吉山新田一一五番地(政、無投票)
- 松澤基 中魚沼郡川治村大字川治八二〇番地(政、無投票)
- 山内内藏輔 中魚沼郡十日町辰甲三三三番地(民、無投票)
- 石塚常榮 刈羽郡高柳村大字山中四、二七三番地(政、六、〇一四)
- 西巻進四郎 刈羽郡柏崎本町四丁目一、二二八番地の一(民、五、〇六一)
- 勳八 藤吉 刈羽郡野田村大字野田一、八一三番地(政、四、五七九)
- 關屋利義 東頸城郡松代村大字松代二、一

〇〇番地(二(政、五、九〇六)

- 大井一星 中頸城郡新井町大字美守二五六番地の一(政、七、八六九)
- 藤縄清治 中頸城郡湯町村大字土稻田九四〇番地(政、六、七二四)
- 荆木一久 中頸城郡春日村大字愛宕園分七七二番地(民、五、四三六)
- 丸山謙吉 西頸城郡能生谷村大字楨一、一一番地(民、三、九九九)
- 中村又七郎 西頸城郡糸魚川町大字押上六一九番地(政、三、四九九)
- 中村又四郎 岩船郡村上町一、五二〇番地(政、五、六七四)
- 益田藤次郎 岩船郡村上町六番地(民、三、七八九)
- 本間瀨平 佐渡郡羽茂村大字羽茂本郷四二七番地(政、五、三〇六)
- 土屋六右衛門 佐渡郡兩津町大字夷六七番地(民、四、四三七)
- 松榮俊三 佐渡郡相川町大字三丁目濱町八番地(民、三、八四三)
- 星信雄 新潟市沼垂一八七番地(民、四、



九六六

參事 安藤文祐 新潟市赤坂町二丁目三、一八八番地(民、四、四五六)

白田五助 新潟市白山浦一丁目六四五番地(政、四、二二八)

松田耕平 長岡市舟江町一、〇四〇番地(民、五、〇七一)

參事 石田善佐 高田市仲町二丁目八〇番地(政、會員 二、六六〇)

金子甚造 三條市大字島田四、六五四番地(政、二、四四六)

以上の如く、議長は田下政治、副議長は上村守策、縣參事會員を政黨別にすれば中村、大井、多賀、安藤、山本、松榮、貝瀬、石田は政友派、藤田、山内は民政派で、政友派が絶對多數を占めてゐる。

猶前回の縣會議員を參考に載せるならば次の如くである

新潟市(定員三)

(得票數)

今成留之助(民) 三、五〇二  
安藤文祐(民) 三、二七一  
山田篤治(政) 三、六八四  
長岡市(定員一)  
樋口信五郎(民) 四、九五三

高田市(定員一)

川上大造(民) 二、五七八  
岩船(定員二)

中村又四郎(政) 五、一八七  
益田藤次郎(民) 五、一〇七

北蒲(定員五)  
田邊正共(政) 五、八四三

志賀政雄(民) 四、六七〇  
白井秀吉(民) 五、一九九

丹吳康平(民) 四、八一六  
新保新(政) 六、〇二九

中蒲(定員五)  
塚野健治(政) 四、四九四  
佐藤芳男(民) 五、一四二

高岡忠弘(民) 五、六〇九  
桂圭三(民) 四、八一六

相澤成治(政) 四、二〇二  
西蒲(定員四)(無投票當選)

高井戸次郎(政) 多賀芳延(政)  
伊藤榮一(民) 渡邊代太郎(民)

南蒲(定員四)(得票數)  
小柳作市(勞農) 三、三六〇

車頸(定一)

飯田茂樹(民) 五、九六三  
中頸(定四)

瀧本義敬(民) 五、八九二  
笠井喜三郎(民) 六、二二二

八三郎(政) 六、一九四  
大井一星(政) 五、六一二

西頸(定二)(無投票)  
田原七藏(政) 穂刈忠雄(民)

佐渡(定三)(無投票)  
兒玉龍太郎(政) 佐々木齊(民)

松瀬教五郎(民)  
以上の如く民政派は斷然大多數を占める事になり、更に昭和二年九月執行の第一次普選縣會議員の跡を見るに

新潟市(定三)(得票數)

松木弘(政) 三、一七三  
井上乙吉(勞) 三、〇五六

渡邊熊次郎(中) 三、〇一五  
長岡市(定一)

坂井權吉(政) 三、九一四  
高田市(定一)

石田善佐(政) 二、一八四

東蒲(定一)

渡邊作次(民) 二、四六八  
三島(定二)(無投票當選)

永井富一郎(政) 藤田善太郎(民)

古志(定二)(無投票當選)  
佐藤伴吉(政) 鳥羽李二郎(民)

北魚(定二)(得票數)  
井口節治(民) 四、五一九

古田島和太郎(民) 五、一〇八  
南魚(定二)

上村守策(民) 四、八一三  
青木正樹(政) 四、二九〇

中魚(定二)  
川崎汎三(民) 五、三五五

山内内藏輔(民) 五、五六六  
刈羽(定三)

山岸政治(政) 五、〇六五  
内藤久一郎(民) 五、四〇四

西卷進四郎(民) 五、一九七



岩船(定二)  
 佐藤謙造(政) 四、二一六  
 遠山金吉(民) 三、六九一  
 北蒲(定五)  
 田邊正一(政) 三、四七四  
 白井秀吉(民) 三、四二七  
 須貝綱太郎(農) 三、四二四  
 大沼山三郎(政) 三、一七三  
 井伊誠一(勞) 三、一七三  
 中蒲(定五)  
 相澤成治(政) 四、一一九  
 高岡忠弘(民) 三、七七八  
 桂憲(民) 三、六七八  
 渡邊幸太郎(政) 三、六五五  
 和氣一郎(民) 三、三六七  
 西蒲(定三)  
 伊藤榮一(民) 八、〇四四  
 高井戸次郎(政) 五、八七七  
 多賀芳延(政) 五、二〇九  
 南蒲(定三)  
 飛田新作(政) 五、六六四  
 佐藤謙之輔(民) 五、三〇四

田下政治(民) 五、一三七  
 東蒲(定一)  
 石川林益(政) 二、〇一四  
 三島(定二)  
 平澤與之助(政) 五、五一八  
 藤田善太夫(民) 四、〇六〇  
 古志(定二)  
 田邊孫市(政) 五、一一〇  
 櫻井慎吾(民) 四、四三八  
 北魚(定二)  
 下村東作(民) 四、六三八  
 關與四郎(政) 四、三〇六  
 南魚(定二)(無投票)  
 今成準一郎(政) 梅田英太郎(民)  
 中魚(定二)  
 田中信一(政) 六、六〇三  
 島田直次(民) 三、八二八  
 刈羽(定三)  
 戸口仁三郎(民) 四、七三五  
 西巻進四郎(民) 四、五八五  
 吉田良平(政) 四、〇二九  
 東頸(定一)

榮口 孝(政) 五、六六六  
 中頸(定五)  
 古川長四郎(政) 五、四八五  
 内藤慎二(政) 四、八六八  
 大井一星(政) 四、八六八  
 土肥善三(民) 四、〇二〇  
 笹井喜三郎(民) 三、九〇一  
 西頸(定二)  
 小林鹿郎(民) 五、四五一  
 田原七藏(政) 三、七〇五  
 佐渡(定三)  
 相田榮藏(民) 五、一九四  
 羽豆太三(民) 五、〇四二  
 兒玉龍太郎(政) 四、四七九  
 黨派別にすれば政友二十六、民政十九、勞二、農一となり、政友の勢力は第一位であつた。猶勞は二名だけに過ぎないが、次點で落選の者勞三、農一となつてゐる。當時の思想界の反映を思はせるものがある。

縣會議員選舉投票成績

昭和十年九月二十五日に行はれた縣會議員選舉における投票成績は次の如くであつた。

郡市	当日有権者	投票数	棄権数
新 湯	二三、八三三	一七、七六六	六、〇六六
長 岡	一〇、八九四	八、七五五	二、一三九
高 田	五、〇〇三	四、二七二	七二一
三 條	六、二三五	四、九〇四	一、三三一
岩 船	一七、一四八	二、七九八	五、三五〇
北 蒲	四〇、五九一	二八、五九九	一一、〇三三
中 蒲	三七、一三二	二八、四三三	八、六九九
西 蒲	二八、七六八	二二、四八四	七、二八四
南 蒲	三三、五八八	一七、二五八	五、六〇二
東 蒲	五、五三一	四、三三三	一、一七八
三 島	一九、三五六	一三、六四三	五、七一四
刈 羽	二四、六二八	二〇、四五二	四、一七六
北 頸	一六、一〇三	二、九八八	三、一七五
中 頸	三七、二六〇	三、二二七	六、一四三

登録有権者数 四一二、五八九  
 当日有権者数 三四五、二〇八  
 投票数 二六三、一六三  
 棄権数 八二、〇四三  
 棄権率 二割三分八厘  
 以上を郡市別投票成績一覽表にすれば、



西頸	一四、三三	一一、三九	二、八九
東頸	一一、九九	一〇、四〇	一、五四
佐渡	二二、七六	一五、七九	七、九〇

以上の外、古志、南魚、中魚三郡は無投票区であつた。二割三分八厘の棄権率は、前回昭和六年九月二十五日の一割六分五厘に比較すれば、決して好成绩だつたと云へなす。

猶前回の縣會議員選舉有権者は左記の通りであつた。

郡市	定員	有権者數
新	三	二一、八三〇
長岡	一	九、九一四
高田	一	四、七六三
岩船	二	一六、四〇九
北蒲	一	三八、五三五
東蒲	一	四、九〇二
中蒲	五	三五、三七四
西蒲	四	二八、二六五
南蒲	四	二七、四二五
三島	二	一九、三二四
古志	二	一九、五七六
北魚	二	一五、七八六

郡市	立候補	當選	當選率
南魚	二	二	一三、六七三
中魚	二	二	一八、一六二
刈羽	一	一	二二、五七七
東頸	四	一	一一、八五八
中頸	二	三	三六、四〇六
西頸	三	一	一四、六三四
佐渡	四	二	二四、一三〇
計	九	三	三四、六四三

今回(昭和十年九月)の縣會議員選舉に於ける黨派別立候補に對する當選率は次の如くである。

黨派	立候補	當選	當選率
政黨友	三	三	七、一九
民政友	二	二	七、五九
中立	七	二	二、八六
無黨	五	二	四、〇〇
計	一七	七	四〇、〇〇

黨派別得票數は  
 政黨友 一一五、四二六票  
 民政黨 一一〇、二七九票  
 中立 二〇、一四八票  
 無黨 一四、一八五票  
 計 二六〇、〇三八票

### 高等官、同待遇一覽

新潟縣廳 新潟市學校通町一番地

高等官  
 一等二級加俸五〇〇  
 從四勳三 關屋延之助  
 新潟市警所通二官舎(電話二番)

書記官  
 三等二級  
 正五勳五 安原舜一  
 新潟市警所通二官舎(電話三番)

總務部長  
 三等三級  
 從五勳五 梁井淳二  
 新潟市水道町二官舎(電話一三三九番)

經濟部長  
 三等三級  
 從五勳五 土肥米之  
 新潟市警所通二官舎(電話四番)

警察部長  
 三等四級  
 從五勳五 熊野周二  
 新潟市警所通二官舎(電話六番)

學務部長  
 三等三級  
 從五勳五 荒木榮二  
 新潟市學校町二官舎(電一〇六六番)

地方技師  
 三等三級  
 從五勳五 荒木榮二  
 新潟市學校町二官舎(電一〇六六番)

土木部長  
 四等四級  
 正六勳六 浦長 長 贏  
 新潟市警所通二官舎(電一二三八番)

地方事務官  
 總務部庶務課長  
 從七勳七 佐治 治  
 新潟市二葉町一丁目(電一〇六七番)

經濟部農務課長  
 農民道場長兼務  
 正六勳六 檜垣 一美  
 新潟市學校町二官舎(電二七七一番)

學務部學務課長  
 正六勳六 高島 資吉  
 新潟市學校町通二官舎(電二七五九番)

總務部地方課長  
 町村實務相談所長  
 正六勳六 神田 五郎  
 新潟市警所通二官舎(電一〇番)

警察部健康保險課長  
 從六 石原 武二  
 新潟市西大畑町山ノ上官舎(電一八九九番)

經濟部商工水産課長  
 物産紹介所長 事務取扱  
 能率相談所長  
 正六 宮脇 倫  
 新潟市水道町二官舎(電二七五八番)

學務部社會課長  
 從六勳六 横田 昌男  
 新潟市二葉町二(電一八九九番)

土木部監理課長  
 (都市計畫地方委員)  
 會事務官六等六級  
 正七 西 芳雄  
 新潟市西大畑町山ノ上官舎(電三二二番)

佐渡支廳長  
 從七勳七 本間 要  
 佐渡郡相川町(電一〇一〇番)

學務部社寺兵事課長  
 從七 常松 彌重  
 新潟市西大畑町山ノ上官舎(電三〇一一番)

總務部會計課長  
 總務部庶務課長  
 從七勳七 佐治 治  
 新潟市二葉町一丁目(電一〇六七番)



學務部職業課長

地方視學官

學務部學務課勤務

地方警視

警察部特別高等

警察課長

警察部警務課長

警察部警務課長

長岡警察署長

高田警察署長

警察部刑事課長

地方小作官

經濟部農務課勤務

七等七級

新湯市關屋田町三丁目九八

五等五級

新湯市關屋六五一五(電三三四六番)

五等六級

新湯市西大畑町山ノ上官舎(電一七六四番)

六等六級

新湯市西大畑町山ノ上官舎(電一七六四番)

七等七級

新湯市西大畑町山ノ上官舎(電一七六四番)

七等九級

新湯市旭町二官舎(電一七八六番)

從七

新湯市西大畑町山ノ上官舎(電一〇九二番)

新湯市白山浦二(電二七六三番)

經濟部農務課勤務

地方技師

經濟部農務課長

地方農林技師

經濟部農務課勤務

地方農林技師

農事試驗場長

經濟部耕地課長

警察部衛生課長

經濟部農務課長

地方農林技師

經濟部農務課勤務

經濟部農務課勤務

七等七級

新湯市關屋田町一丁目四條通

三等年五四

新湯市二葉町一官舎(電二五五三番)

三等四級

長岡市積古町官舎(電一九二番)

三等三級

新湯市西大畑町山ノ上官舎(電一三八四番)

三等四級

新湯市學校町二(電三〇一三番)

從五勳五

新湯市關屋松波町(電一七八四番)

三等年五四

新湯市白山浦一(電一〇六三番)

正六勳六

新湯市關屋田町(電一七〇一三番)

警察部保安課勤務

警察技師(縣吏八級)

土木部道路課勤務

土木部道路課勤務

土木部道路課勤務

土木部道路課勤務

土木部道路課勤務

土木部道路課勤務

土木部道路課勤務

土木部道路課勤務

土木部道路課勤務

土木部道路課勤務

土木部道路課勤務

土木部道路課勤務

土木部道路課勤務

四等十二級

新湯市關屋松波町

新湯市關屋松波町

新湯市關屋松波町

新湯市關屋松波町

新湯市關屋松波町

新湯市關屋松波町

新湯市關屋松波町

新湯市關屋松波町

新湯市關屋松波町

新湯市關屋松波町

新湯市關屋松波町

新湯市關屋松波町

新湯市關屋松波町

新湯市關屋松波町

新湯市關屋松波町

新湯市關屋松波町

新湯市關屋松波町

新湯市關屋松波町

新湯市關屋松波町

新湯市關屋松波町

新湯市關屋松波町

新湯市關屋松波町

土木部河港課長

土木部河港課長

土木部河港課長

土木部河港課長

土木部河港課長

土木部河港課長

土木部河港課長

土木部河港課長

土木部河港課長

土木部河港課長

土木部河港課長

土木部河港課長

土木部河港課長

土木部河港課長

土木部河港課長

土木部河港課長

土木部河港課長

土木部河港課長

土木部河港課長

土木部河港課長

土木部河港課長

土木部河港課長

三等待遇五級

新湯市關屋松波町(電三二六九番)

新湯市關屋松波町(電三二六九番)

新湯市關屋松波町(電三二六九番)

新湯市關屋松波町(電三二六九番)

新湯市關屋松波町(電三二六九番)

新湯市關屋松波町(電三二六九番)

新湯市關屋松波町(電三二六九番)

新湯市關屋松波町(電三二六九番)

新湯市關屋松波町(電三二六九番)

新湯市關屋松波町(電三二六九番)

新湯市關屋松波町(電三二六九番)

新湯市關屋松波町(電三二六九番)

新湯市關屋松波町(電三二六九番)

新湯市關屋松波町(電三二六九番)

新湯市關屋松波町(電三二六九番)

新湯市關屋松波町(電三二六九番)

新湯市關屋松波町(電三二六九番)

新湯市關屋松波町(電三二六九番)

新湯市關屋松波町(電三二六九番)

新湯市關屋松波町(電三二六九番)

新湯市關屋松波町(電三二六九番)

新湯市關屋松波町(電三二六九番)



經濟部產業組合課長

六等待遇八級  
正七 吉澤正平  
新潟市松波町一ノ一(電三一九九番)

經濟部農務課勤務  
陸軍歩兵少尉

六等待遇十級  
正七 藤原熊男  
新潟市關屋田町三

經濟部農務課勤務

六等待遇十級  
正七 宮下一郎  
新潟市學校町二岡本小路

經濟部農務課勤務

七等待遇十二級  
從七 枝並重吉  
新潟市關屋田町二丁目

經濟部農務課勤務

七等待遇九級  
從七 早田明  
新潟市學校町二

地方農林技師

農事試驗場在勤  
農業技手(月)

三等待遇七級  
從五勳六 川上桂作  
長岡市王藏院町九〇〇ノ甲

種畜場長

三等待遇六級  
從五勳五 岡田信吉  
南蒲原郡森町村官舎

經濟部農務課勤務

三等待遇五級  
從五勳六 森永利義  
新潟市水道町二

經濟部耕地課勤務  
技手(月)

三等待遇七級  
從五勳六 天野忠延  
新潟市學校町通三

桑樹試驗場長  
技手(月)

三等待遇七級  
從五勳六 江本良之助  
北魚沼郡小千谷町官舎

蠶業試驗場長

四等待遇八級  
正六勳六 立川仲藏  
中蒲原郡五泉町(電二六四番)

經濟部林務課勤務

四等待遇七級  
正六勳六 酒井六郎  
新潟市旭町一

農事試驗場在勤

四等待遇八級  
正六 安藤茂市  
中蒲原郡新津町

經濟部耕地課勤務

四等待遇六級  
正六 水野哲  
新潟市學校町通三

經濟部商工水産課  
勤務水産試驗場長  
兼務漁業監督吏員

四等待遇七級  
正六 細川可也  
新潟市關屋松波町一〇ノ一(電二三三五番)

農事試驗場佐渡分  
場長技手(月)

四等待遇九級  
正六 石綿政治  
佐渡郡金澤村中興

農事試驗場在勤

四等待遇九級  
正六 近藤龜之助  
長岡市今朝白町九八九

經濟部耕地課勤務  
榑曾山隧道排水改  
良事務所主任

五等待遇十級  
從六勳五 北條保太郎  
新潟市壽町一

農事試驗場在勤

五等待遇十級  
從六 高橋信治  
長岡市長柄町六八

經濟部農務課勤務

五等待遇年三〇  
從六 佐藤賢太郎  
新潟市旭町二高橋方

水産試驗場在勤  
漁業監督吏員

五等待遇九級  
從六 越田秀包  
三島郡寺泊町

經濟部林務課勤務

五等待遇八級  
從六 寺崎忠治  
新潟市白山浦一

經濟部耕地課勤務

五等待遇十級  
從六 村川吉太郎  
新潟市二葉町一

蠶業試驗場小出支場長

五等待遇十級  
從六 小林庸  
北魚沼郡小出町大字四日町

經濟部商工水産課  
勤務漁業監督吏員

五等待遇十級  
從六 岸田十雄  
新潟市二葉町一

農事試驗場在勤

五等待遇十級  
從六 戸島右二  
長岡市旭町

農事試驗場在勤

五等待遇十級  
從六 山田爲友  
長岡市旭町

經濟部耕地課勤務

六等待遇九級  
正七勳六 船木貞助  
新潟市關屋松波町一

農事試驗場在勤

六等待遇十級  
正七 森本勇  
長岡市四郎丸町

經濟部農務課勤務

六等待遇十級  
正七 上村忠孝  
新潟市水道町一

蠶業取締所在勤  
經濟部蠶絲課兼務

六等待遇十級  
正七 金兒文夫  
新潟市關屋田町大通

穀物検査所在勤  
陸軍歩兵少尉

六等待遇十一級  
正七 布施榮一  
新潟市學校町通三

蠶業試驗場在勤

六等待遇十級  
正七 丸山武夫  
中蒲原郡五泉町

經濟部耕地課勤務  
福島江農業水利改  
良事務所主任

六等待遇十級  
正七勳七 三井幸治  
新潟市學校町二

農事試驗場在勤

六等待遇十級  
正七 德田善盛  
長岡市東袋町

農事試驗場在勤

六等待遇十級  
正七 高井彌一  
長岡市東袋町

經濟部農務課勤務

六等待遇十級  
正七 西村強  
新潟市白山浦二

經濟部農務課勤務

六等待遇十一級  
正七 杉山稔輔  
新潟市關屋田町一丁目三條通

經濟部農務課勤務

六等待遇十一級  
正七 加藤勇  
新潟市學校町通二高砂



水産試験場在勤  
漁業監督吏員

經濟部耕地課勤務

經濟部農務課勤務  
農事試驗場兼務

經濟部農務課勤務  
種鶏場長兼務

經濟部農務課勤務

蠶業取締所新津支所長

經濟部農務課勤務  
陸軍歩兵少尉

菌檢定所長

經濟部耕地課勤務  
地出張所主任兼稻荷中江  
農業水利改良事務所主任

經濟部耕地課勤務  
陸軍工兵少尉

六等特遇十一級  
正七 八 島與信  
佐波郡兩津町

六等特遇九級  
正七 嵯峨文八  
新潟市關屋田町大通

六等特遇十一級  
正七 田野勇  
新潟市旭町高橋方

六等特遇十級  
正七 大野寬一  
西蒲原郡卷町

從七 高野幾太郎  
西蒲原郡卷町

七等特遇十級  
從七 五十嵐岩吉  
中蒲原郡新津町田家

七等特遇十一級  
從七 戶島軍七  
新潟市松波町

七等特遇十二級  
從七 三好彌市  
北魚沼郡小出町

七等特遇十級  
從七 清水水實  
高田市寺町二丁目

七等特遇十一級  
正八 水谷善四郎  
新潟市西堀通一佐藤勉太郎方

經濟部農務課勤務

經濟部農務課勤務

經濟部蠶絲課勤務

經濟部農務課勤務  
木炭検査所兼務

經濟部農務課勤務

地方商工主事

物産紹介所勤務  
經濟部商工水産課  
兼務書記(月)

物産紹介所北鮮出張所在勤

朝鮮成鏡北道慶興郡雄基邑本町三丁目  
正七 嶋倉喜代治

地方商工技師

染織試驗所所長兼  
輸出織物検査所所長  
染織試驗場三條作  
業所長

四等特遇七級  
正六 勳六 遠藤權三郎  
南蒲原郡見附町

七等特遇十一級  
從七 宮崎彦次  
北魚沼郡堀之内町

七等特遇十級  
本間喜榮門  
新潟市水道町二

七等特遇十一級  
從七 宮本享太郎  
新潟市關屋田町二丁目二條通

七等特遇十一級  
從七 伊藤徹一  
新潟市學校町通三

七等特遇十一級  
中村庄藏  
新潟市中大畑町五五六

六等特遇十級  
正七 内山信吉  
新潟市二葉町一(電一三九九番)

七等特遇十一級  
正七 嶋倉喜代治  
新潟市關屋一〇

七等特遇十一級  
從七 星野太郎  
新潟市關屋一〇

七等特遇十一級  
從七 榎澤藤吉  
三條市西新保

七等特遇十一級  
從七 宅甚五郎  
南蒲原郡見附町

物産紹介所東京支所所長  
物産紹介所東京支所在勤  
染織試驗場兼務

四等特遇七級  
正六 勳五 笠原久雄  
東京市世田ヶ谷區東玉川町三七九九

醸造試驗場長

四等特遇六級  
正六 勳六 阿部禮一  
新潟市關屋松波町八ノ一(電二〇四番)

經濟部商工水産課勤務

四等特遇七級  
從六 勳六 藤澤廣胖  
新潟市松波町一

染織講習所長

五等特遇七級  
從六 角田探米  
中魚沼郡十日町

木工試驗場長

五等特遇九級  
從六 安藤廣吉  
新潟市二葉町三

麻織物試驗場長

五等特遇十級  
從六 關屋正造  
北魚沼郡小千谷町

染織試驗場在勤

六等特遇十級  
正七 松尾菊之助  
南蒲原郡見附町

染織試驗場在勤

七等特遇十一級  
正七 小泉達  
南蒲原郡見附町

經濟部商工水産課  
◎務技手(三級)  
度量衡検査所長

物産紹介所所長  
(滿洲國出張中)

六等特遇九級  
正七 勳六 原田修三  
新潟市關屋松波町二五

六等特遇十一級  
正七 落合光亮  
滿洲國新京二條通五八八島館内

染織試驗場栃尾作業所  
在勤

七等特遇十級  
從七 加藤俣治  
古志郡荷頃村

醸造試驗場在勤

七等特遇十一級  
從七 星野太郎  
新潟市關屋一〇

金工試驗場長

七等特遇十一級  
從七 榎澤藤吉  
三條市西新保

染織試驗場在勤

七等特遇十一級  
從七 宅甚五郎  
南蒲原郡見附町

地方統計主事

總務部統計課長

七等特遇十一級  
從七 太田徳藏  
新潟市學校町二高砂(電三二七一番)

衛生技師

警察部衛生課勤務

四等特遇九級  
正六 勳六 野口廣  
新潟市白山浦一

新潟治療院長兼  
警察衛生課勤務

四等特遇七級  
正六 朝比奈隆  
新潟市下旭町一一九

警察衛生課勤務

四等特遇七級  
正六 水谷眞二  
新潟市西大畑町二〇七

兩津治療院長  
兩津警察署兼務

五等特遇七級  
從六 八田田亭  
佐波郡兩津町夷



長岡治療院長  
長岡警察署勤務

高田警察署在勤  
高田治療院兼務

高田治療院長  
高田警察署兼務

警察衛生課勤務

警察衛生課勤務

防疫醫

警察部衛生課勤務

測候技師

高田測候所長

學校衛生技師

學務部學務課勤務

社會教育主事

五等待遇八級  
從六 吉川 詠南

五等待遇十一級  
從六 中川 治一郎

六等待遇八級  
正七 酒井 新平

七等待遇十一級  
從七 青木 幸助

七等待遇十一級  
福田 兆

四等待遇六級  
正六 松井 勝

七等待遇十級  
從七 泉末 雄

三等待遇五級  
從五 中谷 正知

學務部學務課勤務

社會事業主事

學務部社會課勤務

學務部職業課兼社會課勤務

體育運動主事

學務部學務課勤務

道府縣立少年教護院教諭

貴族院議員

勳三 白 勢 春 三

勳三(旭) 高 鳥 順 作

五等待遇八級  
從六 白川 寅吉

五等待遇十一級  
從六 葛岡 敏

七等待遇十一級  
廣瀬 孝道

六等待遇七級  
正七 加治 千三朗

六等待遇九級  
正七勳六 森 鏡 壽

(昭和十一年十月現在)

衆議院議員

東京市杉並區井荻三ノ一  
新潟市學校町二番地  
東京市目黒區上目黒八ノ六  
三六(電青山四〇三三番)  
新潟市西大畑町  
新潟市東中通二番地  
中蒲原郡龜田町  
東京市中野區西町三四番地  
東京市豊島區巢鴨四ノ八  
(電大塚二八九〇二番)  
刈羽郡石地町  
長岡市觀光院町  
東京市芝區白金三光町五一  
(電高輪七〇七五番)  
南蒲原郡新潟村大字小栗山  
東京市小石川區原町一二五  
(電大塚八九番)  
中頸城郡直江津町大字八幡  
東京市世田ヶ谷區太子堂三二  
(電青山六〇〇九番)

北 松 井 治 吉  
田 邊 熊 一  
小 柳 牧 衛  
松 木 弘  
佐 藤 與 一  
高 岡 大 輔  
大 竹 貫 一  
内 藤 久 一郎  
三 宅 正 一  
山 田 又 司  
佐 藤 謙 之 輔  
增 田 義 一  
川 合 直 次  
武 田 德 三 郎

前回衆議院議員

第一區

山本 悌二郎(政)

第二區

松木 弘(政)

渡邊 幸太郎(同)

出塚 助衛(同)

佐藤 與一(民)

第三區

山田 又司(政)

加藤 正(同)

山田 助作(民)

田邊 熊一(政)

高橋 金次郎(政)

大竹 貫一(革)

原 吉郎(民)

第四區

增田 義一(民)

鈴木 義隆(政)

武田 德三郎(政)

本縣の豫算概略

昭和十年度豫算は一千五百三十六萬四千三百七十圓であり、同十一年度豫算は一千五百十五萬三千三十六圓で、原案一千五百一十一萬八千三百五十五圓より七萬餘圓修正されてゐる。

豫算修正の内訳は左の通りであつた。  
歳入經常部(減) 二三、七四〇圓  
歳入臨時部(減) 一八、五〇〇圓  
合計 (減) 四二、二四〇圓  
歳出經常部(増) 二四、七三五圓  
歳出臨時部(増) 九、七四六圓



合計 三四、六八四圓  
(修正額合計) 七六、九二一圓

○縣提出原案内譯

歳入經常部 一一、二二〇、四二五圓  
同 臨時部 三、八九七、九三〇圓  
計 一五、一一八、三五五圓  
歳出經常部 六、二一〇、五一七圓  
同 臨時部 八、九〇七、八三八圓  
計 一五、一一八、三五五圓  
昭和九年度豫算に於ける町村費總額は一千三百三十五萬五千六百九十四圓であり、市費總額は四百十六萬七千九百九十四圓であつた。

○縣債

昭和九年三月末に於ける縣債は三千六百四十七萬六千九百六十一圓で、市債は九百四十四萬一千五百五十三圓、町村債は九百四十萬八千十四圓であつた。

官衙一覽

縣廳直轄官衙

新潟縣廳 新潟市學校通  
佐渡支廳 佐渡郡相川町  
度量衡檢定所 縣廳內  
長岡支所 長岡市東千手町  
三條支所 三條市大字三條  
味方郷用排水改良事務所 西蒲原郡味方村  
神納郷排水改良事務所 岩船郡神納村  
坂井輪村外一箇村排水改良事務所 西蒲原郡黒崎村  
東大通沿川岸排水改良事務所 中蒲原郡荻川村  
能生築港事務所 西頸城郡能生村  
兩津築港事務所 佐渡郡兩津町  
新川改修事務所 西蒲原郡卷町  
直江津港河口修築事務所 中町城郡直江津町  
刈谷田川改修事務所 南蒲原郡今町  
東大通川改修事務所 中蒲原郡新津町  
戸野目川改修事務所 高田市大手町  
飯田川改修事務所 高田市大手町  
鎌倉澤川砂防工事事務所 南魚沼郡鹽澤町  
信濃川河狀整理事務所 新潟市下川前通  
出雲崎築港事務所 三島郡出雲崎村  
岩船港築港事務所 岩船郡岩船町  
早出川改修良事務所 中蒲原郡菅名村木越

五十嵐川改修事務所 三條市田島  
澁海川砂防工事事務所 東頸城郡松代村  
新潟土木派遣所 縣廳內  
新津土木派遣所 中蒲原郡新津町  
新發田土木派遣所 北蒲原郡新發田町  
村上土木派遣所 岩船郡村上本町  
長岡土木派遣所 長岡市觀光院町  
三條土木派遣所 三條市西裏館  
柏崎土木派遣所 刈羽郡柏崎町  
安塚土木派遣所 東頸城郡安塚村  
高田土木派遣所 高田市大手町  
糸魚川土木派遣所 西頸城郡糸魚川町  
小千谷土木派遣所 北魚沼郡小千谷町  
六日町土木派遣所 南魚沼郡六日町  
相川土木派遣所 佐渡郡相川町  
新潟港務所 新潟市沼垂  
新潟警察署 新潟市川端町六丁目  
沼垂警察署 新潟市沼垂  
新發田警察署 北蒲原郡新發田町  
水原警察署 同 水原町  
葛塚警察署 同 葛塚町  
中條警察署 同 中條町

津川警察署 東蒲原郡津川町  
村上警察署 岩船郡村上町  
府屋警察署 同 大川谷村府屋  
新津警察署 中蒲原郡新津町  
白根警察署 同 白根町  
龜田警察署 同 龜田町  
村松警察署 同 村松町  
五泉警察署 同 五泉町  
卷警察署 西蒲原郡卷町  
燕警察署 同 燕町  
内野警察署 同 内野町  
三條警察署 三條市  
加茂警察署 南蒲原郡加茂町  
見附警察署 同 見附町  
與板警察署 三島郡與板町  
出雲崎警察署 同 出雲崎町  
寺泊警察署 同 寺泊町  
長岡警察署 長岡市坂ノ上町  
柝尾警察署 古志郡柝尾町  
小千谷警察署 北魚沼郡小千谷町  
小出警察署 北魚沼郡小出町  
十日町警察署 中魚沼郡十日町



六日町警察署	南魚沼郡六日町
柏崎警察署	刈羽郡柏崎町
宮川警察署	同 高濱町宮川
高田警察署	高田市大手町
新井警察署	中頸城郡新井町
直江津警察署	同 直江津町
柿崎警察署	同 柿崎町
安塚警察署	東頸城郡安塚村
糸魚川警察署	西頸城郡糸魚川町
能生警察署	同 能生町
相川警察署	佐渡郡相川町
小木警察署	同 小木町
兩津警察署	同 兩津町
河原田警察署	同 河原田町
巡查練習所	新潟市水道町二丁目
新潟測候所	同 西船見町
高田測候所	高田市大手町
農事試驗場	長岡本今朝白町
佐渡分場	佐渡郡金澤村
水産試驗場	三島郡寺泊町
染織講習所	中魚沼郡十日町
染織試驗場	南蒲原郡見附町

柝尾作業所	古志郡下鹽谷村
三條作業所	三條市田島
金工試驗場	同 四日町
蠶業試驗場	中蒲原郡五泉町
小出支場	北魚沼郡湯之谷村
物産紹介所	縣廳構内
東京支所	東京市麴町區丸ビル内
大阪支所	大阪市東區
種鶏場	西蒲原郡卷町
種畜場	南蒲原郡森町村
新潟學園	西蒲原郡内野町
輸出織物權查所	南蒲原郡見附町
同 加茂支所	同 加茂町
桑樹試驗場	北魚沼郡小千谷町
麻織物試驗場	北魚沼郡小千谷町
木工試驗場	新潟市附船町
加茂支所	南蒲原郡加茂町
醸造試驗場	新潟市水道町
木炭檢査所	縣廳構内
新潟支所	同
津川支所	東蒲原郡津川町
小出支所	北魚沼郡小出町

六日町支所	南魚沼郡六日町
十日町支所	中魚沼郡十日町
高田支所	高田市大手町
糸魚川支所	西頸城郡糸魚川町
村上支所	岩船郡村上本町
相川支所	佐渡郡相川町
穀物檢査所	縣廳構内
新潟支所	新潟市船場町
新發田支所	北蒲原郡新發田町
吉田支所	西蒲原郡吉田町
長岡支所	長岡市觀光院町
小千谷支所	北魚沼郡小千谷町
直江津支所	中頸城郡直江津町
兩津支所	佐渡郡兩津町
新潟縣蠶業取締所	縣廳構内
新潟支所	中蒲原郡新津町
長岡支所	長岡市今朝白町
小出支所	北魚沼郡小出町
六日町支所	南魚沼郡六日町
十日町支所	中魚沼郡十日町
直江津支所	中頸城郡直江津町
村上支所	岩船郡村上町

新潟治療院	新潟市四ツ屋町
長岡治療院	長岡市文治町
高田治療院	高田市榮町
兩津治療院	佐渡郡兩津町
明治記念新潟縣立圖書館	新潟市寄居町
市役所直轄官衙	
新潟市役所	新潟市一番堀通町
青山葬齋場	西蒲原郡坂井輪村
北濱病院	新潟市古町通十三番町
有明療養所	西蒲原郡坂井輪村
職業紹介所	新潟市西堀通
山の下保育所	同 山の下
萬代保育所	同 流作場
沼垂保育所	同 沼垂上七の丁
新潟救護院	同 古町通十三番町
新潟市立圖書館	同 蒲原
市史編纂部	縣立圖書館内
長岡市役所	長岡市坂ノ上町
職業紹介所	同 市役所内
長岡療院	同 藏王町
大正記念長岡市立五尊圖書館	同
長岡葬齋場	古志郡栖吉村中澤
	東阪之上町



高田市役所 高田市本町三丁目  
 職業紹介所 同 市役所内  
 高田市立高田圖書館 同 大手町  
 高田市營茶毘場 同 寺町一丁目  
 塵芥焼却場 同 寺町二丁目  
 三條市役所 三條市大字三條二ノ町  
 三條市立圖書館 同 三ノ町  
 公會堂 同 同  
 市會議場 同 同  
 水道淨水場 南蒲原郡大崎村  
 診療所 三條市大字三條一ノ町  
 養老院 同 大字西本成寺  
 職業紹介所 同 大字三條  
 三條託兒所 同 同  
 他廳直轄官衙 同 同  
 (内務省)  
 新潟土木出張所 新潟市白山浦  
 (大藏省)  
 預金部新潟出張所 新潟市營所通  
 同 新發田出張所 北蒲原郡新發三町  
 同 卷出張所 西蒲原郡卷町  
 同 三條出張所 三條市大字三條

同 長岡出張所 長岡市東千手町  
 同 小千谷出張所 北魚沼郡小千谷町  
 同 十日町出張所 中魚沼郡十日町  
 同 柏崎出張所 刈羽郡柏崎町  
 同 高田出張所 高田市西城町  
 同 糸魚川出張所 西頸城郡糸魚川町  
 同 村上出張所 岩船郡村上本町  
 同 相川出張所 佐渡郡相川町  
 高崎地方專賣局新潟出張所 新潟市綠町  
 同 兩津出張所 佐渡郡兩津町  
 同 長岡出張所 長岡市千手町  
 同 直江津出張所 中頸城郡直江津町  
 同 新井出張所 中頸城郡新井町  
 同 關原出張所 三島郡關原町  
 同 橫濱稅關新潟稅關支所 新潟市  
 同 夷港稅關支所 佐渡郡兩津町  
 新潟稅務署 新潟市營所通  
 新發田稅務署 北蒲原郡新發田町  
 卷稅務署 西蒲原郡卷町  
 三條稅務署 三條市  
 長岡稅務署 長岡市坂の上町  
 小千谷稅務署 北魚沼郡小千谷町

十日町稅務署 中魚沼郡十日町  
 柏崎稅務署 刈羽郡柏崎町  
 安塚稅務署 高田市西城町  
 糸魚川稅務署 西頸城郡糸魚川町  
 村上稅務署 岩船郡村上町  
 相川稅務署 佐渡郡相川町  
 (陸軍省)  
 仙臺憲兵分隊新發田憲兵分隊 北蒲原郡新發田町  
 同 高田憲兵分隊 高田市本町七丁目  
 第一師團司令部出張所 高田市本城町  
 新發田聯隊區司令部 北蒲原郡新發田町  
 高田聯隊區司令部 高田市本城町  
 步兵第十五旅團司令部 高田市本城町  
 步兵第十六聯隊 北蒲原郡新發田町  
 步兵第三十聯隊 高田市南本町  
 獨立山砲兵第一聯隊 同 南城町  
 新發田陸軍病院 北蒲原郡新發田町  
 高田陸軍病院 高田市南本町  
 (司法省)  
 新潟地方裁判所 新潟市學校町通  
 同 檢事局 同 同  
 新潟區裁判所 同 同

同 檢事局  
 龜田出張所 中蒲原郡龜田町  
 白根出張所 中蒲原郡白根町  
 新津出張所 同 新津町  
 村松出張所 同 村松町  
 卷出張所 西蒲原郡卷町  
 内野出張所 同 内野町  
 三條區裁判所 三條市  
 同 檢事局 同  
 長澤出張所 南蒲原郡長澤村  
 加茂出張所 同 加茂町  
 吉田出張所 西蒲原郡吉田町  
 地藏堂出張所 同 地藏堂町  
 新發田區裁判所 北蒲原郡新發田町  
 同 檢事局 同  
 水原出張所 同 水原町  
 葛塚出張所 同 葛塚町  
 中條出張所 同 中條町  
 津川出張所 東蒲原郡津川町  
 村上區裁判所 岩船郡村上町  
 同 檢事局 同 同  
 關谷出張所 同 關谷町



八幡出張所 同 八幡村  
 猿澤出張所 同 猿澤村  
 長岡區裁判所 長岡市神明町  
 同 檢事局 同  
 見附出張所 南蒲原郡見附町  
 朽尾出張所 古志郡朽尾町  
 竹澤出張所 同 竹澤町  
 與坂出張所 三島郡與坂町  
 寺泊出張所 同 寺泊町  
 出雲崎出張所 同 出雲崎町  
 片貝出張所 同 片貝村  
 關原出張所 同 關原村  
 小千谷出張所 北魚沼郡小千谷町  
 小出出張所 同 小出町  
 須原出張所 同 須原町  
 柏崎區裁判所 刈羽郡柏崎町  
 同 檢事局 同  
 高柳出張所 同 高柳村  
 千谷澤出張所 同 千谷澤村  
 高濱出張所 同 高濱町  
 六日町區裁判所 南魚沼郡六日町  
 同 檢事局 同

浦佐出張所 同 浦佐町  
 十日町出張所 中魚沼郡十日町  
 下船渡出張所 同 下船渡村  
 千手出張所 同 千手町  
 高田區裁判所 高田市大手町  
 同 檢事局 同  
 柏崎出張所 中頸城郡柏崎村  
 吉川出張所 同 吉川村  
 直江津出張所 同 直江津町  
 高士出張所 同 高士村  
 鳥坂出張所 同 鳥坂村  
 關山出張所 同 關山村  
 湯町出張所 同 湯町村  
 新井出張所 同 新井村  
 安塚出張所 同 東頸城郡安塚村  
 松代出張所 同 松代村  
 松之山出張所 同 松之山村  
 糸魚川區裁判所 西頸城郡糸魚川町  
 同 檢事局 同  
 能生出張所 同 能生村  
 根知出張所 同 根知村  
 相川區裁判所 佐渡郡相川町

相川檢事局 佐渡郡相川町  
 眞野出張所 同 眞野町  
 兩津出張所 佐渡郡兩津町  
 小木出張所 同 小木町  
 松ヶ崎出張所 同 松ヶ崎町  
 外海府出張所 同 外海府村  
 新潟供託局 新潟市學校通  
 三條出張所 三條市  
 新發田出張所 北蒲原郡新發田町  
 村上出張所 岩船郡村上町  
 長岡出張所 長岡市  
 柏崎出張所 刈羽郡柏崎町  
 六日町出張所 南魚沼郡六日町  
 高田出張所 高田市  
 糸魚川出張所 西頸城郡糸魚川町  
 相川出張所 佐渡郡相川町  
 新潟刑務所 新潟市西大畑町  
 高田刑務支所 高田市西城町  
 長岡刑務支所 長岡市神明町  
 新發田刑務支所 北蒲原郡新發田町  
 (農林省)  
 新潟米穀事務所 新潟市船場町

高田營林署 高田市  
 六日町營林署 南魚沼郡六日町  
 村松營林署 中蒲原郡村松町  
 新發田營林署 北蒲原郡新發田町  
 村上營林署 岩船郡村上町  
 (逓信省)  
 新潟郵便局(一等) 新潟市東城通  
 長岡郵便局(一等) 長岡市坂の上町  
 直江津郵便局(二等) 中頸城郡直江津町  
 高田郵便局(二等) 高田市本町三丁目  
 柏崎郵便局(二等) 刈羽郡柏崎町  
 新發田郵便局(特三) 北蒲原郡新發田町  
 夷郵便局(特三) 佐渡郡兩津町  
 三條郵便局(二等) 三條市大字三條  
 仙臺逓信局新潟診療所支所 新潟市  
 (鐵道省)  
 新潟鐵道局 新潟市流作場  
 長岡建設事務所 長岡市旭町  
 信濃川電氣事務所 中魚沼郡千手町  
 新津運輸事務所 中蒲原郡新津町  
 新津保線事務所 同 同

(昭和十二年十二月現在) 以上



# 教育 小學校

## ○學齡兒童

本縣に於ける最近の學齡兒童總數は四十一萬一千五百六十三名であつて、其内男二十萬七千一百八十四名、女二十萬四千三百七十九名である。其の内既に就學義務に達した者で就學した者、男十八萬四千九十九名、女十七萬八千二百八十三名、未だ就學しない者、男六千八百八十名、女六百四十四名、就學義務に未だ達しない者は男二萬六千五百五十二名、女二萬五千四百五十二名であつて、就學義務に既に達した者で就學せし者の歩合は百人につき九十九人六分三厘である。之を各郡別にすれば左の如きものとなる。

郡市	合計		不 就 學
	男	女	
北蒲原	一三、〇二二	一三、五四四	四五、五五五
中蒲原	一〇、五五八	一〇、三五四	四〇、八七一
西蒲原	一五、二九四	一五、三六八	三〇、五六一

郡市	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年
南蒲原	二、九三二	二、八七九	二、八七九	二、八七九
東蒲原	九、七六七	九、五四九	九、五四九	九、五四九
三島	一〇、一四七	九、八四三	九、八四三	九、八四三
古志	八、一三三	七、六九八	七、六九八	七、六九八
北魚沼	七、八八二	九、六〇二	九、六〇二	九、六〇二
中魚沼	二、七七八	二、三六二	二、三六二	二、三六二
東頸城	五、九一七	五、九一八	五、九一八	五、九一八
中頸城	一八、九六七	一八、九六七	一八、九六七	一八、九六七
西頸城	七、〇〇六	六、九六八	六、九六八	六、九六八
岩船	八、五〇五	八、三二六	八、三二六	八、三二六
佐渡	一〇、一四五	九、九五五	九、九五五	九、九五五
新潟	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三
長岡	五、六三三	五、六三三	五、六三三	五、六三三
高田	二、七七七	二、六三三	二、六三三	二、六三三
三條市	三、五二四	三、三三三	三、三三三	三、三三三
計	一〇七、一八四	一〇四、三三九	一〇四、一五七	一〇四、一五七
昭和十年	一〇六、五三九	一〇四、一五七	一〇四、一五七	一〇四、一五七
昭和九年	一〇五、二九六	一〇一、七三七	一〇一、七三七	一〇一、七三七
昭和八年	一〇二、九五八	一〇〇、三三七	一〇〇、三三七	一〇〇、三三七
昭和七年	一九八、五九九	一九六、五〇四	一九六、五〇四	一九六、五〇四

## ○就學義務既達者及未達者

郡市	就學		不就學	
	(男)	(女)	(男)	(女)
北蒲原	一九、九七七	一九、六六六	七五	五九
中蒲原	一七、七七〇	一七、七六八	五五	五〇
西蒲原	一三、一〇八	一三、四九九	四六	四六
東蒲原	一〇、三七四	一〇、五六一	三	四
三島	二、五〇二	二、三六一	三	四
古志	八、六〇二	八、三六〇	三	三
北魚沼	八、八四九	八、六〇三	三	三
南魚沼	七、一七五	七、一五九	三	三
中魚沼	六、七五八	六、六六〇	三〇	二九
東頸城	八、六三五	八、三三七	三〇	二九
中頸城	一、〇六三	一〇、七九七	三	三
東頸城	五、三三四	五、一七三	三	三
西頸城	一六、六六〇	一六、六九二	四	三
岩船	六、二六三	六、一一二	六	六
佐船	七、四三六	七、三二九	三	三
新潟	八、八三一	八、六七九	三	三
長岡	一〇、七九三	一〇、五九六	三	三
西蒲原	四、九三三	四、九六一	三	三

郡市	就學義務未達者		既達者 中達者 就學
	男	女	
北蒲原	三、〇〇九	二、八五八	九八、六八八
中蒲原	二、六九三	二、五七二	九八、六八八
西蒲原	一、九二二	一、八八三	九八、六八八
東蒲原	一、五三三	一、四八四	九八、六八八
三島	三、七五	三、七	九八、六八八
古志	一、二二二	一、一五九	九八、六八八
北魚沼	一、二六五	一、二二五	九八、六八八
中魚沼	一、〇一一	九四三	九八、六八八
東頸城	一、〇四九	一、〇八	九八、六八八
中頸城	一、二二九	一、一一一	九八、六八八
西頸城	一、六二二	一、五三三	九八、六八八
岩船	七、〇	七、〇	九八、六八八
佐船	七、〇	七、〇	九八、六八八
新潟	七、〇	七、〇	九八、六八八
長岡	七、〇	七、〇	九八、六八八
高田	七、〇	七、〇	九八、六八八
三條市	七、〇	七、〇	九八、六八八
計	一八〇、四九九	一七八、二八三	六八〇
昭和十年	一七九、七六八	一七六、五二九	六三九
昭和九年	一七五、九一七	一七五、九一	六三九
昭和八年	一七二、三三三	一七三、四七六	六三九
昭和七年	一七二、三三三	一六九、五〇四	六三九



中頸城	二、三〇四	二、三三九	九、九〇六
西頸城	七四七	七九五	九、九七〇
岩船	一、〇三五	九八九	九、九五五
佐渡	一、二八二	一、四九六	九、九六七
新潟市	一、六五七	一、七四四	九、九七〇
長岡市	六七七	六六八	九、九七〇
高田市	三三二	三〇〇	九、九六四
三條市	四〇〇	四五二	九、九六七
計	二六、〇〇五	二五、四三二	九、九六三
昭和十年	二七、一一二	二七、〇三三	九、九六五
同 九年	二六、六四三	二六、三三五	九、九六三
同 八年	二七、一三〇	二六、三三七	九、九六四
同 七年	二六、七三三	二六、四五六	九、九六三

以上昭和十年現在

○ 學齡兒童就學猶豫及免除者

昭和十年に於ける猶豫及免除者は一千二百三十五名であり、男六百三十九名、女五百九十六名となつて居り、其の

内猶豫者は五百七十五名で、男二百八十四名、女二百九十一名、免除者は六百六十名で男三百五十五名、女三百五名である。  
昭和十一年では總數一千三百二十四名となつて増加し、其の中男は六百八十名、女は六百四十四名である。猶豫は男三百七名、女三百十一名、計六百八十八名となり、免除は男三百七十三名、女三百三十三名、計七百六名である。  
不就學兒童中義務免除に關するものは多くの場合疾病に依るものであるが、若干の義務免除地に居住する者も數へる事が出来る。  
就學猶豫者は疾病によるもの多數であつて、貧困の爲め猶豫するものは極めて少ない。猶不就學兒童者には盲聾啞者あり。

○ 小學校及び學級

本校總數は七百九十六校であつて、其の内尋常三百四十二校、尋常高等四百五十三校、高等三校である。  
本校の外に分教場あり、其の數は二百四校である。  
學級は尋常六千二百九十四級、高等九百五十四級、計七千二百四十八級であるが、外に補習科一級あり、加へて七千二百四十九級となる。  
學級一に對する兒童數は尋常では四十九名二分、高等で

は四十二名五分四厘の割合となる。  
學級百に對する本科正教員數は九十四人二分八厘、高等百一名五厘の割合となる。  
(以上十年現在)  
昭和九年では七百九十九校で分教場が二百四であり、昭和八年には本校八百三校で分教場が二百三であつた。學級は九年では七千十六級であり、八年では六千八百五十二級となつてゐる。

(昭和十年現在)

○ 郡別小學校及學級數

郡市	學 校			分教場
	尋常	高等	計	
北蒲原	三	〇	三	一五
中蒲原	三	〇	三	〇八
西蒲原	六	〇	六	〇六
南蒲原	六	〇	六	一〇
東蒲原	四	〇	四	〇六
三島	八	〇	八	〇八
古志	五	〇	五	〇四

郡市	學 級			計
	尋常	高等	計	
北魚沼	三三	〇	三三	二八
南魚沼	二〇	〇	二〇	一五
中魚沼	二〇	〇	二〇	一五
刈羽	二七	〇	二七	二五
中頸城	二二	〇	二二	二〇
東頸城	二二	〇	二二	二〇
西頸城	二二	〇	二二	二〇
岩船	二二	〇	二二	二〇
佐渡	二二	〇	二二	二〇
新潟市	二二	〇	二二	二〇
長岡市	二二	〇	二二	二〇
高田市	二二	〇	二二	二〇
三條市	二二	〇	二二	二〇
計	二二	〇	二二	二〇
昭和十年	二二	〇	二二	二〇
同 九年	二二	〇	二二	二〇
同 八年	二二	〇	二二	二〇
同 七年	二二	〇	二二	二〇

學級數 (×は補習科にして外書なり)



昭 和 十 年	計	三 條 市	高 田 市	長 岡 市	新 潟 市	佐 賀 市	岩 手 市	西 頸 城	中 頸 城	東 頸 城	刈 羽	中 魚 沼	南 魚 沼	北 魚 沼	古 志	三 島	東 原	南 原	西 原	中 原	北 原
六、 二、 一、 三	六、 二、 九、 四	八、 六	七、 七	一、 四、 七	三、 三、 一	三、 二、 五	二、 六、 七	二、 四、 五	六、 三、 一	二、 〇、 〇	四、 〇、 一	二、 九、 七	二、 一、 九	二、 六、 五	三、 二、 八	三、 一、 二	九、 七	三、 五、 三	四、 五、 四	六、 〇、 二	六、 五、 七
九、 四、 五	九、 五、 一	一、 一、 三	二、 一、 〇	五、 七、 六	七、 四、 六	三、 九、 一	〇、 三、 一	一、 〇、 九	六、 九、 〇	四、 〇、 〇	三、 〇、 〇	三、 一、 一	三、 八、 八	五、 八、 八	一、 一、 一	四、 六、 六	六、 二、 二	八、 四、 八	八、 八、 八	八、 八、 八	八、 八、 八
七、 一、 五、 八	七、 二、 四、 八	九、 〇	一、 六、 八	三、 八、 一	四、 〇、 一	三、 一、 三	二、 八、 四	七、 四、 〇	二、 三、 一	四、 七、 〇	三、 三、 七	二、 四、 九	二、 九、 六	三、 六、 六	三、 七、 〇	一、 〇、 八	三、 九、 九	五、 一、 六	六、 八、 六	七、 四、 五	七、 四、 五

同 七 年	同 八 年	同 九 年	同 七 年	同 八 年	同 九 年
五、 九、 四、 二	六、 〇、 一、 九	六、 一、 一、 五	八、 〇、 八	八、 三、 三	九、 〇、 一
八、 〇、 八	六、 六、 八、 五、 二	七、 〇、 一、 六	六、 七、 五、 〇	六、 八、 五、 二	七、 〇、 一、 六

學級一に對する兒童、學級百に對する本科正教員

郡市	學級一に對する兒童		學級百に對する本科正教員	
	尋常	高等	尋常	高等
中頸城	四、〇六	四、〇四	九、〇三	一〇、〇七
東頸城	四、〇六	三、九一	九、〇三	一〇、〇七
刈羽	四、〇三	四、〇二	九、〇三	一〇、〇七
中魚沼	四、〇一	四、〇七	八、〇二	一〇、〇五
南魚沼	五、三三	三、九六	八、五九	九、〇〇
北魚沼	四、六二	四、五三	九、〇四	一〇、〇八
古志	四、八四	三、八七	八、六九	九、〇二
三島	四、七三	四、五七	九、〇三	一〇、〇七
東原	四、二五	四、〇九	八、四九	一〇、〇〇
南原	五、七五	四、〇三	九、九〇	一〇、〇七
西原	五、〇四	四、〇三	九、八〇	一〇、〇三
中原	五、〇八	四、三九	九、八〇	一〇、〇三
北原	五、〇九	四、八〇	九、八四	一〇、〇四

○小學校正教科入學兒童

同 七 年	同 八 年	同 九 年	昭 和 十 年	計	三 條 市	高 田 市	長 岡 市	新 潟 市	佐 賀 市	岩 手 市	西 頸 城
四、八二	五、〇二	四、七四	四、九〇	四、九〇	六、二〇	五、〇一	五、七八	五、〇七	四、〇七	四、八三	四、二五
四、二六	四、〇三	四、五八	四、四三	四、四三	五、二七	四、五九	一、〇四	五、〇三	四、〇三	四、二四	四、一五
九、三三	九、〇三	九、三二	九、三三	九、三三	九、八四	二、五八	一、〇四	九、七九	一、〇四	八、六五	九、一四
一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇〇	六、九三	一、〇四	九、〇〇	一、〇四	一、〇二	一、〇二

昭和六年度 七萬五千九名  
 尋常男 二萬五千五百九名  
 尋常女 三萬一千三百三十三名  
 高等男 一萬三千六百六十七名  
 高等女 五千五百六十三名  
 昭和七年度 七萬四千七百五十四名

昭和九年度 七萬六千五百二十三名  
 尋常男 二萬七千六百二十二名  
 尋常女 三萬三千四百一名  
 高等男 一萬五千九百七十五名  
 高等女 七千七百七十名  
 昭和八年度 七萬六千五百三十八名  
 尋常男 二萬六千五百五十三名  
 尋常女 三萬三千四百一名  
 高等男 一萬四千六百二十八名  
 高等女 六千五百六十八名  
 昭和七年度 七萬五千九百七十三名  
 尋常男 二萬五千五百九名  
 尋常女 三萬一千三百三十三名  
 高等男 一萬三千六百六十七名  
 高等女 五千五百六十三名  
 昭和六年度 七萬五千九百七十三名  
 尋常男 二萬五千五百九名  
 尋常女 三萬一千三百三十三名  
 高等男 一萬三千六百六十七名  
 高等女 五千五百六十三名  
 昭和五年度 七萬四千七百五十四名  
 尋常男 二萬五千五百九名  
 尋常女 三萬一千三百三十三名  
 高等男 一萬三千六百六十七名  
 高等女 五千五百六十三名  
 昭和四年度 七萬四千七百五十四名  
 尋常男 二萬五千五百九名  
 尋常女 三萬一千三百三十三名  
 高等男 一萬三千六百六十七名  
 高等女 五千五百六十三名  
 昭和三年度 七萬四千七百五十四名  
 尋常男 二萬五千五百九名  
 尋常女 三萬一千三百三十三名  
 高等男 一萬三千六百六十七名  
 高等女 五千五百六十三名  
 昭和二年度 七萬四千七百五十四名  
 尋常男 二萬五千五百九名  
 尋常女 三萬一千三百三十三名  
 高等男 一萬三千六百六十七名  
 高等女 五千五百六十三名  
 昭和年度 七萬四千七百五十四名  
 尋常男 二萬五千五百九名  
 尋常女 三萬一千三百三十三名  
 高等男 一萬三千六百六十七名  
 高等女 五千五百六十三名



一 女 三萬四千二百十七名  
 尋常男 二萬七千六十名  
 ♪ 女 二萬七千四十五名  
 高等男 一萬五千五百二十三名  
 ♪ 女 七千七百七十二名

○小學校正教科卒業兒童

昭和六年度合計 五萬九千九百九十名  
 男 三萬三千四百二十九名  
 女 二萬六千五百六十一名  
 尋常男 二萬三千四百七名  
 ♪ 女 二萬三千二百二名  
 高等男 一萬六百十二名  
 ♪ 女 三千八百十九名  
 昭和七年度合計 六萬三千五百四十一名  
 男 三萬五千五百二十一名  
 女 二萬八千二十名  
 尋常男 二萬四千九百九名  
 ♪ 女 二萬四千二百一名  
 高等男 一萬六百十二名  
 ♪ 女 三千八百十九名  
 昭和八年度合計 六萬五千八百八十九名

男 三萬六千五百五十二名  
 女 二萬九千二百三十七名  
 尋常男 二萬四千六百六十七名  
 ♪ 女 二萬四千七百二十五名  
 高等男 一萬一千三百八十五名  
 ♪ 女 四千四百二十二名  
 昭和九年度合計 六萬五千七百四十四名  
 男 三萬六千七百七十名  
 女 二萬八千九百三十四名  
 尋常男 二萬四千二百六十三名  
 ♪ 女 二萬四千九十一名  
 高等男 一萬二千四百五十名  
 ♪ 女 五千二百二名  
 昭和十年度合計 六萬五千九百八十八名  
 男 三萬六千八百五十七名  
 女 二萬九千六百一十一名  
 尋常男 二萬四千四百七名  
 ♪ 女 二萬三千九百五十九名  
 高等男 一萬二千四百五十名  
 ♪ 女 五千二百二名

以上

○小學校教員

小學校教員の配置は年を逐うて良好で、大正五年の本科正教員數三千九百八十六名に比し七千七百五名になつてゐる。教員の待遇も住宅の貸與、住宅料の支給、年功加俸、特別加俸の支給額は逐年増加してゐる。

○小學校教員郡別表

郡	男	女	合計
北蒲原	五三三	二五八	七九一
中蒲原	四六一	二五九	七二〇
西蒲原	三六四	二五九	六二三
南蒲原	三〇二	二二七	五二九
東蒲原	二六六	二二七	四九三
三島	二六六	二二七	四九三
古志	二六〇	二二七	四八七
北魚沼	二二二	二二七	四四九
南魚沼	一八八	二二七	四一五
中魚沼	二六五	二二七	四九二
刈羽	三三七	二二七	六〇四
東頸城	一八二	二二七	四〇九
中頸城	三三三	二二七	五六〇
合計	二五三	二二七	四八〇

市	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	計
西頸城	二二五	二二八	二二九	二二九	九一〇
岩船	二二九	二二八	二二九	二二九	九一〇
佐渡	二二九	二二八	二二九	二二九	九一〇
新潟市	二二九	二二八	二二九	二二九	九一〇
長岡市	二二九	二二八	二二九	二二九	九一〇
高田市	二二九	二二八	二二九	二二九	九一〇
三條市	二二九	二二八	二二九	二二九	九一〇
計	二二九	二二八	二二九	二二九	九一〇
昭和七年	二二九	二二八	二二九	二二九	九一〇
昭和八年	二二九	二二八	二二九	二二九	九一〇
昭和九年	二二九	二二八	二二九	二二九	九一〇
昭和十年	二二九	二二八	二二九	二二九	九一〇

教員總數七千七百六十人、其れを男女別にすれば、小學校本科正教員男四千六百五人、女一千四百人、尋常小學校本科正教員、男三百七十五人、女五百五十一人、本科正教員男九十九人、女七十九人、準教員男二十一一人、女三十九人、代用教員男二百九十八人、女二百九十三人となる。教員一人に對する兒童數は高等科では三十九人六分、尋常科では四十六人六分四厘となる。正教員數の各郡に於ける男女を分類すれば、左の如くなる。



郡市	小學校本科正教員		尋常小學校本科正教員		専科正教員	
	男	女	男	女	男	女
北蒲原	四七〇	一六二	三三	三六	二二	三
中蒲原	四三三	一五九	三三	三六	二二	三
西蒲原	四三三	一五九	三三	三六	二二	三
南蒲原	四三三	一五九	三三	三六	二二	三
東蒲原	四三三	一五九	三三	三六	二二	三
三島	三三三	一三三	三三	三六	二二	三
古志	三三三	一三三	三三	三六	二二	三
北沼	二五九	一〇九	二四	二七	一八	二
南沼	二五九	一〇九	二四	二七	一八	二
中魚沼	二五九	一〇九	二四	二七	一八	二
東魚沼	二五九	一〇九	二四	二七	一八	二
刈羽	二五九	一〇九	二四	二七	一八	二
中頸城	二五九	一〇九	二四	二七	一八	二
西頸城	二五九	一〇九	二四	二七	一八	二
岩船	二五九	一〇九	二四	二七	一八	二
佐渡	二五九	一〇九	二四	二七	一八	二
新潟市	二五九	一〇九	二四	二七	一八	二
長岡市	二五九	一〇九	二四	二七	一八	二
高田市	二五九	一〇九	二四	二七	一八	二
三條市	二五九	一〇九	二四	二七	一八	二
計	三	三	二九	三二	二〇	二

三條市	五九	二二	四	三	一	二
計	四、六〇五	一、四〇〇	三七五	五二	九	二

各郡の準教員及代用教員を男女別にすれば、又教員一人に對する児童数は

郡市	準教員		代用教員		教員一人に對する児童數	高等
	男	女	男	女		
北蒲原	一	一	一八	三	四九・八一	四・四四
中蒲原	一	一	一八	三	四九・八一	四・四四
西蒲原	一	一	一八	三	四九・八一	四・四四
南蒲原	一	一	一八	三	四九・八一	四・四四
東蒲原	一	一	一八	三	四九・八一	四・四四
三島	一	一	一八	三	四九・八一	四・四四
古志	一	一	一八	三	四九・八一	四・四四
北沼	一	一	一八	三	四九・八一	四・四四
南沼	一	一	一八	三	四九・八一	四・四四
中魚沼	一	一	一八	三	四九・八一	四・四四
東魚沼	一	一	一八	三	四九・八一	四・四四
刈羽	一	一	一八	三	四九・八一	四・四四
中頸城	一	一	一八	三	四九・八一	四・四四
西頸城	一	一	一八	三	四九・八一	四・四四
岩船	一	一	一八	三	四九・八一	四・四四
計	二四	二五	三二	三一	一七、四五・一五	四〇・八五

郡市	男	女	男	女	男	女
佐渡	一三	一四	一三	一四	一三	一四
新潟市	一三	一四	一三	一四	一三	一四
長岡市	一三	一四	一三	一四	一三	一四
高田市	一三	一四	一三	一四	一三	一四
三條市	一三	一四	一三	一四	一三	一四
計	三	三	二九	三二	二〇	二

○市町村立小學校教員月俸平均額

縣下の小學校本科正教員の月俸平均額は男六十六圓、女四十五圓中心として殆んど變らないと云つてよい程固定してゐる。昭和七年女教員の平均が四十六圓であつたが翌年は再び四十五圓になつてゐる。尋常小學校本科正教員は男五十一圓、女四十二圓で、之も又固定して餘り上下はない。高等科は前者に比して稍上下あり、昭和十年は男七十三圓、女五十圓、昭和九年は男七十四圓、女五十圓であり、同八年では男七十六圓、女五十二圓であつた。此の變化は師範を出た新教員の赴任や高給者の退職等による影響である。猶専科正教員の俸給は尋常科では男四十五圓となつて居り、女では四十圓となつてゐる。高等科では男五十圓、女四十四圓となつてゐる。昭和八年の男四十二圓、女四十五圓に比較すれば男子の俸給に相當の高率を見る。準教員の尋常科では男三十四圓、女三十三圓であり、高等科は現在

無い。代用教員尋常科は男三十圓で女は二十六圓である。高等科は男二十三圓、女二十六圓であり、此の場合女の方が遙に高率である。各郡によつて月俸の平均は異なるとしても大體に於て小學校本科正教員は男六十五、六圓を中心とし、六十圓以下に下らず、七十圓以上を出ない。女子は四十五、六圓を上下し、下つて四十三圓、上つて五十一圓平均止りである。尋常小學校本科正教員は男四十七圓位から五十五圓止りであり、女四十圓から四十三圓を往復してゐる。高等科は中蒲原郡の六十六圓と東蒲原郡の八十圓では相當の差を見るが他の郡では平均七十二、三圓から七十六、七圓である。

小學校兒童

昭和十年小學校兒童の合計は三十四萬六千八百四十であり、之を男女別にすれば男十八萬二千四百二十、女十六萬四千四百二十である。更に尋常科高等科に分ければ尋常科の男は十五萬三千七百五十一で、女は十五萬一千九百五十二であり、高等科は男二萬八千六百六十九、女は一萬二千四百六十八である。小學校兒童は年毎に増加して來てゐる。昭和七年の男女合計は三十二萬九千二百六十二であり、翌八年には三十三萬七千四百十九であり、更に九年には三十四萬三千四百十



三に増加し、昭和十一年では三十五萬三百五十二の數字を見る。此は男女別、尋常科高等科の別を問はず、全體に互つて増加してゐる事實である。數に於て最も少くない高等科の女は、昭和七年では九千二百一名に過ぎなかつたが、八年には一萬三百三十三名になり、九年には一萬一千六百三十四になり、十年には一萬二千四百六十八に増加してゐる。

○小學校兒童の出席歩合

市町村立小學校正教科兒童、百人中日日の平均出席歩合は次の通りである。

郡市名	尋常科		計
	男	女	
北蒲原郡	九七・八八	九六・七〇	九七・三〇
中蒲原郡	九七・六九	九六・七六	九七・二二
西蒲原郡	九六・〇三	九七・〇五	九六・五四
南蒲原郡	九六・三五	九六・四四	九六・三〇
東蒲原郡	九七・六五	九七・四二	九七・五三
三島郡	九六・五八	九六・三四	九六・四六
古志郡	九六・二三	九六・八五	九六・九九
北魚沼郡	九六・一八	九七・六六	九六・〇七

郡市名	高等科		計
	男	女	
南魚沼郡	九七・九二	九七・五〇	九七・七二
中魚沼郡	九六・〇八	九七・八八	九六・九八
刈羽郡	九七・七六	九七・六六	九七・六六
東頸城郡	九六・二三	九七・六三	九七・九七
中頸城郡	九七・七七	九七・一〇	九七・四四
西頸城郡	九七・九九	九七・四九	九七・七四
岩船郡	九六・〇一	九六・五五	九六・二七
佐渡郡	九七・三二	九六・九五	九六・〇八
新潟市	九六・三三	九六・〇五	九六・一八
長岡市	九六・一八	九七・三六	九六・二六
高田市	九六・五〇	九六・八一	九六・六五
三條市	九六・八六	九七・五五	九六・二一
計	九七・九八	九七・四〇	九六・〇一

郡市名	高等科		計
	男	女	
北蒲原郡	九七・〇九	九七・二八	九七・一四
中蒲原郡	九七・五三	九七・八六	九七・六一
西蒲原郡	九七・八八	九七・〇九	九七・六八
南蒲原郡	九七・〇七	九六・〇七	九六・五二
東蒲原郡	九六・九二	九六・五二	九六・四四
三島郡	九六・二五	九六・九六	九六・四〇

郡市名	尋常科		計
	男	女	
古志	九六・二六	九六・四〇	九六・三三
北魚沼郡	九七・六六	九六・五四	九六・〇一
南魚沼郡	九七・〇二	九七・〇八	九七・五八
中魚沼郡	九七・七七	九六・四五	九七・一六
刈羽郡	九七・六九	九六・四二	九七・四四
東頸城郡	九七・五五	一〇〇・〇〇	九八・二〇
中頸城郡	九七・七〇	九六・〇七	九六・八八
西頸城郡	九七・三三	九八・五三	九七・七三
岩船郡	九七・三八	九七・〇四	九六・七〇
佐渡郡	九六・九九	九六・一九	九六・七二
新潟市	九九・七四	一〇〇・四八	一〇〇・〇〇
長岡市	九八・一八	九八・八四	九八・〇六
高田市	九八・三六	九八・三三	九八・三二
三條市	九八・一六	一〇〇・一五	九八・六〇
計	九七・〇七	九七・四〇	九七・一七

以上は昭和十年年度の調査であるが、昭和六年から同九年迄の率は次の通りで、次第に良好になりつつある。

年 度	尋常科		計
	男	女	
昭和九年度	九七・八一	九七・四三	九七・七七
昭和八年度	九七・八八	九七・二二	九七・五〇

年 度	高等科		計
	男	女	
昭和七年度	九六・五五	九八・二〇	九七・五四
昭和八年度	九七・四七	一〇〇・一九	九八・五三
昭和九年度	九七・九五	九六・七三	九六・八四
同 六年度	九六・六四	九七・〇九	九六・八六

○幼稚園

大正五年頃には長岡女子師範學校附屬の幼稚園の外市立三、町立二、私立二、合計八、保育組數十八、保姆專任十八、兼任一、幼兒男四百五人女三百十五人に過ぎなかつたが、昭和六年度には園二十一、保姆九〇、園兒男一千九百八、昭和七年度には園二十五、保姆八九、兼任十、園兒男一千四百八、女九百五十二、合計二千を數へるに至り、十年度に至つては男一千五十七、女九百八十九、合計二千四十六人となつてゐる。

昭和十年年度の入園者は男一千六人、女九百十九人、計一



千九百二十五人であり、保育満期者は男七百三十三人、女六百九十九名、計一千四百三十二名であつた。

### ○盲聾啞學校

盲啞學校は四校共に私立に係り、大正元年度に新築された新潟盲啞學校の外、長岡盲啞學校、高田盲啞學校、中越盲啞學校共に斯種教育振作奨励の爲め従來縣費の補助がある。専任教員四十名外に兼務者一名、生徒は盲人男百三十八名、女六十五名、聾啞男六十三名、女四十七名、合計三百十三名、入學者は盲男三十二名、女一四名、聾啞男十一名、女九名、合計六十七名、卒業者は盲男三十名、女十五名、聾啞男七名、女五名、合計五十七名、以上は昭和十年度の調査である。

### ○師範學校

明治三十一年度までは新潟一校であつたが、生徒定員令改正の結果、同三十二年度から高田市に男子師範學校を置き、三十三年度から、新潟師範學校の女子部を分離して長岡市に移し、女子師範學校を設置した。以來男子師範二校女子師範一校、計三校を維持して現在に至つた。

#### 新潟師範學校

同校は明治九年二月の創立である。大正五年の調査によ

ると教員數二十、生徒數二百八十八、一ヶ年經費三萬九千四百八十五圓となつてゐる。

昭和十年現在では、學級九、教員有資格者二十三名、無資格一、兼務三、計二十七名であり、生徒は一部百七十一名、二部七十名、専攻科十九名である。

同年の入學志願者は一部百二十二名、二部百七十二名、専攻科二十三名で中入學者は一部三十名、二部三十名、専攻科一九名であり、卒業者は一部三十七名、二部二十八名、専攻科一八名であつた。

#### 高田師範學校

高田市にあつて明治三十二年二月の創立である。大正五年頃の狀勢は教員數十九、生徒數二百八十三、一箇年の經費四萬四百三十七圓であつた。

昭和十年度現在では、學級九、教員の中有資格二十一、兼務二、無資格二、兼務者一、生徒一部百七十一、二部七十一、専攻科二十九である。

同年の入學志願者は一部九十二、二部百四十二、専攻科三〇で、中入學者は、一部三〇、二部三〇、専攻科三〇であつた。

同年の卒業者は一部三十九、二部二十九、専攻科二十九である。

#### 長岡女子師範學校

長岡市にある。明治三十三年四月創立、昭和五年度には教員數十四、生徒數二百二十九、一箇年の經費二萬九千九百二十二圓であつた。

昭和十年現在では學級八、教員有資格者十八、生徒一部百六十九、二部七〇、専攻科五である。同年入學志願者は一部八十九、二部百二十三、専攻科五であつて入學者は一部三〇、二部三〇、専攻科五であり、卒業者は一部三十七、二部三〇、専攻科五であつた。

以上三校の合計は學級二十六、有資格六十二、兼務者二無資格三、兼務者四、生徒一部五百十一名、二部二百一十一、専攻科五十三であり、入學志願者一部三百三、二部四百三十七、専攻科五十九、中入學者は一部九十、二部九十、専攻科五十四であり、卒業者は一部百十三、二部八十七、専攻科五十二であつた。

### ○中學校

本縣に於て中學校を設けたのは明治十八年十月西蒲原郡彌彦村の私立明訓學校を縣立中學校としたるを始めてとして同二十五年に新潟市に一校を創立した。

其れ以前前記明訓學校は廢止され、同三十三年度に至つて郡立であつた長岡、高田、佐渡の各中學校及町村組合立新發田中學校を縣立に變更し、新たに村上及柏崎の二分校

を獨立校とし、更に三條及小千谷に二分校を設置し、三十七年度になつて各校を獨立校とし其の數九校となつた。

越えて三十九年度糸魚川に分校を設置し、四十年になつて之を本校にし、卷に一校を置き、四十四年三月村松に一校を設置した。

大正二年度に縣經費の都合により、卷、小千谷、糸魚川の三校を一時郡立に且つ村松を新發田中學校の分校としたが、大正三年度是等を更に縣立とした。

現在は更に縣立六日町中學校、同十日町中學校及び町立相川中學校を加へて十五校となつてゐる。

#### 新潟中學校

明治廿五年六月創立、學級廿五、教員數は有資格卅四、無資格四、計卅八、生徒現在數は一千百九十三、入學志願者は三百七十五、中入學者は二百五十八、退學者九十七で卒業者は二百二であつた。

#### 長岡中學校

古志郡にあり、明治三十六年九月創立。學級は十九あつて教員は有資格二十九、外に兼務三、無資格三、兼務二、計三十二、外に兼務者五となる。生徒現在數は八百四十三、入學志願者二百四十九で入學者は二百二、退學者五一、卒業者百三十である。

#### 高田中學校



高田市にあり、明治廿六年十月創立、學級二十、教員中有資格者三十一、兼務者一、無資格二、生徒は八百八十二で、入學志願者數二百六十七、入學者二百四、退學者五十六、卒業者百五十四。

#### 新發田中學校

北蒲原郡にあり、明治二十九年十月創立せらる。學級十五、教員有資格廿三、兼務者三、無資格一、兼務者二、計廿四、兼務者五となる。

生徒現在數六百三十八、入學志願者は百八十五、入學者百五十三で退學者四〇、卒業者は百十二である。

#### 柏崎中學校

刈羽郡柏崎町にあり、明治三十三年四月の創立である。學級十二、教員は有資格十八、無資格三、兼務者一、計二十一、兼務者一、

生徒は四百九十四、入學志願者は百四十三で入學者は百一であつた。退學者は二十六、卒業者八十九である。

#### 村松中學校

中蒲原郡村松町にあり、明治四十四年三月創立である。

學級十、教員有資格十六、無資格四、外に兼務者二、計二十、兼務者二

生徒は三百九十八、入學志願者は百九で入學者は百一、退學者二十八、卒業者六一である。

#### 村上中學校

岩船郡村上本町にあり、明治三十三年四月創立せらる。學級十、教員有資格十七、兼務一、無資格二、計十九、兼務一。

生徒は四百一、入學志願者は百十六で入學者は百五、退學者三十一で卒業者は六十三であつた。

#### 三條中學校

南蒲原郡本城寺にあり、明治三十五年四月設立。

現在學級は十四、教員有資格は二十二、兼務一、無資格一、兼務一、計二十三、兼務二。

生徒五百九十七で入學志願者二百二で入學者は百四十八退學者四十一、卒業者八十となつてゐる。

#### 佐渡中學校

佐渡郡にあり、明治二十九年十月の創立、學級九、教員數有資格十六、無資格三、兼務一、計十九、兼務一。

生徒數四百十四、入學志願者百二十三で入學者百八、退學者は二十五、卒業者は七十一。

#### 巻中學校

明治四十五年三月の創立であつて、現在學級十、教員有資格者十七、無資格三、計二十。

生徒は四百八、入學志願者は百四十六で、入學者は百十二、退學者四十七、卒業者六十七。

#### 小千谷中學校

北魚沼郡小千谷にあり、明治三十七年四月創立。

學級五、教員有資格十一、無資格一、計十二、生徒現在數二百三、入學志願者五十八で入學者五十二、退學者二十一、卒業者二十八。

#### 糸魚川中學校

西頸城郡に在り、明治三十九年四月創立で、現在學級は十である。

教員有資格十七、兼務者一、無資格兼務者三、計十七に兼務者四である。

生徒は三百七十四、入學志願者九十三で入學者は九十三退學者十八、卒業者は六十四であつた。

#### 六日町中學校

同校は縣立である。現在學級五、教員は有資格十一、無資格一に兼務者二、計十二に兼務者二となる。

生徒は百九十九、入學志願者は六十四で入學者は五十五退學者九、卒業者は二十四である。

#### 十日町中學校

同じく縣立であつて學級は九、教員の有資格者十六、無資格一、兼務三、計十七に兼務三となる。生徒數は三百三十四、入學志願者は九十四で入學者は九十三、退學者二十二卒業者三十八。

#### 相川中學校

同校は町立である。現在學級は五、教員は有資格者十、兼務一、無資格二、兼務二、計十二に兼務者三である。

生徒は百八十七、入學志願者三十三で入學者は三十一、退學者十一、卒業者三十八である。

以上は昭和十年現在

### ○高等女學校

明治三十三年度に縣立新潟高等女學校を新潟に設立し、當時高田にあつた郡立女學校を、又其の後長岡、新發田に設立した郡立女學校を、明治三十六年度に至つて縣立に新らため、同年度刈羽郡に設立された郡立柏崎高等女學校を四十年度に縣立にし、爾來漸次其の數を加へて現在に至る。其の概況は次の通りである。

#### 新潟高等女學校

明治三十三年四月創立であつて、現在學級二十三あり、内三は高等科に係るものである。

教員有資格者三十三、高等科に係る者五、計三十八。

生徒は一千三十五、高等科百五、計一千四百十、入學志願者は四百十三に高等科三五、入學者は二百六十五、高等科三十五、退學者四十二、高等科十三、卒業者二百五十三高等科三十四であつた。



**長岡高等女學校**

長岡市にあり、明治三十六年五月創立、學級二十、教員數有資格者だけ三十一、生徒は九百八十五で、入學志願者二百七十二、入學者は二百五十七、退學者三十五、卒業者は二百四十三。

**高田高等女學校**

明治三十六年五月創立、現在學級數十六、教員二十六。生徒は八百十九、入學志願者は二百四十八で入學者は二百二十二、退學者二二、卒業者は百九十九。

**新發田高等女學校**

北蒲原郡新發田町にあり、明治三十六年四月創立。現在學級數十二、教員有資格者十七、兼務者一、無資格兼務者二、計十七兼務者三。

生徒數五百八十二、入學志願者百七十一、入學者百六十六、退學者二十六、卒業者百三十七である。

**柏崎高等女學校**

明治三十六年四月創立、現在學級數十二、有資格者教員十九、無資格者兼務者一、計十九、兼務者一。

生徒は五百五十八、入學志願者百五十五、入學者百四十五、退學者十八、卒業者百二十五。

**巻高等女學校**

縣立である。現在學級數は八、教員は有資格だけ十四、

生徒は三百五十三、入學志願者は百十八で、入學者は百十二、退學者十八、卒業者七十一である。

**新津高等女學校**

縣立で現在學級數は八、教員は有資格十二、無資格一、兼務二、計十三に兼務二、現在生徒數は四百十四、入學志願者百三十八で入學者は百八、退學者十七、卒業者九十五。

**村上高等女學校**

現在學級八で教員有資格十五に無資格兼務一である。生徒は三百六、入學志願者は八五で入學者は八一、退學者十九、卒業者は七十二である。同校は縣立である。

**三條高等女學校**

同じく縣立で、現在學級數は八あり、教員有資格十三に無資格一、計十四である。

生徒は四百十二、入學志願者百十、入學一百、退學者は十三で卒業者は九十九であつた。

**糸魚川高等女學校**

同じく縣立、現在學級數は四、教員有資格だけ八、生徒は現在數百九十七、入學志願者は六七で入學者は五十五、退學者は九で卒業者は四十四である。

**河原田高等女學校**

同じく縣立で、現在學級數は八教員は有資格十四に兼務一生徒現在數は三百三十九、入學志願者は九十一で入學者

は九十一、退學十二、卒業數は九十となる。

**小千谷高等女學校**

縣立で學級數は現在四、教員は有資格九に兼務一、生徒は一百八十八、入學志願者六十五で入學者は六二であり、退學者十七を出し、卒業者四十三を送つた。

**市立新潟高等女學校**

新潟市の市立で現在學級數は七、教員は有資格十一、無資格一、計十二。

生徒は三百四十、入學志願者は百九十九で入學者は百五退學者十九、卒業者六十である。

**町立村松高等女學校**

現在學級數は四、教員は有資格六、兼務者二、無資格一計七、兼務者一となる。

生徒は一百八十一、入學志願者五十八で入學者は五十六退學者九、卒業者は三十四であつた。

**町立見附高等女學校**

學級數二、教員は有資格四、兼務者四、無資格兼務者三で合計四、兼務者七となる。生徒數は四十、退學は九、卒業者十六である。

**町立加茂高等女學校**

現在學級數四、教員有資格九、兼務一、無資格兼務一、生徒數は一百七十六、入學志願者五十七で入學者は五三、

退學者は十、卒業者三十三。

**町立直江津高等女學校**

學級四、教員有資格者八、無資格二、兼務者二、計十、兼務者二。

生徒は二百一、入學志願者は五十六で入學者は五十四、退學者十、卒業者數は四十九である。

**町立組合立佐渡高等女學校**

學級數七、有資格教員九、無資格二、兼務者一、計十一に無資格兼務者一。

生徒は二百九十五、入學志願者は七十八で入學者は七十三、退學者五、卒業者數は四十七である。

**町立白根實科高等女學校**

學級四、有資格教員四、無資格一、同兼務四、計五、兼務四、生徒數一百三十九、入學志願者は五十一で入學者五十一、退學者三十二、卒業者十九。

**町立栃尾實科高等女學校**

學級四、有資格教員五、無資格一、同兼務者、計六、兼務者四、生徒數は一百四十三、入學志願者三十九、入學者三十九、退學者十、卒業者二十一。

**町立十日町實科高等女學校**

學級四、有資格教員八、生徒一百八十七、志願者六一、入學者六十、退學者二十、卒業者三十五。



町立新井實科高等女學校

學級四、有資格教員六、兼務一、無資格一、兼務三、計七、兼四、生徒一百四十二、入學志願者二十六、入學者二十七、退學七、卒業生三十七。

町立六日町實科高等女學校

學級四、有資格教員六、兼務一、無資格一、兼務三、計七、兼四、生徒八十一、入學志願者十七、入學者十七、退學五、卒業生十八。

町立相川實科高等女學校

學級四、有資格教員九、無資格一、兼務一、計十、兼一、生徒一百二十六、入學志願者二十二、入學者二十二、退學者二、卒業生三十一。

町立安塚實科高等女學校

學級四、有資格教員五、無資格三、兼務一、計八、兼一、生徒一百十五、入學志願者四十、入學者四十一、退學二十四、卒業生十五。

全女學校の合計は左の通りである。

年 度	學 校	學 級	教 員		計
			有資格	無資格	
昭和十年度	二五	△一八四	×△三〇一	×二六	×△三二七
		△三五	×〇五	×二九	×△四一

△は高等科に係るものにして外書入學者及入學志願者は第一學年に係るものとす。

○甲種程度實業學校

實業學校は明治十九年長岡に縣立農學校があつたが二十三年に廢止し、爾來實業學校としては新潟に市立商業學校一校あるだけであつたが、三十六年之を縣立に変更し、又三十二年以來郡立であつた高田農學校を三十九年に至つて縣立とし、更に村松工業學校及び加茂農林學校を新設し三十四年度から開設してゐた郡立三日町染織學校を四十年に縣立にし、更に三十七年町立より郡立になつた能生水産學校を四十一年に縣立にし、又同年度に工業學校の分合を行ひ、新に長岡工業學校を設置した。

明治四十二年十日町染織學校を廢止し、四十三年には村松工業學校を廢止した。又四十三年より新潟商業學校に商船科を併置したが大正四年之を廢止した。

其後市立長岡商業學校縣立に變更され、新たに佐渡農學校、新發田商業學校、柏崎商業學校、直江津農商學校、高田商工學校等の縣立が出来、財團法人、私立、町立等を合せて現在の状態となつた。

×は兼務者  
△は高等科に係るものにして外書、入學者及入學志願者は第一學年に係るものとす。

年 度	生徒	入學志願者	入學者	退學者	卒業生
昭和九年度	△一八三	△一八〇	×△二八九	×△一八	×△三〇七
昭和八年度	△一八〇	△一八〇	×△二九〇	×△一〇	×△三〇〇
昭和七年度	△一八三	△一八三	×△二八六	×△一七	×△三〇三
昭和六年度	△一九〇	△一九〇	×△二九二	△二四	×△三〇三
昭和五年度	△二〇五	△二〇五	△二九二	△二四	△三〇三
昭和四年度	△二〇七	△二〇七	△二九二	△二四	△三〇三
昭和三年度	△二〇七	△二〇七	△二九二	△二四	△三〇三
昭和二年度	△二〇七	△二〇七	△二九二	△二四	△三〇三
昭和一年度	△二〇七	△二〇七	△二九二	△二四	△三〇三

學 校 名	學 級	教 員 數		計
		有資格	無資格	
縣立 長岡工業	△二〇	×	×	×
同 加茂農林	△一〇	×	×	×
同 高田農	△八	×	×	×
同 佐渡農	△七	×	×	×
同 新潟商業	△二〇	×	×	×
同 長岡商業	△一〇	×	×	×
同 新發田商業	△一〇	×	×	×
同 柏崎商業	△一〇	×	×	×
同 能生水産	△九	×	×	×
同 直江津農商	△三	×	×	×
同 高田商工	△一〇	×	×	×
町立 見附高等實踐女	△二	×	×	×
私立 新潟女子工藝	△一	×	×	×
同 長岡高等家政女	△一	×	×	×







同	新發田農	一六六	六	六	四	七
同	中條農	二六二	四	六	二	六九
同	水原農	一七一	七	六	八	六
同	上組農	一四八	五	六	一	四
同	柏崎農	一五五	三	六	八	四
同	安塚農	一六二	四	六	六	五
同	佐渡農	一三三	元	六	四	七
同	直江津農商	四四	二	六	四	七
同	新井農商	三六	二	六	八	二
同	柝尾實業	一六二	五	八	二	四
町立	葛塚農商	三三	二	八	五	一
同	五泉實業	二五九	二	八	四	一
縣立	三條商工	四六	二	八	二	四
私立	新發田工藝女	九七	二	八	二	四
計		三、五三	一、五四	一、二七	一、五三	一、五三
昭和九年度		△一〇〇	△一〇四	△一四四	△一〇〇	△一〇〇
昭和八年度		△三〇〇	△二九〇	△一四六	△一六六	△九四
同	八年度	△二、四〇	△一、三三	△一、〇五	△一、四九	△八、四七

同	七年度	二、七八	一、二〇	九〇	一、五	八六〇
同	六年度	△四四	△三三	△四〇	△一五	△三三
同	六年度	二、六六	△九四	△八六	△二	△二
△印は専修科に係るものにして外書						
青年學校教員養成所						
養成所一、學級一、有資格教員三、兼務者十二、無資格兼務者三、計三、兼十五、生徒二十、卒業者二十。						
公立中等學校本科生徒本籍別						
郡市名	師範學校	中學女學校	高等女學校	甲種實業學校	乙種實業學校	計
北蒲原	五	六九	六四	四三	七六	二、五二
中蒲原	七	七一	七〇	二九	六二	二、一九〇
西蒲原	四	四七	四二	二五	六七	一、二五
南蒲原	二	二八	二六	一六	二五	一、〇五
東蒲原	九	六二	四一	二四	一五	三、三二
三島	五	二四	一九	一五	二	六八
古志	二	一六	一六	一	二	九
北魚沼	三	一七	一六	一	二	九
北魚沼	三	一七	一六	一	二	九
南魚沼	三	一七	一六	一	二	九
中魚沼	六	三六	三六	一	二	一、〇五
刈羽	七	三八	二二	一五	四	一、〇五
東頸城	三	一五	一五	一	二	七
中頸城	二	一〇	一〇	一	二	五
西頸城	二	一〇	一〇	一	二	五
岩船	一	五	五	一	二	三

中魚沼	二二	二四	三〇	九	五〇
刈羽	四四	四五	五〇	一五	一、六六
東頸城	三	八	一五	四	四〇
中頸城	八	一〇	一五	一六	四〇
西頸城	二	三	一〇	一	七
岩船	三	三	四	七	八
佐渡	五	六	七	一	一、八五〇
新潟市	五	六	七	一	二、二七
長岡市	二	三	四	一	一、三〇
高田市	四	五	六	一	一、三〇
三條市	三	四	五	一	一、三〇
他府縣	三	四	五	一	一、三〇
計	七、七五	八、五五	四、六三	三、四二	二、七六
昭和九年度	△七、七五	△七、七五	△四、六三	△三、四二	△二、七六
同	八年度	△八、二七	△八、二七	△四、五八	△三、九六
同	七年度	△一、〇四	△七、八〇	△三、八七	△二、〇三
同	六年度	△一、〇八	△八、三三	△三、七五	△二、四七

公立中等學校本科卒業生本籍別						
郡市名	師範學校	中學女學校	高等女學校	甲種實業學校	乙種實業學校	計
北蒲原	二	二二	一四	六	三三	五五
中蒲原	三	一〇	一〇	五	一三	四四
西蒲原	一	一〇	一〇	一	一	二七
南蒲原	七	五	九	二	五	二〇
東蒲原	三	一〇	五	一	四	一〇
三島	一	七	四	一	三	一五
古志	一	五	三	一	二	一〇
北魚沼	九	二	三	一	四	一八
北魚沼	九	二	三	一	四	一八
南魚沼	一〇	二	三	一	四	一八
中魚沼	六	三	四	一	五	一九
刈羽	七	八	二	一	六	二四
東頸城	三	五	一	一	五	一五
中頸城	二	一〇	一〇	一	五	二八
西頸城	二	一〇	一〇	一	五	二八
岩船	一	五	五	一	二	一四

△印は滿洲國を示す



佐 渡	五	二二	二六	四	七	三
新 潟 市	一	九	二七	七	一	四
長 岡 市	九	七	二〇	七	四	二
高 田 市	二	七	三	四	六	一
三 條 市	二	三	五	七	四	一
他 府 縣	三	八	一〇	七	八	二
計	二	五	二	二	二	二
昭和九年度	二	七	一	〇	一	一
同 八年度	三	二	一	四	九	五
同 七年度	三	七	一	五	三	一
同 六年度	二	七	一	五	三	一

○青年學校

現在學校五百九十六あり、生徒合計男五萬二千七百七十五人、女二萬三百五十六名あり、本年度の一學年入學者は男一萬九千四百二十、女一萬一千七百五十五、卒業者は男一萬一千九百三十二、女七千四百二十七である。

青年學校教員及指道員

學校種別	生 徒		入 學 者		卒 業 者	
	男	女	男	女	男	女
學校種別	男	女	男	女	男	女
工業青年	三	六	五	七	一	三
農業青年	四	〇	一	七	二	五
水産青年	二	三	四	二	一	〇
商業青年	一	八	六	五	三	三
商船青年	一	一	一	五	一	一
計	五	六	三	五	四	五

青年學校生徒入學者、卒業者

經營上裨益する處極めて多大である。

○秀才教育、貸費生

大正二年度以降縣學校基本財産の利子を以て秀才教育費に宛てる事とし、縣下有爲の青年で學費の乏しい者には之を貸付し、其の志を遂げしむる目的をもつて毎年二千圓宛を増設し、二萬圓に達する迄支出する豫定である。帝國大學、高等學校、高等師範學校、帝大工科専門部、醫學專門學校、高等工業、高等農林其の他現在までの貸費生は相當の數にのぼる。大學生は月額十五圓、其の他は月額十圓宛である。

○小學校教育互助會

小學校教員の不時の災厄又は老後に備ふるため平素一定の積立貯蓄をなし、後顧の患なく安んじて職務に従事せしむる目的を以て組織した會である。

○教 育 會

郡市教育會は縣下三市十六郡悉く設けられない所はなく、諸

其の他 九、七九 二、〇五三 三、八六一 一、三三三 二、〇〇三 七九八  
計 五、六五二、〇三六 一九四〇二、七五二 二、九二七、四七

入學者は何れも第一學年に係るものとす。

○各 種 學 校

以上の外に中學校に類するも一校あり、教員男十六、生徒一百二十四、入學者男二十八、卒業者二十の數字を見る  
其の他に十八校あり、教員男百二十五、女三十三、生徒男六百九十六、女四百七十一、入學者男四百五十三、女二百六十八、卒業者男二百八十一、女三百三十一である。

以上昭和十年現在

○學校基本財産

本縣學校基本財産は明治三十六年度より三十九ヶ年を期して總額一十萬圓に達せしむる目的を以て、縣立學校授業料(毎年十萬圓を限定)保育料、雜收入及縣學校基本財産の利子其の他學校に屬する一切の收入を擧げて之を蓄積し、大正四年三月末日迄に其額百五十九萬二千八十一圓に達し、現在は目的の達成益々近い。

而して明治三十九年以來之を市町村教育施設費に貸つけ設備上多大の便宜を圖り、また公共團體にも貸付し、事業



般の事業を爲しつつ、本縣教育に多大な貢献を爲しつつある。

更に縣教育會あり、郡市教育會代議員を以て組織し、本部を新潟市に置く。其の主な事業は巡回講話、縣教育史編纂教育調査、或は此等に關する著書などで、毎年一回總會を開くと共に代議員會を開き、縣教育上に關する討議決議を爲す。

○男子青年團

昭和十年度の調査によれば四〇二、二十五歳以上の正團員一萬九千三百六十六、二十五歳未満の正團員三萬五千八百二十七、二十歳未満の正團員三萬九千二百四十七、十六歳未満の正團員一萬三千三百三十一、計十萬七千七百七十一となる。之を九年度の十萬九千一百九十四、八年度の十萬九千七百三十七、七年度の十萬九千一百七十八に比較すれば稍々減少してゐる。

昭和十年度の収入總額は市町村費補助二萬五千七百五十三圓、團員齎出金二萬七千八百十圓、その他二萬一千八百八十三圓、計八萬一千三百三十八圓となり、支出總額は七萬六千五百八十六圓である。九年度の収入總額八萬六千一百九十五圓、支出額七萬九千六百二十三圓及び八年度の收入八萬三千三百八十七圓、支出七萬六千四百七十九圓に比

較すれば何れも稍々減少の状態である。

○女子青年團

昭和十年度の調査によれば團體三百二、正團員二十五歳以上は六千一百十六、二十五歳未満一萬一千五百三十六、二十歳未満一萬八千三百九十五、十六歳未満一萬一千四十二、計四萬七千四百四十二。

本年度収入總額は市町村費補助五千六百七十八圓、團員齎出金九千五百八圓、寄附金一千六百二十六圓、その他六千四百六十三圓、合計二萬三千二百七十五圓、支出總額は二萬八百七十六圓である。

昭和九年度の總収入二萬三千二百六十三、支出二萬百三十三、同八年の收入二萬四千四百二十六、支出二萬六百四十八及び七年度の收入二萬四千三百十七、支出二萬一千三百五、六年は收入二萬四千六十二、支出二萬一千三百二十七である。

○圖書館

大正二年度末の調査によれば郡立一、市立一、町村立六私立十六、計二十四であつたが、其の中でも佐渡郡立に係る佐渡郡巡回文庫は郡内各所に文庫を廻付して公衆の閱覽に供し、又私立圖書館中新潟市の積善組合附屬巡回文庫も

亦縣下各地に廻付した。斯くして近年圖書館は逐年増加し、遂に現在の狀勢を見るに到つた。

昭和十年度	公立	私立	計
	一三七	一一九	二五六

昭和九年度	一四〇	一一三	二六三
昭和八年度	一四一	一一一	二六二
昭和七年度	一四〇	一一〇	二六〇
昭和六年度	一四〇	一一八	二五八

年度	和漢書		洋書		合計	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立
昭和十年度	三五四、八五七	一六〇、八〇八	六〇、〇四	二、七六	三六〇、九二	一六三、五五
昭和九年度	三四五、五八	一六六、六九七	六〇、〇〇	三、二八	三五一、六〇八	一六九、九五
昭和八年度	三三七、五七〇	一三八、五五二	五、八〇〇	三、一七五	三四三、三七〇	一四一、四六
昭和七年度	三三二、六三三	一三七、七四〇	五、七九	三、〇〇一	三三八、三三二	一四〇、七四一
昭和六年度	三〇七、九六	一三六、三四一	五、三四二	三、一一三	三三三、二七〇	一三九、四五四

年度	閱覽者數		昭和九年度	
	公立	私立	同八年度	同七年度
昭和十年度	一、四二、八八	五五〇、三四一	一、四一、四五	一、四五、七八
昭和九年度	一、四一、八八	五五〇、三四一	一、四一、四五	一、四五、七八
昭和八年度	一、四一、八八	五五〇、三四一	一、四一、四五	一、四五、七八
昭和七年度	一、四一、八八	五五〇、三四一	一、四一、四五	一、四五、七八
昭和六年度	一、四一、八八	五五〇、三四一	一、四一、四五	一、四五、七八







其二 (基本財産)

年度	金額	土地坪數	建物坪數	土地建物其他價額
昭和十年度	一、六七、三〇〇	二、四〇、三六八	四、五五	四七五、一五〇
九年度	一、六七、四〇四	二、三九、〇〇四	四、五五	四六五、〇三三
八年度	一、六四、二九六	二、四〇、三六一	四、五五	四四一、一六二
七年度	五、四八、二〇三	二、四六、四三〇	四、五五	四一〇、〇六六
六年度	五、四七、三〇八	二、三〇、八六六	四、五五	三九八、四二二

其三 (積立金)

積立金の合計は昭和十年度二十萬八千六百四十圓で、前年は十六萬八千八百三十圓、同八年度は二十三萬一千五百七十六圓で、七年度は二十五萬六千五百五十五圓であり、更に六年度では二十七萬八千九百三十四圓であつた。

○官立大學及專門學校、高等學校

新潟醫科大學  
以前は新潟醫學專門學校であつた。新潟市旭町通一番町にあり、明治四十三年開校。

他に新潟市西大畑町に新潟高等學校、長岡市學校町通りに長岡高等工業學校あり、何れも官立に係る。

交通

本縣は帝國の中央と遠く離隔されて北邊に邊在するばかりでなく、背面は峻險な山系が並立し、前面は航海困難な海岸線であり、加ふるに西も東もまた險所であり難所である。従つて交通發達には不便の地であつた。

而も戰國の英雄此處に割據して國境を閉ざし、其の域内に他の入るを許さず、殊に徳川幕府の政策は小藩を樹立せしめて、犬牙錯綜相掣肘して空しく交通機關の發達を阻止せしめた。

其の關係上、本縣の明治維新前に於ける交通は、他府縣と比較して、人文發達上最も不利の状態にあつた。

然し文運の新歩は水く此の鎖鑰を許さず、明治維新以來交通狀態の面目は、急速に一新せられ、最近の經濟的重要な地位を占めるようになってからは猶、更ら陸に海に空に文字通りの四通八達の有様である。

新潟を中心に北は新潟、秋田間の羽越線、南は越後線、信越線、東は磐越西線が通じ、また數年前、交通上極めて重要な上越線が開通するに至つた。この外彌彦線、長岡鐵道、蒲原鐵道等の支線は相携へて格子狀交通系を構成してゐる。また大河津分水によつて完成した新潟港は對滿北鮮

交通に新时期を劃し、陸上交通の至便と相まつて、北海道樺太、シベリア、朝鮮、滿洲、臺灣に航路を通じ、港としての陸運勢力圏も、北陸、奥羽、信州にまで及んでゐる。最近は砂糖輸入港として新潟港が指定され、滿洲帝國諸國の整備充實以後の發達は刮目すべきものがある。

また佐渡に於ては相川、二見、澤根、新町、小木、大石赤泊、多田、松ヶ崎、水津、河崎、兩津、浦川、鷺崎、小田、姫津の諸港を以て他と交通する。就中佐渡汽船會社による兩津新潟間、澤根、小木、直江津間、及び小木、赤泊寺泊の指定航路による本土との定期交通は最も確實に行なはれてゐる。其の乗降船客は兩津が六萬人、相川が一萬人澤根及小木が各々五千人で、逐年遊覽客の増加と共に増加傾向をたどる。就中兩津は斷然頭角を表はし、現在佐渡の表玄関である。其の港内水深度は二萬トン以上の巨船を容れ得る良港で、彼の安政の五ヶ國條約以來新潟港の外港として發展し、今日では人口七千餘、相川を凌ぐの勢を示してゐる。

縣道新潟——相川線は連絡線によつて新潟から海路卅二哩を兩津に上陸、ここから國中北線を縦走して相川に達して居り、佐渡を訪れる者の必ず利用する主幹線である。流人の文化を探らんとする者は更に縣道國中南線によつて國中を一週すべく、更に眞野から分岐する二線の何れか

によつて小佐渡山脈を横斷すれば即ち小木に達し、畑野よりは多田に達する事が出来、此の間自動車の往復もよく發達してゐる。

尙大佐渡を廻らんとするものには、西海岸では相川から佐渡唯一の純漁村姫津を経て戸地まで、東海岸では黒姫まで夫々定期自動車を利用する事が出来る。更に最近鹿の浦トンネルの開通あり、戸地より北方入川を経て小田に至る自動車の開通も在る。鐵道はないが電燈電話も普及し、荒天と雖も、赤泊——寺泊間二十二哩の海底電線によつて本土との通信は決して事缺かない。上越線に集約される世界交通路が新潟から浦鹽へ、又新潟から北鮮、滿洲へと連絡されるとき、佐渡も兩津を通じて此の意義深い交通圏内に混融されるであらう。

○本縣の道路

昭和十年十二月三十一日現在の調査では、本縣の國道、縣道、市道及び町村道の延長總數の和は三十五億八千八百三十三萬二千四百八十九米であり、其の内純道路は三十五億五千三百四十五萬三千四百四十四米、橋梁二千五百五十萬六千五百五十五米、渡船延長は百八十七萬八千八百四十米であつた。其を國、縣、市、町村道に分類すれば次のやうになる。



延 長 數	總 數	道 路	橋 梁	渡 船 場
國 道	四三〇,九三二	四二,七〇七	八,四三二	一
縣 道	三,六二二,七六三	三,五八一,八六六	三六,一六四	二,七三七
市 道	五九,九四七	五九,九四六	二,九〇〇	一〇九,〇〇
町 村 道	三三,二四,七五三	三三,〇三,〇四四	二〇五,六八八	一五,九四二
計	三五,八〇八,三四九	三五,五四,五〇四	二五〇,〇〇六	一八,七八八

本縣の鐵道

昭和十年度の調査によれば國有鐵道十二線、其の延長距離は七百三軒餘、乗車人員一千五百六十四萬八千三百八十人で降車人員は一千五百六十五萬三千二百二十七人であつて貨物共合計總收入は一千二百四十四萬九千九百六十九圓であり、私設鐵道は六線で其の延長百五十八軒、乗車人員二百四十六萬四千六百四十八人、降車人員二百四十四萬二千六百十三人で、貨物具總收入は五十一萬五千二百二十五圓であつた。

これを數字で表はせば次の如くである。

國 鐵 線	秆 數	乘車人員	降車人員
信 越 線	一八五	(八二,〇九九)	(一四七,七四四)
計	一八五	八,二四二,二六六	八,二四一,〇五五

大 糸 北 線	計
一三・六	一三・六
五九・二〇九	(三九,九九六)
五,九七六	(四〇三,一一三)
七〇・四	七〇・四
一五,六四八	(一五,六四八)
一五,六五三	(一五,六五三)

括弧内は接續驛と連帶線との相互發着にして別記とす。

國有鐵道收入

總 數	旅 客	貨 物	其 他
信 越 線	七,四四四	三,三五五	四〇九
羽 越 線	九,九二五	五,〇二五	三,九一七
磐 越 線	六〇九,一七九	一四,二九七	三,九一七
北 陸 本 線	九二,三三三	二四七,一五八	六四,六〇〇
上 越 北 線	六〇,一三六	四四,二八〇	一四,八六五
越 後 線	一,三三三	四一,七三六	六三,三九八
赤 谷 線	七,〇八〇	一四,九二五	六,〇九七
魚 沼 線	四四,三三二	一〇,〇〇四	四,三三三
彌 彦 線	二八,五三三	一七,二四九	七,九〇八
十 日 町 線	一九,〇二九	一三,七六六	四,二六二
米 坂 西 線	七,七九九	三,八八三	三,八七一
大 糸 北 線	二六,九六五	一六,二八五	一,六六一
計	二,三四九,九九五	五,五四二,三五六	三〇三,一三七

私設鐵道乘降車人員

秆 數	乘車人員	降車人員
長 岡 鐵 道	三九・二	(一八,四〇六)
頸 城 鐵 道	一五・〇	(八,五五五)
蒲 原 鐵 道	二二・九	(一五,二二四)
栃 尾 鐵 道	二六・五	(七,二八七)
飯 山 鐵 道	二〇・五	(八,七九四)
新 潟 鐵 道	三三・八	(一五,二〇八)
計	一五・九	(二五,二九九)

私設鐵道收入

總 數	旅 客	貨 物	其 他
長 岡 鐵 道	(三,四〇〇)	(三,一四五)	(一,三三八)
頸 城 鐵 道	(一,二八四)	(一,〇七三)	(一,一三三)
蒲 原 鐵 道	(六,〇五七)	(四,三六一)	(三,九八七)
栃 尾 鐵 道	(一八,九五五)	(四,八〇八)	(三,一五四)
飯 山 鐵 道	(一五,〇五二)	(三,四七三)	(一〇,九六九)
新 潟 鐵 道	(七,〇二五)	(四,八八七)	(四,八七一)
計	(六,二六五)	(四,七九三)	(一,三七七)



計 (六、五五) (三、三三) (五、四九) (二、六四) (一、五五) (五、九四) (八、二五) (三、九三)

○橋 梁

橋梁の数は、国道四百五十二、縣道三千五百四十三、市道三百四十一、町村道一萬二千五百二十七、合計一萬六千八百六十三で、其の總延長は實に十六萬一千九百七十七米である。全長三百六十九軒の信濃川及び百六十九軒に互る阿賀野川其他の主なる、三百米以上の橋梁を上げれば次のやうである。

橋名	所在地及河川名	長さ(米)
萬代橋	新潟市信濃川	三〇九
昭和橋	同	三〇五
長生橋	長岡市信濃川	八六二
泰平橋	中蒲原北蒲濁川阿賀の川	五九六
姫川橋	糸魚川町姫川	四二九
荒川橋	岩船平林荒川	三四七
小川橋	岩船郡猿澤二面川	四五四
旭雲橋	小千谷町信濃川	三五三
横雲橋	中蒲原横越阿賀の川	五四九
旭橋	岩船平林荒川	三五四
安田橋	北蒲原安田阿賀の川	三〇五

橋名	長さ(米)
波部橋	三七三
興板橋	五八九
十日町橋	六〇〇
大河津橋	六一三
阿賀浦橋	四三三

(以上は三百米以上のもの、米以下は切捨) 更に橋梁種別に分ければ

橋名	種類	長さ(米)
波部橋	石橋	三七三
興板橋	石橋	五八九
十日町橋	石橋	六〇〇
大河津橋	石橋	六一三
阿賀浦橋	石橋	四三三
西蒲原上大河津分水	石橋	三三三
興板町信濃川	石橋	五八九
十日町吉田信濃川	石橋	六〇〇
三島大河津、同分水	石橋	六一三
新津京ヶ瀬阿賀川	石橋	四三三

○諸 車

諸車とはリヤカー、馬車、牛車、荷車、乗用自動車、荷積用自動車、人力車、自轉車等指し、昭和十年に於ける其等の總数は二十八萬四千八百十九臺であつた。其れを昭和十一年現在

和九年の二十六萬五千五百五十六臺に比し、更に七年の二十六萬四千八百七十五に比較すれば、近年益々増加の傾向を急速にたどつてゐる。

次は其の細別表である。

昭和十一年 昭和十年 昭和九年 昭和八年 昭和七年

種別	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年
總數	二八四、八九二	二九三、二五五	二六、二六二	二四四、八七五	—
荷積用	—	—	—	—	—
リヤカー	四、九三	三、五、六〇	—	—	—
馬車	五、二〇七	五、五、七	五、三、四	五、〇、五	五、五、三
牛車	一〇、三、〇〇	九、六、七	一〇、〇、〇	九、六、三	九、六、八
荷車	六、六、九	六、一、〇	八、四、〇	六、七、八	—
自動車	—	—	—	—	—
乗用	一、三、八	一、二、五	一、一、〇	一、一、七	一、一、五
荷積用	八、四	七、一	七、二	七、四	七、〇
人力車	一、八	一、八	八、七	九、七	一、一、三
自轉車	—	—	—	—	—
自 動 車	—	—	—	—	—
通 常	—	—	—	—	—

自轉車及び自動車は益々増加し、人力車は急速な減少を見せてゐる。荷積用の馬車、牛車、荷車なども漸次減少して、リヤカーの増加する事は亦時代の趨勢であらう。

○新潟鐵道局の開設

縣民の永年待望に係る新潟鐵道局は昭和十二年九月一日其の希望が達つせられる事になつた。同鐵道局は新津、山形、秋田、長野の四運輸並に四保線の各事務所を包括するものである。

其の路線の延長は一千八百軒、主要路線数は二十餘、従業員總数は實に一萬人餘であり、其の主要使命とする所は雪害の克伏防衛にある。

尙管内に於ける各運輸事務所管轄の路線は次の通りである。

- 新津事務所
- 信越本線(新潟、直江津間)、越後線、彌彦線、上越線(新潟、鹽澤間)、十日町線、羽後線(新潟、府屋間)、磐越線(新潟、喜多方面)、魚沼線、赤谷線、米坂西線、長野事務所
- 信越本線(直江津輕井澤間及び貨物支線)、小海線(小淵澤、清里間を除く)、篠井線、大糸南線及び松木、信濃大町間、上田真田間電氣鐵道を含む。
- 山形事務所
- 奥羽本線(米澤、院内間)、米坂東線、長井線、左澤線、仙山西線、陸羽西線(小砂川、府屋間及び貨物支線)



秋田事務所

奥陸本線(院内、白澤間及び貨物支線)、横黒線(陸中川尻、横手間)、生保内線、羽後線(秋田、小砂川間)船川線、花輪線(柴平、大館間)、五能線(機織、陸奥岩崎間)、阿仁合線及び三内川發電所、土崎發電所間電氣鐵道。

一等驛昇格

新鐵局管内で一等驛に昇格したものは左の如くである。

直江津驛  
長野野驛

通信

○郵便及電信電話

最近に於ける通信機關は、新潟市東堀通の新潟郵便局、長岡市坂の上町にある長岡郵便局の各一等を始めとして、中頸城郡直江津町の直江津郵便局、高田市本町二丁目の高田郵便局及び刈羽郡柏崎町の柏崎郵便局は共に二等郵便局であり、特三等には北蒲原郡新發田町に新發田郵便局、佐渡郡兩津町に夷郵便局、三條市大字三條に三條郵便局があり、其他縣下到處に、概ね三等局の設置のない所はない

電信の如くも如何な山間僻地であつても、殆んど其の用を便せざる處のない有様であつて、市街及び主要の地では亦電話の施設があり、殊に寺泊、赤泊には海底電信の布設があつて、彼等の通信其の設備、殆んど完全に近いと云つてもいい。

昭和十年度末の調査によれば、通常郵便線路の實里程は八百二十一軒を越える二百米であり、其の延里程は三千四百四十五軒を七百米突破してゐる。

鐵道の實里程は九百四軒六百米、其の延里程は五千六百三十七軒四百、猶水路は實里程六十八哩、延里程は二百哩である。

縣下郵便局の總數は三百五十で、其の内一等局二、二等局三、特定三等局三、普通三等局三百四十一で、更に昭和十一年度に刈羽郡に集配局一局増設され、三條市四日市、中頸城郡矢代村、刈羽郡北條村、西蒲原四合村、南魚沼東村、中蒲原川東村、北魚沼湯の各村に各々無集配局及び、中頸城郡黒岩村、南魚沼郡土樽村、古志郡栖吉村に郵便局取扱所が新たに新設された。

右の内電信取扱局は百九十九で、電話交換取扱局は百四十一であり、電話通話事務取扱局は二百十一である。

集配局は百八十八、無集配局は百五十四、其れに前記の新たに増設された數が増加する事になる。

○郡市別郵便局一覽

新	長	高	三	岩	北	中	西	東	南	三	古	北	南	中	刈	東	中	西	頭	
湯	岡	田	條	船	蒲	蒲	蒲	蒲	志	島	魚	魚	魚	羽	頭	頭	頭	頭	頭	頭
一九	五	五	五	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
總數	電信取扱	電話取扱																		

佐渡

計	三四	二八	一七
	三五〇	一一九	一四三

通常及小包郵便物

特別、通常郵便物數	小包郵便物數
引受	七六、五六、九六六
配達	一、〇八三、三九
	五九、三二、四三
	一、五二、〇九三

配引

外に電報發信數は百八萬七百五十二、同着信數は百十萬八千三百五であつた。
-------------------------------------

○電信及電話線路

架空裸線	五	長	延	長
電信線路	一、〇八、四七	米	五、六一、八九	米
市内電話線路	一、〇七、八二〇		四、七〇、六五〇	
市外電話線路	五五、六五七		二〇、二六、八〇	
架空ケーブル	五	長	延	長
電信線路	九、三九	米	九、三三	米
市内電話線路	二八〇、七〇		二九八、九八	



市外電話線路	五、四九二	五、七七一
地下ケーブル	昭和十一年三月現在	
電信線路	五 長	延 長
市内電話線路	八、七四八	八、九〇〇
市外電話線路	三〇、三三三	三〇、〇六九
水底ケーブル	三、三三三	四、二三八
電信線路	昭和十一年三月現在	
市内電話線路	五 長	延 長
市外電話線路	一、〇〇五	一、〇〇五
	一、〇〇五	一、〇〇五

○電信及電話

電信 發信通数は百十四萬二千八百九十通で、同着信数は百十七萬七千九百九十七通で、以上は昭和十年度末の調査である。

電話 電話加入者合計は一萬七千九百五十五名で、内区内に於ける

加入者相互間通話時数は八千八百七十四時間、非加入者通話時間数は十萬二千三百十時間であり、區外に於ける通話時数は三百九十五萬一千九百八十八時間、呼出請求件数は六萬八千七百五件であつた。

○ラヂオ

昭和八年度末に於ける調査によれば、現在數二萬五千五百七十八で、之を百世帯に對する比例にすれば七・四であり、同九年の調査では二萬七千六百二十二で、百世帯比は八に相當する。更に同十年八月の調査によれば三萬三百に増加して居り、其の率は實に急速で且めざましいものがある。

○新聞

縣下の主要な日刊新聞をあげれば次の如くである。  
 新潟毎日新聞  
 新潟市東通一に在り、明治四十三年の創刊に係る。  
 社長は小柳調平、主筆は淺海琴一、總務は古川哲次、編輯長神永三千三、營業部長田中正治、會計部長石堂佐武郎及び廣告部長兼東京支局長に川崎新吉がゐる。  
 新潟新聞  
 新潟市西堀前通七番地に在り、明治九年の創刊に係り、

現在新潟縣下に發行される中で最も古い歴史を持つ。取締役社長は山田助作、理事長渡邊鶴藏。理事、營業部長佐藤新次郎、編輯主事釜田孝平、主事東京市局長坂口獻吉。  
 新潟毎日新聞  
 新潟市西堀前七番地に在り、創刊は大正十一年である。  
 社長は吉川大助、編輯長は遠藤榮一。

北越新報

長岡市坂之上町に在り、明治十四年の創刊である。  
 社長吉原彦一、主筆川上法勵、編輯長西方稻吉、編輯主事林梧樓、營業部長山崎九郎二。

越新報

長岡市にあり、創刊は明治三十三年である。  
 社長兼主筆は藤井浩然、編輯長は猪又巴、營業部長は太田仁一郎。

長岡日報

長岡市觀光院町に在り、其の創刊は大正五年である。  
 主筆は川上貞一郎で、編輯長は石川家昌である。

高田日報

高田市本町にあり、其の創刊は明治四十年。  
 社長兼主筆は中村又七郎で編輯局長は植木喜代司、營業部長は猪俣久治郎。  
 高田新聞

高田本町三番地に在り、創刊は明治二十六年。  
 社長飯田茂勝、編輯長平田早苗、營業部長瀧澤又治郎。  
 高田毎日新聞  
 高田市大手町に在り、其の創刊は明治四十五年である。  
 社長主筆石田善佐、編輯長神岡辰二郎、營業部長高野清治。

上越日報

高田市仲町六番地に在り、大正十一年創刊。  
 主筆伊藤竹三郎で營業部長は長谷川敬輔。  
 新發田新聞  
 新發田竹町に在り、創刊は明治四十一年である。  
 社長長谷川寅作、編輯長長谷川賢造、營業部長大沼信太郎

柏崎日報

柏崎本町四番地に在り、明治三十三年の創刊に係る。  
 社長桑山くに、支配人久我政治、主筆足立清、猶支配人久我政治、營業部長を兼ねる。

佐渡日報

佐渡郡相川町にあり、創刊は大正三年に係る。  
 社長淺香寛、主筆山田光芳。  
 佐渡タイムス  
 佐渡郡兩津町にあり、創刊は大正十四年で最も新しい。  
 社長は仲川十左衛門で編輯長は山本啓太郎。



其の他に佐渡新聞、佐渡中央新聞及び新潟市新潟縣教育會内に發行所をおく、新潟教育新聞等あり。

航空、燈臺、無線電信

燈臺 燈臺を見るに北越の海岸では能登の猿山岬にある速閃白光燈を望み、佐渡の彈埼に閃白光燈を見る。新潟港防波堤には明暗白光燈があり、松ヶ崎山上、魚津、佐渡の姫埼、新潟港鼠ヶ關には不動白光燈臺を設けられる。

無線電信 新潟市西船見町にある無線電信局では、附近の船舶と通信をして航海の便をはかり、又小規模ではあるが新潟郵便局と粟島の間でも通信が行なはれ、猶放送用私設無線電話には新潟市に其の放送局が設置されてゐる。

航空 昭和十一年十月一日より航空郵便が開設され、新潟市古町五、上大川前局前、外二ヶ所に航空ポストが設置された。開函時刻は毎日午前十一時、本局締切時刻は午前十一時四十分で新潟出發時刻は正午である。

航空機の飛行場發着時刻は新潟發午後一時（東京着午後三時三十分）で新潟着午後零時四十分（東京發午前十時十分）である。

外に朝日定期航空會の東京新潟間の航空路がある。

宗 教

本縣は古來敬神信佛の念厚く、従つて神佛閣の數が頗る多い。從來神社數は六千の夥多に及んだものであつたが、明治三十九年から同四十三年の間に互つて、村社以下の社格神社の併合を勸勵した結果、著しく其の數を減少した。

大正元年度末の調査では縣社十二社、郷社三十八社、村社五百三十二社、無格社五千六百三十三社、外に國幣中社一國幣小社一となり、又寺院總數は三千二百箇寺あり、其の中眞宗最も多く千三百十六箇寺、曹洞宗の七百二十五箇寺、眞言宗の五百七十八箇寺之に次ぎ日蓮宗の七百七十六箇寺、淨土宗百一箇寺、天台宗六十五箇寺、時宗二十四箇寺、臨濟宗十五箇寺、黄檗宗三箇寺あり、更に教會及び講習所は神道百八十箇所、佛教六十九箇所、耶穌教十八箇所を數へる神社寺院の重なるものは左の如くであつた。

- 國幣中社彌彦神社 (西蒲原郡彌彦)
- 國幣小社度津神社 (佐渡郡羽茂)
- 縣社青海神社 (南蒲原郡加茂町)
- 同 金峰神社 (長岡市藏王)
- 同 魚沼神社 (北魚沼郡城川)

- 同 三島神社 (刈羽郡枇杷島)
- 同 居多神社 (中頸城郡春日)
- 同 石船神社 (岩船郡岩船町)
- 同 大山祇神社 (佐渡郡相川町)
- 同 眞野宮 (佐渡郡眞野)
- 同 物部神社 (佐渡郡畑野)
- 同 大幡神社 (佐渡郡外海府村)
- 同 春日山神社 (中頸城郡春日)
- 同 神原神社 (高田市)
- 寺院の部
  - 眞言宗乙寶寺 (北蒲原乙村)
  - 眞言宗淨興寺 (高田市)
  - 眞言宗蓮華峰寺 (佐渡郡小木町)
  - 天台宗國分寺 (中頸城郡春日)
  - 日蓮宗本城寺 (南蒲原郡本城寺)
  - 眞言宗菅谷寺 (北蒲原郡菅谷)
  - 毘沙門堂 (南魚沼郡浦佐)

○ 祠宇教會數及教信徒數

昭和五年に於ける縣下の教派、祠宇教會所數及び教信徒數は次の如くであつた。

教 派 別 祠宇教會所數 教信徒數

宗 教	祠宇教會所數	教信徒數
神 道	二六	一、四一七
里 住	一	一四
修 成	三六	二〇、九〇八
大 社	九	一五〇、〇八三
扶 桑	一	九、二一九
實 行	一〇	一四、四六四
大 成	一	八五六
神 習	二二	二五、九八二
御 嶽	三八	五四、〇二八
神 理	一	一、三八六
禊 理	一	八二七
天 光	一六八	七〇、四五三
計	三二八	三三〇、五一九

○ 人口との對比

神 道 三十五萬五百十九人  
 基督教 一千七百十二人  
 佛 教 百四十五萬七千八百七十九人  
 當時の人口は、百九十四萬九千六百人以上の如く、信徒でない者は僅かに三萬九千餘に過ぎなかつた。



○神社及神職

昭和十一年初期の調査によれば神社總數は五千三百九十  
 神職總數は六百十五で、更に之を細別すれば、國幣神社二  
 神職八、縣社二十五、神職三十三、郷社四七、神職五十二  
 村社六百四、神職三百六、無格社四千七百十二、神職二百  
 十六であつた。

これを各郡別にすれば次の如くである。

一、總數

郡市別	神社數	神職數
北蒲原	六六三	七九
中蒲原	四四四	五七
西蒲原	四二六	二九
南蒲原	三〇〇	三六
東蒲原	一一一	六
三島	三二一	一八
古志	三〇〇	一四
北魚沼	二〇〇	一六
南魚沼	二四九	三二
中魚沼	三一八	一七
刈羽	二九三	四五
東頸城	二二三	三

郡市別	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
中頸城	六八六			
西頸城	二一〇			
岩船	二七七			
佐渡	二八九			
新潟	二三			
長岡	二七			
高田	二〇			
三條市	一〇			
計	五、三九〇	五、三九〇	五、三九一	五、三九一
昭	五、三九〇	五、三九一	五、三九一	五、三九一
同	五、三九一	五、三九一	五、三九一	五、三九一
同	五、三九一	五、三九一	五、三九一	五、三九一
同	五、三九一	五、三九一	五、三九一	五、三九一
國幣社	六	六	六	六
國幣小	一	一	一	一

國幣中社彌彦神社は西蒲原彌彦にあり、神職五、國幣小  
 社度津神社は佐渡郡羽茂にあり神職三、合計神社數、神職  
 數八で昭和七年以來現在まで變りはない。

縣社

北蒲原郡に一、神職二、中蒲原郡に二、神職三、古志郡  
 に一、神職一、北魚沼郡に一、神職一、刈羽郡に二、神職  
 一、中頸城郡に三、神職二、西頸城郡に二、神職二、岩船  
 郡に三、神職六、佐渡郡に五、神職六、新潟市一、神職四

長岡市に二、神職二、  
 計神社二十五、神職三十三である。猶昭和九年には神社  
 二五、神職三十四、同八年では神社二十四、神職三十三、  
 同七年には神社二十三、神職二十五、同六年では神社二十  
 三、神職三十二であつた。

郡市別	神社數	神職數
北蒲原	一一	二
中蒲原	一一	一
東蒲原	四	一
三島	一一	一
北魚沼	一一	二
南魚沼	一一	一
中魚沼	一一	一
刈羽	一一	一
東頸城	一一	一
中頸城	一一	一
西頸城	一一	一
佐渡	一一	一
新潟	一一	一
計	四七	五二

郡市別	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
北蒲原	四六			
中蒲原	三八			
東蒲原	二五			
三島	二一			
北魚沼	二〇			
南魚沼	一八			
中魚沼	一六			
北魚沼	一五			
中魚沼	一八			
東頸城	一三			
中頸城	一〇			
西頸城	九			
佐渡	四			
計	二二二	二二二	二二四	二二二



東	三	古	北	南	中	刈	東	中	西	岩	新	長	高	三	昭	昭	同	同	以上を更に郡市別、宗派別に細別すれば次の如き表とな
浦	島	志	沼	沼	沼	羽	魚	魚	魚	頸	頸	頸	田	市	市	市	市	市	市
一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四
一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七

東	南	西	中	北	郡	昭	高	長	佐	西	中	中	南	北	東	天
浦	浦	浦	浦	浦	市	和	田	岡	渡	船	城	城	沼	沼	沼	台
一八	二二	一六	二四	二四	別	九	市	市	市	市	市	市	市	市	市	宗
一八	二二	一六	二四	二四	別	六	市	市	市	市	市	市	市	市	市	別

刈	中	南	北	古	三	東	南	西	中	北	郡	無	同	同	同	昭	三	高	長	新
羽	沼	沼	沼	志	島	原	原	原	原	原	市	格	六	七	八	和	條	田	岡	湯
二四九	三〇四	二三〇	一八三	二八三	三〇二	二七七	四〇〇	四〇五	六一五	六二五	別	六	七	八	九	市	市	市	市	
二四九	三〇四	二三〇	一八三	二八三	三〇二	二七七	四〇〇	四〇五	六一五	六二五	別	六	七	八	九	市	市	市	市	

南	西	中	北	郡	昭	三	高	長	新	佐	岩	西	中	東
浦	浦	浦	浦	市	和	條	田	岡	湯	渡	船	城	城	城
一五六	二〇三	二二四	二三八	別	九	市	市	市	市	市	市	市	市	市
一五六	二〇三	二二四	二三八	別	八	市	市	市	市	市	市	市	市	市











# 越佐の観光

## 總説

新潟縣は北陸道の一部である。北陸道は『くぬがのみち』と稱して大化二年に行政区劃を設けられたもので、八道の一つである。日本海に面し、南は東山道に西は山陰道に接し、若狭、越前、加賀、能登、越中、越後、佐渡の七國に分れてゐる。上古は古志道『こしち』と呼ばれてゐた。今は福井、石川、富山、新潟の四縣に分たれてゐる。

後世、交通線として重要であつた北陸街道は、京師から佐渡國府に至る間の街道を指してゐた。關所は奈良時代には愛發(あらち)、平安時代には安宅(あたか)江戸時代には市振關がおかれた。延喜式によると、佐渡、京都間は公定三十四日行程とし、下り十七日、海路四十九日となつてゐる。街道中には黒部川四十八瀬

や、親不知の險などがあつて、旅行は困難を極めた。奈良・平安朝時代には此の街道の交通が盛となり、足利時代の如來信仰の流行により、善光寺參詣が隆盛を極めた。武家時代には東國を京師に連絡する第二次線として軍事上重要となり、沿道には合戦が屢々行はれたりして史蹟が多くある。

北陸は雪また雪の國であるが、北陸道の南面に屏風の如くにそびえわたる山岳地帯は、シベリアから渡來する雨雪を阻止し、水量極めて豊富で落差が高く、水力電氣の發電に好適し、日本電力、庄川水電、大同電力等々の發電所が多く設けられ、裏日本にその電力が低廉に供給され最新の電動工業のめざましい發達を促進してゐる。

## 交通線

交通系統は、陸上では鐵道と電車との外に、越後平野を縦横に快走する自動車路網がある。空中では東京への航空路があり、海上には定期航路が少くない。信越線は、信越本線が新潟、高崎間に通じて二三〇軒七、魚沼線は來迎寺から分れて西小千谷まで一三軒一で達する。越後鐵道は白山驛から柏崎まで八一軒で達し、そこで信越本線に接続し、彌彦線は彌彦から西吉田で越後線を横斷し、東三條で信越本線を横斷し、越後長澤に達して二五軒三である。栃尾鐵道は長岡で信越本線に接して栃尾、悠久山に達し二三軒七、同鐵道悠久山線は長岡、悠久山間二軒八である。長岡鐵道は寺泊から大河津で越後線を横斷し、西長岡まで連帯自動車線があり、來迎寺で信越本線及び魚沼線に接続して三九軒二である。また新潟電鐵線は縣廳前より、彌彦線の燕まで三五軒八を走る。

北陸本線は直江津から米原まで三六六軒五を経て東海道線に接する。糸魚川か

ら分れた大糸北線は小瀧まで一三軒六を通じる。

上越線は宮内から高崎まで一六二軒六で達し、東北本線に接する。十日町線が越後川口から分れて二一軒四を通じる。十日町では飯山鐵道に接して信越本線の豊野まで七五軒四で達する。

磐越西線は新潟から郡山まで一七六軒三で達し、蒲原鐵道は五泉から加茂まで二一軒九で達して、信越本線に接する。

羽越本線は新潟から秋田まで二七一軒七で達し、赤谷線は新發田から分れて赤谷まで一四軒一で達し、米坂線は坂町から分れて米澤まで九〇軒七を通じる。

日本海汽船會社の北鮮航路は、新潟から清津を経て羅津に達し、佐渡汽船會社

## 信越本線に沿うて

新潟から信濃川を左にして進み、粟ノ木川を渡つてから北上してすぐ右折して沼垂(一軒九)に至る。そこを出て鳥屋

は新潟、佐渡夷間、直江津、小木間、および寺泊、赤泊、小木間に定期航路を通じてゐる。また新潟より酒田へ、新潟より函館へ、新潟より伏木へ、佐渡夷より函館へ、直江津より魚津へなどの諸航路も開かれてゐる。

日本航空輸送會社の航空路線は、新潟、長野、上田、高崎を経て東京間にも設けられてゐるが、當分休航してゐる。さらにまた長野より高田を経て富山、金澤、福井、敦賀、長濱を過ぎて大阪に至る航空路も設けられてゐる。

これらの交通線によつて、新潟縣下の観光を中心として、旅行、視察の通覽を記述しようとするのである。

(三軒八)につく。

## 新潟市

信越本線の終點驛があり、本縣の行政上の中心點をなしてゐる。市内に信越本線沼垂驛、同終點新潟驛、また越後線終點白山驛があつて、また燕行の新潟電鐵線の縣廳前驛がある。

東京上野までは、上越線經由で急行七時間一〇分(三三二軒)、三等四圓一一錢、信越線經由では約一二時間(四三軒三)三等四圓九六錢である。

信濃川の河口に跨つてゐる港市であつて、寛文年間に幕府の命によつて、河村瑞軒が日本海の沿岸航路を開拓し、廻船寄港地として開けたところである。川の左岸は舊來の新潟で、右岸はもと沼垂といつて、兩々相對立して繁榮を競ひ、阿賀川が信濃川に合流してゐた頃は、港内の水深もまし、兩市も相親んで共榮したが、水流の變遷によつて兩河相離るゝと共に、また／＼相拮抗してゐたが、大正三年に至り合併して一市となり、今日の大新潟市を組成するに至つた。日本五港



の一として開港されてはゐたが、河港ではあるし、信濃川の氾濫が頻繁で、港口の出入甚だ不便であつたので、市の發達は大いに阻害されてゐた。しかるに大河津の分水工事が完成して信濃川を日本海岸須原へ分疏放出し、また築港工事が竣工して風波を防ぐに至つてからは、港勢大いに振るひ、朝鮮、北海道、樺太との貨物航路は極めて活潑となり、年を逐うて盛んに躍進しつゝある。滿洲國新京の最短経路として新潟から清津を経て羅津に至る定期航路は日本海汽船で經營し、二十四時間餘で達す。佐渡汽船會社は夷との間に定期航海を營み二時半にて達する。なほ新潟東京間には航空路も設けられてゐる。

市内には堀が多く、橋多く、堀岸には柳の並木があり、舟江と稱され柳の都としてそのみならず情調を謳はれてゐる。民謡のおけさ、新潟甚句、越後追分などは古來有名であり、美人系の中心として多くの佳人は遊樂の巷を彩つてゐる。

鐵道貨物のうち、發送の主なるものは木材、鹽乾物、果物、肥料、米などで、到着の主なるものは砂糖、鐵製品、木炭などである。

また工業が盛であつて、生産物の主なものは、漆器(年産五十六萬圓)、味噌、醤油、石油類、鐵器、肥料、雨傘、綿織物、蠶、硫酸などである。梨は名産として有名である。港に於ては輸入が盛で輸出はその半額である。

市内の繁華街は、古町通、本町通である。全市の人口は十三萬四千九百に上る。市内には乗合自動車がある。

官公衙——内務省新潟土木出張所(白山浦) 大藏省預金部新潟出張所(警務通) 横濱税關新潟支所(緑町) 新潟税務署(警務通) 專賣局新潟出張所、農林省新潟米穀事務所(船場町) 仙臺逓信局診療所新潟支所、縣廳(東仲町) 土木派遣所、木炭検査所、同支所、穀物検査所、同支所(沼垂) 蠶業取締所、度量衡検査所(縣廳内)、健康保険相談所。(月町) 巡查教習所(西堀通)、測候所(西船見町)、木工試験場(附船町)、醸造試験場(水道町)、新潟治療院(四ッ屋

町) 市役所(西一番堀通) 同出張所(蒲原) 北濱病院(古町通) 職、紹介所(西堀通) 地方裁判所、區裁判所、供託局(學校町) 刑務所(西大堀町) 新潟警察署(西堀通)、沼垂警察署(沼垂町) 新潟郵便局(東堀通) 電話局(西堀町) 商工會議所(上大川前) 商品陳列所(學校町) 新潟鐵道局(流作場) 銀行——日本銀行支店(上大川) 勸業銀行支店(西堀町) 第四銀行(東堀前) 新潟貯蓄銀行(本町) 新潟銀行(上大川) 會社、工場——新潟鐵工所(入船町) 新潟硫酸會社(關屋大川) 日本石油會社新潟製油所(沼垂) 新潟水電會社(大川前) 日本硫會社(沼垂) 新潟製絲會社(關屋) 早山製油所(關屋) 齊藤製油所(關屋) 和田製油所(關屋) 鞍馬場(關屋) 圖書館——明治記念新潟縣立圖書館(寄居町) 西堀通、市立沼垂圖書館(蒲原) 私立圖書館仁堂(本通) 私立佛教圖書館(西堀通) 新聞社——新潟新聞(西堀町)、新潟毎日(東仲町) 新潟毎日新聞社(西堀前) 旅館——篠田本店(礎町) 同支店(驛前) 新潟ホテル(驛前) 住吉屋(驛前) 小菫(上大川) 室長(東堀前) 大野屋(古町) 同別館(古町) 角屋(新島) 野口旅館(下大川) くし清(古町) 學校——醫科大學(旭町) 高等學校(西大堀) 料理店——鍋茶屋(東堀町) 行形亭(西大

畑町) イタリヤ軒(西堀町) 小黒館(古町) 大島亭(東堀前) 生粹(上大川) 金子樓(東堀町) 鳥國(東堀町) 鶴善(沼垂) 土産物——梨、漆器、竹製品、柚香利、五穀糖、甘露梅、梨ノ實(菓子)、無花果羊羹、餅助の餅、

萬代橋 驛の北三百米、信濃川に架し幅員二二米、延長二七三米、コンクリート花崗石表装、沼垂新潟間の要關であつて、橋上からは下流の帆橋林立が眺められる。もと木橋で延長七八二米あつたが昭和四年八月に工費二四〇萬圓を以て、コンクリート橋を架したのである。毎年八月二十二日、二十三日には川開が催され、橋を中にして上流と下流とで大煙花を打上げ、壯觀を呈し毎方の大呼物となつてゐる。

日和山 驛の西北三軒、自動車の便がある。市域の北端にある砂丘で、丘上の櫓からは市街の大部分が見渡される。北方日本海の怒濤を距て、佐渡島及び粟生島の翠螺を望み眺望絶佳である。西に隣する新日和山は砂丘で林間に旗亭が數軒

ある。

寄居濱海水浴場 驛の西北約三軒、自動車の便がある。日和山の砂丘を後にして佐渡島を眺めて風景殊に秀絶してゐる。旅館には石崎屋、五泉屋、間々屋その他數軒がある。

白山神社 驛の西方約二軒、乗合自動車の便がある。越後線白山驛の東方約半軒、市内一番堀通にある。菊理比賣命、伊弉諾命、伊弉冉命を祀つてゐる。縣社に列してゐる。

白山公園 白山神社の境内である。神社は園の西南隅に鎮座してゐる。また園内には當地の出身にして、勤王の先驅者たる竹内式部の碑がある。式部は八丈島に流されて明和四年十二月同地に病歿した。その墓は市内四ッ屋町墓地にある。

白山公園の附近には醫科大學を始め、高等學校や、師範學校、盲學校、中學校、縣立及市立各中學校、高等女學校、商業學校、北辰學校等が並んでゐる。新潟農園 新潟驛から四軒の郊外、バ

スの便がある。十萬坪にわたる一大花園で、主としてチュウリップ、ヒヤシンス等の西洋花卉を作り、牡丹、芍薬をも併せて栽培してゐる。花期には遊覽客が雲集して殷盛を極める。

鳥屋野の逆竹 驛の西南八軒、中蒲原郡鳥屋野村西方寺の境外地の淡竹の叢に生じてゐる。逆竹は逆生枝を生じてゐてすべて「はちく」の變種なのである。昔は越後七不思議の一に數へられてゐた。今は天然記念物として指定されてゐる。親鸞上人が北陸に宣教の時に、我が所説、所教が佛意にかなふならば、この杖に根葉を生ぜしめよとて、その杖を地中に挿立したところが、つひに根や葉を生して成長したとの傳説もある。

新潟競馬場 驛から三軒、關屋の松村中に七萬五千坪にわたり近代的設備である。六月、十月に六日間宛公認競馬が催される。

龜田の梨園 新潟の南龜田町附近は龜田梨の産地として名高い。梨園は多くの



運河に圍まれてゐて、栽培や收穫に甚だ便利である。親木を臺木として優良種の若木を接穂とする。若木は高さ五六尺の梨子棚の上に乗せ、三四年すると收穫がある。梨の種類はわせ赤、晩三吉、長十郎、天の川等である。此の龜田町ではその生産額は四十萬圓に達してゐる。また鱈を産して名物となつてゐる。

### 新津町 中蒲原郡

信越、羽越、磐越の三線が集合してゐる。新潟から三五分(一七軒)三等二七錢、上野から上越線經由急行にて六時間半(三九五軒一)、三等三四九五錢、信越本線は新津、新潟間一七軒一、新津、高崎間三一〇軒四、羽越本線は新津、秋田間二七一軒八、取扱貨物の主要なもの、發送では石油類、米、繭、鐵及び鋼製品類、農製品類、鐵及鋼、木材類、機械類、陶器類、肥料類など、到着では石炭、鐵及鋼製品類、木材類、セメント類、藥品類、繭類、大豆粕などである。

東南に秋葉山を負ひ、三面平野をめぐらし、能代川に跨り、新津油田を控へ、

信越、磐越、羽越の三鐵道線連絡地點をなして、物資の集散がすこぶる盛大である。人口約二萬二千三百。運輸、保線の兩事務所が置かれてゐる。能代川を遡ると新津油田に達する。磐越西線の車窓から、その油井櫓の林立せる盛觀が眺められる。こゝでは梨を多く産して年産二萬七千圓に上つてゐる。生鱈をも産する。名物に數へられてゐるものは、梨、盆栽、花卉、ぜんまい漬、鮎すゝめ焼、鮎甘露煮などである。

官公衙——新潟區裁判所新津出張所、鐵道省新津運輸事務所、同新津保線事務所、新津土木派遣所、蠶業取締所、警察署、新津支所、縣立高等女學校、圖書館、旅館——森清、梅屋、美好館がある。

### 新津油田

新津町の外四箇村に跨つてゐて、柄目木、小口、朝日などの油田にして、その延長は八軒に及んでゐる。日本石油會社の經營である。明治七年に、手掘で開始し、二十六年に上層掘を始め、大正二年

に廻轉式鑿井機を用ひ、同年に第二號井は日産千石に及ぶ大噴油を見た。爾來、發展に發展を重ねて今日に及んでゐる。油井の概數は水壓循環掘九十、綱掘五百四十、上總掘百八十、手掘十に及んでゐる。原油は各油井から鐵管で製油所へ送る。製油所には丸新、石崎、吉澤、奥田などがある。その鐵管の總延長は一五萬五千四百八十萬圓に達してゐる。

田家の煮壺 驛の南一軒五、秋葉山の下にある舊き油泉、六角形の小池でその深さは十二米、水面に天然瓦斯を發生し恰も水の沸騰する狀をなしてゐる。昔は越後七不思議の二に數へられた。

秋葉山 町の背後に屹立し、海拔九一八米、驛から東南三軒で山頂に達する。櫻の名所である。山上の秋葉神社は眺望まことによろしく、山麓には町民の飲用水の源泉たる「幸の清水」がある。

小合村のチュウリップ 新津驛から五

軒、バス十五錢、信濃川に沿うた低地で

チュウリップの名産地である。その他ヒヤシンス、クロカス、アネモネ、牡丹、芍薬を始めとし、和洋の花卉類一般を栽培して盛大を極めてゐる。切花は東京と北海道方面とに賣出され、球根は遠く海外まで輸出されてゐる。

これらの園藝技術は、農林省の指導保護によつて發達したものであつて、球根の年産は數百萬球に達する。この土地は粘質土であつて、信濃川、阿賀川の堤外地であるから、地質は沖積土で、壤質砂土である。

新津を出て西南に進むと矢代田(六軒三)を経て、羽生田(六軒九)を過ぎ、加茂(四軒一)に至る。こゝから蒲原鐵道(二一軒九)が岐れて磐越西線の五泉驛に達する。加茂から田園の間を西進してすぎると東三條(七軒六)につく。矢代田の名物 おかめ菓子、寒梅、牡丹、アザリヤ、チュウリップである。

### 了玄庵の繁樞

羽生田驛の北方四軒、東蒲原郡田上村了玄庵の境内にある。この樞は年々伸長する枝に生ずる兩側の葉が、隔年交番に葉面の表裏が反轉して一見すると表向の枝と裏向の枝とを接いだやうに見えて奇異なる外觀を呈する。昔から越後七不思議の一つに數へられてゐる。天然記念物にも指定された。

### 加茂町 南蒲原郡

加茂驛のあるところ、加茂川に跨がつてゐて、織物業の中心地であつて、羽二重と加茂縞とが名高い。驛の東方半軒に町の南部につらなる丘陵があつて、その中腹に青海神社がある。延暦十二年に京都加茂神社から、分靈を奉遷したものである。今は縣社に列してゐる境内は老松古杉が生ひ茂つて名勝をなしてゐる。名物には、鶏卵饅頭、野菜砂糖漬、桐箆筥、建具などがある南蒲原の中心地である。建具と指物との製造地であつて、年産額は、建具は百萬圓、指物は二百二十萬圓

に上る。主に北海道方面へ仕向ける。越後下駄と石油箱を産し名物である。

官公衙——輸出織物検査所支所、木工試験場加茂支所、三條區裁判所出張所、警察署、町立圖書館、私立養徳文庫、加茂朝學校、縣立農林學校、同高等女學校。

### 三條市

信越本線東三條驛、同線三條驛があり彌彦線と接続してゐる、同線は彌彦から越後長澤まで二五軒三である。同線の北三條驛がある。新潟から一時間一〇分(四一軒九)、三圓六六錢。上野から上越線經由急行で東三條驛まで六時間(二九〇軒二)、三等三圓六九錢。信濃川本流と、越後山脈を横断して西北に流走せる横谷の五十嵐川とが、丁字形に交流するところに於て、主として五十嵐川の沿岸に發達したる河港市であつて、蒲原平野の中心地である。人口三萬四千六百、今は高田市とその繁榮を争つて、伯仲の間にあるといふ。機業地としては羽二重、絹及び、紗、銘仙、縮緬等の絹織物を主とし、殊に絹綿交織に於て優れてゐるし、金屬品製造に於ては及物



類に卓出してゐる。戦國時代は、長尾氏の居城地であつた。春日山、柄尾と共に越後の三城下と謳はれたところである。元來は新津、長岡兩市を結ぶ信濃川の重要な中間河港として最も重要な貨物の集散中心地である。今は越後の眞宗、日蓮宗の中心地である。昭和九年に市制を實施した新しい市である人口三萬五千四百三。

東西兩本願寺の別院があり、市外南郊には日蓮宗本山の本成寺がある。越後七不思議の一なる妙法寺の火の井戸は、東南方の第三紀丘陵の麓にある。また附近には大面油田があつて、非常に強大な勢で天然ガスが噴出してゐる。火の井戸はこれと同質のものであるらしい。

官公衙—金工試験場 四日町市役所(三條) 區裁判所(日吉町)公會堂、市立診療所 (三條)養老院(西本成寺)職業紹介所、託兒所、(三條)大藏省預金部三條出張所三條稅務署、郵便局、警察署(三條)度量衡檢定所三條支所(三條)五十嵐川改修事務所、縣三條土木派遣所(西裏館)、染織試驗場三條作業場(田島)

蓮宗本成寺派と稱し、三十一年以來法華宗總本山本成寺と稱し、宗務所を當山に置いて全國の二百十餘箇寺を管轄してゐるのである。

境内は百七十六アール五千三百坪、本堂は平向拜附十五間三尺一寸四面、千佛堂は二間半八面で、中に一千一體の釋迦像を安置してゐる。二重の多寶塔、三門客殿、寶藏、庫裡、屏重門、鐘樓堂、表門、裏總門、番神堂、鳥居などが備はる。

#### 白根町の風 中蒲原郡白根町

三條市からバスで一時間一〇分、賃四五錢、新潟電線では縣廳前から三九分(一九九七)、四五錢、彌彦線燕驛から三三分(一六六)、三八錢。

毎年六月五日から十五日迄、端午の節句には、大風の合戦が行はれる。風は方三間乃至四間の角風である。中之口川を挟んで、町白根と、西白根との間に風を揚げて絡み合せて争奪する。當地の大呼物である。例年盛大な行事である。

東三條を出て間もなく三條(一杆六)

圖書館—市立三條圖書館(三ノ町) 學校—縣立三條中學校、同商工學校、同高等女學校(日吉町) 旅館—越前屋、會六、燕屋。 名物としては、庭砂糖、双物、足袋、金物類、風がある。

三條の風合戦 舊藩時代から士氣鼓舞のために行はれて、今に其傳統を守られてゐる。毎年六月五日から三日間、市内島田グラウンド、及び堤防上で行はれる。風は六角形にて丈が二間乃至三間ある。

東三條驛 市内田島町。東三條は彌彦線の分岐點であつて、同線は東三條より北は、北三條(二杆)燕(五杆一)を経て西吉田(五杆四)に至つて越後線と交叉し矢作(二杆六)を経て彌彦(二杆三)に達し、南は越後大崎(一杆九)大浦(三杆)を経て五十嵐川上流の越後長澤(三杆)に届いてゐる。

八木ヶ鼻 彌彦線越後長澤の東南八杆森町村北五百川にあつて、自動車の便がある。五十嵐川の北岸に削り立つた數十丈の絶壁に臨み、老樹密採する下には清

流が流れて自ら絶勝の地をなしてゐる。

#### 本成寺

三條市にある。信越本線三條驛から一杆、自動車の便がある。

長久山と號し法華宗に屬しその總本山である。日朗上人の開基に係はる。永仁五年の頃日印上人が鎌倉からその生國の越後に赴くに當つて、越後國蒲原郡大面の庄に來り堂宇を營んで青蓮華寺と號した。その後本成寺と改め上人は自らは第二世となり、師匠の日朗上人を拜して開祖としたのである。

その後、光明天皇の朝に勅願所に列せられ、爾來皇室の叡信厚く且つ越後國守護長尾氏、上杉氏、三條城主山吉氏の歸依があり、堂塔伽藍は莫を並べて一山の勢威甚だ盛であつた。文安年中には悉く兵火の厄に遭ひ、その後復活してまた多少の盛衰を反復し、徳川氏から三百石を寄進せられて三百箇寺を統轄してゐた。明治五年に一宗一管長の制布かれるや當山貫主が管長の職に就いた。九年には日

を過ぎ帯織(六杆一)を経て、見附(四杆一)をも過ぎて刈谷田川を渡り、押切(四杆五)をすぎ城岡(四杆四)を経て南下して長岡市につく。

#### 大面油田

帶織驛の東五杆、大正五年の試掘であつて、油量は特に豊富であるこの北に連つて本成寺油田がある。昭和四年大瓦斯層に達して、その噴出瓦斯からは多量の揮發油を採つてゐる。また北は新潟市南は長岡市にわたつて、あまねく燃料用として瓦斯を供給してゐるのである。原油の年産は十萬石である。

見附の名産 絹綿交織物が名高くして新節織と呼ぶ、羽二重、木綿地など年産六百萬圓に達し、鮎が名産である。

今町の風揚 信越本線見附驛の北二杆にある今町は風揚で名高い。毎年五月の風の日には、對岸中之島村と刈谷田川を挟んで風を揚げて合戦する。風は八疊敷位である。

#### 長岡市

信越本線長岡驛があつて、また柄尾鐵道の接續地である。新潟から一時間五〇分(六五杆一)、三等一圓〇三錢、西長岡驛は信濃川の對岸西長岡町にあつて長岡鐵道の起點である。 信越本線の長岡驛との間は自動車で連絡してゐる。

越後平野の南部、信濃川の東岸に位し牧野氏七萬四千石の城下町である。明治戊辰の役には會津藩に與して西軍と和議成らず、河井繼之助を始め全藩士はよく戦つた。繼之助の墓は市内榮涼寺にある。市は維新後はやゝ衰微したが、油井の開發に従ひ石油都市として更新し急激に發展し來り、米穀の集散地、商業取引の中心地として繁榮してゐる。北越水力電氣會社の藏王肥料工場がある。また簾屏風の特産があつて、年産額は十四萬圓に上る。人口六萬二千二百。名物には長岡甚句、長岡小唄を始め河井煎餅、越ノ雪、越ノ松、大手饅頭、赤味噌、スキー等が



ある。

官公衙―市役所、職業紹介所、(坂ノ上町)長岡療院(蔵王町)、區裁判所、新潟供託局長岡出張所、(草生津町)、刑務所(神明町)長岡警察署、商工會議所、物産陳列所、織物同業組合織物共同販賣所、(坂ノ上町)穀物検査所長岡支所、(觀光院町)蠶業取締所長岡支所(今朝白町)長岡治療院(文治町)土木派遣所、度量衡検定所長岡支所(東千手町)郵便局(坂ノ上町)日本赤十字社新潟支部長岡病院(大工町)農事試験場(今朝白町)大藏省預金部長岡出張所(東千手町)鐵道省長岡建設事務所(旭町)圖書館―長岡市立大正記念互尊文庫(坂ノ上町)商工圖書館、學校―長岡高等工業學校(學校町)女子師範學校(東神田町)聾啞學校、聾聾學校(中島町)長岡中學校(四郎丸町)同商業學校(中島町)同工業學校(東千手町)同高等女學校(東新町)同高等家政女學校、同高等實業女學校(觀光院町)同產婆學校(上町)神社―蒼榮神社(悠久山)金峰神社(蔵王町)平瀧神社(坂下町)寺院―千手觀音(東千手町)榮京寺(昌福寺、市内、成願寺、市外)公園―悠久山公園(市外)、寶田公園(市

内)公會堂(大手通)銀行會社―北越水力電氣會社、同カーバイト工場加藤製油所、鈴木製油所、鷺尾製油所、小林製油所、長岡銀行

長岡驛のあるところは舊長岡城の本丸址であつて、これを境として、城東、城西に分れ、城西の北部は工業地域、城南は商業地域で、城東には學校が多く、市内の繁華地は本町、表町通である。

長生驛 驛の西二軒、信濃川に架してゐて、長岡市から三島郡に通ずる木橋で延長は約九十米、明治十年に竣工したのも。毎年八月十四、五日には下流の洲にて煙花大會が催され、今や全國的に有名な年中行事となつてゐる。

金峰神社 驛の北二軒、市内蔵王町にある。蔵王權現と稱して金山彦命を祀つてゐる。創建の年代は不明であるが大和國吉野山なる蔵王權現を勧請したものである。今は縣社に列してゐる。境内には老樹繁茂して景趣に富んでゐる。

悠久山 驛の東南三軒餘、電車(二軒八)、および自動車の便がある。公園とし

て開放せられ、櫻の名所である。夏は納涼に、秋は紅葉に、冬はスキーに賑はつてゐる。また縣社蒼榮神社があつて藩社を祀つてゐる。なほグラウンドやプールの設けがある。旅館には大野屋、野本、榊屋がある。

東山油田

朽尾鐵道浦瀨驛は山本村にある。同村の浦瀨油田を中心として、古志郡一帯の油田を東山油田と總稱する。南北に連つて比禮、浦瀨、加坪(喜津保)桂澤、椿澤の油田がある。この地方には他地方で明治三十年頃までに行はれた手掘井が、今でもなほ多く行はれてゐる。産油は送油鐵管で長岡に流送し、こゝで油槽車に移して柏崎の製油所に送るのである。原油は年産七萬五千石に上る。

長岡を出て左窓に悠久山を望みながら進んで、右窓に信濃川の緩流を見下し、間もなく宮内(三軒)につく。朽尾鐵道は信越本線の長岡を出てから

神田口(〇軒九)を経て下長岡(〇軒七)を過ぎ、浦瀨(四軒四)を経て椿澤(三軒二)を過ぎ、上見附(四軒)を経て上北谷(六軒)を過ぎ、終點の枋尾(四軒五)につく。全線二三軒七である。同鐵道の悠久山線は、長岡を出て四郎丸(〇軒九)を経て、悠久山(一軒九)に達し、全線二軒八である。

宮内の名産 規那サフラン酒と梨。

宮内から出て信濃川の鐵橋(延長四五〇米)を渡り、水田の間を西進して來迎寺(六軒七)を過ぎ、澁海川の東岸に沿うて進み塚山(七軒五)に至る。こゝを出てからは、塚山トンネルをぬけて左折し、越後廣田(七軒七)を通り、山間を西南に進み、北條(三軒三)を過ぎ、右に折れて安田(五軒九)を経て、水田の間を西進して柏崎につく。

來迎寺驛 刈羽郡來迎寺村

魚沼線は來迎寺、小千谷間一三軒一あり、長岡鐵道線は來迎寺、寺泊間三九軒二である。

來迎寺は魚沼線の分岐點で、こゝから西に向つて進み、すぐさま南下して、片貝(三軒四)を過ぎて東に折れ、高梨(三軒九)小栗田原(二軒二)平澤(二軒)を経て小千谷(一軒六)に達してゐる。

片貝の名物 練羊羹、衣がや(菓子)西小千谷の名物 麻真田、小千谷縮布、紙札がある。

中村の大杉 越後廣田驛の北一軒半、北條村中村の白山神社の境内にある。樹高六十米、根元幹圍は十一米、天然記念物として指定されてゐる。

廣田 鑛 泉

信越本線越後廣田驛から東三軒、人力車の便がある。

泉質は食鹽泉で、リウマチス、胃腸病、脚氣、婦人病などに效がある。こゝは療養向である。旅館には角屋、紅葉館湯澤館、湯元館があり、驛の附近に吉廣

館がある。冷泉であるが天然瓦斯で沸かすので適温であつて氣持がよい。鑛泉は田圃の中に點在して、背後には山を繞らし一帯が靜寂で暢閑の氣がする。金倉神社はこゝから約二軒餘、金倉山の頂上に鎮座してゐる。境内から柏崎、長岡の市街を見えし、遠く日本海を隔て、佐渡島を望む。中村の大杉はこゝから約四軒、白山神社の境内にある。

柏崎 町

刈羽郡

新潟から三時間二〇分(一〇一軒八)、三等一圓五四錢、越後線(柏崎、白山間八一軒)に接続す。當驛の取扱貨物の主要なるものは、發送では石油、鐵及鐵製品、米、アドソール等、到着では石油、木材、鐵及鐵製品、肥料等である。

長岡、新潟と共に石油都市として名高く、日本石油會社の大製油所がある。人口二萬七千六百、六月の閏慶堂綠日で催される閏慶市は特に有名である。紫斑銅製品を産し、鯛子鹽辛、明治饅頭、網代煎餅、もぞくが名物である。



官公衙—大藏省預金部柏崎出張所、柏崎  
稅務署、縣柏崎土木派遣所、區裁判所  
警察署、供託局出張所、郵便局(東町)  
柏崎圖書館、中越盲學校、中學校、商  
業學校、高等女學校、農學校  
工場—理研ビストリング會社柏崎工場  
旅館—天京、新道尾、岩戸屋、天屋

### 柏崎製油所

柏崎町の東郊、驛の西八百米、日本石  
油會社に屬し、新潟縣下の西山、大面、  
東山、頸城の各油田で採取した原油を處  
理、精製する所。西山油田からは送油鐵  
管で直接製油所へ送り、他の三油田から  
はその近くの帶織、長岡、高田の三驛ま  
では送油鐵管で送つて、各驛からは油槽  
車で柏崎まで送る。それらの送油鐵管の  
全延長は實に四萬六千米に上る。

### 三島の湯(御天山温泉)

信越本線柏崎驛から二軒、自動車の便  
がある。

柏崎の郊外なる勝地の御天山に在りて  
無色透明の食鹽泉で加熱して用ひる。

リウマチス、婦人病、消化器病、皮  
膚病、神經諸病などに效がある。専ら療  
養向である。旅館には後天樓がある。名  
物には網代煎餅、磯にしき、海老あられ  
明治饅頭がある。

三百年前から開かれてゐる鑛泉で、靈  
泉三島の湯と稱へられてゐた。温泉場は  
黄葉園と稱し、運動場、散歩道の設けも  
あり、柏崎の番神岬、鯨波の御野立公園  
と共に柏崎郊外に於ける勝地である。鶴  
川の清流を控へ、縣社三島神社、村社諏  
訪神社などが附近にある。枇杷島古城址  
も遙かに聳え、遠く守門、彌彦、角田の  
諸嶺峯や、佐渡島などを望見する。

川崎を出てから間もなく鯨波(三軒七)  
を過ぎ、米山トンネルをぬけて海上に鷗  
鼻の岩をみて、青海川(三軒)に達し、  
小トンネル七箇をぬけて鉢崎(六軒九)  
を過ぎ、右窓に遙に佐渡島を望み、左窓  
に米山を仰ぎみて、海岸に沿うて西南に  
進み柿崎(五軒九)につく。こゝを出て

左窓に多くの湯や池沼を送迎しつゝ、湯  
町(六軒四)を経て、犀潟(四軒一)を  
過ぎ、海岸に沿うて西南に向ひ、防雪林  
が長くつゞいて黒井(四軒四)に至る。  
こゝから分れて浦川原の間一五軒に頸城  
鐵道が接続してゐる。黒井を出て荒川を  
渡ると直江津(二軒七)につく。

青海川の名物 笠島海苔がある。

湯町の名物 無花果、蓴菜、松露。

### 大泉寺

鉢崎の南方約二軒

米山村大清水にあつて、大清水觀音と  
して名高い新義眞言宗の名刹である。觀  
音堂は國寶に指定されてゐる。三間三面  
單層屋根四柱造、茅葺の堂宇であつて、  
内部には禪宗佛堂の様式を存してゐて、  
室町時代末期頃の建築である。

### 米山藥師

鉢崎驛の東南約七軒

黒川村米山々頂の景勝地にある。新義  
眞言宗に屬する。登山口は四方にあつて  
何れも約七軒。全國に著名な藥師でつね

に參詣者が絶えない。米山は米山甚句で  
名高く海拔九九三米あつて、北方日本海  
の眺望は壯大なものである。

鯨波、番ヶ神鼻海水浴場 鯨波驛附近  
の海岸には名勝と遠淺の砂濱とがあつて  
海水浴場として名高い。そこから東へ海  
濱を約一軒行くと海中に突出した番神ヶ  
鼻の絶景があるし、こゝでは海水浴が盛  
大に行はれる。旅館は鯨波では蒼海ホテ  
ル、浪花屋、若松屋、番神ヶ鼻では北溪  
館、岬館があり、番神ヶ鼻までは柏崎か  
ら自動車の便がある。

頸城鐵道線 信越本線黒井驛と同地な  
る新黒井驛を起點として、浦川原に至る  
一五軒の路線である。

### 松之山温泉

頸城鐵道の浦川原驛から東方約三七軒  
信越本線の安田驛から約四〇軒、飯山  
鐵道の越後外丸驛から一二軒、上越線  
支線の十日町線の十日町驛から約三二  
軒、何れからも自動車の便がある。

泉質は、熱の湯は無色透明の食鹽泉で  
硫化水素臭を含み、溫度八三度乃至九四

度、金屬中毒、痔疾、婦人病、濕疹、リ  
ウマチス、泌尿器、生殖器粘膜炎、ヒ  
ステリー、慢性皮膚病、偏癩病、肝臟病  
萎黃病、脾病、胃腸病などに效があり、  
脾胃の湯は微温にして硫化水素臭を含む  
鹽類泉であつて、遺尿病等に效がある。

専らこゝは療養向である。旅館には和泉  
屋、福島屋、千歳屋、玉城屋、藤田屋、  
野本屋がある。名物には挽物細工、シン  
コ餅、鑛泉煎餅がある。古へから知られ  
た温泉で、天水連山と雁ヶ峰連山とに圍  
まれた盆地にあり、腰道川の溪流を帯び  
密林に被はれた閑寂の別天地である。海  
抜約三八〇米、避暑地として最も勝れて  
ゐる。湯は後村上天皇の御代に、一羽の  
鷹が傷を癒したのを、一樵夫が発見した  
のに始まつたといはれる。附近には藥師  
堂、河鹿川、卷淵、荒瀧不動、寺石山の  
風穴、十一面觀世音、管領塚などがあり  
温泉場から東南約四軒の中尾には、謡曲  
松山鏡で知られた鏡の池がある。温泉へ  
の沿道は天水川が流れ去つて斷崖絶壁に

無數の瀑布を懸け連ねて風光甚だ明媚、  
遙に松之山富士と稱へられる雁ヶ峯や、  
菱ヶ嶽がそびえてゐる。附近にはスキ  
地がある。

### 直江津町 中頸城郡

新潟から四時間四〇分(一三八等一)、  
三等二圓〇三錢、上野から急行七時間  
一四分(二九二軒二)、三等三圓七一錢  
北陸本線の分岐點である。北陸本線は  
米原まで三六六軒五、取扱貨物の主要  
なものは、發送では石炭、米、セメン  
ト、肥料など、到着では米、木材、鹽  
干物、砂糖などである。

荒川河口に臨み日本海に新潟と共に北  
陸の二大港に數へられてゐる。人口一萬  
四千二百、港は遠淺であつて築港を設け  
たが、荒天の際には上陸や荷揚が困難と  
なり、西方六軒の漁村の郷津を上陸地と  
する。大船の碇泊には不便であるが、古  
來商港として活躍し、今は石炭の輸入が  
多い。佐渡小木港や、伏木港、新潟港へ  
は定期客船が通つてゐる。

官公衙—警察署 砂山商工會議所(片原)



農商學校、町立高等女學校、直江津港  
修築事務所、穀物検査所支所、蠶業取  
締所支所、高崎地方專賣局直江津出張  
所、高田區裁判所直江津出張所、直江  
津郵便局

**直江津海水浴場** 驛の北方約一軒の海  
濱から、西方の五智に至る間が海水浴に  
好適してゐて自動車の便もある。波はや  
や荒い方である。旅館は直江津海岸には  
山崎屋、つたや、五智には和倉樓、清風  
軒がある。

#### 越後國分寺

驛の西方約二軒

春日村五智國分寺にあり、自動車の便が  
ある。天平年間の創建で、親鸞上人の舊  
蹟として名高く、今の堂宇は江戸時代の  
再建に係れるものである。奥の院に安置  
されてある大日如來の坐木像は國寶に指  
定されてゐる。

直江津から南下して春日山(三軒二)  
を経て、右に春日山を望みながら南進し  
高田(三軒五)につく。

#### 春日山城址

春日山驛の西方四軒

海拔一五〇米の春日山上にある。上杉  
謙信の府城としたところである。

春日山丘陵から北方を眺めると、米山  
がそびえ裾は聖崎となつて日本海の荒波  
に洗はれてゐる。海岸線はそれから鈍い  
弧状を描いて春日山丘陵の北端に達して  
ゐる。そこに直江津町がある。その東方  
の郊外には荒川の支流に沿うて信越蠶素  
會社がある。春日山からは頸城平野が一  
眸の中に收められる。遠く北東から南西  
に連なる東頸城・刈羽地塊は前景をさ  
へぎり、全平野はことごとく水田と化し、  
集村型の農村聚落が發達してゐる。荒川  
は悠々とこれを緩流し、その中流の左岸  
には、この平野の中心地たる高田市があ  
る。市は杜の町と稱せられて典型的な城  
下町であり、我國のスキー發祥の地であ  
る。直江津に向ふ街道には杉並木が並走  
してゐる。山麓には林泉寺がある。長尾

氏の菩提寺である。

#### 林泉寺

中頸城郡春日村。信越本線直江津驛か  
ら四軒、自動車の便があり、また同線  
春日山驛から一軒七徒歩で達する。

春日山と稱し曹洞宗に屬し、開基は大  
光禪師曇英惠應和尚であつて、本尊は釋  
迦牟尼佛である。  
上杉謙信が府城として據つた春日山城  
の址だといふ春日山の麓に在つて、幽邃  
の雅趣はまことに拘すべきものがある。  
明應六年越後守護代信濃守長尾能景が、  
父重景の菩提のため創建したもので、惠  
應和尚を開山とする。北越屈指の禪刹で  
長尾家累代の菩提所であつた。一時は朱  
印二百二十石を有し、山門、禪堂、客殿  
衆寮などが備はつて輪奐の美を極めてゐ  
たが、その後火災に遭ひ惣門を除くの外  
堂宇は悉く灰燼に歸し、今は僅かに舊觀  
の一端を餘すに過ぎないが、上杉謙信が  
參禪の地として今なほ不識庵址、その他  
の舊蹟を存し、十二箇の末寺がある。

境内は一干アル一即ち三萬坪餘あつて  
男坂から約二百米で惣門に至る。この門  
は舊春日山城の裏門を移したもので「雲  
岫關」の題額が掲げられてゐる。門を過  
ぎて數歩、山門の舊址がある。石階を登  
ること數段で正面本堂に達する。その右  
に庫裡、左に寶藏がある。

#### 高田市

信越本線高田驛がある。新潟から普通  
五時間(一四四軒八)、三等二圓一〇錢  
上野から急行七時間、(二八五軒五)、  
三等三圓六四錢、主要なる取扱貨物の  
發送では、米、石油、木材など、到着  
では、木材、石炭、セメント類、木炭  
などである。

越後の西南部、荒川の西岸に臨んでゐ  
る。榊原氏十五萬石の城下町で、降雪量  
が多くて有名である。冬の大積雪には道  
路を埋めて屋根に達し、室内は晝夜を分  
たずに點燈する。市街の家屋の底は雁木  
と稱して長く路面へ出てゐて、降雪の時  
にはその下が通路となり、向側へ行くに  
は積雪の下を穿つてトンネルとして之を

通つて渡るのである。スキーの製作が盛  
である。また木綿テープを産する。人口  
三萬四千七百。

官公衙—飯田川改修事務所、戸野目川改  
修事務所、縣土木派遣所(南町)高田警  
察署、木炭検査所支所、高田治療院(五  
分一町)木工指導所(南町)市役所  
職業紹介所(本町)區裁判所、新潟供託  
局出張所(大手町)刑務所支所(西城町)  
大藏省預金部出張所、稅務署(西城町)  
高田營林署(大手町)高田郵便局(本町)  
測候所(大手町)第二師團司令部出張所  
第十五旅團司令部、高田聯隊區司令部  
(本城町)歩兵第三十聯隊、獨立山砲兵  
第一聯隊、南城町高田憲兵分隊(本町)  
高田陸軍病院、高田借行社(南本町)、  
銀行、會社、工場—商工會議所(南町)、  
百三十九銀行、日本ブレイト會社工場  
中央電氣會社、富山縣織物工場高田分  
場、高田染織工場  
新聞—高田新聞、高田日報、高田毎日新  
聞、越後新聞、  
圖書館—市立高田圖書館(大手町)  
學校—高田師範學校(西城町)盲學校(寺  
町)、中學校、商工學校(南城町)農學校  
(北城町)高等家政女學校(下寺町)關根  
裁縫女學校(大手町)  
館—大黒屋(仲町)音羽館(市外金谷山)

#### 高田城址

驛の東一軒七、市の東部に位す。

第十五旅團司令部がある。本城は慶長  
年間に松平忠輝の築城するところ、そ  
の後度々城主が更迭され、幕末には榊原  
氏が城主であつた。櫻の名所としてその  
名が高く、また池には蓮が多く八月の花  
期には美觀を呈する。

#### 東本願寺別院

驛の西南約一軒、市内中寺町にある。

享保年間の建築で、本堂、金堂、大門  
鐘樓、寶藏院などがある。

#### 淨興寺

高田市中寺町にある。高田驛から西方  
半軒、自動車の便がある。

眞宗大谷派に屬し、歡喜踊躍山と稱し



俗に稲田禪坊と呼んでゐる。親鸞上人の開基に係はる名刹である。建保五年五月親鸞上人は草庵を此地に結んだ。上人がこゝに止まるや、道俗しきりに慕ひ集つて貴賤の人々街上に溢るゝばかりであつた。上人は満足して山號を歡喜踊躍山と名づけた。上人は十六箇年間留まつて布教して後、門下の高材たる善性上人にこの寺を譲つた。善性上人とは後鳥羽天皇の第三皇子に在したのである。

その後寺は總州磯部に移り、更に信州長沼に轉じ、時には兵火の災に逢つたりしたが、永祿年中に松平氏が高田城造營の際にこゝに遷移して再興した。

境内は約三百三十アル即ち一萬坪、正面の本堂は十六間四面の大建築、右に太子堂、左に經藏、鐘樓などがあり、布置甚だ整つてゐる。本堂から北の方へ廻廊を経て大庫裡に通じ、その西に書院、その中間に拜堂がある。こゝから親鸞上人の頂骨を藏めた靈廟を遙拜することが出来る。靈廟は石窟で玉垣を以て圍んで

ある。本尊は惠心僧都作のものである。

#### 高田市附近のスキー場

高田市は信越國境の妙高山麓と共に、本邦屈指の深雪地であつて、十二月下旬から二月下旬まで二米乃至四米の積雪があり、特に我國のスキー發祥地として有名である。古くからスキー製作が盛んで年産數萬臺に及んで、同市の主要物産となつてゐる。スキーの民衆化に努めて、今は學生の通學、郵便の集配等にまで實用が普及されてゐる。

主なる練習場は、市の西南約二軒の金谷山附近一帯であつて、斜面は長大なものは少いが變化に富み、ジャムプ臺の設備があり、地形が競技場たるに適してゐるので毎年大會が開かれる。競技コースは金谷山に連つてゐる藥師山、女山、男山、白旗山などの小丘を巡るもの、長距離には朝日山、南葉山附近をも含ませてゐる。南葉山は市の西南約八軒にあり、海拔九〇四米、熟達者のスキー登山に適

してゐる。山頂から南に妙高山や信越國境の山岳を望み、東は高田市街や平野を見、北は日本海を見て眺望が極めてよろしい。一體に海岸に近くて雪質は水分がやゝ多く軟雪である。

金谷山の記念碑 金谷山の男山頂上に大日本スキー發祥之地の記念碑がある。奥多利のフォン・レルヒ中佐のスキー術傳授の史蹟である。

岩鼻葡萄園 驛の東方一〇軒、高士村の南にある。栽培面積は二千アル以上つてゐる。

高田を出てから、右窓に日本のスキー發祥の地として有名なる金谷山を望みながら南下し、脇野田(三軒七)を過ぎ矢代川を渡り、水田の間を南に進んで新井(六軒三)につく。

#### 新井御坊

新井驛の西約一軒、新井町新井にある。眞宗大谷派に屬し、東本願寺の別院で

ある。境内は廣大で、貞享年間に一如上人の時掛所に充てられ、上越地方の全末寺を管轄してゐた。今の本堂や庫裡などは、明治年間の再興であり、庫裡は明治天皇の北陸御巡幸の際には、行在所とせられた由緒がある。

新井を出て南下してから西南に進み、スキツチバツク驛の二本木(六軒)を過ぎ、上り坂を走つてからまたスキツチバツク驛の關山(六軒七)を過ぎ、更に南進して坂を上つて田口(八軒)を過ぎ、關川に沿うて長野縣に入る。

#### 關山 關温泉 中頸城郡關山村

關山驛から西北七軒、七月から十月までバスの便があり、冬は櫓がある。上野から關山驛まで八時間五〇分(二六二軒五)、三等三圓三九錢、

泉質は食鹽含有炭酸鐵泉で、泉温四一度、胃腸病、呼吸器病、子宮柄、皮膚病などに效がある。旅館は富山屋、柳屋、初音屋、中村屋、笹屋、小松屋、朝日屋

吉野屋、および花屋がある。名物には箱籠詰、笹飴、スキー人形、スキー羊羹がある。温泉は湯川に臨み、西に妙高、北に神奈、南に前山、西南に黒姫、戸隠の山嶺が重疊し、東方は越後平野が展開して、遠く日本海の波光を望むところ、盛夏でも二十七度に昇ることは殆んどない絶好の避暑地である。また積雪の多量なものと雪質のよいのと、期間の長いのが好スキー地として名高い。温泉は弘法大師の發見といはれてゐる。こゝから四軒で赤倉温泉へ達する。馬の便がある。途中には正明の瀧がある。

#### 燕温泉 中頸城郡關山村

關山驛から更に二軒を上る。

信越本驛關山驛から九軒、途中の湯坂まで自動車の便がある。全路は駄馬の便がある。泉質は帶黄色半透明硫黃泉で、温度は四五度五、慢性リウマチス、丹毒、子宮病、脚氣などに效がある。こゝ

は療養向きである。旅館には明治屋、中村屋、岩戸屋、針村屋、吉田屋および、笹屋、岡本屋がある。名物には笹飴、スキー人形、スキー羊羹がある。關山温泉を距ること約二軒、赤倉温泉から西四軒の所にあり、海拔約九百米、冷涼肌に迫つて夏は蚊がゐない。旅館は何れも懸崖の上に建つてゐるので眺望が頗るよい。山中の幽邃境である。夏だけ行つて他は行かないので燕のやうだと名づけたといふ。この頃は冬にもスキー人が押しかけて賑はつてゐる。明治六年に關山村の人岡本勝太郎氏の發見したものである。こゝから妙高山の頂上へは北地獄谷を経て約八軒に達する。

#### 妙高山

赤倉温泉から頂上まで一二軒、關見峠を経て燕温泉まで四軒、それから八軒

信越國境にそびえ海拔二、四四四米、その南にそびゆる飯繩山、黒姫山から一



列に北へ並列して雄偉な山容を見せてゐる。この山は妙高山群の主峯で、コニデとトロイデとの合成にして標準的な二重式火山である。外輪山は直径三軒に亘る正円形で、東の一部分のみ爆裂により崩壊され、南に赤倉山(二、一四一米)東に前山(一、九三四米)、北に神奈山等の外輪山があり、大田切、白田切の二火口湖が東に走つて裾野の發達がよく、西北に黒澤岳(二、二二二米)嘉平治岳(二、〇三〇米)、火打山(二、四六二米)、焼山(二、四〇〇米)等の諸峯が連つて、日本北アルプス白馬山列と姫川との谷を挟んで相對してゐる。

外輪山をなす山體は、概ね安山岩質の熔岩及び集塊岩からなるコニデにして中央火口丘は主峯の妙高山であつて急峻な圓錐形をなし、安山岩類よりなるトロイデである。頂上には火口地を残し、山頂は角閃安山岩の奇峯怪嶺が突起して、甚だ奇觀を呈してゐる。

妙高山の裾野は東南に最もよく發達し

東方は特に優美であつて、東に聳ゆる袴岳、斑尾山の裾野と複合して關川の谷を抱いてゐる。妙高山はその山容は秀麗で越後富士の別名があり、東面の裾野の山腹から山麓にかけて諸温泉が散在して、夏期は避暑によく、冬は我國に於けるスキー地として知られてゐる。

登山路は凡そ次の三路がある。

(一)田口驛下車池ノ平温泉に至りて登るもの。池ノ平から妙高山頂まで約十一軒、温泉から西へ赤倉山の麓の廣い裾野を一直線に登ると、南の地獄谷にある白瀧を右に見て、瀧上で右へ地獄谷を渡ると、この附近はそうしかんばの林がたつたつて美觀を呈してゐる。谷を渡つて少し登ると南地獄谷で、妙高、池ノ平兩温泉の源泉があつて小屋が設けられてゐる。小屋からなほ本峯の東南の尾根に登ると、北地獄谷が右に深く穿たれ、左は南地獄谷で、他の徑路を通つて關温泉から、また赤倉温泉からの登山路と合して一線になる。そうしかんばの林は、疎となり下には熊笹が繁つて路も急坂となる。頂上近くでは岩石地帯となつて鐵鎖によつて通る所がある。

(二)田口驛下車し赤倉温泉に至りて登るもの。温泉から頂上まで約十二軒、温

泉から西北に關見峠、圓山を経て約四軒で燕温泉に達し、そこから北地獄谷を登つて第一の登山路に合する。

(三)關山驛下車し關温泉に至りて登るもの。温泉から北地獄谷をなほ二軒登つて燕温泉に出で、第二登山路に合する。

山頂の附近は概ね角閃安山岩の奇岩怪石が參差として起伏し、その間に高山植物が咲き亂れてゐる。展望は雄大を極めて、西は日本アルプスを見、白馬岳から後立山連峰が最もよく望める。西北には火打山、焼山が連り、北は外輪山の神奈山から山稜がつゞいて次第に低くなり、直江津方面に引き延ばされてゐる。高田市附近の平野から日本海の煙波が見え、海上には佐渡島が浮んでゐる。東は廣大な裾野で、信越本線と並行してゐる關川の谷を隔て、袴岳、斑尾山の山列が低く連り、野尻湖がその間に鏡のやうに輝いてゐる。千曲川の谷からは、上越、上信の國境山脈が見え、南はまぢかく、戸隠山、黒姫山、飯繩山を指呼し、遠く富士、八ヶ岳、淺間山などを眺められる。

### 妙高山麓スキー場

信越國境に聳える妙高山は海拔二、四四五米、山容は端麗で、東側に最も美しい裾野を長大に曳き越後富士とも呼ばれる。この裾野に散在する、妙高、池ノ平、赤倉、關、燕の諸温泉を中心として、附近一帯は我國に於ける深雪地帯である。十二月上旬から三月下旬まで二米乃至三米の積雪があり、我邦有数の理想的スキー地として著名である。全國より集まるスキーヤーは毎年萬を以てかぞてゐる。

### 新赤倉温泉

中頸城郡名香山村  
田口驛から西北一軒五、バス、櫛の便がある。

赤倉温泉へ行く途中にある。赤倉の湯を引いた新温泉である。旅館には名香山館田切館がある。

### 田口の名物

筍の罐詰、あんころ餅。

### 赤倉温泉

田口驛から西北五軒、バス、櫛の便がある。

泉質は無色透明の弱食鹽泉で、微アルカリ性反應を呈する。内用すれば輕症胃加答兒、下利促進、腸加答兒に效がある。活用すれば筋肉性關節リウマチス、腺病、慢性濕疹、ヒステリ、脊髄癆、慢性婦人病等に效がある。療養および行樂向の温泉である。旅館には香岳樓、香雲閣、赤倉ホテル、高田屋、和泉屋、新屋、豆腐越、妙高クラブがある。名物には山母細工、葛粉、蕎麥粉がある。昔、親鸞上人が越後流罪の節に戸隠山へ參詣の時、關川沿道を通り、妙高山に靈泉のあることを告げたのに始まるといふ。湯は温泉場から西方六軒四、海拔約千五百米の溪谷中に二箇所から湧いてゐる。妙高山と神奈山との間の北地獄から湧くのが元湯で、妙高山と赤倉山の間の南地獄から湧くのが赤湯と稱し、今は元湯を用ゐる。赤湯は池ノ平と妙高温泉へ引く。

この地は海拔七五八米、東方に妙高山を仰ぎ、東北に米山山塊を望み、斑尾、袴、關田の三山が眼前に聳えてゐる。北

方は開けて頸城平野を遠く展望し、遙に日本海を見わたし、佐渡島を指摘することが出来る。西方には妙高山が雲表に聳え、南方には黒姫、飯綱の高峯が聳え、その中に明鏡のやうな野尻湖が隠見して眺望は壯麗無比である。四季つねに野に山に興味が深く、殊に冬季は日本有数のスキー地である。ここから妙高山の頂上まで一二軒、山容は富士に似て絶頂からの展望も亦た絶佳である。浴後に瀧ノ湯を訪ひ、また關川の上流の地震瀧、二ノ瀧、三ノ瀧、赤泉の鼓瀧を探り、戸隠山、黒姫山に登つたり、また關川宿の親鸞上人袂掛松、松原の俳人一茶の墓などを訪るもよい。

### 妙高温泉

中頸城郡名香山村

田口驛の西南六〇〇米、バスの便がある。新潟から田口まで六時間餘(一七五軒八)三等二圓四七錢、上野から八時間半(二五四軒五)三等三圓三一錢、

北越名山たる妙高山麓の關川の流れに



臨んでゐる臺地に、明治四十三年妙高山の源泉から引湯して開いた。

泉質は無色透明の弱鹽の硫化水素泉で漫性皮膚病、漫性濕疹、ヒステリー、リウマチス、婦人病等に效がある。療養並びに行樂に適してゐる。旅館には石田館、加島屋、かねた屋、若尾館、越中屋村田屋、丸加屋、小林旅館、香風館、妙高閣、池ノ平かじまや支店がある。名物には葛の花、蕎麥落雁がある。湯は赤倉山から五軒七の間、木樋で引いてゐる。關川に臨んで妙高山、黒姫山、長範山、袴嶽、斑尾山の峻嶺重疊の間にあつて風光がすぐれてゐる。妙高山には自雷也の遺蹟があり、長範山には熊坂長範の傳説がある。温泉から四軒七のところに野尻湖があり、柏原に出ると俳人一茶の墓のある明専寺がある。なほ苜石の瀧、鬼小島彌太郎の宅址、二ノ瀧、關所址などがある。温泉場一帯は十二月から四月までの長期間にわたりスキーの好適地で、到るところに緩急幾多のスロープを持つて

ゐる絶好のスキー場である。

#### 池ノ平温泉 中頸城郡名香山村

田口驛の西南三軒三、バス及び橋の便がある。

妙高温泉から二軒七、妙高山の裾野を登り、白樺の林を縫つて進む、海拔約七百米の高原地である。温泉は妙高山から引湯したもので、此所を経て妙高温泉へ送つてゐる。旅館は妙高閣、加島屋ホテルの外になほ數軒ある。

妙高の大斜面で茅場、一本松、三ツ澤などのスキー場に近い。

池の平温泉は旅館が二軒で三百人位は收容できる。附近は別荘地に到る處に好斜面があり、一本松の練習場は初心者に好適し、なほ三ツ澤や茅場は、無障害で八軒以上の直線コースである。驛も近く四月上旬までも滑降できる、この長大なスキー地はまことに優秀である。

温泉附近からは、東に袴岳、斑尾山や野尻湖を望み、東南に上信國境の白根山

四阿山、淺間山の連峯を望み、南に飯繩黒姫の諸峰を眺め、北には妙高山が聳え

神奈山そばたち、高田平野を望む。近くには赤倉温泉が見える。池の平から赤倉温泉まで約四軒、廣漠たる雪の斜面を、幾つかの谷を越えて行くスキー旅行もおもしろい。この温泉からかやばの大斜面を登つて赤倉へは約四時間で登られる。その途中に白瀧の絶景がある。妙高山へは六時間で登られる。赤倉、妙高兩山頂からは、南に戸隠山、西に間近く日本北アルプスの白馬岳を、近くに焼山、火打山を望み展望が雄大である。尙池ノ平から西南へ戸隠山との間を約六軒、杉野澤を経て笹ヶ峯牧場へのスキー旅行も愉快である。笹ヶ峯には京都帝國大學のスキー小屋がある。

これからは野尻湖の幽邃を左に眺めながら、柏原(八軒四)を経て豊野で飯山鐵道に接続し、長野、笹井、上田、小諸を経て高崎に達する。

## 越後線に沿うて

越後線はもとの越後鐵道會社線で、新潟驛とは信濃川を隔て、相對せる、市東仲町の白山驛がその終點驛で、西吉田で彌彦線と交叉して、信越本線柏崎驛まで八一軒の路線である。信越本線に並行して日本海岸近くを走つてゐて、沿線には油田や、鑛泉、名刹などが多くある。

白山驛を出て西南下し、信濃川およびその沿岸の硫酸工場をながめながら關屋(一軒八)をすぎ、右に競馬場を見て進み、寺尾(四軒八)をすぎ、西南に小松原をながめつゝ内野(四軒一)をすぎ、これから南下して越後赤塚(五軒四)を経て、右に乳の湯を見て越後會根(二軒五)をすぎ左窓から鰐湯を見ながら、卷(四軒六)をすぎ、さらに和納(四軒)を経て、水田の間を南に進み西吉田(四軒)につく。

白山驛名物 菓子ノ梨ノ實、柚香里、無花果羊羹などである。

#### 緒立鑛泉

寺尾驛の東南二軒餘、俣の便がある。

泉質は、源泉は淡褐色を帯びてゐる。これを濾過して無色透明にして用ゐてゐる。含鹽泉で、皮膚病、火傷、切創、胃病、貧血症などに效がある。専ら療養向である。旅館には立花屋、大黒屋、橋木屋、角屋名物には鑛泉館がある。

文久元年に傷つた鷺の浴するのを見て發見したと傳へられる。源泉は、出羽の住人黒鳥兵衛の靈を祀れる緒立八幡の祠畔に湧き出てゐる。こゝは昔時の北國街道筋にあたり、人馬の往來繁き當時は彌彦宿唯一の湯治場として非常に殷賑を極めた。黒鳥兵衛は奥州安倍貞任の殘黨

で、緒立を去る半軒の的場山に城砦を築き、通航の船舶を盛に奪掠してゐた。その頃越後にゐた加茂次郎氏綱が苦戦して之を平げた。的場山には稀に武器の破片が掘出されるといふ。

巻町 警察署、中學校、高等女學校、實科高等女學校がある。こゝの名物は毒消で越後赤塚では西瓜である。

#### 菖蒲塚古墳

卷驛の西方約二軒、

峯岡村大字竹野町字菖蒲の、金仙寺の西つゞきの小丘上で松林の中にある。長さ四八米、前方後圓の古墳で、當地方として珍稀であるといふので史蹟に指定されたのである。

菖蒲塚の後圓部の頂上には、經塚がある。約百年以前に發掘せられたことがあり、銅製經筒、陶製瓶、和鏡、白磁小壺、白磁合子等が出土して、何れも金仙寺に保管されてゐる。經筒の銘文によると、



嘉應二年三月、藤原正宗といふ人が如法  
經供養のために、この經塚を造営したと  
いふのである。

**西吉田驛** 刈羽郡吉田村。彌彦線は彌  
彦、西吉田、東三條、越後長澤間二  
五杆三である。

西吉田を出て南下し粟生津(四杆)を  
經て、西南に進んで地藏堂(四杆三)を  
過ぎ、信濃川分水路を渡り大河津(二杆  
五)につく。

### 國上山

地藏堂驛の西北四杆、彌彦驛の南四杆  
國上村國上山の中腹にある。參道は東  
坂と西坂とある。和銅年間の草創で新義  
眞言宗に屬し、諸堂宇が備はつてゐる。  
西坂參道の途中には良寛の隠棲した五合  
庵がある。

**大河津驛** 刈羽郡大河津村竹森。長岡  
鐵道線は、寺泊、大河津間七杆八、

大河津、來迎寺間三二杆三、全線三  
九杆二である。

### 大河津信濃川分水路

大河津驛の東北二杆餘。

信濃川は其の分水路と本流とがこゝで  
わかれる。延長は三七六杆餘に上つて、  
舟筏水路は二八八杆に及び、本流の千曲  
川は甲武信岳に源を發し、犀川、魚野川  
等の諸支流を合せて、その下流に豊穰な  
大沃野を展開して日本海に注いでゐる。  
米や石油の物産については惠澤はなはだ  
深大であるが、古來頻々として大氾濫を  
くりかへし被害甚大であつた。この流域  
にある二市十郡は協力して治水につとめ  
明治四十二年大規模を以て分水工事を始  
め、工費二千五百餘萬圓を以て、十七箇  
年間にわたつて繼續、大正十五年に大  
河津の屈折點から寺泊に向つて十杆の間  
に、新河路を開鑿して分水路を完成した  
のである。河路の幅員は二〇米乃至七  
二〇米、信濃川の最大流量二十萬立方尺

全部をこれに導いて、日本海須原海岸に  
放流することができる。分水路及び本流  
には洗堰と自在堰とを設けて水量を調節  
し、これによつて本流の水位を常水準に  
保つて、航通灌漑に資してゐる。

大河津を出て西南に下り桐原(二杆八)  
を過ぎ、南に轉じて小島谷(三杆八)を經  
て西に進んでから南下し、妙法寺(四杆)  
を過ぎてから、出雲崎(四杆六)を經て  
島崎川に沿うて、石地(六杆一)および  
禮拜(六杆一)を過ぎて西山(六杆一)  
に至る。この附近一帶に西山油田がひろ  
がつてゐて、油井櫓が林立してゐる。こ  
こを出てから右窓に舊城址をのぞみつゝ  
西南にすゝみ刈羽(二杆九)を經て、荒  
濱(一杆六)および西の中通(一杆六)  
をすぎ、鯖石川を渡つて西南にすゝみ、  
比角(三杆四)を過ぎて間もなく信越本  
線と分れて、越後線の起點たる柏崎(一  
杆六)につく。

**良寛の墓** 小島谷驛の北一杆、三島郡  
桐島村島崎の木村家の邸内にある。良寛  
の永眠の場所であるといふ。良寛は出  
雲崎町に生れて奇行多き名僧であつた。  
俳句、和歌をよくして、天保年間に六十  
餘歳を以て歿した。その誕生の舊屋敷跡  
には良寛堂があつて多くの貴重なる遺品  
を寶藏してゐる。

**出雲崎町** 警察署、町立出雲崎圖書館  
があり、名物はいか鹽辛である。

### 尼ヶ瀬油田

出雲崎驛の西三杆半

出雲崎町尼ヶ瀬附近にある。明治二十  
三年大規模の採油を始め、本邦の採油  
事業發祥の地とも稱せられ、爾來數年間  
はその盛況を持續したが、現在はそのわ  
づかに昔時の俤を偲ぶに止まる。日本石  
油會社に屬し、鑛區面積は二萬六千ア  
ールにわたつてゐる。

### 西山油田

東山油田に對して、西山驛の附近に散  
在する瀧谷、入和田、長嶺の油田を中心

として、この地方の油田の總稱である。

即ち長岡市以西に分布する油田に冠する  
名稱なのである。その中で主要なものは  
高町、割町の油田である。高町油田は荒  
濱驛の北二杆にあつて、日本石油會社が  
大正十三年に試掘し、昭和元年始めて噴  
油があつたもので、油層は地下千三百米

### 彌彦線に沿うて

彌彦線は東三條で、信越本線から分岐  
し、新潟電鐵線の燕を過ぎ、越後線の西  
吉田を經て彌彦に至り、また東三條から  
越後長澤に達する。

彌彦から東北に進んで矢作(二杆三)を  
過ぎて西吉田(二杆六)に至る。こゝは  
越後線との交叉點である。こゝを出て東  
進してから大通川を渡り、東南に轉じて  
(五杆四)に至る。こゝは新潟電鐵線の  
始點で縣廳前まで三五杆八の間に電車が  
通つてゐる。こゝから東南に進んで信濃  
川を渡り北三條(五杆三)に達す。こゝ

の深さにある。日本海岸に近く、後谷、  
宮川の油田地帯がある。西山油田の産油  
は輕質で揮發分に富み、すべて柏崎製油  
所に送つて處理する。年産額三百萬圓、  
原油量五十三萬噸、天然瓦斯二十九萬立  
方尺である。

**刈羽の名物** 桃である。

から東南に進んで東三條(二杆)に至る。  
こゝは信越本線との交叉點である。こゝ  
を出て東南に進むと越後大崎(一杆九)  
を過ぎて、大浦(三杆)を經て川を渡り  
越後長澤(三杆)につく。

### 國幣中社 彌彦神社

西蒲原郡彌彦村  
彌彦線彌彦驛から八〇〇米、バスがあ  
る。新潟からバス一時三〇分(三六杆  
八)。越後線白山驛から一時間二〇分  
(三六杆一)、三等五八錢

祭神は天香語山命である。天火明命の  
御子で、天照大神の皇曾孫、また彦火  
出見尊の皇從弟に當らせられる。初めは



熊野に在して神武天皇の大和御征討の折、建甕槌命の夢告に由りて神劍を天皇に奉り、賊徒平定に大功があつた。その後勅により越後を鎮守して彌彦山の麓に宮居して、土民に、漁鹽、耕種の法を授けられた。越後地方の開拓經營の祖神であつて、當社は越後第一の大祠であり、また古の越後國一ノ宮である。

社殿は數年前に炎上あつたので新しく造營せられたものである。日本海に屹立する彌彦山を負ひ、前には坦々として展けわたれる田野を控へてゐる。境内には老杉立ち並んで森嚴を添へ、櫻、躑躅、紅葉に名高い彌彦公園がこれに續いてゐる。參詣をかねて遊覽するものが多い、海拔六六〇米の山頂に祭神の廟がある。末社の十柱神社の社殿は國寶である。

例祭は五月十四日、また陰曆六月十四日には燈籠神事及び神輿渡御がある。年中第一の祭典で遠近から參拜者が群集して雑沓を極める。彌彦村の名物は、玉兔(落雁)、柚餅子である。

### 觀音寺 鑛泉

彌彦線の終點彌彦驛下車、西南二軒、自動車の便がある。

泉質は無色透明鹹味を有する冷泉で、消化器病、皮膚病、生殖器病、婦人病などに効がある。もつばら療養向である。旅館には長生館、新湯館、得仙館がある。越後の靈峰彌彦山の山麓にあつて、風光の卓絶した勝地である。國上山、黒瀧城址、劍ヶ峰、三足富士などの勝景をも望むことができる。鑛泉は第七十三代堀河天皇の御代に發見せられたといふ。附近には、國幣中社彌彦神社がある。境内は彌彦山を負うて森嚴であり、それに隣接して彌彦公園があり、山頂の御寶山には彌彦神社の御廟所があり、その展望は實に雄偉壯大を極めてゐる。

浦濱 彌彦線彌彦驛の西方四軒、彌彦山の裏一帯に約八軒にわたる海濱で、山裾は海波に洗はれ奇岩怪石が亂立し、名勝たるに値してゐる。

### 岩室鑛泉 西蒲原郡岩室村

彌彦驛から四軒、バスがある。新潟からバス一時間餘、越後線巻驛から六軒バスもある。

信越本線柏崎驛から岐れる越後鐵道西吉田驛で彌彦線に乘換へるか或は信越本線東三條驛から彌彦驛に乘換へて、同線終點の彌彦驛下車して東北四軒にあり、何れも自動車の便がある。また彌彦線巻驛から六軒、泉質は無色透明で鹹味を有する冷泉で、疥癬、婦人病、皮膚病、胃腸病などに効がある。行樂向きの地である。旅館には大湯館、小松屋、松屋、松葉屋、新湯館、湯本館、橋本館、および林屋、美湯ノ一、二ツ橋屋、清本屋、山城屋がある。名物には鑛泉煎餅や柚餅子がある。古來有名な歡樂郷で、全村百戸内外で料理店が甚だ多い。晝夜絃歌の聲が絶えない。温泉場は平地にあつて西南に彌彦の靈峰を控へ、北に角田山が蟠踞し、東に矢川が流れてゐる。正徳三年に傷つた雁が浴するのを見て發見し、靈

雁の湯とも稱する。遊行上人の歌に

足びきの病をなほすくすり湯と

雲井に高く雁ぞおしゆる

とある。こゝから西南四軒の樋曾峠を越えると間瀬瀆がある。また米水ノ浦ともいひ、太古に天香語山命が製鹽の業を土民に授けられ給うた處であり、風景甚だすぐれてまた海水浴場としてその名が高く近來は益々盛である。

## 長岡鐵道線に沿て

長岡鐵道線は、信越本線の來迎寺驛から西長岡を経て、越後線の大河津を過ぎ寺泊に至る三九軒二である。西長岡と信越本線の長岡との間には、同鐵道自動車線が通じて三軒二である。

### 寺泊町 三島郡

越後線大河津から長岡鐵道で、二三分(七軒九)、二七錢、信越本線來迎寺驛から長岡鐵道一時間(三九軒二)、一圓三四錢、彌彦から一三軒、バス五〇分

### 八木ヶ鼻 南蒲原郡

彌彦線の越後長澤驛から一二軒、バス三〇分、

五十嵐川の上流にある天下の奇勝であつて、急潭相迫るところ數十米の斷崖は河岩をばだち、四邊は山紫水明で、殊に秋葉秋色は絶景である。

にある。

順徳上皇の佐渡へ御遷幸の砌宿らせ給うた遺蹟である。その史料は聚感園内に保存されてゐる。

### 寺泊鑛泉

寺泊海水浴驛又は寺泊驛で下車、何れからも半軒、寺泊驛と大河津驛とから自動車の便がある。

泉質はアルカリ性食鹽泉で、温度は三三度、浴用には天然瓦斯で加熱する。婦人病、泌尿器病、腺病質、麻痺、リュウマチス、性病などに効がある。こゝは療養と行樂とに適す。旅館には共樂園、同分館みどり館がある。名物には鮮の子ずし、浦島がある。こゝは日本海に臨み佐渡島を前面に控へ、北方は寺泊の市街を隔て、彌彦、國上の山々、南方は出雲崎椎谷の觀音岬、柏崎番神ヶ鼻から能登半島へかけて、雄大な眺望を展開してゐて絶好の海水浴場である。この鑛泉は日本石油株式會社が大正十一年七月石油試験の時に發見し、十五年に長岡鐵道の經營

日本海に臨む要津で、佐渡に最も近い處である。寺泊警察署、水産試験場、長岡區裁判所出張所がある。海濱は遠淺で風光がよく、海水浴および避暑に適してゐる。驛附近には寺泊鑛泉がある。人口一萬千百。

旅館には共樂園、藤田屋、住吉屋、みや本支店がある。

順徳上皇御駐蹕所址

長岡鐵道寺泊驛の北方約一軒、寺泊町



となつて開湯し、地中から噴出する天然瓦斯で加熱してゐる。附近には順徳院行宮の御遺跡を始め、日蓮上人垂教の跡、源義經の奥州落の遺跡などの史蹟が多くまた圓福寺、日蓮上人硯井の舊跡、白山媛神社、照明寺觀音、生福寺、聚感園、法福寺、聖徳寺、初君の碑、弘智法師の乾軀や、彌彦山、浦濱などの名勝地もある。

## 北陸本線に沿うて

北陸本線は東海道本線の米原から、琵琶湖に沿うて北進、敦賀を経て、信越本線の直江津まで三六六軒五の路線であつて、その内新潟縣内では直江津から市振泊間の境川までの路線がある。市振まで六一軒六である。

直江津を出て西進し郷津トンネルをぬけて郷津(四軒五)をすぎ、海上の夫婦岩を望みながら谷濱(二軒四)を経て、

る。浦濱は間濱の北方四南から南方一二軒の間の海岸で、風光極めて明媚、彌彦大神最初の上陸地であると傳へられる。こゝから一〇軒の國上寺は酒吞童子が稚子を出したところと傳へてゐる。佐渡へ渡るには寺泊から出帆するが最短距離で赤泊についてから、更に小木港に至るのである。

トンネルを三箇ぬけて西進して、左折し名立(七軒九)をすぎて西南に下り、筒石(六軒六)を経てトンネル三箇をぬけてから、能生(六軒四)をすぎて梶屋敷(九軒一)を経て北陸街道と並進して、海邊に出て糸魚川(四軒三)につく。

谷濱海水浴場 谷濱驛附近の海濱にある。このあたりでは最も波靜かなるところで遠淺である。一帯に日本海の眺望は雄大を極める。旅館には小林がある。

### 笹倉温泉

北陸本線梶屋敷驛下車、一三軒半、其途中で自動車の便があつて、三軒半乃至八〇〇米を徒歩で行く。同線糸魚川驛下車一七軒半、自動車の便があり、徒歩區間も前と同じ。

泉質は單純泉で温度は六〇度、外傷性諸障碍、リウマチス、濕疹、攝護腺炎、腺病質など、特に胃腸病に卓效がある。療養向の所である。旅館には龍雲館、湯本館がある。名物には笹飴、山葵餅、水栽盆石等がある。こゝは早川の上流で、遠くに燒山の雄姿を眺め、一方遙に日本海の風光を賞することが出来る。湯は享保年間文左衛門が宗林寺に安置する薬師如來の靈告にて發見した。附近には藤の名所月不見池、不動山城址などがある。

### 糸魚川町

糸魚川驛のあるところ、西部頸城平野の中心都市で、姫川の河口東邊のデルタ上にある。もと松平氏の城下で、高田藩

の全盛時代にはその町場として新井、能生と共に地方經濟の中心地であつた。人口約一萬。名物として柿餅子、山葵漬がある。北陸線方面からの、日本北アルプス登山口として有名である。こゝからは平岩温泉、蓮華温泉を経て登るのである町から望むと、姫川溪谷を隔て、東には烏帽子岳連山、西には白馬連山が仰がれて雄大な景觀である。

官公衙—縣土木派遣所、木炭検査所、支所、警察署、税務所、高田區裁判所、出張所、新潟供託局出張所、中學校、高等女學校がある。  
旅館—平安堂、指物屋、早川屋、

糸魚川からは大糸北線が別れてゐて、頸城大野(五軒一)を経て根知(四軒九)を過ぎ、それより終點の小瀧(三軒六)に達する。全線一三軒六である。

### 蒲原温泉

北陸本線糸魚川驛下車、松本市へ通ずる街道を二〇軒平岩まで自動車、平岩から四軒

泉質は炭酸泉で、胃腸病、痔疾、婦人病等に效がある。療養向の温泉である。

旅館には佐藤がある。以前は河原の隨所に穴を掘つて浴してゐたが、今は百米も高い旅館へ引湯してきて内湯になつたので便利である。信越の國境に近く、この附近には國界橋、常法寺などがある。

### 梶山温泉

北陸本線糸魚川驛下車、松本市への街道を一六軒進み、姫川に沿うて根小屋から支流の根知川南岸を左折して山口に至る。こゝから一軒七で梶山村の根知温泉がある。こゝまで自動車の便がある。そこから急坂を約四軒で達する。駄馬の便がある。

泉質は無色透明の炭酸泉で、浴用加熱してゐる。胃腸病、神経痛等に效がある旅館には梶山温泉湯元がある。こゝは海拔九一〇米で、前に根知川の溪流を控へ鬼面山、駒ヶ嶽の峯雲を眺め、北方遙かに日本海を眺め得られる。盛夏の候でもなほ二十一度に上ることがないといふ。この湯は三百年以前の發見に係るといふ

### 根知温泉

北陸本線糸魚川驛下車、松本市への街道を一六軒進み、姫川に沿うて根小屋からは支流の根知川の南岸を左折して山口に至り、そこから一軒七で達する。自動車の便がある。

多量の硼酸を含有した食鹽泉で、胃腸病、糖尿病、肥胖症、貧血症、婦人病などに效がある。

### 蓮華温泉

北陸本線糸魚川驛から三六軒、途中二〇軒の平岩まで自動車、そこから姫川の支流の大所川に沿ひ徒歩で四時間、

泉質は硫黄温泉、温度七八度、性病、皮膚病、痔疾等に效がある。療養向であり、また白馬登山の根據地である。旅館には田原温泉がある。この地は白馬岳の東北麓にあつて、糸魚川方面からの街道に當り、戰國時代には上杉謙信の典醫某氏が、蓮華山中で金銀採取の時に偶然に發見したのであるといふ。其後一時は中絶し文化年間に再興した。晩秋から翌年の初夏の頃までは積雪のために閉鎖し、



夏は満員の盛況である。登山者の好休養地である。

糸魚川を出て間もなく青海(六軒七)を経て、青海川を渡つて親不知トンネルに入る。三箇が連続してゐて第一は一、五一〇米、第二は四七〇米、第三は一、〇一〇米の延長がある。これをぬけて親不知(五軒三)につく。

この邊は山地が海岸に迫つて、汽車は断崖の上とトンネルの中を走り、北國街道と相並んで、相交りながら或は右となり或は左となつて進み、親不知の峻を通りすぎるのである。

親不知子不知 市振から親不知に至る間、白馬山脈の走つて海に迫るところである。断崖絶壁がつゞくこと四軒、歴史の難所で、殊に、竹ヶ鼻、先ヶ鼻はもつとも無難である。下層部はラヂオラリーヤ砒石および粘板岩からなり、上層部は粘板岩で、この間に砂岩、輝緑凝灰岩の

薄層及び石灰岩を挟む古生層から成つてゐる。今は山の中腹に新道路が開鑿され鐵道も敷設されたが、降雪の急激なる時には交通はすべて杜絶するのである。昔は海波の迫つてくる所に、わづかに路を通じてゐて、朝風が怒濤を吹きつけてくる時には、諸所の岩窟内に一時避難して風浪の断え間を見て走り過ぎる有様で、親子相顧みるに暇がなかつたのであるといふ。

なほ泊驛から三〇〇米にして、籠岩、約一軒にして駒返し奇勝がある。旅館には二見館、親不知館がある。

上越線は宮内信越本線から分れて、東北本線の高崎まで一六二軒六で達す。

この線は宮内から分岐してゐるが、列車の始発點は長岡である。宮内を出ると南に向つて水田の間を走り、越後瀧谷(六

### 上越線に沿うて

親不知を出てスノーセツト一箇、トンネル三箇をぬけて親不知トンネル(延長六七〇米)および、若水トンネル(延長九四〇米)をぬけてから、延長七〇〇米のスノーセツトと小トンネルをぬけてからは、市振(八軒四)をすぎ、新潟、富山の兩縣の境たる境川を渡り、これより右窓にはつねに渺茫たる日本海を見はるかすつゝ、海岸に沿うて走り泊(九軒五)につく。

こゝから富山、高岡、金澤、福井を経て米原の起點驛に達するのである。

### 越後瀧谷の名物 觀賞用鯉である。

小千谷驛は北魚沼郡碑生村にある。驛の西方二軒餘、自動車の方がある。信濃川の左岸の段丘の浸蝕部にある盆地の町であつて、昔から小千谷産の産地として名高く、織物の中心地である。名物には麻真田、小千谷縮布の麻織物がある。人口一萬二千三百六十二。

官公衛等—縣土木派遣所、警察署、桑樹試驗場、麻織試驗場、穀物検査所、支所、大藏省預金部出張所、稅務署長岡區裁判所出張所、中學校、高等女學校中越飛行場、登記所、煙草販賣所

### 明石堂 小千谷驛の西方五軒、

小千谷町極樂寺の境内にある。この地の特産縮布織の始祖、明石次郎の功績を記念して建立しに縮布堂ともいふ。縮布は昔から此地方の名産ではあつたが、寛文中に播磨國明石から來住した堀次郎が、白縮布を改良して縞模様、紺等を織出し、ために小千谷縮布の名が天下に轟きわたつたのである。

### 魚沼神社

小千谷町にある。延喜式内の古社で天香語山命を祀る、今は縣社に列せらる。神輿合は境内の阿彌陀堂を移建したもので、國寶に指定されてゐる。三間四面の單層、屋根は寶形造茅葺の小宇で、室町時代の建築の様式をよく傳へてゐる。

### 越後川口驛 北魚沼郡川口村

十日町線は越後川口、十日町間二一軒四である。

越後川口名物には鮎がある。こゝは十日町線の分岐點で、同線は越後川口を出て南し、上越線と分れて西に折れ信濃川を渡り、内ヶ巻(三軒五)を過ぎて内ヶ巻トンネルをぬけ、信濃川に沿うてその上流地方に向つて走り越後岩澤(五軒一)下條(五軒三)及び魚沼中條(四軒四)を過ぎて十日町に達する。

### 竹澤村地方の鬮牛と三色鯉

古志郡の山峽地方なる、竹澤村および大田村の一部では、牛の飼育が盛で春秋

の農閑期を利用して鬮牛を行はれる。これは郷土色ゆたかなる娛樂施設である。

明治三十六年以來公許されてゐて、當地方では常設鬮牛場が五箇所ある。村民總出でたのしむ。その中心地は東山村小栗山(越後川口驛から八軒)である。

古來この地方の特産三色鯉は、觀賞用として盛に養殖されて、逸品は一尾にて數百圓の價格を有するものがある。國內の中央市場および、外國にまで輸出されてその聲價が甚だ高い。

### 十日町

十日町線の終點であつて、また信越本線の豊野から飯山鐵道が七五軒四で連接してゐる。十日町は機業地で殊に麻織が盛んである。明石、絹、お召を始め、明石縮布、明石ネクタイを産し、明石羊羹や百合根、百合羊羹が名産である。

官公衛學校等—蠶業取締所支所、大藏省預金部出張所、六日町區裁判所出張所、警察署、縣立中學校、町立資料高等女學校、染織講習所



七ツ釜の溪谷 魚沼郡深見村田代

館山鐵道豊野驛から六四軒五でまた十日町驛から一〇軒九で越後田澤驛がある。そこから清津川を溯り、朴木澤を経て川を渡り、倉俣から支流の釜川を溯り、重地を経て田代を過ぎ、それから間もなく七ツ釜瀧に達する。

釜川の溪流によつて大小七ツの瀑布七ツの瀧壺とが造られ、特に辨天瀧が最も大である。輝閃安山岩の柱状節理がはつきり顯はされてゐて、偉觀を呈してゐる天然記念物として指定されてゐる。昔時は、瑪瑙や、碧玉などの類を採集することができたといふ。

越後川口を出るとすぐに左の窓からは鮭卵所が見え、しばらく河岸に沿うて南進し東に折れて魚野川を渡り、トンネルをぬけて進むと左に農事試験場を見、越後堀之内（八軒一）を過ぎる。そして三もなく南に折れて小出（二軒五）を経てから、福山トンネル（一、三二七米）を

ぬけて浦佐（八軒三）につく。これから上り勾配となつて越進し、五日町（五軒五）を経て庄之俣川を渡り、六日町（六軒六）を過ぎ、鹽澤（三軒九）及び石打（七軒三）を通り、次第に山間に進み越後湯澤（六軒四）に達する。

浦佐の名物 西瓜、笹飴がある。

普光寺

浦佐驛の西北約半軒、浦佐村浦佐にある。

浦佐の毘沙門として名が高く、新義眞言宗に屬してゐる。大同年間の創建時であるが、現存の本堂なる毘沙門堂は室町時代の建築であつて、國寶に指定されてゐる。五間五面の單層屋根、入母屋造草葺の大堂宇である。内部は床總拭板敷で前面の二間を外陣とし、内陣の後方には巨大なる毘沙門天像を安置してある。

小出驛 北魚沼郡小出町。警察署、蠶業取締所、同試験場支所、鹵檢定所、郵便局等がある。名物はぜんま

い、また、び、貴糖など。

大湯温泉

驛の東方一三軒、自動車の便がある。栃尾又温泉へは一軒を隔てるのみである。銀山平を経て尾瀬沼および日光に通ずる山道の關門をなしてゐる。温泉は弱鹽類泉で、温度五一度、リウマチス、婦人病、腺病、などに効がある。

官公衛一警察署、木炭檢査所支所、蠶業取締所支所、長岡區裁判所出張所、宗立尼僧學校、旅館一東榮館、湯元館、村上屋、

栃尾又温泉

北魚沼郡 驛の東南一三軒、バス五〇分

佐梨川の清流に沿うて幽邃なる山峽の閑寂境である。大湯温泉へは一軒を距ててゐる。温泉は、元湯、山の湯、川の湯があり、弱アルカリ性の單純泉で温度は三十九度位、ラヂウム含有量は一リットル中に二六マツ乃至六四マツで、日本温泉中にて随一と推稱される。昔から子持湯として聞えてゐて、胃腸病、糖尿

病、リウマチス、神經諸症などに効がある。附近には藥師堂、子持杉、夫婦樺などがある。東南約二八軒の銀山平は江戸時代には銀、鉛を採掘したところで附近一帯は原始林で奇景が多い。こゝからも上州の尾瀬沼方面へも通ずる路があら。旅館には自在館、神風館、寶岩堂、があり、名物にはラヂウム饅頭、ラヂウム煎餅、銀山ぜんまい、銀山蕨がある。

湯澤温泉

越後湯澤驛の西北一軒半、坂下まで自動車を通じてゐる。

魚野川の左岸の丘上にある。こゝは遙に上越國境の山々を眺めて環境は雄大である。無色透明の單純泉であつて、泉温三八度、外傷、胃腸病、貧血症などに効がある。特に中風湯と稱されて効驗があるといふ。旅館は高半、中屋湯澤ホテル共樂館、稻本、岸野、西仁富士屋、松月井仙、玉泉、廣川屋、熊野館がある。昔は三國峠越えの驛路に當り、のちに三國峠越えは間道となり、三國と共に上

州への通路であつた清水峠を越えて上州の湯檜會に通ずる山道を以て主要交通路とした。現在では東洋一の清水トンネルがこの山地の下を貫通してゐる。

湯澤附近スキー場

上越北線沿線は妙高山麓や高田地方と同じく日本有数の降雪地であつて、十二月下旬から四月上旬まで三米以上の積雪があり、奥地の上越國境に近づくにつれてその量を増加し到る處スキーに適してゐる。上越線も全通したので東京方面からも六、七時間でスキーに來られるので次第に盛大となつてゐる。と云つてスキーに好適のスロープがあり、大峰山麓の布場は初心者によく、また一本杉、堀切等のスキー地がある。

温泉附近には大峰山があり、その熟達者は大峰山（一、一七〇米）の山歩きがおもしろい。東には魚野川を隔て、飯士山（一、一一二米）の東山斜面に岩原練習場がある。温泉から東南にかけて上越國境の清水峠や、茂倉山、谷川岳、仙ノ倉

山、萬太郎山など一、九〇〇米内外の山嶺が連つて、景觀は甚だ雄壯である。湯澤を中心これら諸山や、苗場の山へのスキー登山は最も興味深い。スキー旅行として大いに推稱されてゐる。

湯澤から清水峠また 蓬峠を越えて、上越越線の土合または湯檜會方面へのスキー旅行は殊に捨てがたい趣に富んでゐる。また湯澤から南へ三國峠を越えて法師温泉、四萬温泉方面へのスキー旅行もおもしろいものである。

貝掛温泉

越後湯澤驛の南方二軒

奥上州の法師温泉に行く三國街道の途上、清津川の左岸に臨んでゐる。温泉は無色透明の鹽類泉で微温湯である。眼疾に特効がある。旅館は茂木がある。

銀山平

栃尾又温泉から枝折峠（海拔一、二八六米）を越えて、浪拜温泉まで三二軒ある。越後・岩代の國境にあり、源を尾瀬



沼に發する只見川のの上流にある高原地である。買石原、千軒原、須原口等の平地があつて、四周には巨峯高嶺が列立連亘して、山氣は殊に爽涼であり、上高地を凌ぐ塵外の秘境である。海拔は七〇二米である。浪拜、戀の又、兩温山がある。浪拜には銀山寺があつて山の宿泊を引きうけてゐる。附近には開墾者の家が四十數戸並んでゐる。須原には銀山拓殖會社の事務所がある。また縣立青年講習所があつて、開墾に従つて心身を鍛錬しつゝある。こゝは寶永年間に高田藩が、銀を採掘したところで、その遺跡がある。

徑路は柄尾又温泉から一〇軒で枝折峠に、それから四軒で石把橋に、それから北又川に沿うて下ること一五軒で須原口に、そこから只見川に沿うて溯ること三軒で浪拜に、そこから四軒で銀山平の買石原に達する。

こゝから尾瀬沼にゆく徑路が二つあつて、(一)大津岐越 浪拜から三軒でトヨハシに、それから一軒半で大須谷に、そ

れから五軒半で峠の麓に、それから四軒で大津岐越(海拔一、九四五米)に、それから四軒で麒麟平(會津街道への岐れ道)に、それから二軒で檜枝小舎に、それから四軒で七入口、それから五軒で沼田峠に、それから二軒半で尾瀬沼長藏小屋に達する。(二)只見川筋 浪拜から八軒で鷹の巢に、それから五軒餘でトクサ峠に、それから二軒で白ツキ澤に、それから二軒で三條の瀧に、それから二軒で赤田代(尾瀬ヶ原温泉)に、それから一軒半で檜枝小屋に、それから六軒で尾瀬沼長藏小屋に達する。

### 八海山

越後の南端にうづくまつて、銀山、駒ヶ岳と共に越後三山と謳はれて、古來靈山として、地方人士の信仰特に篤く、夏季白衣の賽者が殖えることがない。山頂には八海明神を祀つてゐる。登山には大崎口が最も古く、大倉口は景色がよい。(一)大崎口 五日町驛から四軒(バスもある)六日町驛から一二軒で(自動車

がある)大崎村に行き、そこから一軒で里宮へ、そこから六軒で五合目に、そこから一軒餘で六合目茶屋へ達し、こゝで大倉口道と合する。(二)大倉口 五日町驛から一〇軒で(自動車あり)、八海山社務所に、そこから五軒で六合目に、そこから一軒で九合目に、そこから一軒で頂上に達する。(三)城内に(清瀧道、屏風道)五日町驛から九軒で(自動車あり)、城内村山口里宮に、そこから一軒で二合目に、そこから一軒半で清瀧(四合目)に、そこから一軒(途中に鐵鎖が三、四箇所ある)で屏風社(七合目附近は飲料水と無料休憩小舎がある)、そこから一軒で九合目(宿泊できる籠堂が四箇所ある)そこから一軒で頂上大日岳に達する。各山麓に社務所があつて、案内者の申込を受付けてゐる。

鹽澤の名物 薄荷と、薄荷糖がある。石打の名物 また、び羊羹、薄荷糖などがある。

### 清水トンネル

宮内より越後中里まで一四三軒三、土合まで一六一軒四、湯檜曾まで一六四軒八、(二時間五五分)高崎より湯檜曾まで一六七軒三、土合まで一七〇軒七、越後中里まで一八八軒八(二時間三二分)

清水トンネルは上越國境の清水峠附近にて、信濃川の支流魚野川と利根川との分水嶺を貫き、表日本と裏日本との連絡を全うしたものである。

主トンネルは三國山脈に屬する茂倉岳の直下を直線に貫通するもので、長さ(海拔一、七八米)九、七〇二軒に達し、笹子トンネルの六、四三六軒、丹那トンネルの八、〇四五軒に比して更に長く、我國のトンネルの延長に於て第一位であり、世界にて第九位に當る。

北には土樽村六〇九米六、南には土合村六七〇米五六である。トンネル内の勾配は北口より上り六十六分の一、南口より上り四百分の一、中央は六百分の一であつて、一般に緩勾配である。

この主トンネルの外に南北に各々延長約一、六〇九軒のループトンネルが作られてゐる。我國に於ける從來のループトンネルには、九州肥薩線で人吉、矢岳間の大畑附近と、臺灣阿里山の森林鐵道との二つのループ線があるが、何れも線路の交叉するところだけトンネルになつてゐるに過ぎない。清水トンネルでは北斜面の松川ループも、南斜面の湯檜曾ループも、ともに殆んど全部がトンネル内に於けるループである。スウイスのサン・ゴタルドのトンネルに伴ふループトンネルと類を同じうしてゐる。

工事は南口は大正十一年八月に、北口は翌二年十月に起工され、閃綠岩で堅硬緻密な地質を穿つて進み、斷層湧水も比較的少なく、昭和五年九月一日に開通した。工費は千二百萬圓の巨額に達したのである。

新潟、上野間は信越線經由で四三二・八二二軒、磐越線經由で四一九・九五九軒であるが、上越線經由では三三六・二八二軒で、九六・五四〇軒及び、八三・六七八軒の短縮となり、アプト式をも廢して輸送力も著しく増大したのである。

清水トンネルの主トンネルを出ると群馬縣の湯檜曾驛に出る。これより湯檜曾川に沿うて下り水上より高崎に至る。

### 磐越西線に沿うて

新津を出てから、新津油田の油井槽をながめつゝ、稻田の間をすぎて第三紀層の丘陵地を右に見ながら、東南に進んで五泉(一〇軒)に至る。

### 五泉町

新津から一〇軒。蒲原鐵道線は五泉から村松を経て信越本線加茂驛に至る間二一軒九である。



五泉町は袴地の五泉平で有名な處で、その昔仙臺平を凌駕する産額があつた。その他に生羽二重、生絹、八橋、斜子などを産して、織物商況は、至極活潑である。早出川改修事務所、五泉警察署、蠶業試験場、農事講習所などがある。

### 村松町

驛から南方四軒餘、電車の便がある。

奥田氏三萬石の城下であつた。歩兵第三十聯隊の所在地で、古來村松稿の産地として名高い。今は生絹、輸出向廣幅縮を産してゐる。町の東南は公園となつて風趣に富んでゐる。村松警察署、郵便局、新發田陸軍病院分院、縣立村松中學校、町立村松高等女學校、圖書館、區裁判所出張所、村松營林署、登記所、片倉製絲工場、などがある。

五泉を出てから早出川を渡り、桑田、稻田の間を過ぎて、平野にはひつてから阿賀川に沿うて馬下へ(九軒八)に至る。

### 小山田の櫻

馬下驛から西南四軒、菅名嶽の麓にある。北越の小吉野と稱せられて名高い。この櫻は天然記念物に指定されてゐる。馬下を出てから、スノーセツトをぬけて、トンネルを出入りすること十四箇にして、五十島(九軒八)をすぎ、更にトンネルをぬけて河を渡り白崎(四軒二)を経て奇岩の絶勝たる本藏岩の下をトンネルでぬけ、對岸の燒山を望みながら津川(七軒四)につく。

### 津川驛 東浦原揚川村

新津から三八軒六。會津若松から七三軒二。旅館に菱屋がある。

津川町は江戸時代には會津藩に屬し、その代官所があつて、山の港と稱せられた、會津街道唯一の都會として、旅客が親しんだところである。警察署、新發田區裁判所津川出張所、木炭検査所支所がある。常浪川の阿賀川と相會する處に位して、東に麒麟山を仰ぎ、江山の景趣は

まことに絶佳である。こゝから白崎驛までの間に於ける、阿賀川の舟遊びは有名である。紅葉の名所たる麒麟山、名勝の小花地がある。舟行は四時間、津川遊船組合の舟がある。

赤崎山スキー場 驛の東北半軒にある麒麟山 驛の東南二軒、海拔一九四米で、もと津川城のあつた處である。その形状が麒麟に似て、東方は屏風を立てたやうに高峽な絶壁で、紅葉の名勝である

小花地 津川の西北四軒にあつて、阿賀川の峽流はその兩岸が峻峻で、水あくまで碧く、松いよいよ青く、その間に本藏岩、經岩、衣岩、大黒岩、恵比壽岩などの巨岩怪石が起伏して、秋季の紅葉はことに絶景である。津川から馬下まで舟をやつて賞すると更に快適である。

湯浦温泉(麒麟山温泉) 阿賀の清流に臨み、麒麟山の麓にある。避暑、紅葉狩鮮鮎の賞味によい。旅館には松仙閣、富久住、福泉がある。

津川を出て對岸の麒麟山を望みながら

鹿瀬(三軒五)を経て本流を渡り、引入澤山のトンネル(延長二軒)をぬけて、また本流を渡り日出谷(五軒一)を經、支流の實川を渡りトンネルをぬけて、豊實(七軒二)を過ぎトンネルをぬけて、左岸に沿うて福島縣に入り、阿賀川を渡つてから徳澤町に至る。

### 飯豊山

登山路は(一)徳澤口、徳澤驛から山頂まで三〇軒、途中の極入(一二軒)まで自動車の便がある。(二)山都口、山都驛から山頂まで三二軒、途中の一ノ木(一二軒八)まで夏期はバスがある。こゝには縣社飯豊山神社があり、旅館も數戸がある。一ノ木から川入まで九軒二で達する。こゝは山奥の寒村で木賃式の宿屋が二軒ある。川入から三國岳を経て山頂まで一二軒。(三)米坂線の羽前小松驛(五八軒)から登る。(四)羽越線の支線赤谷線の終點赤谷驛から登る。

新潟、福島、山形の三縣に跨る群峯の

總稱で、飯豊山(海拔二、一〇五米)を主峯とし、西ヶ岳(一、〇二二米)、大日岳(二、一七八米)、種蒔山(一、七九一米)、三國岳(一、六三二米)などの連峰が連り互り、東北有數の深山地帯である。羽越主脈の南に位して、羽越線新發田驛附近からは最も近くその偉容を仰ぐことができる。

山頂には飯豊山神社の奥社があり古くから信奉者多く賽者が群至する。近來また登山家の愛好するところ、貴重なる高

### 羽越本線に沿うて

信越本線の新津から分岐し、ほぼ日本海に沿うて北進し、鶴岡、酒田を経て二七軒七で秋田に至り、奥羽本線に連つてゐる。

新津を發し北に向ひ、信越本線から分れ、東に折れて能代川を渡り、越後平野の稻田の間を走り阿賀川の鐵橋にかゝる

山植物のエーデルワイスが多い。

頂上の展望は雄大を極め、吾妻連峰、磐梯山、猪苗代湖、若松平から、新潟、新發田の市街、羽越平原などが指摘される。宿泊小屋の設けがある。

日出谷の名物 櫻豆である。

これより兩岸の巨岩相摩せんとする峽谷を縫ひつゝ或は紺碧の瀨を覗きつゝ進み、阿賀川の峽流に沿うて會津盆地を貫き、安積平野を去つて郡山につく。

のである。この鐵橋は延長約千二百米、東海道本線の天龍川鐵橋より長きこと六十米で、本州最長の鐵橋である。こゝから東北に轉じて水原(一〇軒一)につく。

### 水原町

江戸時代には天領六萬石を支配した陣



屋があつた。農産物の集散中心の地である。驛の東方二軒弱には瓢湖がある。蕁菜を産す、湖畔は櫻の名所。警察署、新發田區裁判所出張所、登記所、煙草專賣所、上阿賀農業倉庫、縣立水原農學校、町立水原裁縫專修學校がある。

### 八房の梅

驛の東南五軒半

京ヶ瀬村小島の梅護寺の境内にある。花は薄紅八重咲きで、一輪の花に八つの實を結ぶ。親鸞上人が鹽漬の梅の實を種ゑてこの梅樹を生じたと傳へる。また同所に枝垂海棠があつて、珠數懸櫻といひ共に天然記念物に指定されてゐる。

### 三度栗

水原驛の東南六軒半

笹岡村福井新の防風林にある。その葉は矢筈形をしてゐるので矢筈栗ともいふ。毎年七月上旬、八月下旬、十一月の頃と三回花が咲くので三度栗といひ、親鸞上人が信徒より受けた焼栗を種ゑて、此の

栗樹を生じたと傳へてゐる。天然記念物に指定されてゐる。

### 出湯温泉

驛の東九軒、自動車の便がある。

今板、村杉とつゞいて温泉郷をなしてゐる。鹽類泉で皮膚病、胃腸病に效がある。旅館には大石屋、清廣館、白根屋、洞春臺、外五軒、内湯は洞春臺と白根屋にある。

### 今板温泉

水原驛の東九軒、出湯と村杉との中間にある。

鹽類泉で胃腸病、リウマチスに效がある。旅館には湯本館、長谷川館、外五軒がある。

### 村杉温泉

水原驛の東一二軒、自動車の便がある

老杉鬱蒼たる菱ヶ岳の山麓にあつて、大日ヶ原、桔梗平、藥師平等の曠原に連り、到る處で温泉が湧出してゐる。鹽類泉にて、單純放射能泉、泉温二八度、リウマチス、婦人病、胃腸病などに效がある。

る。旅館には、荒木文藏、長生館、角七

荒清、丸キ、材木屋、石原舎、荒嘉、角本、木村屋があつて、内湯は長生館だけにある。

附近には出湯温泉がある。單純泉で泉温三五度乃至三九度、皮膚病、胃腸病に效がある。旅館には大石屋、清廣館、角屋、洞春臺、白根屋、珍生館等がある。

水原を出て稻田を見ながら進むと、左方に福島湯がみえてくる。天王新田(七軒六)を過ぎて新發田(八軒四)につく

### 月岡温泉

天王新田驛の東四軒、自動車の便がある。食鹽性硫黄泉で、皮膚病リウマチス、胃腸病に效がある。旅館には月岡館、青木館、菅名館、木村屋、浪花屋、村上屋、赤松館、小島館、新湯館榮屋がある。内湯は月岡館にある。

附近にはつゞじの名所の本田山、景色のよい山神々社、折居權現などがあり、茸狩によく、またスキー場がある。

## 新發田町 北蒲原郡

新津から二六軒一

赤谷線は新發田、赤谷間一四軒二

加治米の産出中心地であつて、溝口氏十萬石の舊城下である。人口は二萬一千二百。木崎梨、安兵衛豆、養生糖、無花果羊羹、櫻木細工、あやめ饅頭、などが名物である。

官公衙一區裁判所、供託局出張所(三ノ丸町)新發田警察署(御免町)縣土木派遣所、穀物検査所支所、大藏省預金部出張所、稅務署、新發田憲兵分隊、新潟刑務所支所、營林署、郵便局、聯隊區司令部、陸軍病院、歩兵第十六聯隊、僧行社、

圖書館—新發田圖書館(馬場町) 學校—縣立中學校(五十公野村)商業學校 高等女學校、農學校、工藝女學校、

## 赤谷線に沿うて

新發田から東南に向ひ、五十公野(四軒二)を過ぎて加治川に沿ひ、米倉(四軒三)を経て赤谷(五軒六)に着く。

### 加治川堤の櫻

新發田驛から開門まで七軒、バス三〇分、花期に臨時に加治川驛が開設さる。

そこから開門まで遊覽船が通ふ。

加治川の被害を豫防するために、新發田の西北なる眞野石から次第濱まで、延長五軒の分水路を穿ち、水閘を設け洗堰を作り水量を調節した。その竣工記念に右岸の堤防上に延長十五軒左岸の堤防上に十七軒にわたり、染井吉野櫻を五千五百株植ゑた。これが北越屈指の名勝となつた。中心地は眞野原水閘附近である。新發田驛から西北七軒、加治驛から西方五軒半、花期には自動車を通つてゐる。花期は、毎年四月下旬から五月上旬までである。

### 二王子岳

五十公野驛の東方十二軒半

海拔千四百二十一米、西方の山麓にある田貝が登山口であつて、驛から東七軒半である。田貝から一本杉を経て二王子神社まで三軒ある。籠堂があり、水垢離をとる小瀧もある。一月十二日、五月三日、九月十三日の祭日には參拜者が講社を組織して雲集する。更に登ると一王子神社があつて、頂上には一王子神社の奥ノ院がある。

### 小戸の七瀧

赤谷驛の東北九軒

二王子岳の南斜面、内倉川の上流に懸る鬚瀧、樋瀧、不動瀧、赤熊瀧、曲瀧、赤瀧、飛込瀧の總稱である。殊に不動瀧がもつとも壯大である。

### 赤谷鑛山

驛の東南九軒、赤谷村上赤谷にある。

地質は古生代の石灰岩、粘板岩、花崗岩などから成り、鑛層は石灰岩と花崗岩との間に、厚さ二米半から四米半を以て

赤谷驛 飯豊山登山の要衝である。その途中には湯ノ平温泉がある。驛から山頂までは約三〇軒である。



連つてゐる。鑛石は雲母鐵鑛が主であつて、黄銅鑛と黄鐵鑛とを混交してゐる。

新發田を出て東北に進み、右に二王子岳を眺め、加治川を渡り加治(四杆二)につく。

**加治驛** 北蒲原郡加治村、新津から三十杆二、松茸が名物である。

**菅谷のあきにれ**

驛の東北十三杆

菅谷村溝足の米澤街道の南側路傍にある。俗に「お木」といふ。本幹はすでに枯死し、皮部のみが生存してゐる。それから枝葉を出して地上十米位の高さに茂つてゐる。分布上はこれの南限にある。

**菅谷寺**

北蒲原郡菅谷村菅谷にある。羽越本線新發田驛から東北九杆半、自動車の便あり積雪の節には馬橋がある。また加治驛から東方八杆、自動車の便がある

眞言宗醍醐派に屬し、護念慈應法印の開基にして、本尊は不動明王である。俗

に菅谷不動と呼んでゐる。

傳教大師が唐から歸朝して、比叡山延曆寺を創建して後三百年、源義朝の弟なる護念上人は叡山に住じ、保元平治と相繼ぐ戦亂の惨害を見、弘教の急なるを思ひ立ち、北陸を越後に入り菅谷野に至つた。こゝを結縁の靈場と定めて精舎を創立したと傳へられる。建久六年に伽藍造營を起工し十一年に落成した。五年源頼朝は開基の護念上人を鎌倉に招じた六年にその子日來姫の病を上人の加持によつて平癒したので、頼朝は益々尊信して寺領を寄進した。建長五年落雷の厄に遭ひ一山全焼した。本尊は御手洗の水に流れたのを數多の田螺が群り附着して猛火の中に守護し、その殻は焼けたが靈像は無事なるを得たといふ。田螺は今も神聖視されて境内には小瀧と垢離場とがあつて、参拜者はこゝへ放生するならばしとなつてゐる。本尊は頭首だけは最初のものを傳へて現存してゐる。本堂は五百十餘年を経て、明和七年に

再興されて、本尊を昔の如くに安置してゐる。

縣下著名の靈場として参詣者が多く、また眼病に靈驗が著しいので眼病の参籠者が常に絶えない。附近には當寺の縁起に表れた日吉神社、笈掛松、不動野や、開基上人の墓などがある。

加治を出て東北に向ひ、楯形山脈を右に見、稻田の間を過ぎ、金塚(五杆五)、中ノ條(三杆九)を経て胎内川を渡り、平木田(五杆六)を過ぎ坂町(三杆二)に著く。

**大峰山の櫻** 金塚驛の東南四杆にあつて花時は盛觀を呈する。

**坂町 岩船港**

新津から四七杆九

**米坂線** この線の終點驛である。まづ坂町を出て平野に入り、東南下して荒川の沿岸に出で、越後大島(七杆二)を経て内須川を渡り、越後下關(三杆八)をす

ぎて大石川を渡り、荒川の對岸には湯澤の温泉を望みつゝ、本流を渡りて越後片貝(六杆六)につく。この近くには鷹の巢温泉がある。また本流を渡つて荒川に沿うて東南進し、越後金丸(五杆三)を過ぎ

宇都(四杆二)小國(五杆三)を過ぎ、今泉を経て東進して米澤につく。全路程は九〇杆七である。

**乙 寶山 北蒲原郡乙村**

羽越本線坂町驛から五杆、自動車の便がある。

如意山と號し、俗に乙の大日様と呼んでゐる。新義眞言宗智山派に屬し、開基は行基菩薩である。本尊は胎藏界大日如來を始め、阿彌陀如來、藥師如來の三尊である。國寶としては、建築物に三重塔がまた、彫刻として本尊三如來の坐像木造が指定されてゐる。

天平八年に行基僧正が聖武天皇の勅を奉じて草創したもので、その後中絶したのを宥俊法師が中興して堂宇を再建し、

徳川時代には百石の朱印を寄せられてゐたのである。

本堂の右には松平右京太夫の寄進にかゝる小堂がある。金銅盧舍那佛を安置してゐる。なほ、六角堂、千體佛堂、觀音堂、庫裡、客殿などがあつて、何れも二千來以前の建造物で、三重塔は慶長十九年に村上周防守忠勝の本願にて建立せられたものである。丑と未の年に開帳供養があつて盛大を極む。昭和十二年春一山炎上した。

**湯澤温泉**

驛の東南十三杆にあり、自動車の便がある。

芒硝含有アルカリ性食鹽泉で、泉温六〇度、皮膚病、痔疾、リウマチスなどに効がある。旅館は高橋館、桂屋、山城屋米津屋、高砂屋、鬼屋、角屋、何れも内湯がある。

**高瀬温泉**

驛の東南十四杆、自動車の便がある。

アルカリ性食鹽泉で、泉温七三度、神

經諸病、胃腸病、婦人病などに効がある。旅館は升屋、米澤屋、大黒屋、柏屋、恵比壽屋、松前屋、金澤屋がある。

**鷹ノ巢温泉**

驛の東南十六杆、自動車の便がある。また米坂線の越後下關驛から五キヨ半バスがある。

荒川の清流に臨んで鷹ノ巢山を控へ閑寂な温泉である。食鹽含有芒硝性苦味泉で、神經諸病、婦人病、リウマチス、胃腸病などに効がある。夏の新緑と鮎、秋の紅葉が特に美しく冬のスキーによい、山形縣小國への二〇杆は峡谷美に富んだ絶好のハイキングコースである。

坂町を出て荒川の鐵橋(延長四三〇米)を渡りて北に向ひ、右に要害山を望み、岩船(七杆二)を過ぎ、岩船瀉跡の稻田を過ぎて越後平野を去り、山居山の丘陵を横ぎり村上(四杆二)につく。

**岩船港**

岩船町驛より二キロ、村上町よりは西



第三紀頁岩を基盤とする赤松林の縁邊にはまなすが咲く。一帯の砂丘地帯で白砂青松の明媚な風光である。附近の丘陵や段丘からは先住民族の石器を發掘する岩船港は岩船潟と呼ばれたところで、琵琶川の口に臨む、北越漁業の一中心地である。水産は極めて豊富であつて、殊に鮭の産が多い。西北方粟生島の内浦と三十五軒の間に定期航路が開けてゐる。町の北方琵琶川の對岸に明神山がある。その砂丘の上には式内社の石船神社がある。縣社に列して、境内には數百年を経た樺の原生林がある。昔時警舟柵の置かれたところといひ傳へられる。岩船港修築事務所がある。

### 村上町 岩船郡

新津から五九〇四、秋田より二二二キロ三キロ

門前川の左岸、臥牛山の麓にあつて、もと内藤氏五萬石の城下で、臥牛山上にその城址がある。舊藩士の村上本町人口

二千七百五十五と、町家の村上町人口一萬四百二十を合して一萬三千七百七十五、越後東北部の主要な都市で、近くの西北一軒に瀬波温がある。村上町はもと本莊と呼んだ内藤氏の城下町で、環狀放射式の都市である。町の西を流れる三面川は、越後鮭でも特に美味の鮭を産し、安永年間より藩の専有として昔は漁期には漁場の入札が行はれた。最近までその賣上高を保管され村上出身子弟の奨學資金としてゐた。土地出身の成功者を指して鮭の卵といふ。河中に簾を立て、遮漕りつてへる鮭を地引網で捕獲するのである。今は舊藩士が漁業権を有し共同經營して村上鮭産育養所を設けて盛に人工孵化を行ひ養殖につとめてゐる。

こゝは上流の鹽野町と共に漆の産地で支那風の漆彫刻が藩主内藤氏によつて奨勵され、堆朱、堆黒の名産地となつた。その優秀なる他地方の追従を許さない。また製茶が盛で良品を多産する。元和年間宇治より種子を移し、文化年間宇治

の製茶法をも傳承した。玉露は最も優れてゐる。宇治の川柳も多くこゝで産す。近代工業としては信越製紙、村上電氣製練がある。名物には、茶ノ香餅、葡萄羊羹、枳餅平核無柿、民田茄子、竹人形磯の花(菓子)などがある。官公衙には區裁判所、供託局出張所(本町三ノ丸)、警察署(小町)、産業館、村上中學校、同高等女學校、土木派遣所、大藏省預金部出張所、稅務署。山邊里村 東方には山邊里村がある。山邊里織の産地。山邊里平を始め絹織物を多く産す。

### 瀬波の噴泉

岩船郡瀬波町松山。驛の西南二キロ四

瀬波町松山にある丘陵の北斜面、海拔六〇米、海岸より五〇〇米位の所にある明治三十七年四月九日石油井掘鑿の際、深さ一一〇米に達すると瓦斯が噴出し點火する事ができた。なほ掘進して二五〇米に達すると、轟然たる大音響を達し、

湯が噴騰して地上二〇米に上つた。それから絶えず噴出を繼續してゐる。今はその高さ地上十餘米である。瀬波温泉はこれから引湯して入浴用に供してゐる。

### 瀬波 温泉

驛の西南二キロ、自動車のが便ある。

泉質は無色透明の食鹽泉で泉温六五度リユウマチス、慢性濕疹、神經痛、胃腸病等に効がある。日本海に面し粟生島、佐渡島を眺める。旅館は萩野屋、養眞亭三島屋、赤小、吉田屋、大和屋、臨海ホテル、丸一屋、扇屋、五三屋、松月亭、東屋がある。

### 葡萄 嶺 山

驛の東北六キロ

葡萄嶺の麓に位し、亞鉛を産する。嶺脈は中生統の頁岩中に岩脈をなす石英斑岩の裂隙に填たされてゐる。閃亜鉛礦、方鉛礦として産出され、福島縣の大寺製鍊所に送つてゐる。

村上を出て左方に遠く瀬波噴泉の濛々

たる蒸氣を望みながら、三面川を渡り二箇のトンネルを過ぎて日本海岸に出る。これより北に向ひ左に岩礁多き海岸の奇景を眺め、海上遙に粟生島を望み、幾多のトンネルを抜けて進む。間島(七軒一)および越後早川(五軒)の二驛を過ぎ、四箇のトンネルを抜けて桑川(六軒八)に着く。笹川流れを遊覽するものはこゝで下車する。

### 粟 島

岩船港との間三五軒に、漁業用の航路が開かれてゐる。一名粟生島といひ、海府浦に最も近接して遠望され、また楠島ともいふ。地形は三、四または五階の段丘から成る。最高の小柴山は二六五米三ある。

全島は越後地方の第三紀層の下部黑色頁岩、及び玢岩の岩床であつて、傾動地塊が問題的隆起によつて段丘をしたものである。走間は北東から南西で、地質は彌彦、多寶地塊と同様である。東方内浦

側と、西方釜谷側との間には水平的岐節狀に非常な差異がある。

この地質構造と地盤隆起後の構蝕とによつてできた兩岸は奇觀を極めてゐる。この頁岩々床内に貫入してゐる。柱狀節現をなす玢岩の島や、頁岩々床上に群棲する白鷺の大群があつて亂翔飛散する様は壯觀である。また鷗や鶉も住んでゐる。圓筒莊の古行燈の光をたよりに老若十數人の圓陣が、早朝から營む麥打が名物であつて、人口八百内浦と釜石との二部落があつて、全島一家族をなす。陸を離れた別天地である鮑を主産品とするこゝにはふさはしいわつば煮が名物である。焼石を用ひて一種の椀狀の器で造る鮑の味噌煮である。ここでは竹を産し年産一萬六千圓、海産六萬四千圓合計七萬圓が年收である。

### 桑 川 驛

岩船郡下海府村桑川

村上から一八キロ八、温海から三二キロ七である。遊覽船―笹川流經由勝木行 旅館―笹川ホテル、魚屋



## 笹川流れ

勝木川口より南方、三面川より北方の海岸を海府浦と呼び、その中心部が笹川流れであつて、桑川驛の南方一軒半の鳥越山から、北の方寒川驛の西南半軒餘の狐崎に至る、延長九軒の海岸を限定された海上遊覧の名勝である。白砂の濱邊を點綴する花崗岩の岬角岩礁が、海波の侵蝕を受けて珍奇なる形態を呈し、その上に青松を戴いてゐる。桑川、板貝間四軒の舟遊がよい。徒歩の遊覧もこれに次ぐ天然名勝記念物に指定されてゐる。

桑川驛の近くの濱邊から南に進むと、立岩、飛岩、雄島、辨天崎などを眺め、更に鹽波岩、二ツ岩を見て鳥越山に行けば、大洞門、地藏洞などがある。大洞門は長さ五十米、中に支洞が五個あつて、中には鐘乳石の見られるものもある。地藏洞は奥行四米、酸化鐵華から成る鐘乳石、石筍石柱様のものや、六段の酸化鐵華堆がある。

鳥越山から又北上して、平島までの間にある多數の岩礁を見、長岩を経て細灣に入る。長さ百米にて幅は十米にすぎない。それから二子淵を経て恵比壽浦に出る。その海岸には魚見山の半島があり、室岩、雌獅子岩、雄獅子岩、大島などが列なつてゐて、笹川流第一の景勝である。魚見山の眼鏡岩には二つの洞門を有し、室岩には洞窟がある。

次に海岸に沿うて進めば、陸上に無我鐘乳洞がある。奥行三十米、洞窟内の天井、周壁などは炭酸石灰の皮殻に蔽はれて、鐘乳石、石筍には笹川流れの諸洞窟の中に最大のものがあつて、長さ十二纏に及んでゐる。岬角に出ると七軒鐘乳洞がある。その隣の兜岩には延長十一米の洞門がある。この附近は殊に絶景として有名である。

また深浦の砂濱を過ぎ、ぐみの木岩、鷹ノ巣岩を経て、蝙蝠穴を見ると、蝙蝠の群棲があり、床面にはグアナノが堆積してゐる處がある。それから北へ進むと、

四方岩があり、東西に通ずる洞門と、南北に貫く洞門とが、一字形に交叉して奇勝をなしてゐる。

これからあじあき崎の岩礁を見、更に兜岩、仁王岩、根込崎を経て、島臺をつくりの蓬萊山に達する。こゝには一本松岩、平床岩、天神岩などがあり、また魚島の人形岩を見て狐崎に至る。巨大な姥岩がこゝに横たはり、狐崎の巨岩との間に狭い水道を挟んでゐる。これにて觀覽を終り間もなく寒川驛に近い砂濱につくのであるが、遊覧には三時間を要する。

桑川を出て近くの砂濱を眺め、遙に粟生島を望み、トンネルをぬけて笹川の部落に入る。これから笹川流れの絶景が左の窓に展開する。平島、細灣をすぎ、トンネルをぬけて、恵比壽浦の眼鏡岩、室岩、雄獅子岩、雌獅子岩、大島などを望みまたトンネルをぬけて深浦の砂濱の彼方に兜岩を見、トンネルをすぎて板貝の部落に入る。板貝川を渡れば驛路に近く左

の砂上に弘法岩が見え、海上には岩礁が並んでゐる。トンネルをすぎて砂濱の間に今川部落を見、二個のトンネルをすぎてふりかへると根込崎が眺められる。これから脇川部落まで岩礁の奇勝がつゞき線路の左に接して二子岩があり、波打際には魚見岩、海上には上かな岩、下かな岩がある。また二箇の小トンネルの間から一本松岩、蓬萊山が眺められる。それから天神岩、平林岩を見、脇川を渡り、川の烏帽子岩を見、脇川部落をすぎて、また二箇のトンネルをすぎてふりかへり笹川流れの北端狐崎を見て、越後寒川(九軒三)に入る。これから五個のトンネルを過ぎて、左に立岩、鉾立岩を見てから勝木(五軒三)につく。

勝木驛 岩船郡八幡村勝木

村上から三三キロ五

八幡山原始林 驛の西北に接し、海岸に屹立する八幡山は海拔八〇米の小山であつて、第三紀岩の頁岩及び礫岩より成

り、北部には玄武岩が露出してゐる。山上には八幡宮があり、全山を掩ふ原始林は神社の森林として保存されてゐる。もち、すぎ、けやき、ぶな、いたやかえでかやの大木を始め、もみ、赤松、とち、つばき、あさだ、しな、なら、などがあつた。樹齡三四百年と推定されるものが少くない。天然記念物として指定されてゐる。

勝木驛から三個のトンネルを通りすぎ府屋驛(三軒一)を経て大川を渡る。こ

## 佐渡島を訪ねて

### 地質と地形

日本海の中に浮んで、新潟の西方の角田崎から三一軒、隔たつてゐる。島の南北は五九軒、最大幅員三一軒で、面積八五二平方軒である。日本海での最大島である。主として石灰岩から構成せられて

れからまた三個のトンネルをぬける。その第二のトンネルは明治戊辰戦役の戦場として有名なる鼠嚙岩を貫いてゐる。その間もなく山形縣羽前の國に入り、鼠ヶ關(五軒二)につく。

これよりは鼠ヶ關辨天島を始め、温海温泉、幕坪の立岩、などの名所を経て、鶴岡市、酒田市を過ぎ、鳥海山、象潟の址等の勝地をよこぎつて、本莊を経て秋田につくのである。

ゐる。

佐渡島は東北から西南に雁行的に並んで走る二條の山脈と、その間に横はる一帯の平野とから成り、その平野も東海岸に於て兩津灣が深く西南に向つて彎入し、加茂湖が發達してゐる。西南の海岸には眞理灣が凹入してゐる。南北の二山



脈は標式的な地壘であつて、その中間の平野も標式的な地溝帯である地北の地壘は大佐渡山脈と呼び、最高點は中央よりも西南に偏してゐる金北山海拔(一、一七三米)である。南のは小佐渡山脈と呼び、その最高點は凡そその中央部である飯出山(六七九米)である。何れも共に主として第三紀層と火山岩の石英粗面岩及び、安山岩とからできてゐる。大佐渡の北部の日本海に面するところには、基磐の古生層や、これを貫く花崗岩などの露出するところがある。これらの岩壘の海に接するところは断層となつて、全く平地をのこしてゐない。断層崖として代表的である。そして海岸に沿うて數段の段丘の跡がある。相川町の北方の塗笠山の附近には、高さ三千米に達する段丘の遺跡があつて、この地壘が度々反復して隆起したことがよくわかる。小木町附近の高さ二米位の低いブラットフォームは、享和二年十一月十五日の地震によつて生じたと傳へられてゐる。

中間の地溝帯は平野を形成して國中と呼ばれ、本島に於て最も肥沃にして人口稠密の所である。この地溝帯は第三紀層以後の形成にかゝり、沖積層によつて覆はれてゐる。その西側の山脈には所々に段丘的地形がのこつてゐる。

本島は面積も小にして大なる河川もない。小流は大佐渡、小佐渡の二分水嶺にその源を發し、多くは横谷を造り、稀には距谷を造つてゐる。小佐渡の中部の經塚山(六三六米)から流出する羽茂川は西南に向つて蛇行し南岸の前濱に注ぎ、その全長は二十餘軒で本島第一の長流である。これと分水嶺を隔て、西北方に於て、西三川が西南に流れてゐる。何れも著しい縦谷を造つてゐる。國府川は小佐渡の國見坂の南に源を發し、始めは瓜生川と稱し、横谷を造つて北西に流れ、平野に出てから西南に轉じ、吉井川、大野川、新保川、小倉川、藤津川などを合せて眞野灣に注ぎ、全長十八軒である。佐渡島には加茂湖がある。大佐渡、小

佐渡の二つの断層崖に挟まれた國中平野はもと海峡であつたが、その平野の北東端に加茂湖がある。その東側は礫塘であらうと思はれる狭長な地帯によつて兩津灣と隔つてゐる。

湖は南北に長く、東岸よりも西岸が、その湖岸線の出入が多く、面積は四・九軒で、周囲は一六・九五軒、最深八米餘佐渡第一の大湖である。北東端の排水口近く、湖底に一條の湖渠がある。これは潮流の作用によるものである。この湖は海跡湖であつて、當時の鹹水は久しい残留の間に一時は淡水となつてゐたが、明治三十六年その排水道を浚渫してからは海水の出入が自由となつて再び鹹湖となつた。湖の北部と南部とは其鹹度に著しい相違がある。南に行くに従つて減少して行く。その水色は淺湖にも拘らず清明である。冬も湖岸の淺水帯にのみ薄氷を結ぶに止まる。夏は表面は二十五六度である。もと淡水であつたところはこゝでは淡水魚が多くとれたが、海水の浸入し

てから全く斃死し、今では悉く海洋産の魚類をとつてゐる。

海岸線は長さ二〇九軒あつて、發達の度が小さい。東から兩津灣、西から眞野灣が彎入してゐて、その中部が狭穿となつて、島形は分銅狀をなしてゐる。潮汐の現象は極めて微弱で、二見港に於ける大潮も〇・三八米に止まつてゐる。

島は一國一郡である。相川町に新潟縣佐渡支廳が置かれてゐる。人口十一萬一千四百七十三あつて、五箇町二十箇村に分たれてゐる。主なる産業は漁業で、古來有名なる佐渡鱺山で金を産してゐる。産物は、米十八萬五千石、木炭三百萬貫を始め、竹細工三十萬圓、味噌八十萬圓および、酒七十萬圓、金八十萬圓、水産物二百二十萬圓である。

### 観光と遊覽

大佐渡山脈には乳牛を放牧してゐる。國中平野には良質の佐渡米を豊産する。佐渡の鳥賊釣は全國に誇るべき特技であ

つて、手擢と稱する一人乗の小舟で沖に漕ぎ出してアセチレン瓦斯燈によつて、終夜波上で釣つて曉に及んで歸港する。大正四年後減産した。また鱧が名産である。

佐渡の祭禮には異風奇俗が少くないが新穂村では鬼太鼓があり、小木には小獅子舞があり、おけさは全島の代表的な民謡と踊であつて、正月には春駒の古風があらはれる。

佐渡は歴史の國歌の島である。承久三年には順德帝の御遷幸があり、文永八年には日蓮上人が、正中三年には日野資朝が、永享六年には觀世之清が、流謫せられ、また、小倉大納言、冷泉大納言泰卿、が配流せられて、幾多の哀史が記され、御所櫻の咲く春から夏にかけて全島おけさの全盛となる。

新潟、佐渡表間三等一圓五〇錢、直行小木間間三等一圓七〇錢である。

越後との間には航路が開けて、海底電

線も通じてゐる。島内の交通は貨客ともに自動車がよく利用されてゐる。佐渡に於ける主なる自動車線は左の通りである。

- 兩津から相川まで 二五軒
- 兩津から小木まで 四四軒
- 相川から戸地まで 一二軒
- 澤根から二見まで 五軒
- 河原田から新穂まで 六軒
- 河原田から新穂まで 八軒
- 中興から新穂まで 七軒
- 新穂から赤泊まで 二三軒
- 新穂から眞野宮まで 三軒
- 新穂から阿佛坊まで 四軒

### 兩津町

佐渡島の東岸に位し、兩津灣に沿ふ。市街は加茂湖口によつて二部に分れ、北部を夷町、南部を湊町といふ。人口七千四百新潟との間に定期汽航が往來し、同地を相距ること三二哩、三時間半の航程である。港は南乃至東の風を除き、諸



風に對して安全であつて、冬期日本海を航行する船舶の避難所として榮える。貿易は將來に期待すべきであらう。民謡には兩津甚句がある。旅館は本間がある。

官公衙等一兩津築港事務所、兩津警察署、穀物検査所支所、兩津治療院、郵便局

**加茂湖** 湖の形は南北に長く、東西に短く、水面の高さは雷采である。湖岸線の長さは十七軒に近く、西岸には屈曲が多く、面積は四九萬軒弱で、最深度は九米である。東北は狭い地帯によつて兩津灣と隔り、この地帯を貫いてゐる排水路によつて兩津灣と通じてゐる。これは始めは海跡湖であつたが、後に淡水湖に變じた。明治三十六年に排水道を浚渫してから、海水が自由に出入するやうになつて、鹹水湖に復舊したのである。随つて水色は淺湖であるにも拘らず透明度が比較的大きく、全湖面が凍結することは珍らしいことである。淡水の時には鯉や鮒を産したが、今は鱧、鯪、鯖などか多く繁殖してゐる。

東岸の椎崎には諏訪神社があつて、西岸樹ノ崎には樹崎神社がある。排水に架してある兩津橋は殊に眺望がよい。

#### 梅津の苔梅

梅津村眞法院の境内にある。梅樹の全體を苔が掩ひつくしてゐて甚だ奇觀を見せてゐる。先年の火災にも残つた枝から復活して、毎年花を開いてゐる。

#### 金北山

兩津津から山頂まで一二軒。

大佐渡の中央にそびえる島中第一の最高峰であつて、海拔一、一七三米四、頂上では四周の海波を脚下に眺め、晴天には本州の越後や、羽前、能登の連山を望むことができる。山上には一國の鎮守の北山神社がある。迦具突智命と大彦命を祀つてゐる島内の男兒が生れて甫めて七歳になると必ず當社に参拜し、山頂に咲いてゐる石楠花の枝を持ち歸る慣例がある。山頂の石楠花の大群落は、初夏の頃には開花して壯麗を極める。山麓一帯に

は乳牛の放牧が行はれてゐる。

**眞更川海岸** 大佐渡山脈の東北部に日本海に面したる外海府方面は風景が殊によい。眞更川海岸は最も勝れたる景觀を備へてゐる。數百米の斷崖が海にせまり風化する岩石の間には風雅なる松樹が生ひ茂り、その間に大垂瀧が懸つてゐる。これは佐渡島第一の名瀑布である。この附近には眞柏、杜松等の生育を見る。

#### 根本寺

佐渡新穂村。

兩津津から十軒、自動車の便がある。日蓮宗の本山にして日蓮上人の開基であつて、日蓮上人を本尊とする。日蓮上人が佐渡に配せられた靈場であつて、ここで開目抄が大成せられたのである。昔時、この通一帯は屍陀林であつて、京洛の蓮臺野のやうに古墳累々たる塚原であつた。文永年中に日蓮謫居の頃は、眞言宗弘樹寺の管理するところであつた。爾來日蓮上人の謫居の靈蹟として土民の畏敬をつなぎ、また當初、妙宣寺住職

の阿佛坊が他宗門の壓迫を蒙り、法燈も動もすれば滅びようとした。たまたまた天文年間大泉坊日成上人が來錫し、廢頽を歎いて興隆に力め、祖師堂を創建して日蓮上人を仰いで開山とした。

その後京都妙覺寺との間に、寺格問題につき紛議を生じ、慶長十八年關東へ訴へて獨立を提唱した。元和元年に徳川家康は身延の日蓮上人を駿府に召して審問して、獨立の下知を與へたので、塚原山根本寺と號した。寛文九年に日行上人入山し大いに堂塔の造營を謀つた。

祖師堂は天文二十一年日成上人の創建後、元和年間に梅檀院日行上人が、檀越の味方但馬守の外護を得て、現在の布金壇上に再建した。現存の五間四面、總樑瓦葺の堂宇は寶曆十一年に改築したものである。

千佛堂は寛永元年、日行上人が味方氏の外護によつて創建し、明治三十五年日靜師が再建したもので、桁間七間、梁間八間である。本堂は桁行十二間、梁間九

間、總瓦葺であつて、寛文十二年に日行上人の創建にて、向拜は安永年間に修築したものである。

三昧堂は天和四年、徳川家齊の侍女阿美代の方が、祖像を彫刻して當山に納めた。翌年妙感尼が十間四面の一基を建立して祖像を安置したものが今の三昧堂である。なほ二王門、二天門、長屋門、寶藏、鐘堂、庫裡、太鼓堂、經藏、大藏、妙見社などがある。

#### 黒木御所址

兩津町の西南十二軒、金澤村大字泉にある。順徳天皇の假宮があつたところで、今は宮内省で保存してゐるのである。

#### 妙照寺

佐渡郡二宮村。兩津港から十四軒、自動車の便がある。

妙法華山と稱し、日蓮宗本山にして、日蓮上人の開基、本尊は釋迦牟尼佛である。日蓮上人が文永九年から十一年まで二箇年餘の配居の地で、石田の郷一ノ澤なる近藤伊豫守清久は、今の御影堂の地

に草庵を結んで上人を迎へた。これを佐渡國日蓮宗寺院の始とする。十一年に上人は赦免あつて歸國の際、庵室を弟子の學乘坊日靜上人に附屬し、國內法華弘通の道場と定めた。その後、建治元年身延山から現在の寺號を命名せられ、開祖以來法系を繼ぐこと四十六世に及んでゐる境内には樹木が鬱蒼として、大門、二王門、鐘樓、本堂、庫裡、書院、寶藏、經藏、妙法堂、祖師堂、妙見堂、七面堂などがあり、參道に十級の石燈があつて規模宏壯である。

#### 相川町

兩津町から二五軒、小木町から四〇軒

島内の首邑であつて、新潟縣廳、佐渡支廳の所在地である。島の西海岸に位置して古からその名がまねく人口に膾炙してゐる佐渡金山を背景として、發達したつた鑛山町である。旅館には高田屋、いづも屋、久保田がある。人口は慶長十年の金山の盛時には十萬を算したが、今



は七千七百にすぎない。こゝはおけさの本場で、村田文藏等の立浪會がその正統を守つてゐる。

官公衙等—新潟縣廳佐渡支廳、縣土木派遺所、相川警察署、木炭検査所支所、大藏省預金部出張所、稅務署、相川區裁判所、新潟供託局出張所、新潟測候所出張所、相川中學校、實科高等女學校、佐渡文庫。

**佐渡奉行所址** 相川町廣田佐渡支廳の所在地がそれである。慶長八年大久保長が佐渡奉行に命ぜられた時に、この地に公衙を作つたのが佐渡奉行所の濫觴である。當初の主要地域には變化はさしてないのであるが、現在の木屋、玄關、書院および土藏は安政六年三月の建築であるその敷地、塀、土塀等は往時のまゝでよく舊態古觀を保ち、江戸時代に於ける奉行所の様式を見るに足り、いまは史蹟として指定せられてゐる。

### 佐渡鑛山

相川町の北方にある。

三菱鑛業會社の經營に係る。主鑛區は

相川町澤根町、二宮村等に跨り、面積は三十三萬アールに餘り、外に支鑛區、試掘鑛區及び四箇所の砂鑛區がある。

古く慶長六年に開坑せられ、同年江戸幕府に公收して大久保石見守長安に經營せしめてから漸く繁榮に赴き、寛永五年の頃は其の最も隆盛を極めてゐた時代であるといふ。

鑛脈の母岩は第三紀層の凝灰岩及び頁岩の累層であつて、走向は東北に向ひ西北に傾斜してゐる。従來稼行してゐた鑛脈は青磐脈大立脈、鳥越脈、七助脈、中尾脈、鰐口脈の六種であつた。各脈の成因は略々同性質の裂罅の充填によつてゐる。鑛石の存在状態は脈中に一樣に散在してゐるが、間々帶狀してをり、或は局所に濃厚な富鑛となつてゐる。なほ數條の斷層があつて鑛脈を移動し、その大なるもの一つは、相川名所となつてゐる道遊の割戸を切斷して、西北二六〇米に至つて父の割戸を形成してゐる。のもある。

採鑛は手掘と機械掘とを併用し、搬出せる鑛石は高任、大立兩選鑛場に送り、上鑛、下鑛、拾取の三種に分け、下鑛は搗碎場にて搗碎分級し、汞化法によつてアマルガム淘汰物とを採收する。そのアマルガム精製場の分漬爐で蒸溜し、水銀を分け粗地金は黒鉛坩堝で溶解し金銀地金とする。上鑛及淘汰物は夏期海上平穩の時に、香川縣直島製鍊所へ送られるのである。

坑道は堅坑と水平坑とあつて、西部に高任堅坑、深さ六四七米があり、一番坑から十五番坑まであり、最下底坑道は海面下五三〇米にあり、東部には大立堅坑深さ三一六米があつて、坑道總延長は四〇軒、一日三回交替で間斷なく作業をつづけてゐる。

昭和五年九月には、鑛夫は八六六人、前年所産の金は三一二瓦で、銀は三、八五四瓦、價格五十九萬六千圓であつた。見學は案内所に申込みよく一巡して二時間、案内料二〇錢以上である。鑛山

祭は、相川町第一の郷土的行事で、毎年七月十三日から三日間、全町はおけさ踊りでをどり狂ふのである。

### 龍吟寺觀音像

相川町から澤根を経て南八軒、兩津町の西南約二二軒、二見村字龜崎。

二見村の龍吟寺にある。銅造の立像で高さ一尺一寸七分、直立の姿勢で、面相は微笑を帯び、右手を胸側にあげて掌を外にし、拇指をかきめて接觸せしめ、左手は下げて掌を仰向け、その掌中には持物を樹てた柄がある。佛身は鑄造であるが瓔珞、天衣は別に打出して作つたものを取り付けてある。背後の二重擧身光も亦た銅板の打出にて成り、像と同時に作であらう。眼や口に溢るゝ愛嬌が寫生的技法によつてよく表現され、また腰邊に疊まるゝ裳の襷にも流麗な自然風の流れてゐるのは、寫生風の盛であつた鎌倉時代の作と思はれる。中央文化にほど遠い佐渡島に、往昔からこの像が保存されて居たとすると、鎌倉時代に於ける佛教文

化の普及について貴重な資料を提供するものであらう。國寶に指定されてゐるのがよい。

### 尖閣 灣

相川町から北方約八軒の金泉村海岸の段丘である。

佐渡海岸美の代表的絶景である。灣は五つに大別され、佐渡海岸特有の段丘が日本海の風波に洗はれて、奇勝を造りあげてゐる。小舟を浮べて海上より賞するのがよい。

**海府海岸** 相川町の北端の辨天島から佐渡の最北端彈崎を廻り兩津に至る海岸である。大佐渡の海に没するところは豪壯な海岸美をなす。之を内海府、外海府と呼んでゐる。二十米乃至百米の斷崖は直に海に迫つて豪快な海岸美を發揮し、外海府は特に本島第一の絶勝である。名勝天然記念物として指定されてゐる。

**七浦海岸** 相川町から南端の二見港に至る海岸であつて、奇岸連る勝地をなし辨天松、二見神社、龜崎、月見ヶ池、二股岩等の名所がある。

### 妙宣寺

兩津町から西南一八キロ、佐渡郡眞野村阿佛坊にある長岡鐵道終點寺泊驛下車そこから佐渡小木港へ汽船にて三時間小木町から自動車がある。また新潟埠頭から佐渡兩津港へ汽船にて二時間半兩津港から自動車にて十八軒。

蓮華王山と號し、日蓮宗本山である。阿佛坊日得上人の開基にして、本尊は日蓮上人の曼荼羅である。

日得上人は順徳天皇の奉侍たりし遠藤爲盛である。入道して阿佛坊と稱し、その室も落飾して千日尼と稱した。文永八年中に日蓮上人が大野の塚原に謫居の時に歸依して、その子爲綱も日蓮上人となつて六老僧の一人となつて堂守に住した。始め塚原に創建したが、嘉暦元年に武田城主本間泰品が今の地に遷移して造營した。北道七國の法華棟梁で三本寺の輪番である。

五重塔婆は結構頗る壯麗で、本島唯一の五重塔婆である。なほ境内には日野資朝の墓があるし、



境外にはその子阿新丸の隠松といふのがある。

資朝は藤原俊基と共に後醍醐天皇を翼賛し奉り、土岐頼貞、多治見國長と共に北條討伐の軍を起さんとして成らず、正中二年十二月八日この地に流され、本山城守の居城檀風城内に幽閉せられ、七年後の正慶元年五月二十九日、本間三郎のために斬られた。その子阿新丸十三歳にして都より來つて父の讐を復し、その史實は謡曲『檀風』に傳へられてゐる。

#### 佐渡國分寺址

兩津町の西南一八軒、眞野村國分寺字京ヶ崎にある。

天平十三年の詔勅によつて建立された國分寺の遺蹟である。その土地は約二町平方で、塔および金堂、廻廊、講堂、南大門などの礎石をなしてゐて、いまは史蹟に指定されてゐる。附近の國分寺には薬師如來の坐像があつて、國寶に指定されてゐる。

#### 順徳上皇御火葬所

兩津町の西南約二〇軒、眞野村大字眞野字林にある。

上皇は承久三年に北條義時のために遷幸あらせられてより、佐渡御在島が二十二年にわたられた後に、仁治三年九月十二日聖壽四十六歳を以て登遐あらせられた。よつて御遺骸をこの地に火葬申上げて陵を築き、眞野御陵と稱されてゐたが明治二十二年御陵が京都府愛宕郡大原村大字勝林院に御治定になつたために、爾來順徳上皇火葬塚と公稱されることになつた。附近には順徳上皇を奉祀せる縣社眞野宮がある。

#### 國幣小社 度津神社

佐渡郡羽茂村本郷飯岡にある。小木港東の東北八キロ。

延喜式内の古社である。祭神は五十猛神である。素盞鳴尊の御子にして武勇の神である。天降ります時に諸々の樹の種子を齎らせられて、父神と共に朝鮮へ渡られ至る處に植林せられて、御歸國の後

は筑紫から全國に植ゑ廣められたので、

有功神の御名を持たせられてゐる。佐渡九社の第一で、佐渡國一ノ宮である。正和年間に大いに社殿を改造したが、文明二年に水災のため流失するところとなり同村八幡の祠に合祀し、その後舊記に造營が成つたのである。土地の人は一ノ宮八幡宮といつてゐる。

境内は樹木が鬱蒼と生ひ茂り、峯巒が四方を圍んで、前には羽茂川の流れを帯びて稻田が連り、それを隔て、妹背山が相對して屹立してゐる。この山は佐渡名勝の一で、春花秋葉の景觀に秀でてゐる。附近には祭神が釣を垂れられたといふ釣岩、文明年間淡水以前の神館、別當屋敷の跡、欽明天皇の御代に「補の神の威力で肅慎人を亡ぼして埋めた」と傳へられる古墳や、祭神に誅せられた怪賊の巢窟と傳へられる黒燻の洞窟などの舊跡が残つてゐる。例祭は四月二十三日、八月中旬に社前の羽茂河原で催される鮎の石焼は珍珠の評が高い。これは傳説に、祭神

がまだ炊煮の器なき時に、石を焼いて鍋の代りとせられた故事になるのであると云ふ。

#### 蓮華峯寺

佐渡郡小木町にある。

八葉山と號し俗に小比叡山と呼ぶ、信越本線新潟驛下車、新潟から佐渡兩津港まで汽船で二時間半、兩津から四十軒、自動車の方があつた。また信越本線來迎寺驛又は越後線大河津驛から長岡鐵道に乗換へ、寺泊驛下車、そこから佐渡小木港へ汽船にて三時間、小木港から約三軒、自動車の便がある。

新義眞言宗智山派に屬し、弘法大師の開基にして、本尊は聖觀世音菩薩、金堂と奥の院とは國寶建築物として指定されてゐる。

大同三年弘法大師の草創に係り、嵯峨天皇の勅願所であつた。遠く皇城の鬼門に當るので比叡山に做つて建立したものであつて、山容が八葉の蓮華に似てゐるのに因んで山號ができた。徳川時代には

本照宮、臺徳院の二廟を置き、九十石五斗の朱印を寄進せられ、末寺五十餘箇寺を有したが、承應年間に火災に罹り慶安年間に再興した。

全堂は五間四面、單層入母屋造、棧瓦葺、同じく今の院は三間四面、單層入母屋造、茅葺、ともに室町時代の建築である。その他に骨堂、密嚴堂、鐘樓、靈殿、白骨堂、八祖堂、八角殿、山門、唐門、地藏堂、護摩堂、一切經藏、燈籠堂、本坊などがある。

#### 小木港

佐渡島の西南にある。直江津出雲崎との間に定期汽船が通つてゐる。

兩津に次ぐ佐渡の門戸であつて、南部地方の中心をなしてゐる。新潟まで四十二里直江津まで三十五里、旅館には權座屋がある。名物はいか鹽辛、竹細工である。

#### 小木の御所櫻

小木町海潮寺境内にある。

門内の本堂前の參道を挟んで、二株の御所櫻が相對して樹つてゐる。樹高は一

は六米半、一は五米、何れも幹株は地面より數支幹に分れて一三〇纏乃至六〇纏である。花は白色一重または八重で、花期は四月下旬、優美な匂櫻の一種であつて、天然記念物として指定されてゐる。

#### 小木海岸

小木から南に延びて二〇軒にわたるところの、海岸は、海蝕の千變萬化の秘技をふるつたところであつて、矢島、お經島、八文字、琴浦、宿根木の洞窟、深浦等の景勝を配し、大佐渡とは趣が異つてゐて、名勝天然記念物として指定されてゐる。

#### お經島

日蓮上人の赦免狀を携へて來た日朗上人が、不時に着船して讀經したところであると傳へて居る。



# 新潟縣法規

## 新潟縣法令審査會規程

昭和十三年三月一日  
訓第五百五十五號

新潟縣法令審査會規程左ノ通定ム

新新潟縣法令審査會規程

- 第一條 新潟縣廳ニ法令審査會（以下單ニ審査會ト稱ス）ヲ置ク
- 第二條 審査會ハ委員長及委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス委員長ハ總務部長ヲ以テ之ニ充テ委員ハ高等官中ヨリ知事之ヲ命ズ
- 第三條 審査會ニ付議スベキモノ左ノ如シ
  - 一 縣令、縣條令、縣規則及重要ナル訓令ノ制定又ハ改廢ニ關スル事項
  - 二 疑義ニ互ル法令ノ解釋適用ニ關スル事項
  - 三 其ノ他特ニ重要ナル事項

第四條

審査會ニ付議スベキ事項アルトキハ主務課長ハ委員長ニ之ガ審査ヲ申請スベシ  
委員長ハ前項ノ申請アルトキハ速ニ審査會ヲ開クベシ但シ場合ニ依リ回議ヲ以テ會議ニ代フルコトヲ得

第五條

審査會ハ主務課長タル委員ヲ除キ委員三名以上出席スルニ非ザレバ開議スルコトヲ得ズ  
主務課長ハ審査會ニ出席シ付議事項ニ付説明スベシ  
審査會ニ幹事ヲ置キ知事之ヲ命ズ  
幹事ハ委員長ノ命ヲ受ケ庶務ヲ整理ス

## 國民精神總動員新潟縣實行委員會規定

昭和十二年九月二十九日  
新潟縣告示第百十二號

國民精神總動員新潟縣實行委員會規程左ノ通定ム

- 第一條 國民精神總動員新潟縣實行委員會規程  
實行委員會（以下單ニ委員會ト稱ス）ヲ置ク
- 第二條 委員會ハ盡忠報國ノ精神ヲ鞏クシ學國一致堅忍持久以テ時局ニ對處スベキ縣民ノ決意ヲ固ムル爲必要ナル實踐事項ヲ普及徹底スルヲ以テ目的トス
- 第三條 委員會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲具體的實施計畫ノ樹立ニ關シ

從事ス

## 臨時地方更生委員會規定

昭和七年八月九日  
訓第五百五十九號

臨時地方更生委員會規程左ノ通之ヲ定ム

- 第一條 農山漁村並中小商工業者ノ更生上必要ナル對策ノ調査研究及其ノ連絡統一ヲ圖ル爲廳内ニ臨時地方更生委員會ヲ置ク
- 第二條 委員會ハ委員長一名副委員長二名委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第三條 委員長ハ內務部長副委員長ハ警察、學務兩部長ヲ以テ之ニ充ツ委員ハ官吏々員ノ中ヨリ知事之ヲ命ズ
- 第四條 委員長ハ會務ヲ總理ス  
委員長事故アルトキハ副委員長之ヲ代理ス
- 第五條 委員會ニ幹事及書記若干名ヲ置ク

## 新潟縣公私經濟緊縮委員會規程

昭和四年九月六日  
新潟縣告示第七百一十一號

新潟縣公私經濟緊縮委員會規程左ノ通定ム

- 第一條 新潟縣公私經濟緊縮委員會規程  
公私經濟緊縮ノ實ヲ舉グルニ必要ナル諸般ノ調査研究並ニ實行ニ關スル事項ヲ協定及宣傳スル爲縣廳内ニ新潟縣公私經濟緊縮

- 第四條 委員會ハ會長及委員若干名ヲ以テ組織ス  
會長ハ知事之ニ當リ委員ハ知事之ヲ命ジ又ハ委嘱ス
- 第五條 委員會ニ幹事及書記ヲ置キ知事之ヲ命ズ

第三條

會長ハ知事ヲ以テ之ニ充ツ  
副會長ハ委員中ヨリ知事之ヲ囑託ス  
委員ハ學識經驗アル者及官吏中ヨリ知事之ヲ囑託シ又ハ命ズ

第四條

會長ハ會務ヲ總理ス  
副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ會長ノ指定シタル副會長之ヲ代理ス  
新潟縣公私經濟緊縮委員會ニ幹事若干書記若干名ヲ置ク  
幹事ハ委員中ヨリ會長之ヲ囑託シ又ハ命ズ

第五條

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ委員會ニ屬スル事務ヲ幹旋準備シ其ノ他庶務ヲ整理ス  
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ



幹事及書記ハ官吏々員ノ中ヨリ  
知事之ヲ命ス

幹事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ委員  
會ニ屬スル事務ヲ處理ス  
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ  
從事ス

第六條 委員會ハ必要ニ應ジ委員ノ全部  
又ハ一部ヲ以テ之ヲ開ク  
第七條 委員會ニ於テ調査研究シタル事  
項ハ委員長ヨリ之ヲ知事ニ報告  
スルモノトス

### 新潟縣農村經濟更生委 員會規定

昭和七年十二月二十日  
新潟縣告示第千二百四十號  
改正 昭和八年三月告示第三六號同十一  
年九月告示第八八四號

新潟縣農村經濟更生委員會規程左ノ通定  
第一條 農山漁村ノ經濟更生ヲ計ル爲新

新潟縣農村經濟更生委員會ヲ設置  
ス

第二條 委員會ハ左ノ事業ヲ行フ  
一 農林漁業全般ニ互ル組織的更生統  
計畫ニ關スル調査及立案  
二 經濟更生計畫ヲ樹立スヘキ農山漁  
村ノ選定  
三 經濟更生計畫樹立ニ關スル指導及  
審査  
四 經濟更生計畫實行ノ指導及督勵  
五 其ノ他經濟更生計畫ニ關シ必要ナ  
ル事項

第三條 委員會ハ會長一名委員及專門委  
員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス  
第四條 會長ハ知事之ニ當ル  
委員及專門委員ハ官吏々員其ノ  
他學識經驗アル者ヨリ知事之ヲ  
命シ又ハ囑託ス

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス  
委員ハ第二條各號ノ事項ヲ掌ル  
專門委員ハ經濟更生特別助成町  
村ノ經濟更生計畫中專門的事項

ノ審査、指導及監督ヲ行フ  
第六條 委員會ニ幹事及書記若干名ヲ置  
ク

幹事及書記ハ官吏々員其ノ他學  
識經驗アル者ヨリ知事之ヲ命シ  
又ハ囑託ス  
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ委員會  
ニ關スル事務ヲ處理ス  
書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ  
庶務ニ從事ス

第七條 委員會ヲ必要ヲ應ジ會長之ヲ招  
集ス  
第七條ノ二 會長必要アリト認ムルトキ  
ハ一部ノ委員又ハ專門委員ノミ  
ヲ招集シ必要ナル事項ヲ審査セ  
シムルコトヲ得

第八條 本規程ニ定ムル外必要ナル事項  
ハ委員會ニ於テ之ヲ定ム  
附則  
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 新潟縣雪害調査會規定

昭和十一年六月十六日  
新潟縣告示第六百四十三號

新潟縣雪害調査會規程左ノ通定ム

新潟縣雪害調査會規程

第一條 新潟縣雪害調査會ハ知事ノ諮問  
ニ應ジ雪害ニ關スル事項ヲ調査  
審議ス

第二條 雪害調査會ハ前項ノ事項ニ付知  
事ニ建議スルコトヲ得  
ヲ以テ之ヲ組織ス  
前項ノ外必要アル場合ニ於テハ  
顧問ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ知事之ニ當リ委員及顧問  
ハ知事之ヲ囑又ハ任命ス  
第四條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ヲ開閉  
ス

第五條 會長事故アルトキハ會長ノ指名  
シタル委員其ノ職務ヲ代理ス  
雪害調査會ニ幹事若干名ヲ置キ

知事之ヲ委囑又ハ任命ス  
幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ  
掌理ス  
第六條 雪害調査會ニ書記若干名ヲ置キ  
知事之ヲ命ス  
書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ受ケ  
庶務ニ從事ス  
(以下省略)

### 新潟縣雪害對策委員會 規程

昭和十三年三月三十一日  
新潟縣告示第三百二十四號

新潟縣雪害對策委員會規程左ノ通定ム

第一條 新潟縣雪害對策委員會ハ知事ノ  
諮問ニ應ジ雪害ニ關スル對策ヲ  
考究審議ス

第二條 雪害對策委員會ハ前項ノ事項ニ  
付知事ニ建議スルコトヲ得  
雪害對策委員會ハ會長及委員若  
干名ヲ以テ之ヲ組織ス

前項ノ外必要アル場合ニ於テハ  
顧問及臨時委員ヲ置クコトヲ得  
會長ハ知事之ニ當リ委員及顧問  
及臨時委員ハ知事之ヲ委囑又ハ  
任命ス

第四條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ヲ開閉  
ス  
第五條 雪害對策委員會ニ幹事若干名ヲ  
置キ知事之ヲ委囑又ハ任命ス  
幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ  
掌理ス

第六條 雪害對策委員會ニ書記若干名ヲ  
置キ知事之ヲ命ス  
書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ受ケ  
庶務ニ從事ス

### 町村會議規則

昭和五年一月十日  
地第六十號內務部長通牒

町村會議規則準則ノ件  
首題ノ準則左記ノ通相定メ候條近ク改正  
方可然御配慮相成度  
追テ本件ニ付テハ客臘町村長會同ノ砌



注意シタル廉参照相成度申添候

記

何町(村)會議規則

第一章 總則

第一條 議員ノ席次ハ總選舉後ノ初會ニ

於テ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

補闕議員ノ席次ハ前任者ノ席次

ニ依ル但シ其ノ議員二名以上ア

ルトキハ抽籤ニ依ル

第二條 議員疾病其ノ他ノ事故ノ爲會議

ニ出席スルコト能ハサルトキハ

豫メ其ノ旨議長ニ届出ツヘシ

第三條 會議ノ開閉ハ振鈴ヲ以テ之ヲ報

ス

第四條 會議ニ於テ投票ヲ用牛可否ヲ決

シ又ハ選舉ヲ爲ス場合ニ於テハ

二人以上ノ議員ヲ立會シムヘシ

第五條 本則ノ規定ニ關スル疑義ハ會議

ノ議決ニ依リ之ヲ決ス

第二章 會議ノ順序

第六條 議長ハ議事日程ヲ會議ニ報告ス

ヘシ其ノ變更シタルトキ亦同シ

第七條

議長ハ議事ニ先チ書記ヲシテ議

案其ノ他ヲ配布セシメ且諸般ノ

報告ヲ爲スモノトス

第八條

議長ハ會議ノ議題ヲ宣告シ書記

ヲシテ議案ヲ朗讀セシムヘシ但

シ議長ニ於テ其ノ必要ナシト認

ムルトキハ會議ニ諮リ其ノ全部

又ハ一部ノ朗讀ヲ省略スルコト

ヲ得

第九條

議事ハ本則中別段ノ定アルモノ

ノ外第一讀會乃至第三讀會ヲ經

テ確定ス但シ會議ノ議決ニ依リ

讀會ヲ省略スルコトヲ得

吏員ノ選定ニ關スル議事ニ付テ

ハ讀會ヲ經ルヲ要セス直ニ確定

スルモノトス

第十條

第一讀會ニ於テハ議題ノ大體ニ

付質問スルモノトス質問終了シ

タリト認ムルトキハ議長ハ第二

讀會ヲ開クヤ否ヤニ付會議ノ議

決ヲ經ヘシ

第十一條

第二讀會ニ於テハ議題ノ逐條

ニ互リ審議討論シ可否ヲ決スル

モノトス

第十二條

第三讀會ニ於テハ第二讀會ヲ

經タルモノヲ以テ議題トシ其ノ

全體ニ就テノ可否ヲ決シ確定議

トス但シ議案ヲ修正スル動議ノ

提出スルコトヲ得

第二讀會ニ於テハ議案ニ對シ修

正ノ動議ヲ提出スルコトヲ得

第二讀會ニ於テハ委員ニ付託シ

テ議案ヲ調査セシムルコトヲ得

議長ハ逐條ノ順序ヲ變更シ又ハ

數條ヲ連ネ若ハ一條ヲ分割シテ

討論ニ附スルコトヲ得但シ議員

中異議ヲ唱フル者アルトキハ其

ノ贊成者アルヲ待チ討論ヲ須キ

ス會議ノ議決ヲ以テ之ヲ決ス

第三讀會ニ於テハ第二讀會ヲ

經タルモノヲ以テ議題トシ其ノ

全體ニ就テノ可否ヲ決シ確定議

トス但シ議案ヲ修正スル動議ノ

第二讀會ヲ開クヘカラスト決定

シタルトキハ其ノ議案全部ヲ否

決シタルモノトス

第一讀會ニ於テハ修正ノ動議ヲ

提出スルコトヲ得

提出ヲ妨ケスト雖三名以上ノ贊

成者アルニ非サレハ之ヲ議題ト

爲スコトヲ得

第四章 發言、發議及勸議

第十三條 發言セムトスル者ハ起立シテ

自己ノ番號ヲ呼ビ議長ノ許可ヲ

得テ議長ニ對シ發言スヘシ

二人以上同時ニ發言ヲ求ムルト

キハ議長ハ其ノ一人ニ許可スヘ

第十四條 町村制第五十條但書ノ規定ニ

依リ會議ニ出席シ發言セムトス

ルトキハ其ノ議事ニ先チ會議ノ

同意ヲ求ムヘシ此ノ場合ニ於テ

ハ會議ハ討論ヲ須キスシテ其ノ

可否ヲ決ス

第十五條 發議及勸議ハ法令又ハ本則ニ

別段ノ定アルモノヲ除クノ外贊

成者ナキトキハ議題ト爲スコト

ヲ得

第十六條 一旦成立シタル發議又ハ勸議

ニシテ其ノ爲シタル者ニ於テ撤

回シタルトキハ其ノ議題ハ消滅

シタルモノトス

發議又ハ勸議ニ依リ議題ト爲リ

タルモノニシテ會議否決シタル

モノハ其ノ會議中再ヒ之ヲ提出

スルコトヲ得

第五章 採決

第十七條 議會ニ於テ討論終結ト認ムル

トキ又ハ討論終結ノ勸議可決シ

タルトキハ議長ハ採決スヘキ議

題ヲ宣告シ直チニ起立ニ諮ウテ

可否ヲ決スヘシ但シ議長ニ於テ

必要ト認ムルトキ又ハ會議ノ議

決ニ依リ記名又ハ無記名投票ヲ

以テ可否ヲ決スルコトヲ得

討論終結ノ勸議ハ討論ヲ用キス

シテ可否ヲ決スヘシ

第十八條

議長ハ表決者ノ數ヲ計算シ其

ノ結果ヲ宣告スヘシ

議場ニ在リタル議員ハ表決ニ加

ハラサルヲ得ス但シ町村制第五

十條但書ノ規定ニ依リ出席シタ

ル議員ハ此ノ限ニ在ラス

採決ノ際會場ニ在ラサル議員ハ

之ヲ採決ノ數ニ加フルヲ得

同一議題ニ付數箇ノ修正動議

成立シタルトキハ議長ハ採決ノ

順序ヲ宣告スヘシ但シ原案ニ最

モ遠キモノヨリ順次議題ニ供ス

ヘシ

採決ノ順序ニ付異議アルトキハ

討論ヲ須キスシテ之ヲ決スヘシ

修正案否決セラレタルトキハ原

案ニ付テ採決スヘシ

第六章 委員

第二十條 會議ニ於テハ議案調査懲罰、

起草其ノ他必要ニ應シ委員ヲ設

タルコトヲ得

委員ノ數ハ奇數トス

第二十一條

委員ハ委員長一名ヲ互選ス

委員長ハ委員會ヲ開閉シ其ノ秩

序ヲ保持ス

委員會ノ議事ハ委員定數ノ半數

以上出席シ其ノ過半數ヲ以テ之



ヲ決ス可否同數ナルトキハ委員  
長ノ決スル所ニ依ル

第廿二條 委員會ハ會議ノ付託シタル事  
項以外ニ互リ審議スルコトヲ得  
ス委員會ヲ閉チタルトキハ委員  
長ハ其ノ旨直チニ議長ニ報告シ  
且委員會ノ經過ヲ會議ニ報告ス  
ヘシ

第廿三條 委員會ハ之ヲ公開セズ  
發案、發議又ハ動議ヲ爲シタル  
者ハ委員會ニ出席シ意見ヲ述フ  
ルコトヲ得但シ委員會ノ議決ニ  
依リ其ノ出席ヲ拒ムコトヲ得

第七章 秩序  
第廿四條 會議中入場シ又ハ退場セムト  
スル議員ハ議長ニ其ノ旨申告ス  
ヘシ

第廿五條 會議中ハ五ニ私語スヘカラス  
第廿六條 町村制及本則ノ規定ニ違背シ  
タル議員ニ對シテハ會議ノ議決  
ニ依リ五日以内出席ヲ停止スル  
コトヲ得

附則

本則ハ次ノ會議ヨリ之ヲ適用ス  
現ニ定マレル議員ノ席次ハ第一條第一項  
ニ依リ之ヲ定メタルモノト看做ス  
從前ノ規則ハ之ヲ廢止ス

米穀統制法施行細則

昭和八年十月三十一日  
新潟縣令第五十五號

改正 昭和十二年九月縣令第五五號

米穀統制法施行細則左ノ通定ム

米穀統制法施行細則

第一條 米穀現在高調査員ハ米穀統制法  
施行規則第四十一條ノ規定ニ依  
リ毎年三月一日、五月一日、七  
月一日、八月一日、九月一日及  
十一月一日各午前零時現在ニ於  
テ其ノ擔當調査區域内ニ於ケル  
米穀現在高ヲ調査ス

第二條 米穀移動高調査員ハ米穀統制法  
施行規則第四十五條ノ規定ニ依  
リ其ノ擔當調査區域ヨリ本縣地

域外ニ輸出又ハ移出セラルル米  
穀及本縣地域外ヨリ其ノ擔當調  
査區域内ニ輸入又ハ移入セラル  
ル米穀ニ付毎月之ヲ調査ス

第二條ノ二 米穀販賣高調査員ハ米穀統  
制法施行規則第四十五條ノ五ノ  
規定ニ依リ毎米穀年度左ノ期間  
ノ區分ニ於テ其ノ擔當區域内ニ  
於ケル米穀販賣高ヲ調査ス

第一期 十一月乃至二月  
第二期 三月乃至六月  
第三期 七月乃至十月

第三條 米穀現在高調査指導員、米穀移  
動高調査指導員、米穀販賣高調  
査指導員、米穀現在高調査員、  
米穀移動高調査員、米穀販賣高  
調査員及米穀生產費調査員ノ氏  
名、擔當調査區域及其ノ職務ヲ  
執ルベキ場所ハ知事之ヲ告示ス

第四條 米穀統制法施行規則第四十條ノ  
規定ニ依ル申告書ハ各其ノ調査  
ノ屬スル月ノ二日迄ニ當該倉庫

ニ依リ左ニ掲グル者ヲ指定ス  
一 米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ  
團體ノ地域内ニ於ケル水稻田ノ耕  
作地又ハ所有地ノミニテハ規則第  
四條第一項第一號乃至第五號ノ資  
格ヲ有セザルモ隣接セル市町村ノ  
地區ニ於ケル其ノ耕作地又ハ所有  
地ヲ合スルトキハ規則第四條第一  
項第一號乃至第五號ニ準ズル資格  
ヲ有スルニ至ル者ニシテ當該團體  
ノ地區内ニ主タル耕作地又ハ所有  
地ヲ有スルモノニ付其ノ團體方縣  
知事ノ承認ヲ受ケ指定シタルモノ  
二 一戸内ニ於テ數人ガ水稻田ヲ耕作  
シ又ハ所有スル場合ニ於テ各個人  
ニ於テハ規則第四條第一項第一號  
乃至第五號ノ資格ヲ有セザルモノ  
乃至第五號ノ資格ヲ有セザルモノ  
ヲ合算スレバ規則第四條第一項第  
一號乃至第五號ニ準ズル資格ヲ有  
スルニ至ル者ニシテ團體ニ於テ指  
定シタルモノ

所在地ヲ擔當調査區域トスル米  
穀現在高調査員ニ、同第四十四  
條ノ規定ニ依ル申告書ハ翌月五  
日迄ニ當該申告義務者ノ營業所  
所在地方擔當調査區域トスル米  
穀移動高調査員ニ、同第四十五  
條ノ六ノ規定ニ依ル申告書ハ販  
賣米ノ生産地ヲ擔當スル米穀販  
賣高調査員ニ調査期間終了後五  
日以内ニ提出スベシ

第五條 米穀現在高調査員及米穀移動高  
調査員及米穀販賣高調査員ハ擔  
當調査區域内ニ於ケル申告書ニ依  
ルモノト自己ノ調査シタルモノ  
トヲ整理集計シ米穀現在高調査  
ハ調査ニ屬スル月ノ六日迄ニ米  
穀移動高調査ハ翌月十三日迄ニ  
米穀販賣高調査ハ調査期間終了  
後十日以内ニ知事ニ報告スベシ

第六條 米穀生產費調査員ハ擔當調査區  
域内ノ米穀生產費調査農家ノ報  
告ヲ取纏メ市町村長ノ經由シ各

所定ノ期限迄ニ知事ニ報告スベ  
シ

第七條 米穀現在高調査、米穀移動高調  
査、米穀販賣高調査及米穀生  
費調査ノ結果ハ之ヲ他ニ漏洩ス  
ベカラズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

米穀法施行細則ハ之ヲ廢止ス

新潟縣米穀自治管理法  
施行細則

昭和十一年十一月十三日  
新潟縣令第九十八號

新潟縣米穀自治管理法施行細則左ノ通定  
ム

新潟縣米穀自治管理法施行細則

第一條 本會ニ於テ法、令、規則ト稱ス  
ルハ夫々米穀自治管理法、米穀  
自治管理法施行令、米穀自治管  
理法施行規則ヲ謂フ

第二條 規則第四條第一項第六號ノ規定

前項第一號ノ認可申請書ニハ左ノ書類



ヲ添附スベシ

一 當該團體が指定セントスル者ノ市町村別小作地、自作地及土地ニツキ權利ヲ有シ米穀ヲ小作料トシテ受クル他ノ各別ニ分類セル段別前號ニ掲グル事項ニ關スル當該關係市町村長ノ證明書

第三條 米穀統制組合ノ設立認可申請書

ニハ規則第十一條第二項及第三項ニ定ムルモノノ外左ノ書類ヲ添附スベシ

一 貯藏米穀保管ニ關スル規程

二 規則第四條第一項第一號乃至第五號及本令第二條ノ各別ニ分類シタル地區内ニ於ケル米穀統制組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ數及其等ノ者ノ中組合ノ設立ニ同意セル者ノ數

三 前號ニ掲グル事項ニ關スル當該市町村長ノ證明書

四 地區内ニ於ケル最近五箇年間ノ年度別米穀販賣數量

五 組合ノ地區ガ市町村ノ地區ニ依ラザル場合ハ關係團體ノ同意書前項ノ設立認可申請書ハ關係市町村長ヲ經由スベシ

關係市町村長組合ノ設立認可申請書ヲ受取リタルトキハ遲滞ナク意見ヲ具シテ知事ニ進達スベシ

第四條 米穀統制組合ハ事業報告書及收支計算書ヲ總代會終了後二週間以内ニ知事ニ提出スベシ

第五條 法第十八條第四項ノ規定ニ依ル米穀統制組合ノ役員ノ解任又ハ組合長若ハ副組合長ノ選任認可申請書ニハ規則第三十八條ニ規定スル書類ノ外其ノ解任又ハ選任ヲ爲シタル總代會ノ議事録ノ謄本ヲ添附スベシ

第六條 米穀統制組合ノ組合長、副組合長又ハ清算人ノ選任又ハ退任アリタルトキハ其ノ氏名住所及就任又ハ退任ノ年月日ヲ具シ就任又ハ退任ノ日ヨリ二週間以内ニ

之ヲ届出ツベシ但シ法第十八條第四項又ハ第二十六條ノ場合ハ此ノ限ニ非ズ

第七條 米穀販賣組合又ハ市農會若ハ町村農會ノ令第七條ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ規則第五十三條ニ定ムルモノノ外左ノ書類ヲ添附スベシ

一 米穀自治管理ニ關スル規程

二 貯藏米穀ノ保管ニ關スル規程

三 地區内ニ於テ米穀統制組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ數及其等ノ者ノ中米穀統制組合ノ事業ヲ行ハントスル米穀販賣組合又ハ市農會若ハ町村農會ニ加入セル者ノ數

四 前號ニ掲グル事項ニ關スル當該市町村長ノ證明書

五 地區内ニ於ケル最近五箇年間ノ年度別米穀販賣數量

六 組合ノ地區ガ市町村ノ區域ニ依ラザル場合ハ其ノ事由ヲ記載シタル書面

第八條 第三條第二項及第三項並ニ第四條ノ規定ハ米穀統制組合ノ事業ヲ行フ團體ニ之ヲ準用ス

第九條 米穀統制組合ノ事業ヲ行フ團體ノ法第二十九條第一項ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 團體員ニ非ザル者ニ對シ事業ヲ行フ必要トスル事由

二 團體員非團體員ノ各別ニ分類セル地區内ニ於ケル米穀統制組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ數及最近五箇年平均米穀販賣數量

第十條 第四條乃至第六條ノ規定ハ地方米穀統制組合聯合會ニ之ヲ準用ス

第十一條 新潟縣ヲ區域トスル米穀販賣組合聯合會ノ令第十五條ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ規則第六十四條及第五十三條ニ定ムルモノノ外左ノ書類ヲ添附スベシ

一 米穀自治管理ニ關スル規程

二 新潟縣内ニ於ケル米穀統制組合及其ノ事業ヲ行フ團體ノ名稱並ニ新潟縣ヲ區域トスル米穀販賣組合ニシテ米穀統制組合ノ事業ヲ行フ團體ノ名稱

第十二條 第四條ノ規定ハ地方米穀統制組合聯合會ノ事業ヲ行フ團體ニ之ヲ準用ス

第十三條 米穀商統制組合ノ設立認可申請書ニハ規則第八十一條及第十一條第二項ニ定ムルモノノ外左ノ事項ヲ記載セル書面ヲ添附ス

一 貯藏米穀保管ニ關スル規程

二 令第二十七條及規則第八十條ノ規定ニ依リ米穀商統制組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ氏名及其等ノ者ノ中組合ノ設立ニ同意セル者ノ氏名

三 前號ニ掲グル事項ニ付當該市(町村)長ノ之ヲ證スル書面

第十四條 第三條第二項第三項及第四條

乃至第六條ノ規定ハ米穀商統制組合ニ之ヲ準用ス

第十五條 商業組合又ハ重要物産同業組合ニ依ル

同業組合ノ令第三十條及第七條ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ規則第八十一條及第五十三條ニ定ムルモノノ外左ノ書類ヲ添附ス

一 米穀自治管理ニ關スル規程

二 貯藏米穀保管ニ關スル規程

三 地區内ニ於テ米穀商統制組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ氏名並ニ其等ノ者ノ中米穀商統制組合ノ事業ヲ行ハントスル商業組合又ハ同業組合ニ加入セル者ノ氏名

四 前號ニ掲グル事項ニ關スル當該市町村長ノ證明書

第十六條 第三條第二項及第三項並ニ第四條及第九條ノ規定ハ米穀商統制組合ノ事業ヲ行フ團體ニ之ヲ準用ス



第十七條

米穀統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體又ハ米穀商統制組合若ハ其事業ヲ行フ團體ハ法第四十七條（法第五十三條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル米穀ノ貯藏ノ爲使用セントスル倉庫ニ付テハ知事ノ使用許可ヲ受クベシ前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載セル書面ヲ添付スベシ

第十八條

設若ハ使用ヲ經タルモノニ付テハ前項第一號乃至第三號ノ書類ヲ添付スルヲ以テ足ル第二項第一號乃至第三號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ變更認可申請書ヲ第四號乃至第七號ニ掲クル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ變更届書ヲ知事ニ提出スベシ此ノ場合ニ於テハ變更事項ニ關シ新舊對照シテ記載セル書類ヲ添付スベシ

第十九條

米穀統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體又ハ米穀商統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體、規則第七十七條ノ規定ニ依ル處分ヲ申請セントスルトキハ申請書ニ寄託ヲ爲サザル者ノ氏名住所及割當タル米穀ノ數量並ニ寄託ヲ爲サザル事由ヲ記載セル書面ヲ添付スベシ

一 倉庫ノ所在地

- 二 倉庫ノ棟數、建坪及收容力
- 三 倉庫ノ構造及燻蒸ノ能否
- 四 倉庫ノ周圍ノ狀況及其ノ配置圖
- 五 倉庫及敷地ノ使用ノ權利ニ關スル事項（借庫ノ場合ハ其ノ事由書及倉庫借入契約書ノ寫ヲ添付ノ事）
- 六 倉庫建設年月日（新ニ建設セントスルトキハ其ノ竣工豫定年月日）
- 七 附屬ノ設備ニ關スル事項

第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ムノ規定ニ依リ寄託スベキ米穀ハ別ニ定ムル検査規程ニ依リ検査ニ合格セル當該年産水稻梗糶トス但シ農林大臣ノ認可ヲ得テ大正十五年七月新潟縣令第六十七號新潟縣米穀検査規則ニ依ル生産検査又ハ移出検査ニ合格シタル當該年産水稻玄米ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第二十條

規則第七十七條ノ規定ニ依ル知事ノ寄託命令ニ違反シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十一條

米穀統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體又ハ米穀商統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體、貯藏スヘキ米穀ノ貯藏ヲ完了シタルトキハ完了ノ日ヨリ一週間以内ニ左ノ書類ヲ添付セル貯藏完了

届ヲ提出スヘシ（書式省略）

附則

本會ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

耕地整理施行細則

大正四年八月二十七日  
縣令第五十二號  
改正 大正九年六月縣令第四一號

耕地整理施行細則左ノ通定ム

第一條

耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル者ハ別ニ規定アルモノノ外本則ニ定ムル所ニ依リ其ノ事務ヲ處理スヘシ

第二條

耕地整理法及耕地整理法施行規則ノ規定ニ依リ作製スヘキ申請書其ノ他書面ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第三條

工事施行後ニ於ケル土地ノ總面積百町歩以上及百町歩未満ト雖モ揚水機、溜池、伏越、隧道、頭首工若ハ排水樋門若ハ縮切堤

一

耕地整理施行耕地整理組合又ハ耕地整理組合聯合會設立認可申請書ニ添付スヘキ設計書及規約（一人ニテ施行スル耕地整理ニ在リテハ事業ノ範圍）

二

地區變更及舊耕地整理法ニ依リ發起又ハ施行ノ認可ヲ得タルモノニシテ地法ノ地區變更ニ該當スル設計書ノ變更認可申請書ニ添付スヘキ設計書、規約及變更事由書

三

一人ニテ施行スル耕地整理ヲ變更シテ數人共同ノ施行ト爲ス認可申請書ニ添付スヘキ規約

四

設計書中工事施行ノ目的ノ變更及工事ノ計畫說明ノ重要ナル部分ノ

變更認可申請書ニ添付スヘキ變更シタル事項及其ノ事由書

五

耕地整理組合又ハ耕地整理聯合會ノ合併認可申請書ニ添付スヘキ合併ノ事由書、設計書及規約

第四條

前條設計書中費用豫算ハ其ノ總計額ノ外工事費其ノ他一切ノ費用ニ區別シタル合計額ヲ記載シ工事費ニ在リテハ其ノ内譯トシテ道路、溝渠、堤塘、畦畔、地均、橋梁、閘門、井堰、土管、護岸、暗渠、揚水機、補償及土地買收費等ノ各項ニ、其ノ他一切ノ費用ニ在リテハ創業費事務所費及借入金利息等ノ各項ニ分チ其ノ金額ヲ掲ケ明細書ヲ添付スヘシ但シ副本ニ限り明細書ノ添付ヲ要セス

規約ヲ以テ整理施行地區ヲ數區ニ分チタル場合ニ於テハ各區毎ニ前項ニ準シテ記載シ其ノ總額ヲ表示スヘシ



第五條 左記ノ各號ノ事項ハ之ヲ知事ニ報告スヘシ

一 整理施行者又ハ耕地整理組合員ノ氏名若ハ其ノ所有スル土地ノ面積及地價ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ事項及事由

二 事業施行ニ關スル細則其ノ他ノ規程ヲ設ケ又ハ之ヲ變更シタルトキハ其ノ細則、規程若ハ變更シタル事項及事由

三 評議員、組合會議員又ハ聯合會議員ヲ選舉シタルトキハ其ノ氏名及就職年月日

四 敷人共同シテ施行スル耕地整理ニシテ規約ノ規定ニ依リ施行委員及施行委員長ヲ互選シタルトキハ其ノ氏名

五 第三號及第四號ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ氏名及事由

六 地價配賦決定及登記完了ノ通知ヲ受ケタルトキハ決定又ハ完了ノ年月日

七 帳簿又ハ書類ヲ滅失シタルトキハ其ノ名稱、員數並其ノ事由及年月日

第六條 一人施行者ハ毎年八月末現在ニ於ケル事業報告書及經費收支決算書ヲ知事ニ差出スヘシ

第七條 耕地整理法第三十條第三項ノ認可申請書ニハ換地説明書及整理確定圖正副二通添付スヘシ但シ第三條ノ規定ニ該當スル整理施行地内ニ在リテハ土地各筆ノ番號ヲ記入セサル整理確定圖ヲ地ニ一通提出スヘシ

第八條 耕地整理法第八十條第一項ノ認可申請書ニハ起債方法、起債額利率、借入先、用途、保管及償還方法ヲ記載シ左記書面ヲ添付スヘシ但シ耕地整理法施行規則第四十五條ノ總會ニ於テ起債ヲ決議シタルモノハ議事録謄本ノ添付ヲ要セス

第九條 耕地整理法施行規則第二十一條ノ規定ニ依ル經費ノ收支豫算ヲ定メタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スヘシ

第十條 前條ノ規定ハ一人又ハ敷人共同シテ耕地整理ヲ施行スルモノニシテ資金ノ借入ヲ爲シ若ハ負債ヲ償還シタルモノニ之ヲ準用ス

第十一條 耕地整理法施行規則第二十一條ノ規定ニ依ル經費ノ收支豫算ヲ定メタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スヘシ

第十二條 事業ノ種類及土地ノ狀況ニ依リ換地處分ヲ爲ササルモノニシテ地價ノ配賦ヲ爲サムトスルモノハ工事完了ノ届出ヲ爲シタル後遲滞ナク地價配當案ヲ作製シ總會又ハ總會議ノ決議ヲ經テ之ヲ所轄稅務署長ニ差出シ其ノ配

維持管理ヲ除ク外工事完了ニ至ル迄ニ要スル工事費其ノ他一切ノ費用ノ事業年度別見積額

耕地整理法施行規則第二十一條ノ規定ニ依ル經費ノ收支豫算ヲ定メタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スヘシ

前條ノ規定ハ一人又ハ敷人共同シテ耕地整理ヲ施行スルモノニシテ資金ノ借入ヲ爲シ若ハ負債ヲ償還シタルモノニ之ヲ準用ス

耕地整理法施行規則第二十一條ノ規定ニ依ル經費ノ收支豫算ヲ定メタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スヘシ

事業ノ種類及土地ノ狀況ニ依リ換地處分ヲ爲ササルモノニシテ地價ノ配賦ヲ爲サムトスルモノハ工事完了ノ届出ヲ爲シタル後遲滞ナク地價配當案ヲ作製シ總會又ハ總會議ノ決議ヲ經テ之ヲ所轄稅務署長ニ差出シ其ノ配

ト稱ス)ノ設立許可申請書ニハ組合ニ在リテハ設立者ノ住所、職業及氏名ヲ、聯合會ニ在リテハ設立者タル組合又ハ聯合會ノ事務所及其ノ名稱ヲ記載スヘシ組合又ハ聯合會ノ設立許可申請書若ハ合併ニ因ル設立認可申請書ニ添付スヘキ定款ノ數ハ左ノ通トス

一 産業組合法第一條第七項ノ事業ヲ行フ組合、製絲ヲ爲シ又ハ製絲工場ヲ有スル組合、醫療設備ヲ有スル組合及區域ガ郡又ハ市ノ區域ヲ超ユル組合ニ在リテハ三通

二 産業組合法第一條第四項ノ事業ヲ行フ信用組合、産業組合法第一條第四項ノ事業ヲ行フ信用組合ノ所屬スル聯合會、製絲ヲ爲シ又ハ製絲工場ヲ有スル聯合會及醫療設備ヲ有スル聯合會ニ在リテハ四通

三 前各號ニ掲グルモノ以外ノ組合ニ在リテハ二通、聯合會ニ在リテハ

一 諸契約書

二 諸往復文書

三 金品受領證

四 雜件文書

一 諸契約書

二 諸往復文書

三 金品受領證

賦ヲ受クヘシ

第十三條 耕地整理法施行規則第二十五條ノ規定ニ依リ書類及帳簿ノ引渡ヲ了シタルトキハ十日以内ニ雙方連署ヲ以テ引繼目錄ヲ添付シ其ノ完了年月日ヲ知事ニ届出ツヘシ

第十四條 耕地整理事務所ニハ其ノ事務所所タルコトヲ表示スヘキ標札ヲ掲クヘシ

第十五條 耕地整理ニ關スル圖書類ハ左ノ分類ニ從ヒ編綴整理スヘシ

一 收支豫算、收支決算及事業報告書

二 會議關係書類

三 起債關係書類

四 換地處分認可申請書類

五 地價配當關係書類

六 登記申請書類

七 指令其ノ他諸令達

八 諸公告及通知書類

産業組合法施行細則

昭和三十二年十二月十一日  
新潟縣令第六十三號  
産業組合法施行細則左ノ通定ム

第一條 産業組合(以下組合ト稱ス)又ハ産業組合聯合會(以下聯合會ト稱ス)ノ設立許可申請書ニハ組合ニ在リテハ設立者ノ住所、職業及氏名ヲ、聯合會ニ在リテハ設立者タル組合又ハ聯合會ノ事務所及其ノ名稱ヲ記載スヘシ組合又ハ聯合會ノ設立許可申請書若ハ合併ニ因ル設立認可申請書ニ添付スヘキ定款ノ數ハ左ノ通トス

一 産業組合法第一條第七項ノ事業ヲ行フ組合、製絲ヲ爲シ又ハ製絲工場ヲ有スル組合、醫療設備ヲ有スル組合及區域ガ郡又ハ市ノ區域ヲ超ユル組合ニ在リテハ三通

二 産業組合法第一條第四項ノ事業ヲ行フ信用組合、産業組合法第一條第四項ノ事業ヲ行フ信用組合ノ所屬スル聯合會、製絲ヲ爲シ又ハ製絲工場ヲ有スル聯合會及醫療設備ヲ有スル聯合會ニ在リテハ四通

三 前各號ニ掲グルモノ以外ノ組合ニ在リテハ二通、聯合會ニ在リテハ



三通  
前項第二號又ハ第二號ノ規定ニ依  
ル定款ハ二通ヲ除クノ外謄本ヲ以  
テ足ル

第三條 組合又ハ聯合會ノ設立許可申請  
書、目的變更ニ依ル定款變更認  
可申請書及合併認可申請書ニハ  
定款ノ外左ノ事項ヲ記載シタル  
書類ヲ添附スヘシ

一 申請ノ理由  
二 區域内ニ於ケル總戸數、組合員タ  
ル資格ヲ有スル者ノ數、組合員數  
及出資口數但シ區域カ市町村ノ區  
域ヲ超ユル場合ニ於テハ市町村別  
ニ依ル此等ノ數(聯合會ニ在リテ  
ハ所屬スル資格ヲ有スル組合數、  
所屬組合數及出資口數)

三 起業費ノ收支概算  
四 事業執行ノ方法及三事業年度ノ事  
業計畫  
五 三事業年度ノ損益概算  
六 事業開始ノ豫定年月日

製絲ヲ爲シ又ハ製絲工場ヲ有スル組合  
若ハ聯合會ニ在リテハ前項ノ書類ノ外  
右ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附スヘ  
シ

一 製絲業法施行規則第四條第一項第  
一號、第二號及第五號ニ掲クル事  
項

二 區域内ニ於ケル養蠶戸數及上繭產  
額並ニ組合員(聯合會ニ在リテハ  
所屬組合ノ組合員)中養蠶者數及  
其ノ上繭產額

醫療設備ヲ有スル組合又ハ聯合會ニ在  
リテハ第一項ノ書類ノ外左ノ事項ヲ記  
載シタル書類ヲ添附スヘシ

一 醫療設備ニ關スル敷地ノ面積、建  
物ノ種別、階級及面積、配置及附  
近略圖、患者ヲ收容スルモノニ在  
リテハ收容定員其ノ他參考トナル  
ベキ事項  
二 醫師ノ數、經歷、診療分擔科名及  
診療ニ從事スル條件  
三 調劑員、看護員其ノ他ノ診療介助

者ノ男女別數及介助ノ内容別數  
四 醫療事業ニ關スル起業費ノ收支概  
算及事業ノ收支概算  
五 診療ニ關スル規程

六 區域内ニ於ケル診療科別開業醫師  
數

前三項ノ書類ハ製絲ヲ爲シ又ハ製絲工  
場ヲ有スル組合若ハ聯合會、醫療設備  
ヲ有スル組合又ハ聯合會及區域ガ郡又  
ハ市ノ區域ヲ超ユル組合ニ在リテハ二  
通トシ其ノ他ノ組合又ハ聯合會ニ在リ  
テハ一通トス

第四條 産業組合施行規則第一條ノ四ノ  
規定ニ依リ提出スベキ書類ハ二  
通トス

第五條 定款變更認可申請書ニハ定款ノ  
抄本ヲ交附スベシ但シ目的變更  
ニ因ル定款變更認可申請書ニハ  
定款ノ謄本ヲ添附スベシ  
第六條 第二條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依  
リ定款變更認可申請書ニ添附ス  
ベキ定款ノ抄本又ハ謄本ノ數ニ

付之ヲ準用ス

第六條 組合又ハ聯合會ハ左ノ場合ニ於  
テハ設立許可申請書、合併ニ因  
ル設立認可申請書及定款變更認  
可申請書ニ其ノ事由ヲ記載シタ  
ル書類ヲ添附スベシ

一 組合ノ區域ガ市町村ノ區域ヲ超ユ  
ルトキ又ハ市町村ノ區域ニ滿タサ  
ルトキ

二 組合員ノ有シ得ベキ出資口數ガ三  
十口ヲ超ユルトキ又ハ所屬組合若  
ハ所屬聯合會ノ有シ得ヘキ出資口  
數カ百口ヲ超ユルトキ

三 出資一口ノ金額カ組合ニ在リテハ  
五十圓、聯合會ニ在リテハ五百圓  
ヲ超ユルトキ

四 製絲工場ヲ有スル組合又ハ聯合會  
ニシテ繰絲機百五十釜以上ヲ備ヘ  
サルトキ

五 拂込ミタル出資額ニ對スル剩餘金  
配當ノ率カ年六分ヲ超ユルトキ  
六 主タル事務所ヲ區域外ニ設置スル

トキ

七 事業年度カ曆年ニ依ラサルトキ  
産業組合法第六十二條ノ二第一項ノ規  
定ニ依ル組合又ハ聯合會ノ繼續認可申  
請書ニハ其ノ申請ノ理由ヲ記載シタル  
書面ヲ添附スヘシ

第七條 組合又ハ聯合會ノ事務所ニハ見  
易キ箇所ニ其ノ名稱ヲ表示スヘ  
シ

第八條 産業組合法施行規則第一條ノ十  
一ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ  
左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添  
附スヘシ

一 申請ノ理由  
二 總會又ハ總代会ノ決議錄  
三 加入セントスル組合名

第九條 産業組合法第九條第一項第一號  
乃至第五號若ハ第十二號ノ事項  
ニ關スル定款變更認可申請書又  
ハ總會ノ決議ニ因ル解散認可申  
請書ニ添附スヘキ總會又ハ總代  
會ノ決議錄ハ二通トス但シ一通

ハ抄本ヲ以テ足ル

前項ニ規定セル場合ノ外定款變  
更認可申請書ニ添附スヘキ總會  
又ハ總代会ノ決議錄ハ一通トス  
産業組合法第十六條ノ二第一項  
第十六條ノ三第一項、第十六條  
ノ四第一項、第十六條ノ六、第  
六十三條第二項、第七十四條第  
二項、第七十四條ノ二第二項及  
産業組合法施行規則第九條ノ五  
第十二條ノ三、第十二條ノ四、  
第十五條第二項、第十六條、第  
十七條ノ二ノ規定ニ依リ差出す  
ベキ届書及其ノ添附書類ハ二通  
組合原簿ハ一通トス

第十條 産業組合法施行規則第十條ニ  
依リ組合又ハ聯合會ノ理事ノ差  
出すベキ書類ハ組合ニ在リテハ  
一通、聯合會ニ在リテハ二通ト  
ス但シ産業組合法第一條第四項  
ノ事業ヲ營ム信用組合及産業組  
合法第一條第四項ノ事業ヲ營ム

第十一條 産業組合法施行規則第十條ニ  
依リ組合又ハ聯合會ノ理事ノ差  
出すベキ書類ハ組合ニ在リテハ  
一通、聯合會ニ在リテハ二通ト  
ス但シ産業組合法第一條第四項  
ノ事業ヲ營ム信用組合及産業組  
合法第一條第四項ノ事業ヲ營ム



信用組合ノ所屬スル聯合會ニ在

履歷書ヲ添附スベシ

五 出資口數

リテハ三通、製絲事業又ハ醫療事業ヲ行フ組合ニ在リテハ二通トス

第十五條 組合又ハ聯合會ガ總會若ハ總會ヲ開カントスルトキハ少クトモ開會ノ日ヨリ一週間前ニ開會日時、場所及會議ノ目的タル事項ヲ、會議ノ終リタルトキハ遲滞ナク其ノ決議ノ要領ヲ知事ニ報告スベシ

第十八條 組合又ハ聯合會ニ於テ組合又ハ聯合會ヲ代表スベキ者ヲ定メタルトキハ遲滞ナク其ノ氏名及就任年月日ヲ知事ニ報告スベシ其ノ辭任シタルトキ亦之ニ準ズ又ハ聯合會ヲ代表スベキ者ヲ定メタルトキハ其ノ者ノ更迭シタルトキハ遲滞ナク其ノ當時ニ於ケル資金及負債ニ關スル明細書ヲ作製シ事務ノ引繼ヲ行フベシ前項ノ手續完了シタルトキハ直ニ其ノ旨知事ニ報告スベシ

第十二條 産業組合法施行規則第十條ニ依ル書類、第十二條第三項ニ依ル報告及第十七條ノ三ニ依ル書類ハ總會又ハ總代會ノ承認若ハ決議ヲ經タル後一週間以内ニ之ヲ差出スベシ

第十六條 理事産業組合法第二十三條ノ規定ニ依リ總會又ハ總代會召集ノ請求ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ目的及理由ヲ記載シタル書面ヲ具シ其ノ旨知事ニ届出ヅベシ

第十九條 組合又ハ聯合會ノ理事(組合又ハ聯合會ヲ代表スベキ者ヲ定メタルトキハ其ノ者)ノ更迭シタルトキハ遲滞ナク其ノ當時ニ於ケル資金及負債ニ關スル明細書ヲ作製シ事務ノ引繼ヲ行フベシ前項ノ手續完了シタルトキハ直ニ其ノ旨知事ニ報告スベシ

第十三條 大正六年勅令第二百一號産業組合法第四十六條ノ二ノ規定ニ依ル拂戻準備金管理ニ關スル件

第十七條 組合ガ法人ヲ加入セシメタルトキハ遲滞ナク左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ具シ其ノ旨知事ニ届出ヅベシ

第二十條 組合又ハ聯合會事業ヲ休止シタルトキハ其ノ事由及事業開始見込年月日ヲ具シ遲滞ナク其ノ旨知事ニ届出ヅベシ休止シタル事業ヲ開始シタルトキ亦之ニ準ズ前項ノ届書ニハ其ノ當時ニ於ケル財産目録及試算表ヲ添附スベシ

第十四條 産業組合法第八十條第一項但書ノ規定ニ依ル理事又ハ監事ノ選任認可申請書ニハ其ノ選任ノ事由ヲ記載シタル書面及本人ノ

一 名稱  
二 事業  
三 地區  
四 組合員數

第二十一條 組合又ハ聯合會理事又ハ監事ノ選任認可申請書ニハ其ノ選任ノ事由ヲ記載シタル書面及本人ノ

第二十二條 理事若ハ清算人産業組合法第六十九條又ハ第七十五條ニ依リ破産宣告ノ請求ヲ爲シタルトキ又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ旨知事ニ届出ヅベシ

第二十五條 組合又ハ聯合會事務執行ニ關スル規程ヲ設ケ又ハ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スベシ

第二十二條 組合又ハ聯合會ハ毎年三月、六月、九月及十二月ノ各月末日現在ノ狀況及試算表ヲ各翌月十日迄ニ知事ニ報告スベシ

第二十三條 組合又ハ聯合會ハ毎年三月、六月、九月及十二月ノ各月末日現在ノ狀況及試算表ヲ各翌月十日迄ニ知事ニ報告スベシ

第二十六條 組合ガ産業組合法、産業組合法施行規則又ハ本令ニ依リ知事ニ差出スベキ書類ハ第十條、第二十三條及第二十四條ニ依ルモノノ外所轄市町村長ヲ經由スベシ

第二十三條 組合又ハ聯合會ハ毎年三月、六月、九月及十二月ノ各月末日現在ノ狀況及試算表ヲ各翌月十日迄ニ知事ニ報告スベシ

第二十四條 監事ハ毎年四月及九月組合又ハ聯合會ノ財産ノ狀況及理事ノ業務執行ノ狀況ヲ監査シ其書類ヲ組合ニ備付クルノ外監査終了後十日以内ニ其ノ概況ヲ具シ知事ニ報告スベシ

第二十七條 組合又ハ聯合會事務執行ニ關スル規程ヲ設ケ又ハ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スベシ

第二十四條 組合又ハ聯合會ハ毎年三月、六月、九月及十二月ノ各月末日現在ノ狀況及試算表ヲ各翌月十日迄ニ知事ニ報告スベシ

第二十五條 組合又ハ聯合會事務執行ニ關スル規程ヲ設ケ又ハ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スベシ

第二十八條 組合又ハ聯合會事務執行ニ關スル規程ヲ設ケ又ハ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スベシ

第二十五條 組合又ハ聯合會事務執行ニ關スル規程ヲ設ケ又ハ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スベシ

第二十六條 組合ガ産業組合法、産業組合法施行規則又ハ本令ニ依リ知事ニ差出スベキ書類ハ第十條、第二十三條及第二十四條ニ依ルモノノ外所轄市町村長ヲ經由スベシ

第二十九條 組合又ハ聯合會事務執行ニ關スル規程ヲ設ケ又ハ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スベシ

第二十六條 組合ガ産業組合法、産業組合法施行規則又ハ本令ニ依リ知事ニ差出スベキ書類ハ第十條、第二十三條及第二十四條ニ依ルモノノ外所轄市町村長ヲ經由スベシ

第二十七條 組合又ハ聯合會事務執行ニ關スル規程ヲ設ケ又ハ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スベシ

第三十條 組合又ハ聯合會事務執行ニ關スル規程ヲ設ケ又ハ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スベシ

第二十七條 組合又ハ聯合會事務執行ニ關スル規程ヲ設ケ又ハ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スベシ

第二十八條 組合又ハ聯合會事務執行ニ關スル規程ヲ設ケ又ハ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スベシ

第三十一條 組合又ハ聯合會事務執行ニ關スル規程ヲ設ケ又ハ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スベシ

第二十八條 組合又ハ聯合會事務執行ニ關スル規程ヲ設ケ又ハ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スベシ

第二十九條 組合又ハ聯合會事務執行ニ關スル規程ヲ設ケ又ハ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スベシ

第三十二條 組合又ハ聯合會事務執行ニ關スル規程ヲ設ケ又ハ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スベシ

第二十九條 組合又ハ聯合會事務執行ニ關スル規程ヲ設ケ又ハ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スベシ

第三十條 組合又ハ聯合會事務執行ニ關スル規程ヲ設ケ又ハ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スベシ

第三十三條 組合又ハ聯合會事務執行ニ關スル規程ヲ設ケ又ハ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スベシ

第三十條 組合又ハ聯合會事務執行ニ關スル規程ヲ設ケ又ハ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スベシ

第三十一條 組合又ハ聯合會事務執行ニ關スル規程ヲ設ケ又ハ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スベシ

第三十四條 組合又ハ聯合會事務執行ニ關スル規程ヲ設ケ又ハ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スベシ

第三十一條 組合又ハ聯合會事務執行ニ關スル規程ヲ設ケ又ハ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スベシ

大正十五年十月二十一日縣令第九十五號  
ハ之ヲ廢止ス  
縣社以下神社ノ神職並  
氏子總代服務處規程

改正 昭和六年六月縣令第五〇號  
縣令第三十四號  
大正七年四月十九日

縣社以下神社ノ神職並氏子總代服務處規程  
縣社以下神社ノ神職並氏子總代服務處規程

第一章 神職  
第一條 村社以下ノ神社ニシテ社掌二名以上アル場合ニ於テハ其ノ社務ハ首席タル社掌之ヲ管理ス  
氏子總代又ハ崇敬者總代ハ神職ト協議ノ上前項ノ首席社掌ヲ定メ知事ニ届出ツヘシ

第二條 (削除)  
第三條 神職其ノ本務神社所在地以外ノ市町村ニ居住セムトスルトキハ

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



其ノ事由ヲ具シ縣社ノ神職ハ知事郷社以下神社ノ神職ハ郡市長ノ許可ヲ受クヘシ

第四條

神職除服出仕ノ命ヲ受ケムトスルトキハ縣社ノ神職ハ知事ニ郷社以下神社ノ神職ハ郡市長ニ内申スヘシ

第五條

神職社務ノ爲出張シタルトキハ縣社ノ神職ハ知事ニ郷社以下神社ノ神職ハ郡市長ニ届出ツヘシ左ノ場合ニ於テハ縣社ノ神職ハ知事ニ郷社以下神社ノ神職ハ郡市長ニ届出ツヘシ

第六條

- 一 病氣引籠十五日以上ニ互ルトキ
- 二 七日以上ノ私事旅行ヲ爲サムトスルトキ
- 三 忌服ヲ受ケタルトキ

第七條

神職其ノ職ヲ辭セムトスルトキハ事由ヲ具シ管理者タル神職及氏子總代又ハ崇敬者總代連署ノ上知事ニ願出ツヘシ

第八條

神職死亡シタルトキハ七日以内

ニ神職氏子總代又ハ崇敬者總代ヨリ知事ニ届出ツヘシ

第九條

神社ノ管理者タル神職交替セル場合ハ二十日以内ニ引繼書ヲ作製シ氏子總代又ハ崇敬者總代立會ノ上現品ニ對照シ社務一切ノ引繼ヲ爲シ新舊神職並立會者署名捺印スヘシ

- 一 社務ニ關スル重要ナル事件
- 二 土地、建物、寶物、貴重品、現金有價證券證書
- 三 收支ノ狀況並債權、債務
- 四 備付諸帳簿類ノ名稱及冊數

第十條

前條神職交替ノ場合ニ於テ後任定マラサルトキハ二名以上ノ神職アル神社ニ在リテハ在任神職

其ノ他ノ神社ニ在リテハ氏子總代又ハ崇敬者總代ニ於テ引繼ヲ受ケ後任神職就職ノ後更ニ前條ノ手續ニ依リ引繼並届出ヲ爲スヘシ

第十一條 神職死亡其ノ他已ムヲ得サル事故ニ依リ引繼ヲ爲スコト能ハサルトキハ在任神職、氏子總代又ハ崇敬者總代ニ於テ前二條ニ準シ之ヲ行フヘシ

第十二條

神社ニハ他ノ法令ニ依リ調製スヘキ諸帳簿ノ外左ノ簿冊ヲ備ヘ常ニ之カ整理ヲ爲スヘシ

- 一 祭神及由緒記
- 二 祭典ニ關スル書類
- 三 古文書諸記録目錄
- 四 備品臺帳
- 五 境内實測圖、建物明細圖
- 六 法規、令達及公文書綴
- 七 社務引繼書類綴
- 八 契約書類綴
- 九 職員名簿履歷書類

十 社務ノ日誌

十一 氏子、崇敬者及氏子總代、崇敬者總代名簿

十二 其ノ他必要ト認ムヘキ書類

第十三條

氏子總代ハ其ノ氏子中ヨリ三名以上七名以内ノ氏子總代ヲ置クヘシ

氏子總代ノ員數ハ氏子ト協議ノ上神社ノ管理者タル神職之ヲ定ム

八名以上ノ氏子總代ヲ置カムトスル神社ニ在リテハ其ノ事由ヲ具シ縣社ニ在リテハ知事郷社以下ノ神社ニ在リテハ郡市長ノ認可ヲ受クヘシ

第十四條 氏子總代ハ氏子中ノ獨立ノ生計ヲ營ム成年男子ヨリ選舉スヘシ

第十五條 氏子總代ノ選舉ハ神社ノ管理者タル神職之ヲ管理ス

第十六條 氏子總代ノ選舉ヲ行ハムトス

ルトキハ其ノ日時場所及選舉スヘキ員數ヲ豫メ氏子ニ告知スヘシ

第十七條 氏子總代ノ選舉ヲ終リタルトキハ神職ハ直チニ其ノ旨ヲ當選者ニ通知シ五日以内ニ其ノ承諾書ヲ徵スヘシ

第十八條 氏子總代當選確定シタルトキハ神職ハ其ノ住所氏名、當選年月日ヲ具シ五日以内ニ縣社ニ在リテハ知事、郷社ニ在リテハ郡市長、村社以下ノ神社ニ在リテハ市町村長ニ届出ツヘシ

第十九條 氏子總代ノ任期ハ三箇年トス但シ再選ヲ妨ケス

氏子總代ニ缺員ヲ生シタル爲ニ名以下トナリタルトキハ臨時補缺選舉ヲ行フヘシ

補缺選舉ニ當選シタル者ハ其ノ前任者ノ殘期間在任ス

氏子總代ノ任期滿了スルモ其ノ後任者確定スルニ至ルマテハ前

任者在任スルモノトス

第二十條 氏子總代ニシテ禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケ又ハ不良ノ行爲アリト認ムルトキハ知事ハソノ失職ヲ命スル事アルヘシ

第二十一條 氏子總代ハ神社財産ノ管理、維持經營、其ノ他重要ナル事項ニ關シ神職ノ協議ニ應シ神職ノ職務ヲ補助スヘシ

氏子總代ハ神社ノ願届ニ連署スベキモノトス但シ總代中事故ノ爲連署シ能ハサル者又ハ連署ニ同意セサルモノアルトキハ神職ニ於テ其ノ事由ヲ具シ本書ニ添付スヘシ

第二十二條 神職缺員ノ場合ニ於テハ氏子總代ハ神社財産ノ管理、維持ニ關スル一切ノ事項ヲ管掌シ其ノ責ニ任スヘシ

第二十三條 氏子總代ニ關スル規定ハ氏子ナキ神社ノ崇敬者總代ニ之ヲ準用ス

第二十四條 氏子總代ニ關スル規定ハ氏子ナキ神社ノ崇敬者總代ニ之ヲ準用ス

第二十五條 氏子總代ニ關スル規定ハ氏子ナキ神社ノ崇敬者總代ニ之ヲ準用ス

第二十六條 氏子總代ニ關スル規定ハ氏子ナキ神社ノ崇敬者總代ニ之ヲ準用ス

第二十七條 氏子總代ニ關スル規定ハ氏子ナキ神社ノ崇敬者總代ニ之ヲ準用ス

第二十八條 氏子總代ニ關スル規定ハ氏子ナキ神社ノ崇敬者總代ニ之ヲ準用ス

第二十九條 氏子總代ニ關スル規定ハ氏子ナキ神社ノ崇敬者總代ニ之ヲ準用ス

第三十條 氏子總代ニ關スル規定ハ氏子ナキ神社ノ崇敬者總代ニ之ヲ準用ス

第三十一條 氏子總代ニ關スル規定ハ氏子ナキ神社ノ崇敬者總代ニ之ヲ準用ス

第三十二條 氏子總代ニ關スル規定ハ氏子ナキ神社ノ崇敬者總代ニ之ヲ準用ス

第三十三條 氏子總代ニ關スル規定ハ氏子ナキ神社ノ崇敬者總代ニ之ヲ準用ス

第三十四條 氏子總代ニ關スル規定ハ氏子ナキ神社ノ崇敬者總代ニ之ヲ準用ス

第三十五條 氏子總代ニ關スル規定ハ氏子ナキ神社ノ崇敬者總代ニ之ヲ準用ス



第廿四條 第一條、第二條、第十三條第

三項及第十八條ノ願届ニシテ知事ニ差出スヘキモノハ郡市町村長ヲ、郡長ニ差出スヘキモノハ町村長ヲ經由スヘシ

附則

第廿五條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第廿六條 本令施行ノ際現ニ本務神社所在地以外ノ市町村ニ居住スル神職ハ本規程第三條ノ許可ヲ取ケタルモノト看做ス

第廿七條 本令施行ノ際現ニ八名以上ノ氏子總代ヲ置ケル神社ニ在リテハ其ノ任期滿了ニ至ルマテ本規程第十三條第三項ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第廿八條 從前ノ規程中神社寺院共通ノモノハ其ノ神社ニ關スル部分ノミ廢止セラレタルモノトス

社寺總代人心得方

明治二十四年十二月二十五日 訓令 甲 第五十四號

社寺總代人ノ儀ニ付テハ明治十四年八月乙第六十五號及ビ本年六月訓令甲第二十號訓達ノ次第モ有之處該總代人ニ關シ尙左ノ通心得ヘシ

社寺總代人ノ員數ハ三名以上ノ成規ナリト雖モ徒ニ多數ノ總代人ヲ設置シ之カ爲メ事務ヲ澁滞セシメル等ノ弊害アリト見認ムルトキハ其社寺ノ狀況ニ從ヒ氏子檀信徒ノ多寡ヲ計リ三名以上ニ於テ適宜總代人ノ員數ヲ指定スルコトヲ得

社寺總代人ハ其社寺ノ願届ニ連署シ神官住職ト常ニ心ヲ協セ該社寺ノ永續保護ニ盡力スヘキハ勿論ナレトモ社寺ノ實務ハ神官住職ノ職任ナルニ依リ總代人ハ神官住職ニ干渉シ社寺ノ實務ヲ妨ケ社寺收入財産ヲ妄リニ他ニ使用スル等ノ所爲アラシムヘカラス

史蹟名勝天然記念物 保存ニ關スル件

明治十二年十月十五日 社兵第六二七六號學務部長通牒

史蹟 勝天然記念物ノ保存ニ關シテハ夫夫留意セラレ居候儀ト被存候ヘ共天然記念物ノ如キハ往々學術研究ノ名目ノ下ニ名木珍奇植物等ノ標本ノ採集ヲ爲ス向有之爲メ名木ノ損傷又ハ珍奇植物ノ箇數ノ減少ヲ來ス場合アルヤニ及聞殊ニ櫻ノ如キハ枝ノ採集ニ依リ樹ノ腐損スル虞最モ多ク候ニ就テハ斯ル行爲ヲ爲スモノ無之様充分御取締相成度依命及通牒候也

記

一 史蹟名勝天然記念物ヲ指定セラレタルトキハ左記各號ニ依リ處理ヲ爲シ保存上違算ナキヲ期スルコト

イ 指定物件ノ所有者、管理者若ハ占有者其ノ他利害關係者竝ニ所轄警察官署ニ對シ直チニ指定ノ事實及保存法

違反者制裁ノ要領ヲ通知スルコト

(大正八年四月十日法建第四十四號 史蹟名勝天然記念物保存法)

ロ 標識、注意札ヲ建設スルコト

ハ 地域ヲ表示スル必要アル場合ハ境界標ヲ建設スルコト

ニ 保存上必要アル場合ハ圍柵若ハ覆屋ヲ建設スルコト

ホ 標識ノ大サハ八寸乃至一尺角トシ其ノ地上ノ高サハ五尺乃至八尺トスルコト

ヘ 標識ノ記載ハ左ノ例ニ依ルコト

表面 史蹟(名勝、天然記念物)……(指定セラレタル名稱ヲ記スコト)

右側面 史蹟名勝天然記念物保存法ニ依リ一年一月文部大臣指定

左側面 一年一月建設

ト 注意札ノ文辭ハ成ルヘク平易ニ且啓發的ナラシムルコト

二 管理者又ハ神社寺院若ハ所有者其ノ他ニ於テ前項ノ保存施設ヲ爲ス場合ハ設計仕様書、設計圖、建設位置圖彫刻及記載文辭竝ニ起工竣工豫定年月等ヲ附シ豫メ文部省ノ指揮ヲ受クルコト

三 國庫ハ管理者ノ負擔ニ係ル保存施設費ニシテ保存上必要止ムヲ得サルモノト認定シタル分ニ對シテハ當該年度豫算内ニ於テ其ノ二分ノ一ヲ補助ス但シ特殊ノ事情ナキ限り一史蹟名勝天然記念物ノ保存施設ニ對スル最高補助額ハ五百圓トス

補助申請ハ工費見積書及算豫書ヲ添ヘ前項保存施設ノ申請書ニ添付スルコト

四 保存施設以外ノ管理者ニ對シテハ當分ノ内國庫ヨリ補助ヲ行ハス但シ特殊ノ事情アル場合ハ左記ニ依リ補助スルコトアルヘシ

イ 修理費用ニ對シテハ其ノ三分一以内  
ロ 維持費用ニ對シテハ其ノ六分一以内

五 明治天皇聖蹟ニ限リ標識ノ記載文辭表面ノ「史蹟」ハ之ヲ削リ側面ノ「史蹟名勝天然記念物保存法ニ依リ」ノ次ニ「史蹟トシテ」ト挿入シ尙注意札記載文辭ノ「片假名」ハ「平假名」トスルコト

兒童生徒ニ對スル校外生活指導ニ關スル件

昭和八年一月十日 社第四〇〇六號學務部長通牒 支廳長市町村長學校長宛

十二月十七日附文部省訓令第二十二號ヲ以テ標記ノ件ニ關シ訓令相成タル處右ニ就キテハ特ニ左記事項御留意相成様致度此段依命及通牒候也

記

一 兒童生徒ノ校外生活指導ハ訓令ノ趣旨ニ基キ敬神崇祖、社會奉仕、協同互助、規律節制、勤勞愛好、健康増進等ノ要目ニ準據シ地方ノ情況ニ應シテ適切ナル施設ヲ講スルコト  
二 本指導ハ主トシテ小學校兒童ニ對シ



テ之ヲ行ヒ中等學校低學年生徒ヲシテ適宜之ニ參加セシムルコト  
但シ中等學校低學年生徒ヲ單位トシテ之ヲ行フモ可ナルコト小學校ニアリテハ尋常小學校第三學年以上ノ兒童ヲ準據トスルコト  
三 本指導ハ成ルヘク學校又ハ一定ノ地域ヲ單位トシテ之ヲ行ヒ必要ニ應ジテ團體ヲ組織シ更ニ聯合團體ヲ組織スルモ可ナルコト  
四 既設ノ少年團體ニ關シテハ之カ向上振作ノ方途ヲ講セシムルコト  
五 本指導ハ大體學校當事者ヲ中心トシ教育教化關係者、男女青年團幹部等ヲシテ之ニ協力セシムルコト

文部省訓令第二十二號

北海道廳 府縣

兒童生徒ニ對スル校外生活指導ニ關スル件

既設社會教育ノ進展ニ伴ヒ之ニ關スル施設ハ比年著シク普及シ其ノ成績亦觀ルヘキモノアリト雖小學校並中等學校ノ兒童生徒ニ對シ其ノ餘暇ヲ利用シ社會生活ニ關スル訓練ヲ行ヒ以テ學校教育ノ補足ヲ圖ルヘキ施設ニ至リテハ今猶遺憾ナル情態ニ在リ仍テ此ノ方面ニ就キ其ノ改善普及ヲ期スルハ家庭及學校ノ教育ヲシテ十全ノ效果ヲ收メシムル所以ナリト認ム

之ヲ事實ニ徵スルニ時代ノ急激ナル推移ニ伴ヒ社會的環境日ニ月ニ複雜多樣ヲ加ヘ其ノ間兒童生徒ノ心身ノ健全ナル發達ヲ妨クルカ如キ事象尠シトセス隨ツテ之カ爲ニ生スル不良ナル影響ヲ防止シ且其ノ教育教化ニ資スヘキ適切ナル方策ヲ講スルハ現下ニ於ケル緊切ノ要務ト謂フヘシ素ヨリ斯ノ種施設トシテ既設少年團運動等ノ實績相當觀ルヘキモノアリト雖其ノ内容尙改善ノ餘地ヲ存シ之カ大成ハ寧ロ今後ノ努力ニ俟タサルヘカラス  
惟フニ斯ノ種施設ノ本旨ハ兒童生徒ニ對シ校外生活ヲ指導シ進シテ社會生活ニ關スル訓練ヲ施スニ在リ而シテ敬神崇祖、社會奉仕、協同互助、規律節制、勤勞愛

好等ノ精神ヲ培ヒ併セテ體位ノ向上ヲ圖リ以テ健全ナル國民善良ナル公民タルノ素地ヲ養フハ之カ指導ノ眼目ニシテ學校教育ノ補足タル所以亦實ニ茲ニ在リサレハ斯ノ種施設ニ於テハ學校教育トノ聯繫ヲ密ナラシメ適當ナル指導者ヲ得テ訓育ノ成果ヲ全カラシムルコトニ努ムヘキモノニシテ之カ爲ニハ學校當事者教育教化ノ關係者等相俱ニ力ヲ協セ兒童生徒ノ校外生活ニ關シ適切ナル指導及訓練ノ方途ヲ講センコトヲ要ス地方長官ハ右ノ趣旨ヲ體シ關係各方面ノ注意ヲ喚起シ地方ノ實情ニ應シテ夫々有效ナル施設ヲ講セシメ以テ國民教育ノ徹底ヲ期セラルヘシ  
昭和七年十二月十七日  
文部大臣 鳩山 一郎  
兒童生徒ニ對スル校外生活指導ニ關スル件

昭和八年五月十九日  
社第一一三七號學務部長通牒  
支廳長 市町村長 學校長宛  
標記ノ件ニ關シテハ客年十二月十七日文部省訓令及本年一月十日社第四、〇〇六

號通牒ニヨリ夫々御配意相成ルコトト存スルモ其ノ施設ノ實施方ニ就キテハ今後コノ種ノ施設ヲシテ一層其ノ實績ヲ收メシムルカ爲ニ學校又ハ一定ノ地域等ニ單位トシテ兒童生徒ヲ以テ團體ヲ組織セシメ適切ナル指導ノ下ニ團體員ヲシテ協力一致自發的ニ訓練ニ力メシムルヲ以テ最モ適切ナリト思料セラル殊ニ現下ノ非常時ニ際シテ四月十三日新潟縣訓令第八號及社第八三八號通牒ノ趣旨ニ顧ミ兒童生徒ノ團體的活動ヲ促進シ國民的訓練ノ徹底ヲ圖ルハ極メテ時宜ニ適スルコトト認メラルルニ依リ土地ノ情況ヲ參酌シテ少年少女團體ノ設置ヲ勸奨シ且學校教育トノ聯繫ヲ緊密ナラシメテ之カ指導上ニ遺憾ナキヲ期シ以テ斯ノ種施設ノ目的ヲ達成スル様御配慮相成度

新潟縣蠶種繭賣買取規則

五月第三六號、一二年一二月第一〇二號  
數量、蠶種ノ賣買仲立若ハ行商ヲ爲サムトスル者ハ蠶種保護設備場所ノ所在地

第一條 蠶絲業法施行規則第八十五條第一項各號ノ一ニ該當スル者其ノ業務ヲ行ハムトスルトキハ免許證ヲ携帯スヘシ

第三條 蠶絲業法施行規則第八十五條第一項各號ノ一ニ該當スル者其ノ業務ヲ行ハムトスルトキハ氏名及住所ヲ記載シタル帳簿ヲ携帯シ賣買又ハ仲立ヲ爲シタルトキハ直チニ左ノ事項ヲ記入スヘシ但シ繭市場ニ於ケル繭ノ賣買ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第二條 蠶絲業法施行規則第八十五條第一項各號ノ一ニ該當スル者ニシテ本縣以外ノ道府縣ニ於テ免許ヲ受ケタルモノ本縣内ニ於テ其ノ業務ヲ行ハムトスルトキハ毎年業務開始前左ノ事項ヲ様式第一號ニ依リ記載シ知事ニ之ヲ提出スヘシ

第四條 蠶種ノ賣買又ハ仲立ヲ業トスル者又ハ其ノ從業者ニシテ自ラ蠶

新潟縣蠶種繭賣買取規則

昭和五年四月四日  
新潟縣令第十九號  
改正 昭和六年五月縣令第三九號、七年

一 業種、氏名及住所（從業者ニ在リテハ業主ノ氏名及住所ヲ併記スルコト）  
二 免許證ノ番號  
三 業務ヲ行ハムトスル期間及區域  
四 賣買又ハ仲立ヲ爲サムトスル豫定

一 賣買又ハ仲立ヲ爲シタル相手方ノ氏名及住所  
二 賣買又ハ仲立ヲ爲シタル繭種（繭）數量及單價  
三 前項ノ帳簿ハ其ノ閉鎖後一年間之ヲ保存スヘシ  
第四條 蠶種ノ賣買又ハ仲立ヲ業トスル者又ハ其ノ從業者ニシテ自ラ蠶



種ノ賣買若ハ仲立ヲ爲サムトス  
 ルモノ又ハ蠶種製造者ノ從業者  
 ニシテ蠶種ノ行商ヲ爲サムトス  
 ルモノハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ  
 得ス

一 露店其ノ他蠶種ノ生理ヲ害スル虞  
 アル場所ニ於ケル蠶種ノ賣買又ハ  
 仲立

二 著シク生理ヲ害シタル蠶種ノ賣買  
 又ハ仲立

三 蠶種保護設備ナキ場所ニ於ケル蠶  
 種ノ貯藏

四 蠶種ノ生理ヲ害スル虞アル取扱及  
 運搬

第五條 生繭ノ賣買若ハ仲立ヲ業トスル  
 者又ハ其ノ從業者ニシテ自ラ生  
 繭ノ賣買若ハ仲立ヲ爲サムトス  
 ルモノ又ハ生絲製造者若ハ其ノ  
 從業者ニシテ自ラ生繭ノ買入ヲ  
 爲サムトスルモノハ左ノ行爲ヲ  
 爲スコトヲ得ス

一 收購前ノ賣買又ハ仲立

二 日出前又ハ日没後ニ於ケル繭ノ賣  
 買若ハ仲立又ハ繭ノ受渡

三 正當ノ事由ナキ賣買契約ノ不履行  
 買止又ハ價格引下ノ申合

四 正當ノ事由ナキ現物受渡又ハ代金  
 支拂ノ延期

五 前項第一號ノ規定ハ產繭處理統制  
 法ニ基キテ行フ特約取引ニハ之ヲ  
 適用セス

第六條 產繭處理統制法第四條第一項又  
 ハ產繭處理統制法施行規則第十  
 一條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタ  
 ル者ハ其ノ取引繭ニ付本縣繭檢  
 定所ノ檢定ヲ受クヘシ

第七條 知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ  
 繭市場開設期間中市場以外ノ場  
 所ニ於テ繭ノ賣買又ハ仲立ヲ爲  
 スコトヲ禁止スルコトアルヘシ  
 前項ノ場合ニ於テハ其ノ區域及  
 期間ハ之ヲ告示ス

第八條 第二條ノ規定ハ本縣以外ノ道府  
 縣ニ於テ鑑札ノ交付ヲ受ケタル

第九條 蠶種製造者ニシテ本縣内ニ於テ  
 其ノ製造シタル蠶種ノ行商ヲ爲  
 サムトスルモノニ付之ヲ準用ス

第十條 蠶種ノ賣買若ハ仲立ヲ業トスル  
 者及其ノ從業者ニシテ蠶種ノ賣  
 買若ハ仲立ヲ爲サムトスルトキ  
 又ハ蠶種製造者及其ノ從業者ニ  
 シテ蠶種ノ行商ヲ爲サムトスル  
 トキハ其ノ蠶種臺紙又ハ容器ノ  
 裏面ニ自己ノ氏名住所、冷蔵シ  
 タル蠶種ニ在リテハ出庫ノ月日  
 人工孵化種ニ在リテハ其ノ施行  
 方法ノ種類及施行月日ヲ記載ス  
 ヘシ但シ自己ノ製造ニ係ル蠶種  
 ヲ販賣スル者ニ在リテハ其ノ住  
 所氏名ハ記載ヲ要セス

第十一條 蠶絲業法施行規則第八十五條  
 第一項各號ノ一ニ該當スル者ニ

シテ本縣内ニ於テ其ノ業務ヲ行  
 ヒタルモノニ對シ必要アリト認  
 ムルトキハ其ノ取扱ヲ爲シタル  
 蠶種又ハ繭ノ數量其ノ他ニ付届  
 出ヲ命スルコトアルヘシ

第十二條 削除

第十三條 免許證、鑑札及帳簿ハ當該官  
 吏々員ノ請求アリタルトキハ之  
 ヲ提示スヘシ

第十四條 蠶種製造者ニシテ其ノ製造シ  
 タル蠶種ノ行商ヲ爲サムトスル  
 モノ本則ノ規定ニ違反シ又ハ公  
 益ヲ害スル虞アリト認ムルトキ  
 ハ行商ヲ停止シ、制限シ又ハ禁  
 止スルコトアルヘシ

第十五條 本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ  
 書類ハ所轄蠶業取締所ヲ經由ス  
 ヘシ但シ本縣内ニ住所ヲ有セサ  
 ル者ニ在リテハ本縣蠶業取締所  
 ヲ經由スヘシ

第十六條 右ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ  
 五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處

一 第一條、第二條、第三條、第四條  
 第五條第一項、第六條、第十條、  
 第十一條又ハ第十三條ノ規定ニ違  
 反シタル者

二 第八條ノ規定ニ依リ準用セラルル  
 第二條ノ規定ニ違反シタル者

三 第九條ノ規定ニ依リ準用セラルル  
 第三條又ハ第四條ノ規定ニ違反シ  
 タル者

附 則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 從前ノ規定ニ依リ下付シタル繭賣買業者  
 ノ免許證ハ昭和五年五月末日迄ニ之ヲ返  
 納スヘシ但シ本人死亡ノ場合ニ於テハ其  
 ノ相続人、戸主、家族又ハ雇主ヨリ之ヲ  
 返納スヘシ

大正十二年縣令第八號新潟縣繭賣買業者  
 取締規則ハ之ヲ廢止ス

昭和四年縣令第三十二號新潟縣蠶種賣買  
 業者取締規則ハ之ヲ廢止ス

新潟縣工業興起委員會規程  
 規程  
 昭和十二年三月十六日  
 新潟縣告示第三百五號  
 改正 昭和十二年一月一〇月告示第一二  
 一六號

新潟縣工業興起委員會規程左ノ通定ム  
 新潟縣工業興起委員會規程  
 第一條 新潟縣工業興起委員會ハ商工省  
 地方工業化委員會ト連絡協調シ  
 テ縣内工業ノ振興ヲ圖ル爲左ノ  
 事項ヲ調査審議ス

一 地方工業化ノ可能ナル工業ノ種目  
 及其ノ地域並ニ之カ爲施設スヘキ  
 事項、其ノ他ノ實行方策

二 下請負業ノ助成振興策

三 資源ノ開發並ニ其ノ活用ニ依ル特  
 殊工業ノ開發方策

四 工業ノ動力化及低廉ナル動力利用  
 ノ方策

五 其ノ他工業ノ發達改善ニ關スル事  
 項



委員會ハ之ヲ部門ニ分チ委員ヲ擧  
ケ調査ヲ附託スルコトヲ得

第二條 委員會ハ會長及委員若干名ヲ以  
テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ知事之ニ當リ委員及顧問  
ハ關係官公吏及學識經驗アル者  
ノ中ヨリ知事之ヲ委囑又ハ任命  
ス

第四條 會長ハ任期ハ二年トス  
委員ノ任期ハ二年トス

第五條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ヲ開閉  
ス

第六條 會長事故アルトキハ會長ノ指名  
シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第七條 委員會ニ幹事若干名ヲ置キ知事  
之ヲ委囑又ハ任命ス

第八條 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ  
掌理ス

第九條 委員會ニ書記若干名ヲ置キ知事  
之ヲ命ス

第十條 委員會ハ第一條ノ事項ニ付知事  
ニ建議スルコトヲ得

附則  
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則(昭和十二年告示第百千二  
十六號)

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本規程施行ノ際現ニ委員ノ職ニ在ル者ノ  
任期ハ昭和十四年三月迄トス

### 公有林野造林補助規程

大正八年十月三日  
新潟縣令第四十七號

改正 大正一〇年二月縣令第一〇號、一  
五年七月第六四號、昭和二年一〇  
月第九一號、一一年八月第七六號

公有林野造林補助規程左ノ通改正ス

第一條 市、町、村、(市町村組合又ハ町  
村組合)ニ於テ左記各號ノ一ニ  
該當スル事業ヲ爲シタルトキハ  
本規程ニ依リ補助金ヲ交付ス

一 市、町、村、(市町村組合、町村組  
合)又ハ大字其部落ノ所有ニ屬ス  
ル土地ノ造林又ハ防火線造設

二 大正十三年四月以後法定ノ手續ヲ  
經テ爲シタル公有林野ノ入會整理  
又ハ部落有林野統一

第二條 補助金ヲ交付スヘキ人工造林樹  
種ハ杉、赤松、黒松、落葉松、  
羅漢柏、樺、檜、櫟ノ八種トス  
但シ其ノ他ノ樹種ト雖知事ニ於  
テ必要ト認メタル場合ハ此ノ限  
ニ在ラス

第三條 補助金ヲ交付スヘキ造林面積ハ  
五段歩以上トス

第四條 補助金ヲ交付スヘキ天然造林ハ  
左記各號ノ一ニ該當スル事業ヲ  
施行シタルモノニ限ル

一 天然下種ニ適スル箇所ニ於テ下種  
ヲ容易ナラシムル爲行フ劣悪樹種  
雜草荆棘ノ刈拂及地表ノ掘起

二 既生稚樹保育ノ爲ニ行フ劣悪樹種  
雜草荆棘ノ刈拂

三 既生稚樹ノ疎立セル部分ニ對スル  
補植

第五條 補助金ヲ交付スヘキ防火線ハ造  
林地ノ爲ニ新設スルモノニ限ル

第六條 造林ニ對スル補助金ハ同一事業  
ニ對シ一箇所一回限り之ヲ交付  
ス但シ天災地變又ハ不可抗力ニ  
依リ再回事業ヲ繰返ス場合ハ此  
ノ限りニアラス

第七條 補助金ノ額ハ毎年度豫算ノ範圍  
内ニ於テ事業ノ難易及成績ノ良  
否ヲ斟酌シ左記標準ニ依リ之ヲ  
定ム

一 第一條第一號ノ事業ニ對シテハ其  
ノ費用ノ三分ノ二以內

二 第一條第二號ノ事業ニ對シテハ一  
町步五十錢以內

第八條 第一條第一號ニ依リ補助金ノ交  
付ヲ受ケムトスル者ハ第一號書  
式ノ申請書ニ關係豫算筆寫及實  
測圖ヲ添付シ毎年四月二十日迄  
ニ知事ニ提出スヘシ

第九條 補助ノ指令ヲ受ケタル後事業ノ  
計畫又ハ方法ヲ變更セムトスル  
トキハ其都度事由ヲ詳具シ知事  
ノ認可ヲ受クヘシ

第十條 造林及防火線ニ對スル補助ノ指  
令ヲ受ケタル者事業完了シタル  
トキハ直ニ第四號様式ノ届書ヲ  
差出スヘシ

第十一條 前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ檢  
査ノ上補助金ヲ交付ス

第十二條 事業ノ成績不良ニシテ其目的  
ヲ達スルコト能ハサルモノト認  
メタルトキハ補助金ハ交付セズ

第十三條 第一條第一號ニ依リ補助金ノ  
交付ヲ受ケタル者ハ知事ノ指定  
シタル方法ニ依リ補植並ニ造林  
上ノ手入保護及之ニ附帶セル事

第十四條 第一條第一號ニ依リ補助金ノ交  
付ヲ受ケタル者ハ知事ノ指定  
シタル方法ニ依リ補植並ニ造林  
上ノ手入保護及之ニ附帶セル事

第十五條 第一條第一號ニ依リ補助金ノ交  
付ヲ受ケタル者ハ知事ノ指定  
シタル方法ニ依リ補植並ニ造林  
上ノ手入保護及之ニ附帶セル事

業ヲ施行スヘシ

第一條第二號ニ依リ補助金ノ交  
付ヲ受ケタル者ハ直ニ所有權移  
轉ノ手續ヲ履行シ登記完了年月  
日ヲ報告スヘシ但シ共同使用ノ  
廢止ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者左  
記ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ  
補助金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ  
既ニ交付シタル補助金ノ一部若  
ハ全部ノ還付ヲ命シ仍ホ將來補  
助金ヲ交付セサルコトアルヘシ

一 申請書ニ虛偽ノ記載ヲ爲シ其他不  
正ノ行爲アリタルトキ

二 第十二條ニ違背シタルトキ

### 新潟縣警察犯處罰令

明治四十四年七月七日  
新潟縣令第三十六號

改正 昭和五年四月縣令第二四號、一二  
年一二月第七〇號

新潟縣警察犯處罰令左ノ通り定ム

新潟縣警察犯處罰令

新潟縣警察犯處罰令